

Ⅲ. 中小企業における知財活動実態

1. 中小企業における特許権出願・登録・保有・使用状況

本章では、特許庁が保有する「中小企業産業財産権関係データ（平成 22～24 年）」を活用し、特許の出願・登録状況の把握を行った。また、中小企業庁が実施している「中小企業実態基本調査（平成 22～24 年）」を活用し、特許の所有・使用状況の把握を行った。

（1）中小企業における特許権の出願・登録状況

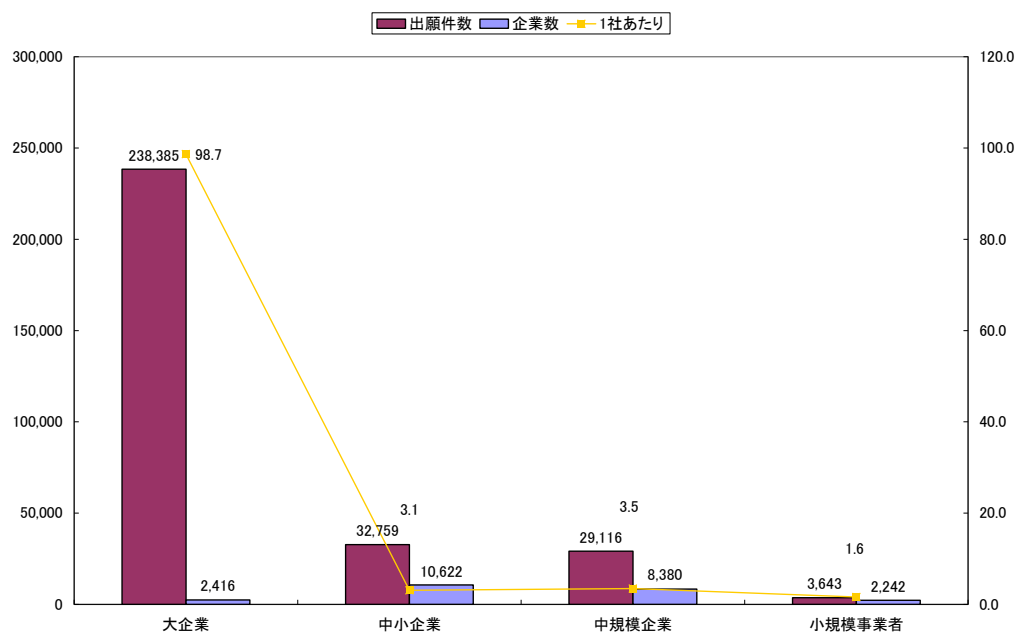
本節では、「中小企業産業財産権関係データ（平成 22～24 年）」を活用し、中小企業における特許の出願・登録状況の把握を行った。

①企業規模別の出願・登録状況

（i）特許権の出願状況（平成 24 年）

企業規模別に特許出願状況を把握したところ、大企業の特許出願件数が 238,385 件程度あることに比べ、中小企業の特許出願件数は 32,759 件であり、大企業の特許出願件数のほうが中小企業の特許出願件数に比べ、7 倍以上の件数があることがわかる。また、出願企業数では、中小企業が 10,622 社と、大企業の 2,416 社に比べ 4 倍以上の企業数があることがわかる。1 社あたりの出願件数で比較すると、大企業が 98.7 件、中規模企業が 3.5 件、小規模事業者が 1.6 件であり、大企業と中小企業の上に大きな差があることがわかる。

図表 1 企業規模別特許出願件数の差¹

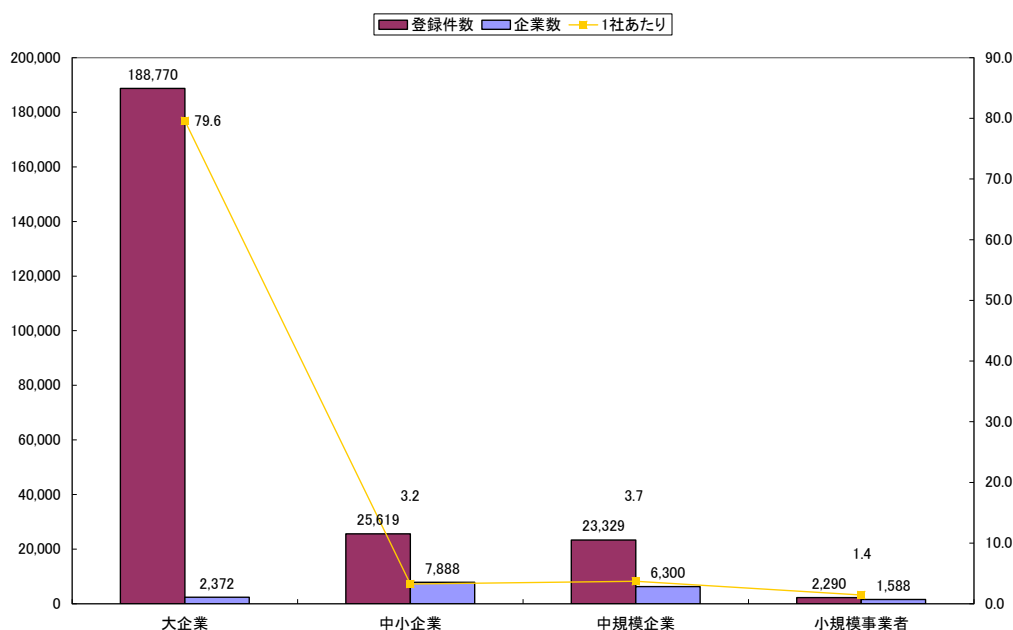


¹ 特許庁「中小企業産業財産権関係データ（平成 24 年）」再編加工

(ii) 特許権の登録状況（平成 24 年）

企業規模別に特許登録状況を把握したところ、大企業の特許登録件数が 188,700 件程度あることに比べ、中小企業の特許登録件数は 25,619 件であり、大企業の特許登録件数のほうが中小企業の特許登録件数に比べ、7 倍以上の件数があることがわかる。また、登録企業数では、中小企業が 7,888 社と、大企業の 2,372 社に比べ 3 倍以上の企業数があることがわかる。1 社あたりの出願件数で比較すると、大企業が 79.6 件、中規模企業が 3.7 件、小規模事業者が 1.4 件であり、登録においても、大企業と中小企業の違いに大きな差があることがわかる。

図表 2 企業規模別特許登録件数の差²



②業種大分類別の出願・登録状況

(i) 特許権の出願状況

業種大分類別に特許出願状況を把握したところ、いずれの業種においても大企業の出願件数が中小企業を大きく引き離していることがわかる。また、1 社あたりの出願件数を業種大分類別企業規模別に把握したが、業種別に見ても、1 社当たりの出願件数が企業規模と異なる結果を示している箇所はない。

² 特許庁「中小企業産業財産権関係データ（平成 24 年）」再編加工

図表 3 業種大分類別企業規模別特許出願件数³

	出願件数				1社あたり出願件数			
	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者
01. 建設業	4,229	1,145	721	424	28.4	1.8	1.9	1.6
02. 食品製造業	1,606	484	425	59	19.3	2.2	2.5	1.3
03. 繊維・パルプ・紙製造業	5,009	711	588	123	72.6	2.4	2.7	1.6
04. 医薬品製造業	1,706	384	358	26	27.1	3.6	4.0	1.4
05. 化学工業	20,768	1,812	1,681	131	146.3	4.3	4.8	1.8
06. 石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	12,136	1,821	1,627	194	82.6	2.8	3.1	1.5
07. 鉄鋼・非鉄金属製造業	10,039	405	368	37	109.1	3.0	3.0	2.6
08. 金属製品製造業	2,831	1,307	1,145	162	36.3	2.3	2.5	1.4
09. 機械製造業	17,532	3,834	3,329	505	84.7	3.1	3.7	1.6
10. 電気機械製造業	82,585	3,384	2,989	395	288.8	3.8	4.4	1.9
11. 輸送用機械製造業	23,684	615	561	54	146.2	3.0	3.3	1.6
12. 業務用機械器具製造業	28,002	6,516	6,359	157	363.7	16.7	21.6	1.6
13. その他の製造業	6,809	1,175	925	250	128.5	2.3	2.6	1.7
14. 情報通信業	3,564	807	688	119	20.5	1.7	1.7	1.5
15. 卸売・小売等	8,191	3,646	3,136	510	24.8	2.1	2.3	1.5
16. その他の非製造業	9,278	2,728	2,279	449	31.1	2.6	2.8	1.8
17. 教育・TLO・公的研究機関・公務	415	225	180	45	83.0	3.0	3.1	3.0
18. その他	0	73	70	3	-	4.3	5.0	1.0

(ii) 特許権の登録状況

業種大分類別に特許登録状況を把握したところ、いずれの業種においても大企業の登録件数が中小企業を大きく引き離していることがわかる。また、出願と同様に、1社あたりの登録件数を業種大分類別企業規模別に把握したが、業種別に見ても、1社当たりの登録件数が企業規模と異なる結果を示している箇所はない。

図表 4 業種大分類別企業規模別特許登録件数⁴

	出願件数				1社あたり出願件数			
	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者
01. 建設業	3,393	806	518	288	22.2	1.6	1.8	1.4
02. 食品製造業	1,190	394	349	45	12.9	2.1	2.3	1.2
03. 繊維・パルプ・紙製造業	3,517	507	446	61	52.5	2.4	2.8	1.2
04. 医薬品製造業	1,211	323	298	25	18.6	3.9	4.3	1.9
05. 化学工業	15,333	1,560	1,475	85	105.0	3.9	4.5	1.2
06. 石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	10,118	1,635	1,507	128	65.7	3.0	3.3	1.5
07. 鉄鋼・非鉄金属製造業	8,327	465	447	18	88.6	3.7	3.9	1.8
08. 金属製品製造業	2,560	1,159	1,047	112	29.4	2.5	2.8	1.3
09. 機械製造業	13,715	3,503	3,147	356	63.5	3.1	3.7	1.4
10. 電気機械製造業	66,189	2,634	2,406	228	223.6	3.9	4.5	1.7
11. 輸送用機械製造業	18,896	474	442	32	115.9	3.0	3.3	1.4
12. 業務用機械器具製造業	20,739	5,546	5,434	112	276.5	17.0	21.2	1.6
13. その他の製造業	5,837	869	729	140	102.4	2.4	2.7	1.5
14. 情報通信業	3,155	471	410	61	21.6	1.5	1.6	1.2
15. 卸売・小売等	6,435	2,439	2,152	287	21.8	2.1	2.2	1.4
16. その他の非製造業	7,940	2,027	1,731	296	30.5	2.8	3.1	1.7
17. 教育・TLO・公的研究機関・公務	215	131	115	16	35.8	3.0	3.3	1.8
18. その他	0	20	20	0	-	2.5	2.5	-

³ 特許庁「中小企業産業財産権関係データ（平成 24 年）」再編加工

⁴ 特許庁「中小企業産業財産権関係データ（平成 24 年）」再編加工

③売上高規模別の出願・登録状況

(i) 特許権の出願状況

売上高規模別に特許出願状況を把握したところ、いずれの企業規模においても売上高が大きくなるほど、出願件数が増加する傾向にあることがわかる（小規模事業者が5億円超において出願件数が減少しているのは、企業数が少ないためである）。しかし、1社あたりの出願件数を売上高規模別に見ると、必ずしも売上高が大きくなることと1社あたりの出願件数が増加することに相関は認められない。また、1社あたりの出願件数を企業規模別に見ると、1千万円超～3千万円の売上高規模においては、中規模企業よりも小規模事業者の件数が僅かながら多くなっていることがわかる。

図表 5 売上高規模別企業規模別特許出願件数⁵

	出願件数				1社あたり出願件数			
	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者
1,500万円以下	21	211	154	57	10.5	2.6	3.2	1.7
2,500万円超～1千万円	0	93	45	48	-	1.5	1.6	1.4
3,1千万円超～3千万円	0	329	93	236	-	1.6	1.5	1.7
4,3千万円超～5千万円	0	287	73	214	-	1.6	1.9	1.5
5,5千万円超～1億円	0	683	157	526	-	1.5	1.5	1.5
6,1億円超～5億円	0	3,124	1,455	1,669	-	1.7	1.8	1.6
7,5億円超～10億円	5	1,940	1,544	396	2.5	1.9	1.9	1.8
8,10億円超	232,032	20,413	20,292	121	99.6	4.8	4.9	1.8

(ii) 特許権の登録状況

売上高規模別に特許登録状況を把握したところ、中規模企業においては「500万超～1千万円」、「1千万円超～3千万円」、「3千万円超～5千万円」の売上高規模において特許が登録されている件数よりも、「500万円以下」において特許が登録されている件数のほうが大きいことがわかる。

図表 6 売上高規模別企業規模別特許登録件数⁶

	出願件数				1社あたり出願件数			
	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者
1,500万円以下	9	122	92	30	4.5	2.4	3.1	1.4
2,500万円超～1千万円	0	72	39	33	-	1.5	1.6	1.4
3,1千万円超～3千万円	0	196	69	127	-	1.4	1.4	1.4
4,3千万円超～5千万円	0	192	53	139	-	1.3	1.4	1.3
5,5千万円超～1億円	0	391	101	290	-	1.3	1.4	1.3
6,1億円超～5億円	0	2,058	941	1,117	-	1.5	1.7	1.5
7,5億円超～10億円	0	1,278	1,048	230	-	1.6	1.6	1.6
8,10億円超	184,992	18,369	18,266	103	80.7	4.9	4.9	2.0

④地域別の出願・登録状況

⁵ 特許庁「中小企業産業財産権関係データ（平成24年）」再編加工

⁶ 特許庁「中小企業産業財産権関係データ（平成24年）」再編加工

(i) 特許権の出願状況

地域別に特許出願状況を把握したところ、「関東」、「近畿」、「中部」といった地域に出願件数が集中していることがわかる。また、大企業、中規模企業においては1社あたり出願件数についても他の地域と比べ、多いことがわかる。

図表 7 地域別企業規模別特許出願件数⁷

	出願件数				1社あたり出願件数			
	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者
10 北海道	134	210	151	59	8.4	1.5	1.6	1.2
20 東北	339	622	489	133	14.7	2.1	2.2	1.8
30 関東	157,993	15,922	14,119	1,803	104.1	3.0	3.4	1.6
40 中部	23,617	6,241	5,773	468	102.7	5.2	6.1	2.0
60 近畿	50,017	7,284	6,482	802	108.3	2.9	3.2	1.6
70 中国	3,434	966	867	99	52.0	2.5	2.7	1.3
80 四国	1,829	514	444	70	50.8	2.3	2.5	1.4
90 九州	1,021	950	757	193	16.0	1.8	1.9	1.6
95 沖縄	1	50	34	16	1.0	1.4	1.4	1.5

(ii) 特許権の登録状況

地域別に特許登録状況を把握したところ、出願と同様に「関東」、「近畿」、「中部」といった地域に登録件数が集中していることがわかる。また、大企業、中規模企業においては1社あたり登録件数についても他の地域と比べ、多いことがわかるが、特に中規模企業の「中部」は「関東」が3.6件、「近畿」が3.2件に対して、7.1件と2倍程度の登録件数であることがわかる。

図表 8 地域別企業規模別特許登録件数⁸

	登録件数				1社あたり登録件数			
	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者	大企業	中小企業	中規模企業	小規模事業者
10 北海道	120	180	128	52	6.7	1.7	1.8	1.4
20 東北	524	352	279	73	17.5	1.8	2.1	1.3
30 関東	126,118	12,507	11,415	1,092	83.2	3.1	3.6	1.4
40 中部	18,755	5,361	5,065	296	83.4	6.1	7.1	1.8
60 近畿	37,429	5,410	4,924	486	84.1	2.9	3.2	1.4
70 中国	3,398	762	674	88	57.6	2.5	2.8	1.3
80 四国	1,539	398	340	58	46.6	2.4	2.6	1.7
90 九州	886	616	476	140	19.3	1.7	1.8	1.5
95 沖縄	1	33	28	5	1.0	1.6	1.8	1.0

⁷ 特許庁「中小企業産業財産権関係データ（平成24年）」再編加工

⁸ 特許庁「中小企業産業財産権関係データ（平成24年）」再編加工

（２）中小企業における特許権等の所有・使用状況

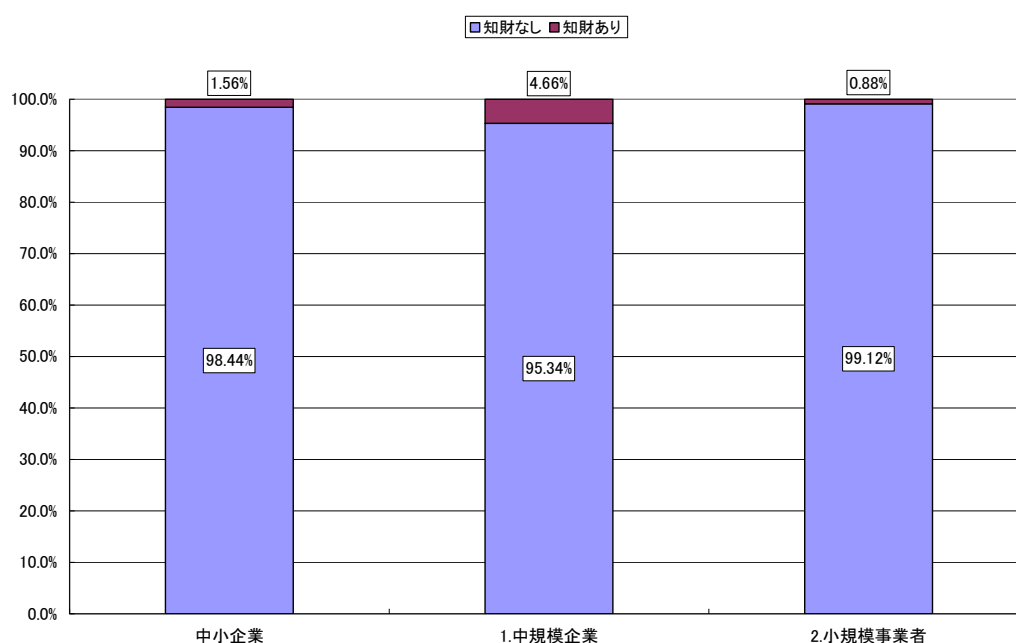
本節では、中小企業庁が実施している「中小企業実態基本調査（平成２２～２４年）」を活用し、中小企業における特許等の所有・使用状況の把握を行った。

①企業規模別特許等所有・使用状況

（い）特許・実用新案・意匠所有状況

中小企業全体でみると、特許権・実用新案権・意匠権のいずれかを所有している企業は、全体の 1.56% を占めることがわかる。また、中規模と小規模においては、中規模企業が 4.66% を占めることにに対し、小規模事業者では、0.88% と 1% にも達していないことがわかる。

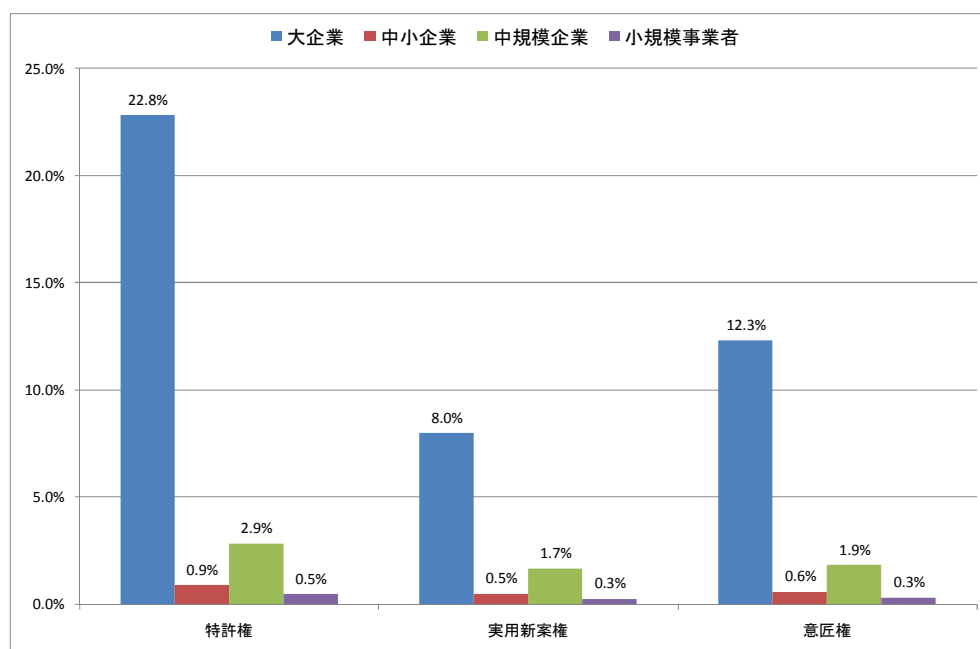
図表 9 中小企業における特許・実用新案・意匠の所有企業割合⁹



次に、大企業と中小企業、また、中小企業においては中規模企業と小規模事業者における所有割合を、知的財産権種類別にみると、いずれの種類においても大企業の所有率が最も高いことがわかる。大企業と中小企業を比較すると、大企業は中小企業に対し、特許では 24.8 倍、実用新案では 15.1 倍、意匠では 19.9 倍もの所有率の差がある。また、中規模企業と小規模事業者を比較すると、中規模企業は小規模事業者に対し、特許では 5.7 倍、実用新案では 6.2 倍、意匠では 5.3 倍もの所有率の差がある。

⁹ 中小企業庁「平成２４年中小企業実態基本調査」結果より抽出。個人を含まない法人のみの場合は、中小企業庁が既に公表している 2.8% の割合で特許・実用新案・意匠のいずれかを所有しているが、本調査においては、個人を含めた割合を算出しているため、所有率が異なる。

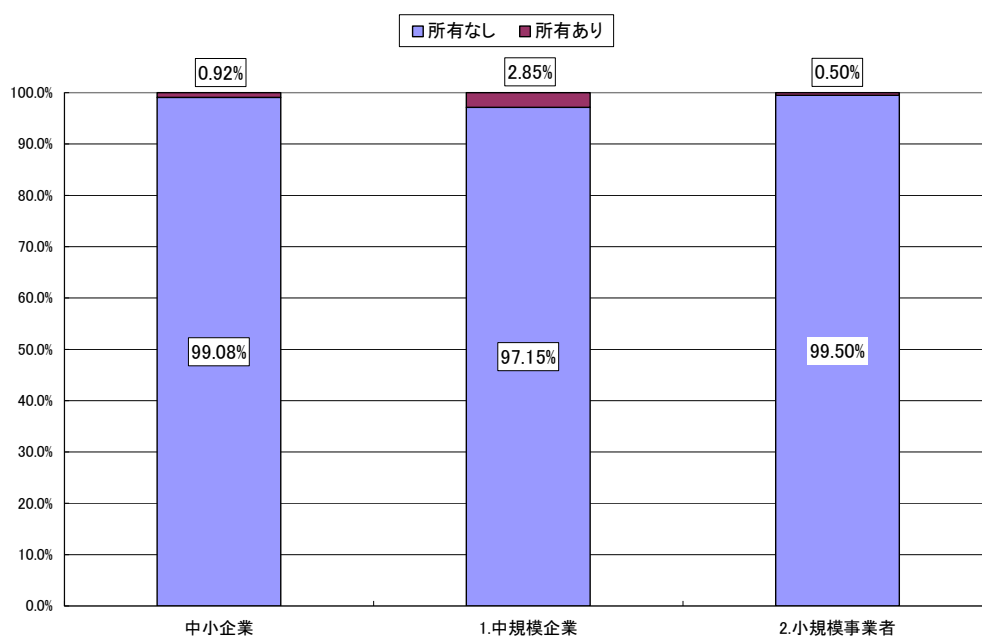
図表 10 企業規模別知的財産権種類別の所有割合¹⁰



(ii) 特許所有状況

企業規模別に特許所有状況を把握すると、「中規模企業」が 2.85%、「小規模事業者」が 0.50%となった。

図表 11 企業規模別特許所有状況¹¹



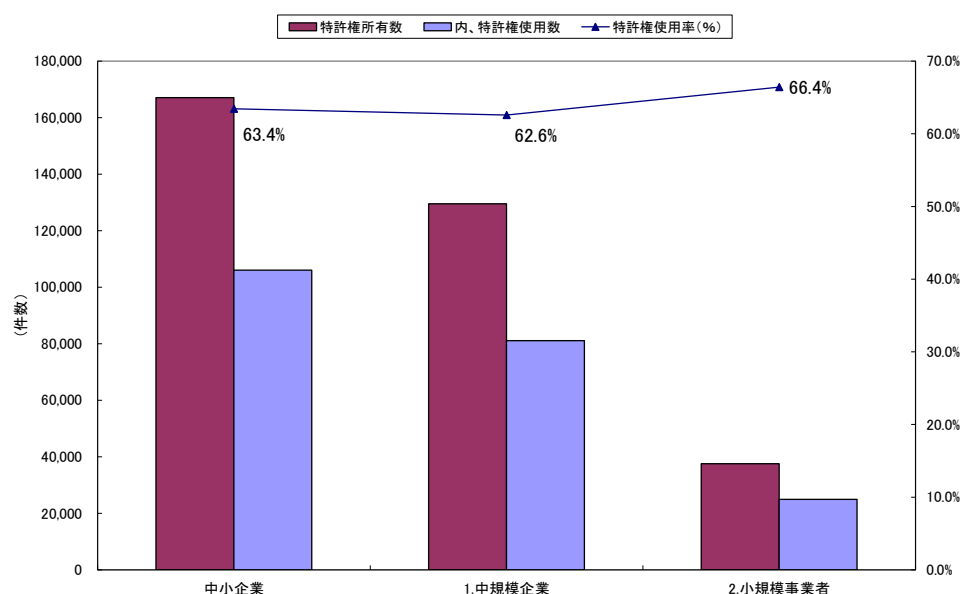
¹⁰ 大企業は、経済産業省「平成24年企業活動基本調査」結果から抽出した。また、中小企業は、中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果から抽出した。なお、両調査については、調査対象や標本抽出の方法が異なるため、参考程度とされたい。(以下、経済産業省「平成24年企業活動基本調査」と中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」との比較については同様である)

¹¹ 中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出

(iii) 特許使用状況

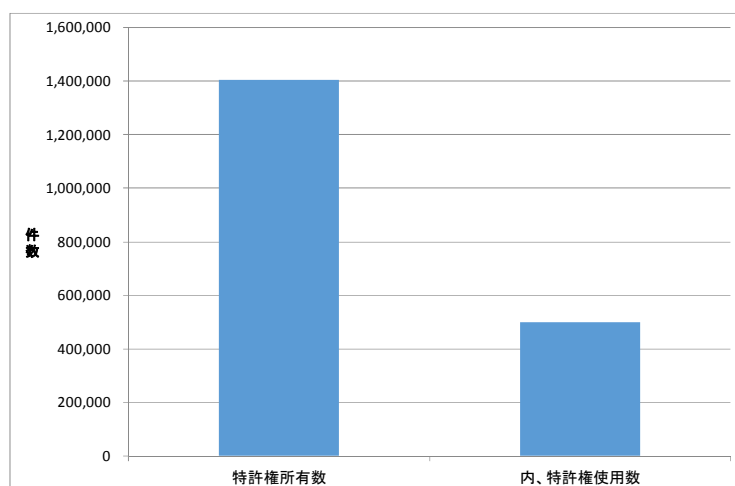
企業規模別に特許使用状況を把握すると、「中規模企業」が 62.6%、「小規模事業者」が 66.4%となった。

図表 12 企業規模別特許使用状況¹²



また、平成 24 年企業活動基本調査結果から見ると、大企業においては、所有特許権のうち、35.4%の割合で使用していることがわかる。このことから、大企業と中小企業においては、中小企業の方が 2 倍近く所有特許の使用率が高いことがわかる。

図表 13 大企業における特許権使用状況¹³



¹²中小企業庁「平成 24 年中小企業実態基本調査」結果より抽出

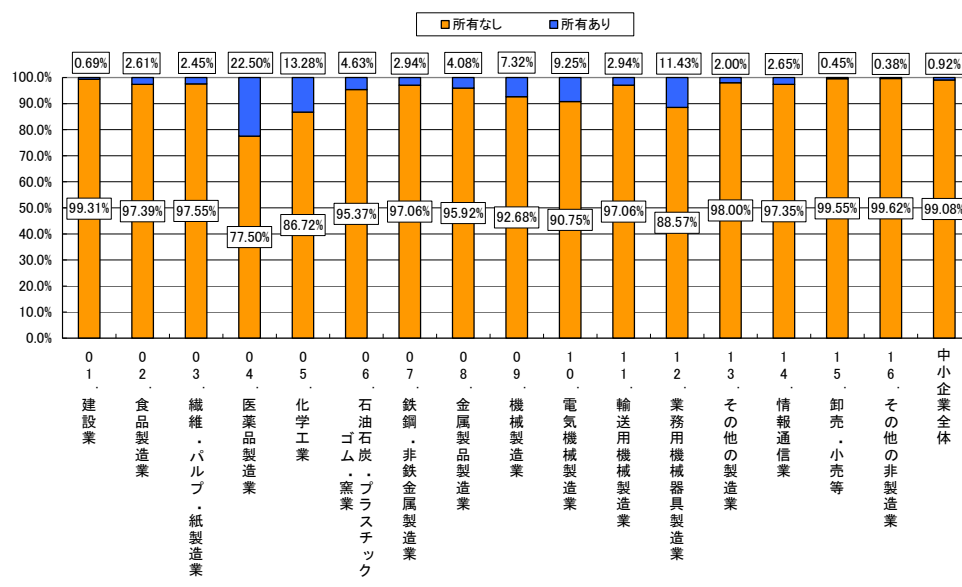
¹³平成 24 年企業活動基本調査結果（経済産業省）

②業種別特許所有・使用状況

(i) 業種別特許所有状況

中小企業約 350 万社のうち、特許を所有している割合は 0.92%であった。また、業種別に特許所有状況を把握すると、「04.医薬品製造業」が 22.5%と最も高く、「05.化学工業」13.28%、「12.業務用機械器具製造業」11.43%と続いている。

図表 14 業種別特許所有状況¹⁴

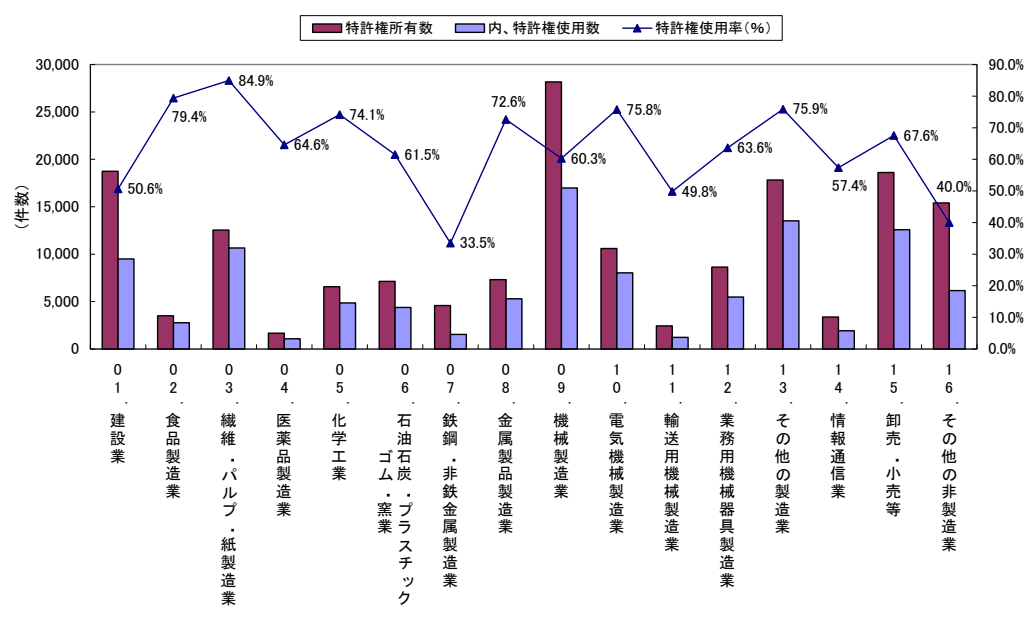


(ii) 業種別特許使用状況

特許を所有している企業のうち、どの程度の企業が使用しているかを把握したところ、中小企業全体においては 63.4%であった。業種別に見ると、「03.繊維・パルプ・紙製造業」が 84.9%、「02.食品製造業」が 79.4%、「13.その他製造業」が 75.9%と続いている。

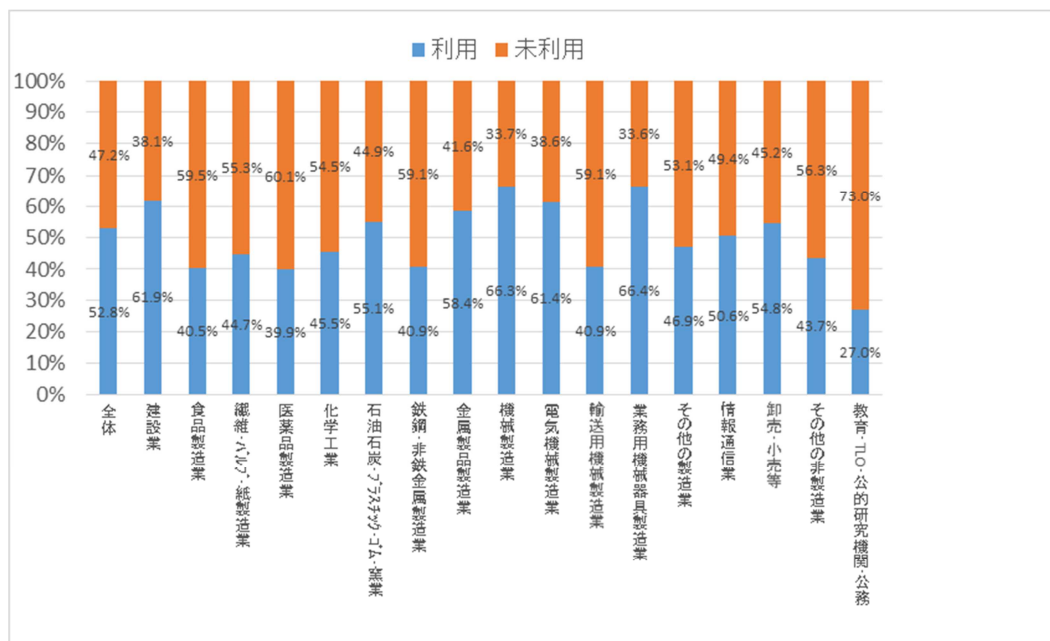
¹⁴中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出

図表 15 業種別特許使用状況¹⁵



また、特許庁の平成 24 年「知的財産活動調査」によると、全体の特許使用割合は 52.8% で、業種別に特許使用割合を見ると、業務用機械器具製造業が 66.4%と最も多く、次いで、機械製造業が 66.3%と高い。一方で、教育・TLO・公的研究機関・公務は 27.0%、医薬品製造業は 39.9%と平均を下回っている。

図表 16 特許庁調査 業種別特許権使用割合¹⁶



¹⁵ 中小企業庁「平成 24 年中小企業実態基本調査」結果より抽出

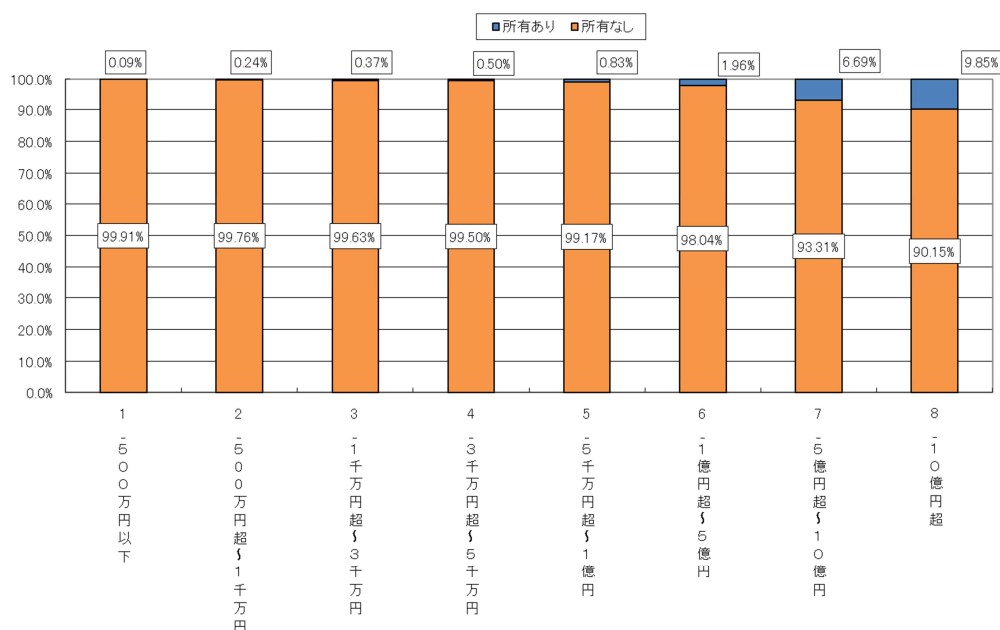
¹⁶ 特許庁「平成 24 年知的財産活動調査結果の概要」(2012 年) P7 より抜粋

③売上高規模別特許所有・使用状況

(i) 売上高規模別特許所有状況

売上高規模別に特許所有状況を把握すると、「500 万以下」が 0.09%であることに対し、「10 億円超」は 9.85%となった。また、売上高規模が上がることで、特許所有率が上がることは相関が見られる。特に売上高が 5 億円を超えた場合、所有率が 5%程度上昇していることがわかる。

図表 17 売上高規模別特許所有状況¹⁷

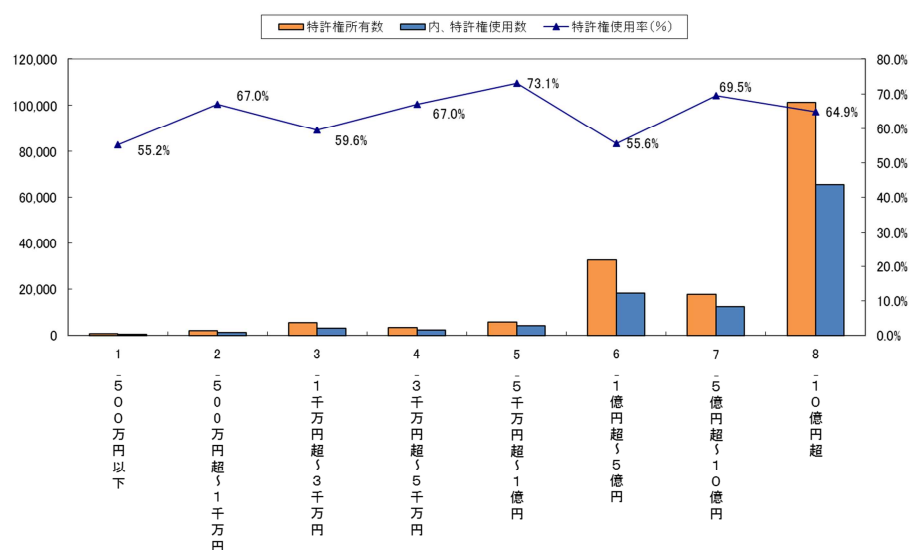


(ii) 売上高規模別特許使用状況

特許を所有している企業のうち、売上高規模別にどの程度の企業が使用しているかを把握したところ、「5 千万円超～1 億円」が 73.1%で最も高く、「5 億円超から 10 億円」が 69.5%、「500 万超から 1 千万円」が 67.0%と続いており、売上高規模が高いまたは低いほど、使用率が高くなるという傾向は見られなかった。

¹⁷中小企業庁「平成 24 年中小企業実態基本調査」結果より抽出

図表 18 売上高規模別特許使用状況¹⁸

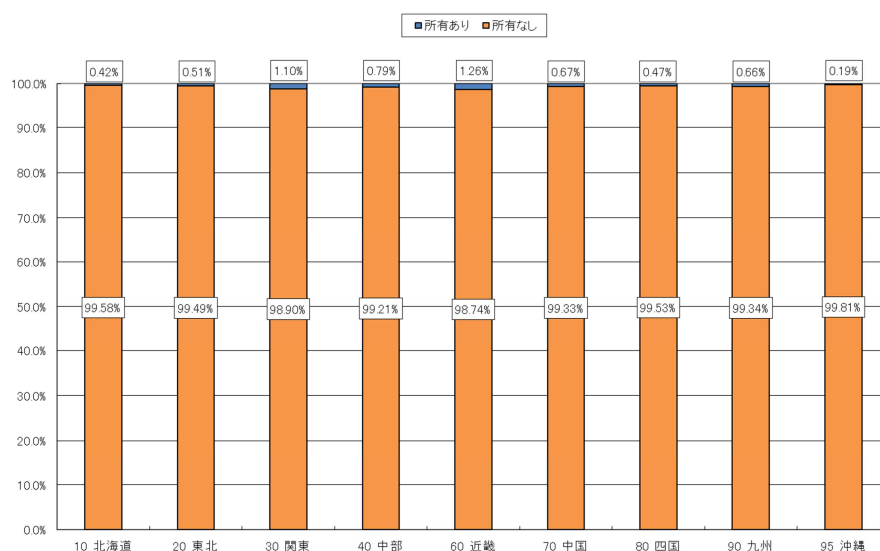


④地域別特許所有・使用状況

(i) 地域別特許所有状況

地域別に特許所有状況を把握すると、「近畿」が 1.26%、「関東」が 1.10%となった。

図表 19 地域別特許所有状況¹⁹



(ii) 売上高規模別特許使用状況

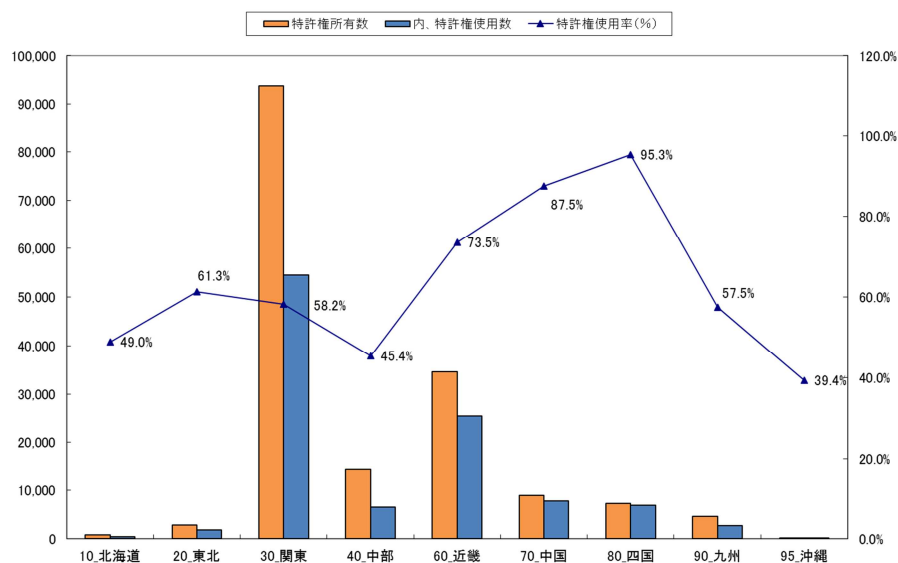
特許を所有している企業のうち、地域別にどの程度の企業が使用しているかを把握したところ、「四国」が 95.3%で最も高く、「中国」が 87.5%、「近畿」が 73.5%と続いている。所

¹⁸中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出

¹⁹中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出

有数が多い地域が使用率が高い、またはその逆の関係は見られなかった。

図表 20 地域別特許使用状況²⁰



(3) 営業秘密について

①特許出願、営業秘密に対する戦略

アンケート調査によると、営業秘密に対する戦略として、「営業秘密は業務上重要であるとの認識はあるが、特に方針は定めていない」企業が 38.3%、「特許として権利化できそうなものは積極的に特許出願を行っている」企業が 37.0%と、この 2 項目が大半を占めている。

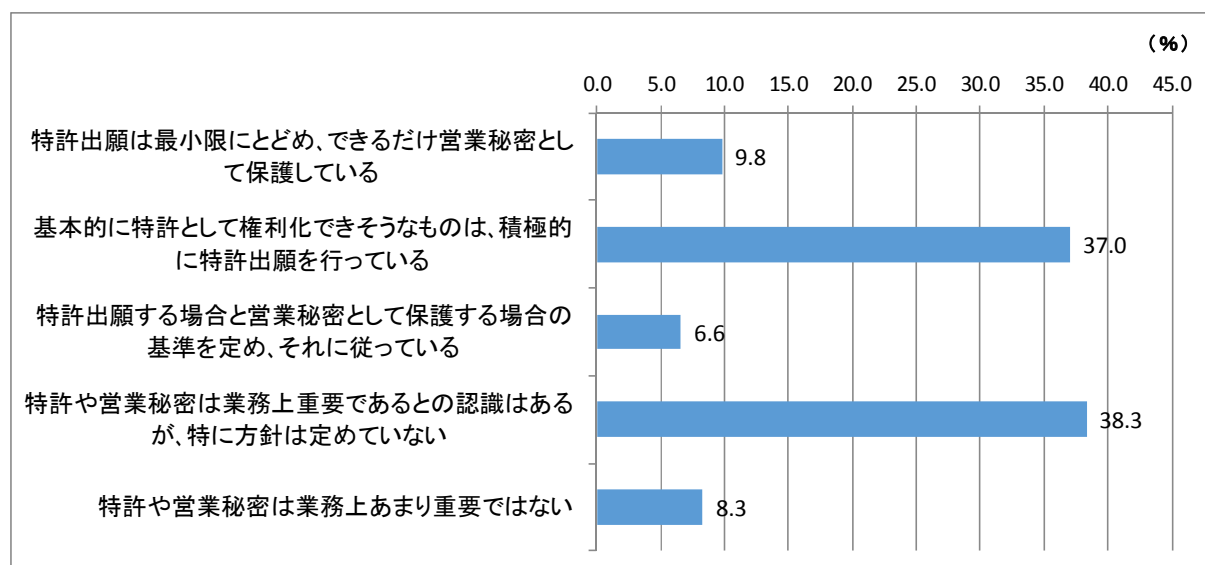
企業規模別にみると、中規模企業では、「積極的に特許出願を行なっている」と回答した割合が 38.7%と最も高く、「特に方針は定めていない」の 38.2%を上回っている。小規模事業者では、「積極的に特許出願を行なっている」と回答した割合が下がる一方で、「特許出願を最小限にとどめ、できるだけ営業秘密として保護」と回答した割合が 11.9%と、中規模企業より高くなっている。

中小企業白書 2009 の調査によると、中小企業は、特許出願、営業秘密に対する戦略を「特に定めていない」の 49.1%、あるいは、「業務上重要でない」の 18.7%と回答しており、戦略や方針がない割合が全体の 67.8%に達している。一方で、「特許出願を最小限にとどめ、できるだけ営業秘密として保護」と回答した割合は、大企業の 4.4%に比べて、7.6%と高くなっている。

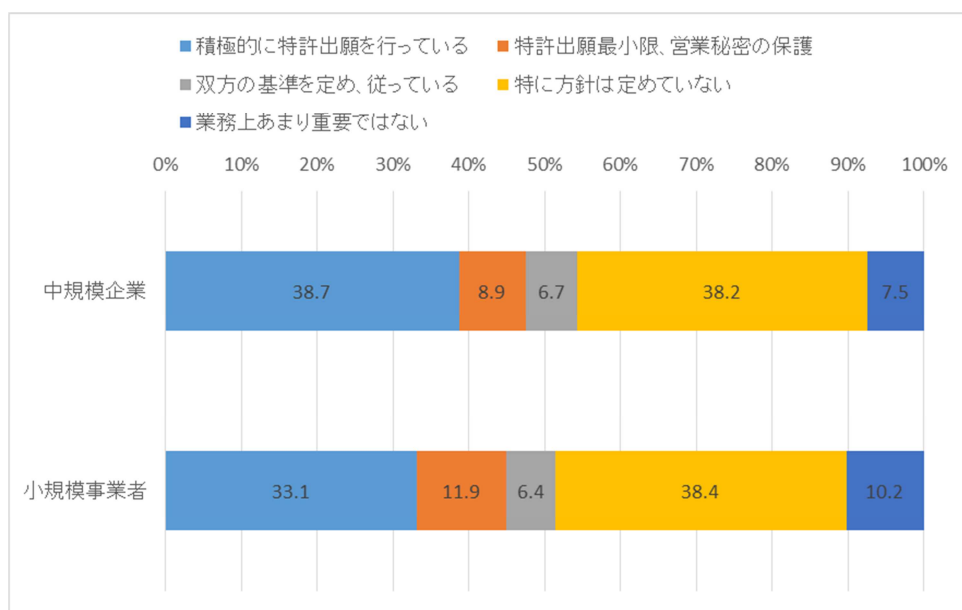
本事業での調査では、「特に定めていない」と回答した割合が下がり、「積極的に特許出願を行なっている」や「特許出願を最小限にとどめ、できるだけ営業秘密として保護」と回答した割合が上昇している。

²⁰中小企業庁「平成 24 年中小企業実態基本調査」結果より抽出

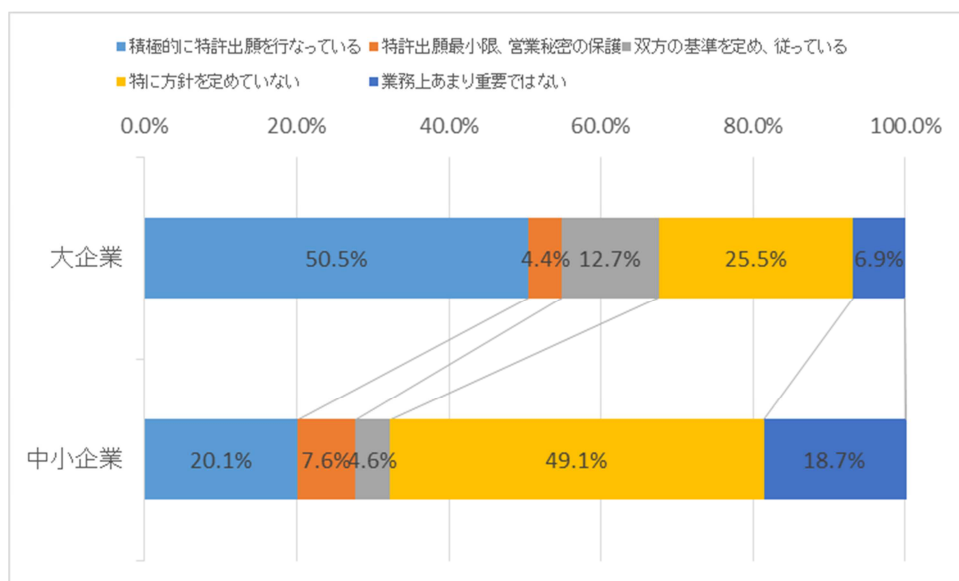
図表 21 特許出願、営業秘密に関する戦略（全体）[SA]



図表 22 特許出願、営業秘密に関する戦略（規模別）[SA]



図表 23 特許出願、営業秘密に関する戦略（大企業・中小企業別）²¹



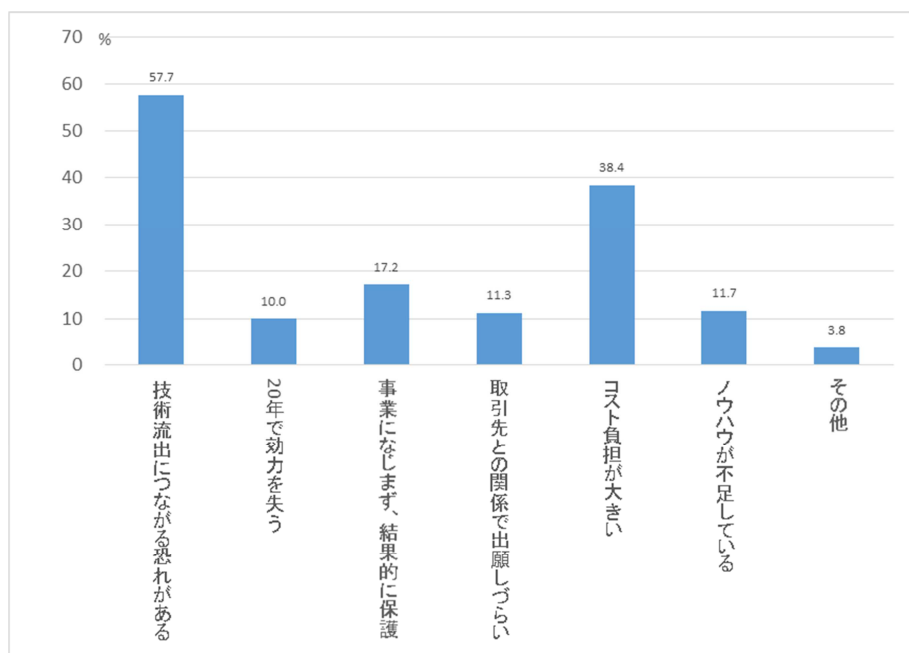
②特許出願を最小限にとどめ、営業秘密として保護する理由

アンケート調査によると、「技術流出につながるおそれがある」と回答した割合が 57.7%と最も高く、続いて「コスト負担が重い」の 38.4%となっている。企業規模別にみると、小規模事業者では、「技術流出につながるおそれがある」と回答した割合が 64.4%と高く、「コスト負担が重い」の 43.7%が続いており、何れも中規模企業より高くなっている。中規模企業では、「事業に馴染まず、結果的に営業秘密とした」と回答した割合が 22.6%と、小規模事業者より高くなっている。

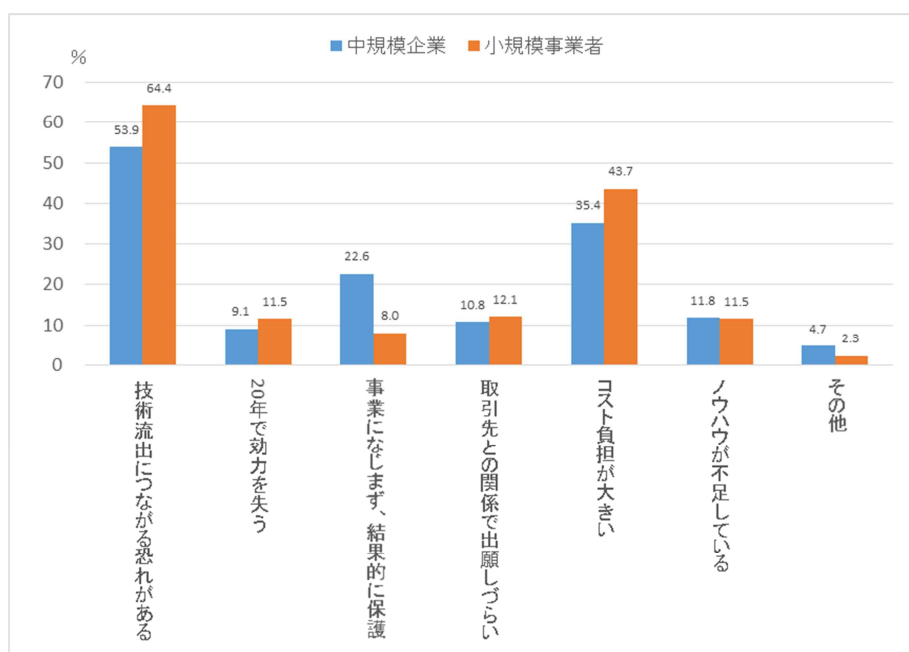
中小企業白書 2009 の調査によると、中小企業は、本事業での調査と同じく、「技術流出につながるおそれがある」、「コスト負担が重い」と回答した割合が高く、大企業を上回っている。大企業では、「事業に馴染まず、結果的に営業秘密とした」や「取引先との関係で出願しづらい」と回答した割合が高い。

²¹中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P103 より抜粋

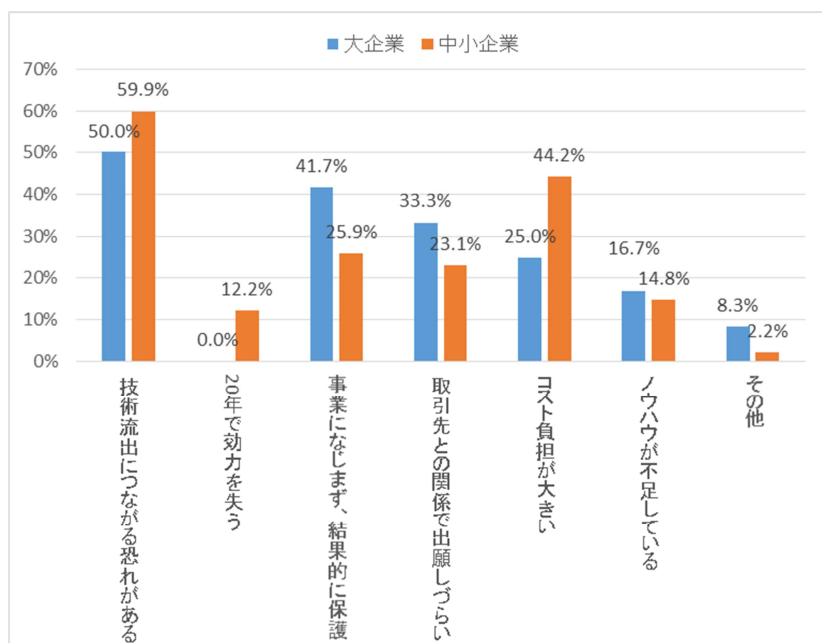
図表 24 特許出願を最小限にとどめ、営業秘密として保護する理由（全体）



図表 25 特許出願を最小限にとどめ、営業秘密として保護する理由（規模別）



図表 26 特許出願を最小限にとどめ営業秘密として保護する理由（大企業・中小企業別）²²

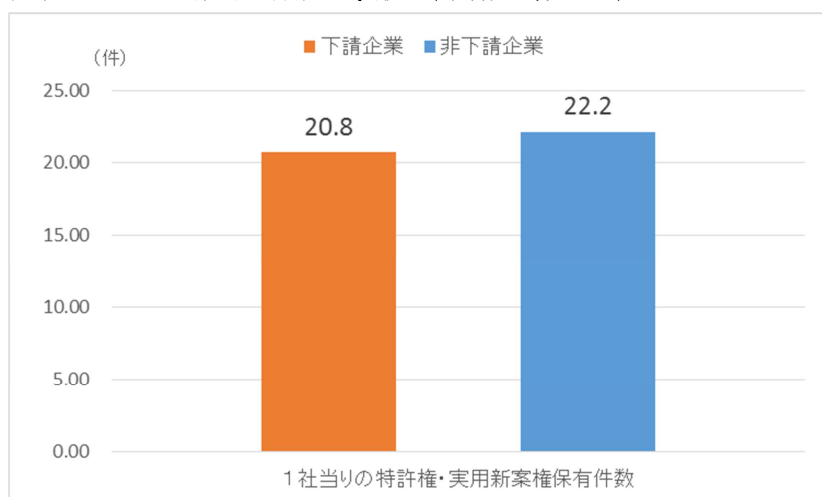


（４）下請企業の傾向について

①下請企業と非下請企業の１社当りの特許権・実用新案出願件数の比較

アンケート調査によると、下請企業の１社当りの特許権・実用新案権保有件数は、20.8 件となっており、非下請企業の 22.2 件に比して 6.3%少ないことが分かる。

図表 27 知的財産活動の状況（下請の有無別）

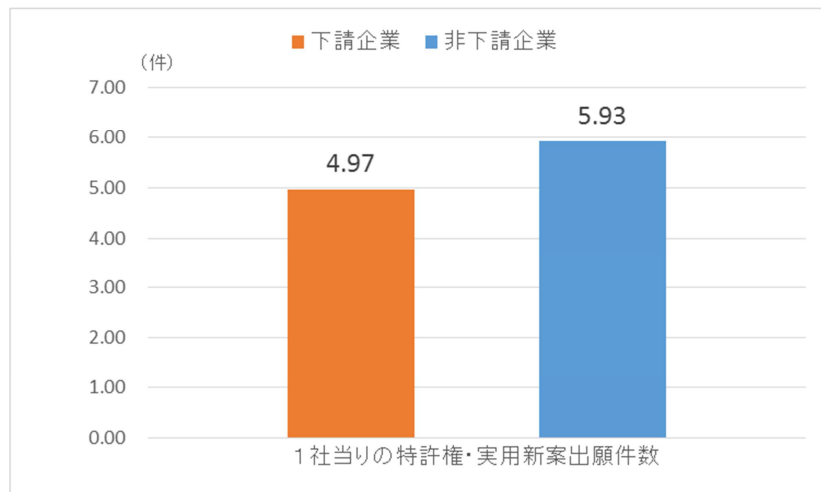


中小企業白書 2009 の調査によると、下請企業の１社当りの特許権・実用新案出願件数は、

²²中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P105 より抜粋

4.97 件となっており、非下請企業の 5.93 件に比して、17%近く少ないことが分かる。アンケートの結果と同様の傾向が表れており、非下請企業は、特許権等の出願が多くあり、知的財産活動の活動が下請企業に比べて活発と考えられる。

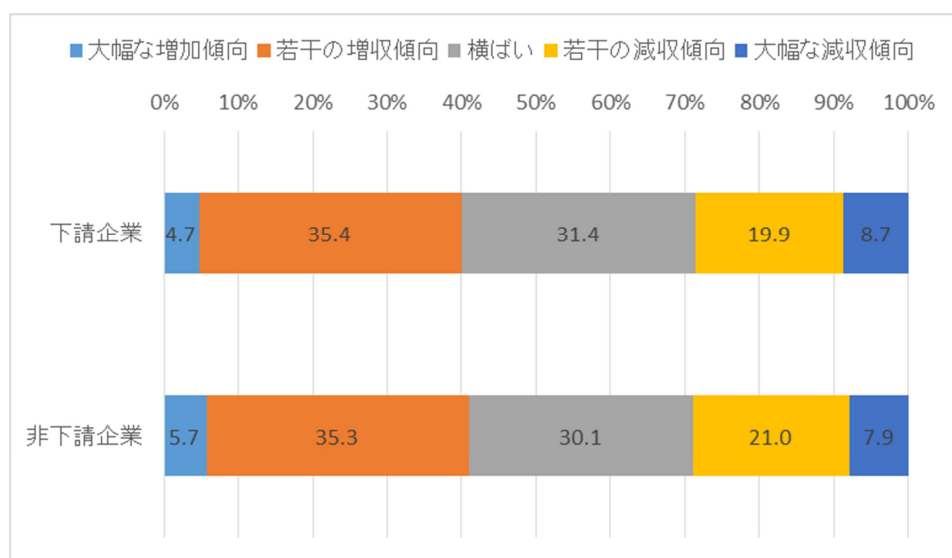
図表 28 知的財産活動の状況（下請の有無別）²³



②下請企業と非下請企業の業績比較

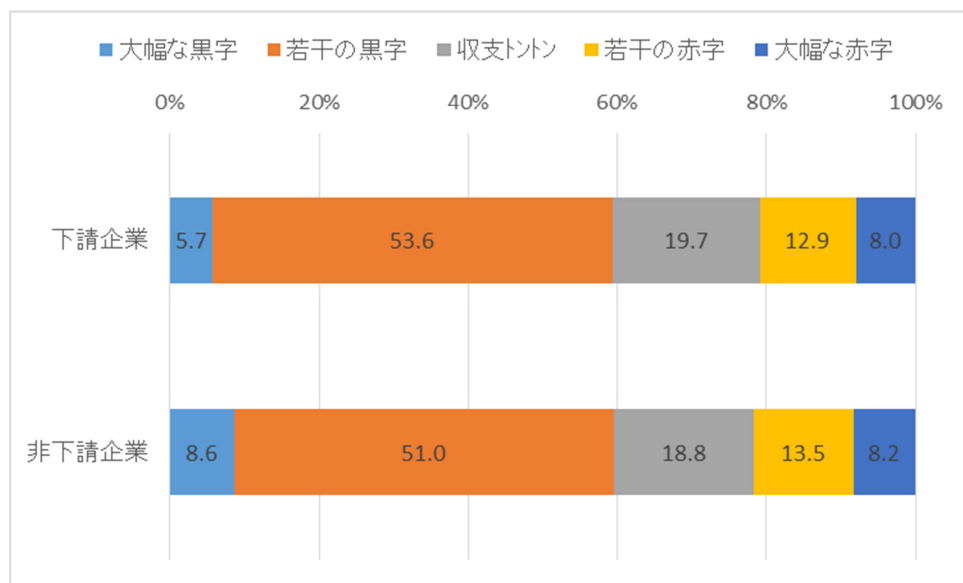
アンケート調査によると、非下請企業は、売上高や経常利益において、下請企業よりも高い業績を上げている。売上高においては、「大幅な増加傾向」と回答した割合が 5.7%と、非下請企業で高い。経常利益においても、「大幅な黒字」と回答した割合が 8.6%と、非下請企業で高くなっている。

図表 29 下請企業と非下請企業の売上高傾向[SA]



²³中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P107 より抜粋

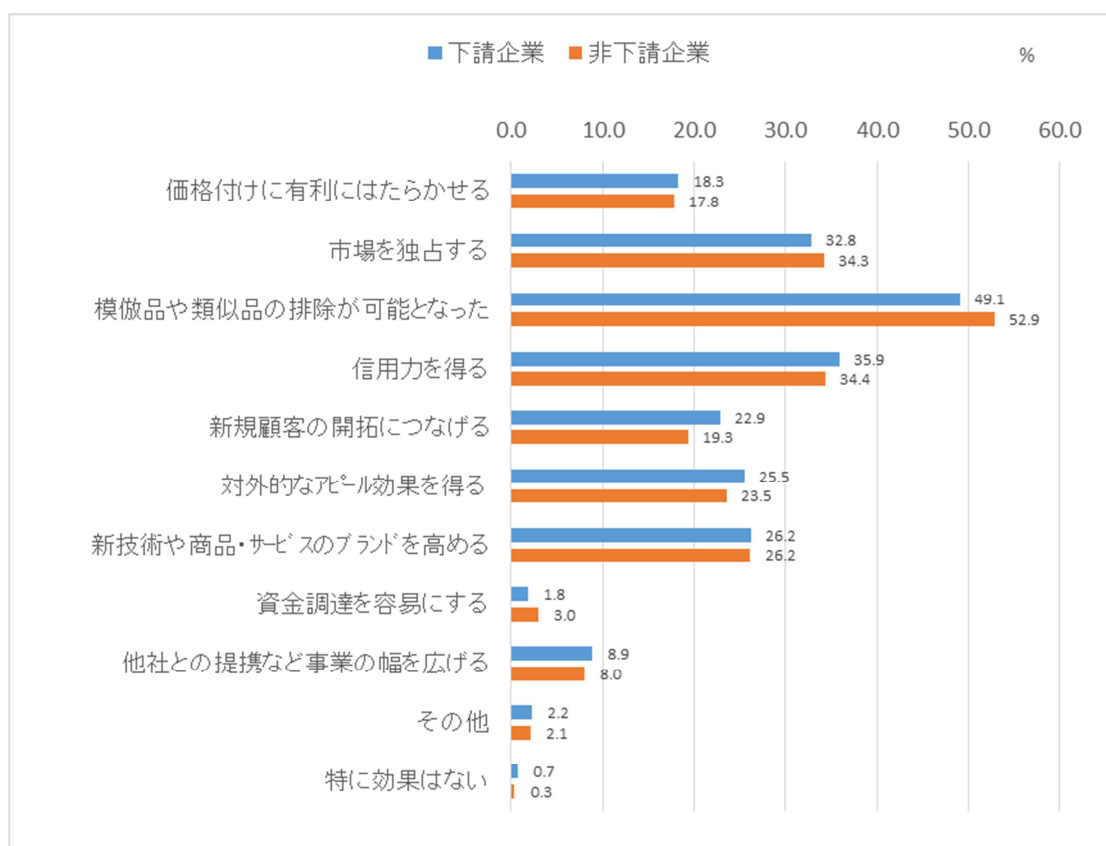
図表 30 下請企業と非下請企業の経常利益傾向[SA]



③下請企業と非下請企業の知的財産活動の目的の比較

アンケート調査によると、非下請企業は、知的財産活動の目的において、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合が 52.9%と下請企業より高い。「市場を独占する」と回答した割合も、下請企業より高くなっている。

図表 31 下請企業と非下請企業の知的財産活動の目的[MA]

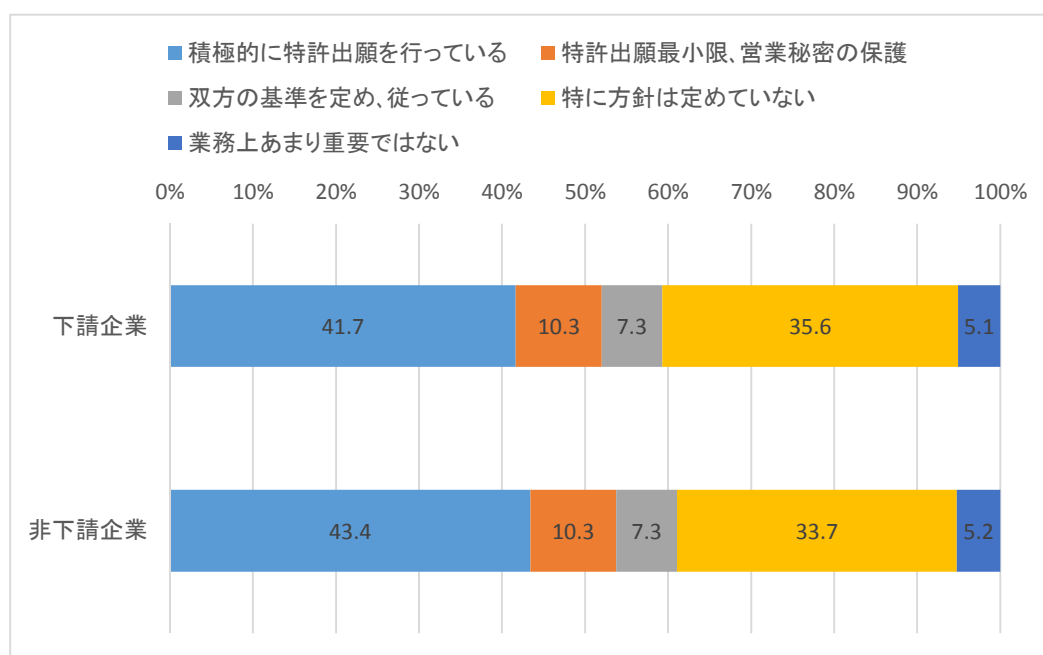


④下請企業と非下請企業の特許出願、営業秘密に関する戦略

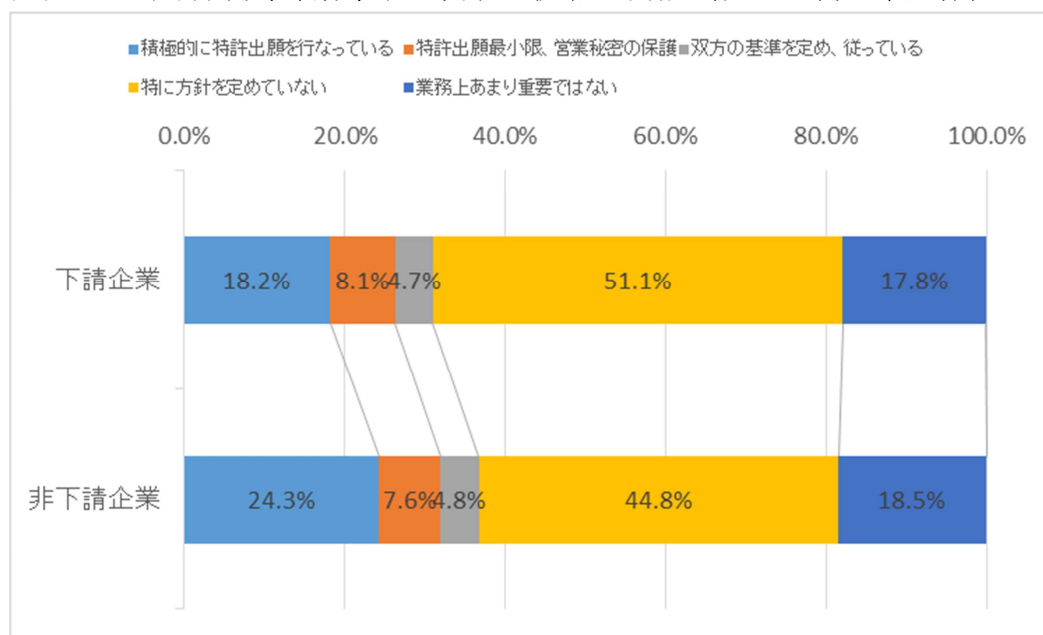
アンケート調査によると、非下請企業では、「積極的に特許出願を行なっている」と回答した割合が 43.4%と高く、下請企業を上回っている。

中小企業白書 2009 の調査によると、同様に、非下請企業では、「積極的に特許出願を行なっている」と回答した割合 24.3%と高く、下請企業の 18.2%を大きく上回る。下請企業は、「特に定めていない」、あるいは、「業務上重要でない」とする割合が多く、全体の 68.9%に達している。本事業での調査では、中小企業白書 2009 の調査に比べて、「積極的に特許出願を行なっている」と回答した割合が、下請企業と非下請企業の双方で上昇している。

図表 32 特許出願、営業秘密に関する戦略 下請の有無別[SA]



図表 33 特許出願、営業秘密に関する戦略 下請の有無別（中小製造業）²⁴



²⁴中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P103 より抜粋

2. 中小企業の知的財産活動

(1) 知的財産活動の目的と重要性

① 知的財産活動の目的と効果

(i) 企業規模別比較

アンケート調査によると、知的財産活動の目的として、「模倣品や類似品の排除が可能となった」企業が 49.6%と最も多く、続いて「信用力を得る」が 34.3%、「市場を独占する」が 28.9%と続いている。

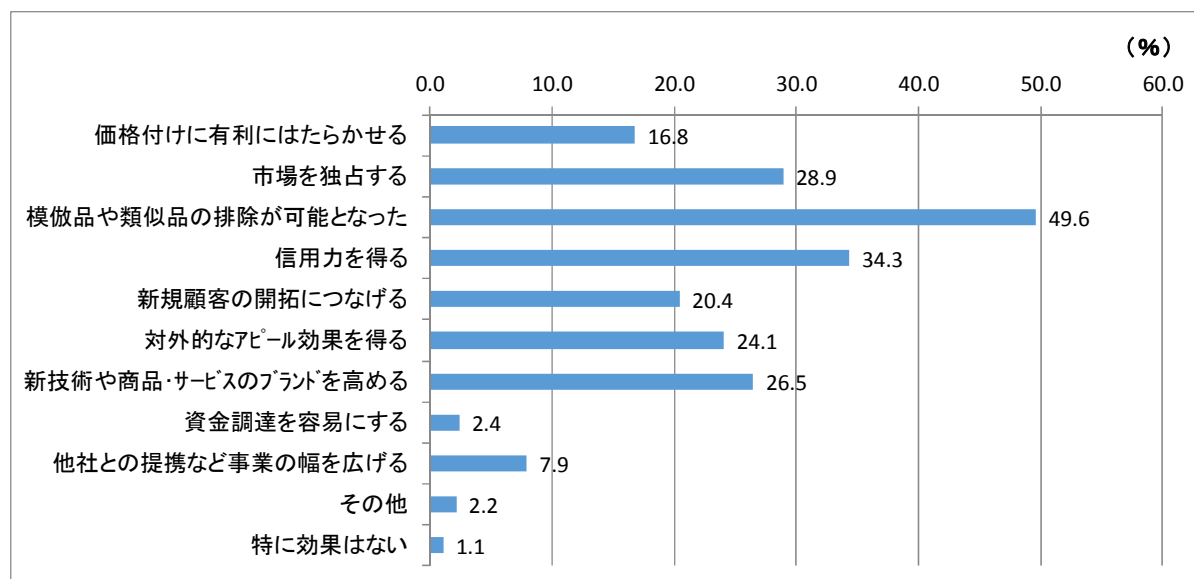
企業規模別にみると、中規模企業と小規模事業者の双方で、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合が最も高く、次いで、「信用力を得る」、「市場を独占する」の割合が高い。中規模企業は、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合が 51.8%と、小規模事業者の 44.6%を大きく上回る。小規模事業者は、「価格付けに有利にはたらかせる」、「信用力を得る」、「新規顧客の開拓につなげる」、「他社との提携など事業の幅を広げる」と回答した割合が中規模企業よりも高くなっている。

知的財産活動の効果では、前述の目的と同様に、「模倣品や類似品の排除が可能となった」企業が 36.2%と最も多く、続いて「信用力を得る」が 28.9%と続いている。効果の3番目は、目的の3番目に高かった「市場を独占する」という項目ではなく、「対外的なアピール効果を得る」と回答した企業が 25.6%と続いた。

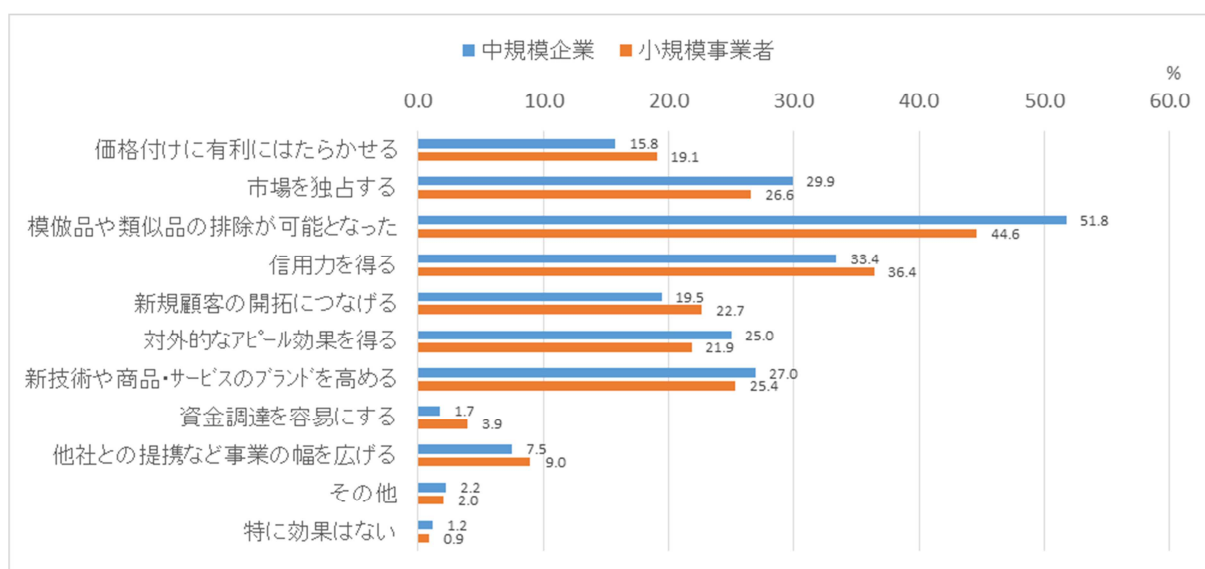
企業規模別にみると、中規模企業と小規模事業者の双方で、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合が最も高い。中規模企業は、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合が 39.5%と、目的と同様に、小規模事業者の 28.8%を大きく上回る。次いで、「信用力を得る」、「対外的なアピール効果を得る」と回答した割合が高くなっている。一方で、目的として上位であった「市場を独占する」の割合は双方で下がっており、「資金調達を容易にする」と回答した割合が上昇している。

各項目の目的を示した企業が効果として同じ項目を回答した割合を、目的の達成率として分析を行なった。知的財産活動の目的の達成率は、「市場を独占する」で 34.1%、「価格付けに有利にはたらかせる」で 43.5%と低くなっている。規模別では、全体的に小規模事業者が中規模企業より低く、中規模企業では、「市場を独占する」で 35.4%、「価格付けに有利にはたらかせる」で 40.5%と低い達成率となっている。また、小規模事業者は、「価格付けに有利にはたらかせる」、「他社との提携など事業の幅を広げる」以外の全てで、中規模企業より低い達成率になっている。

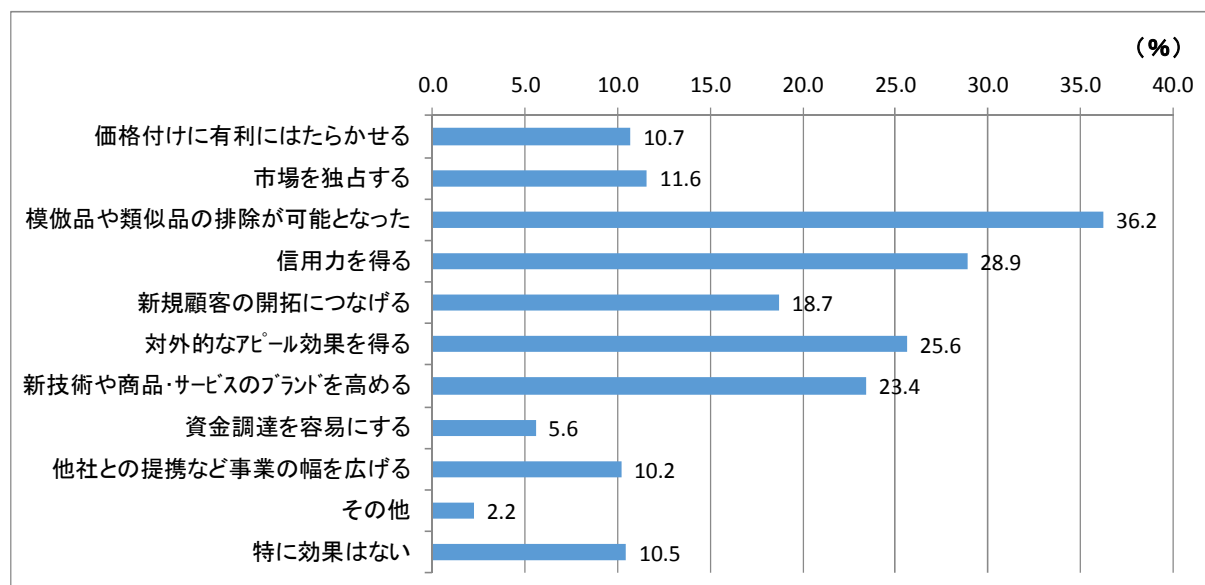
図表 34 知的財産活動の目的（全体）[MA]



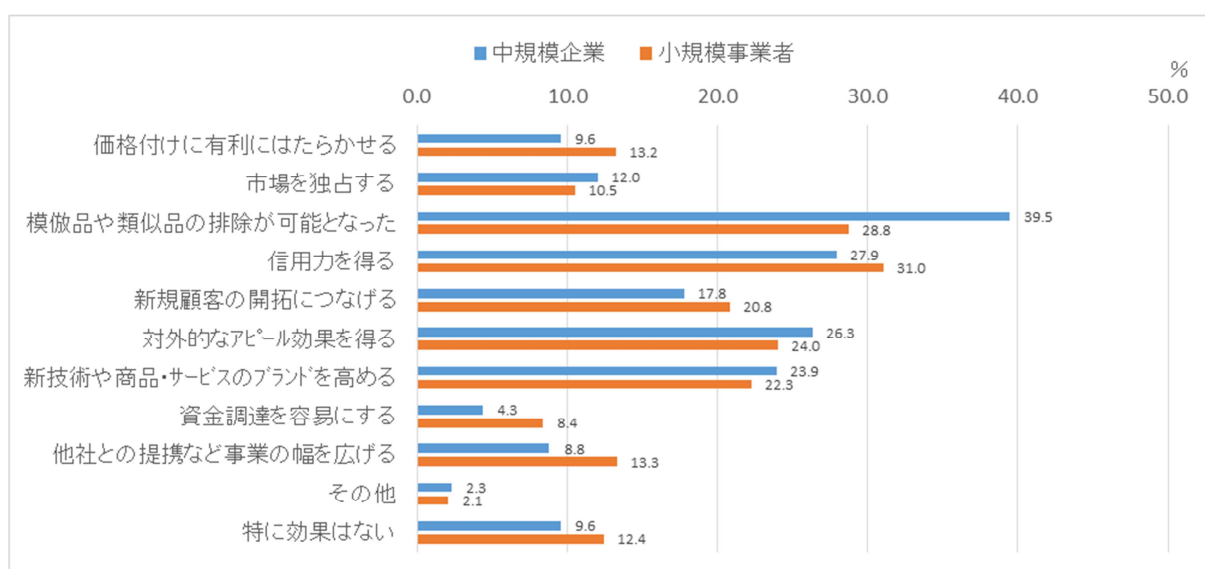
図表 35 知的財産活動の目的（規模別）[MA]



図表 36 知的財産活動の効果（全体）[MA]

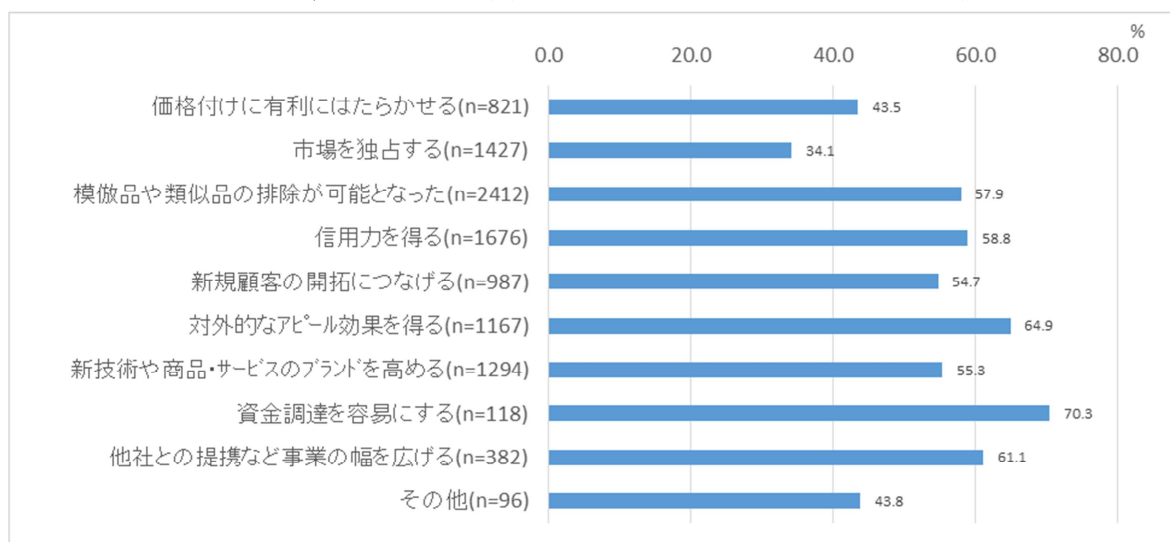


図表 37 知的財産活動の効果（規模別）[MA]

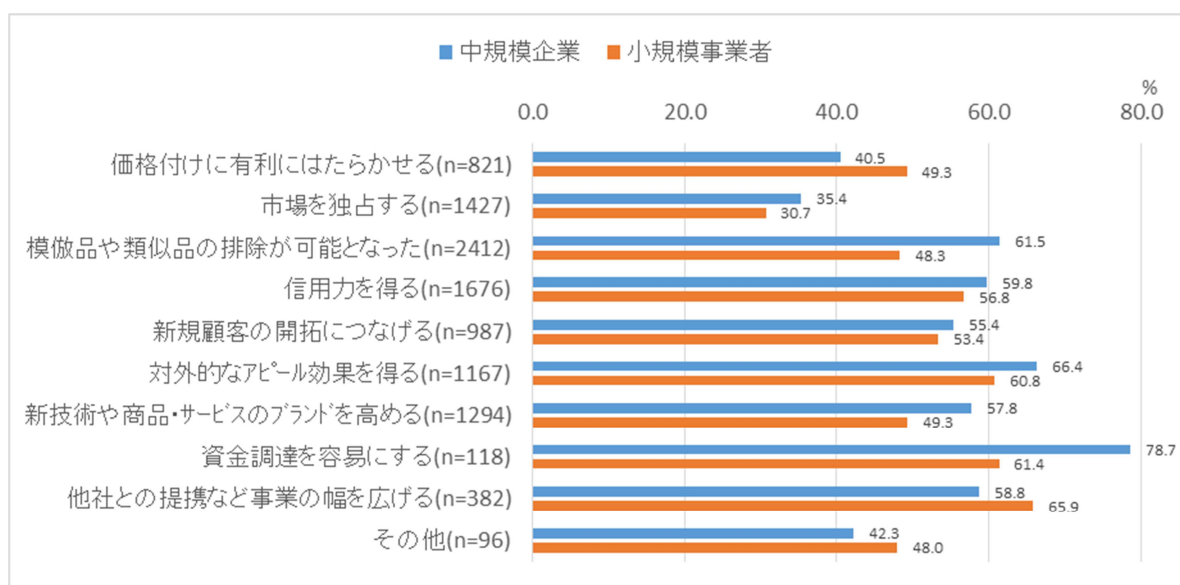


図表 38 知的財産活動の目的の達成率（全体）

※ 知的財産活動の各効果の回答者数／知的財産活動の各目的の回答者数



図表 39 知的財産活動の目的の達成率（規模別）



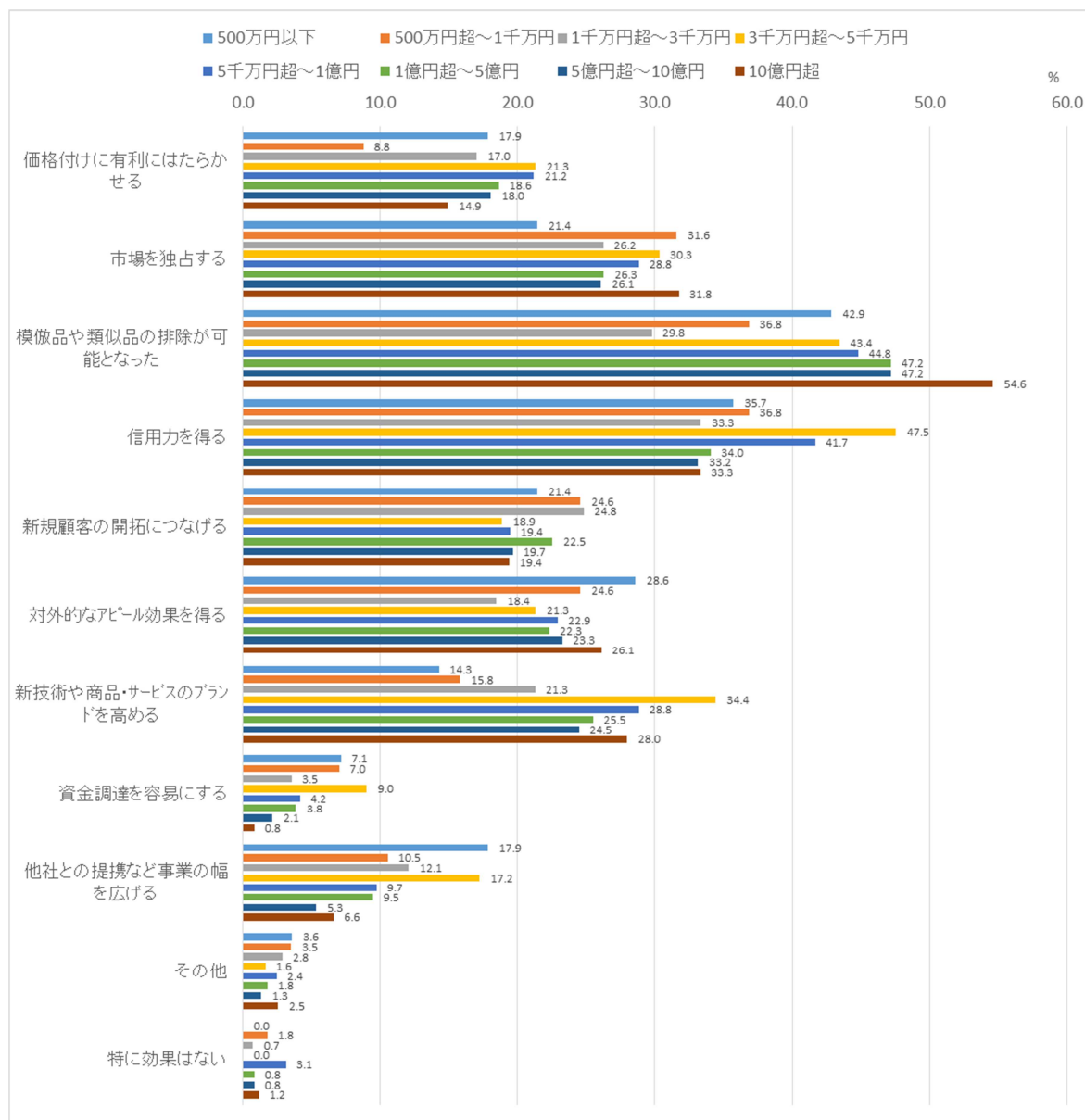
次に、知的財産活動の目的の売上高別比較では、各売上高の階層で、規模別と同様に、「模倣品や類似品の排除が可能となった」、「信用力を得る」、「市場を独占する」と回答した割合が高い。「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合は、売上が高い企業ほど高くなっている。「信用力を得る」と回答した割合は、3千万円超～5千万円の層で割合が最も高い。

知的財産活動の効果の売上高別比較では、各売上高の階層で、規模別と同様に、「模倣品や

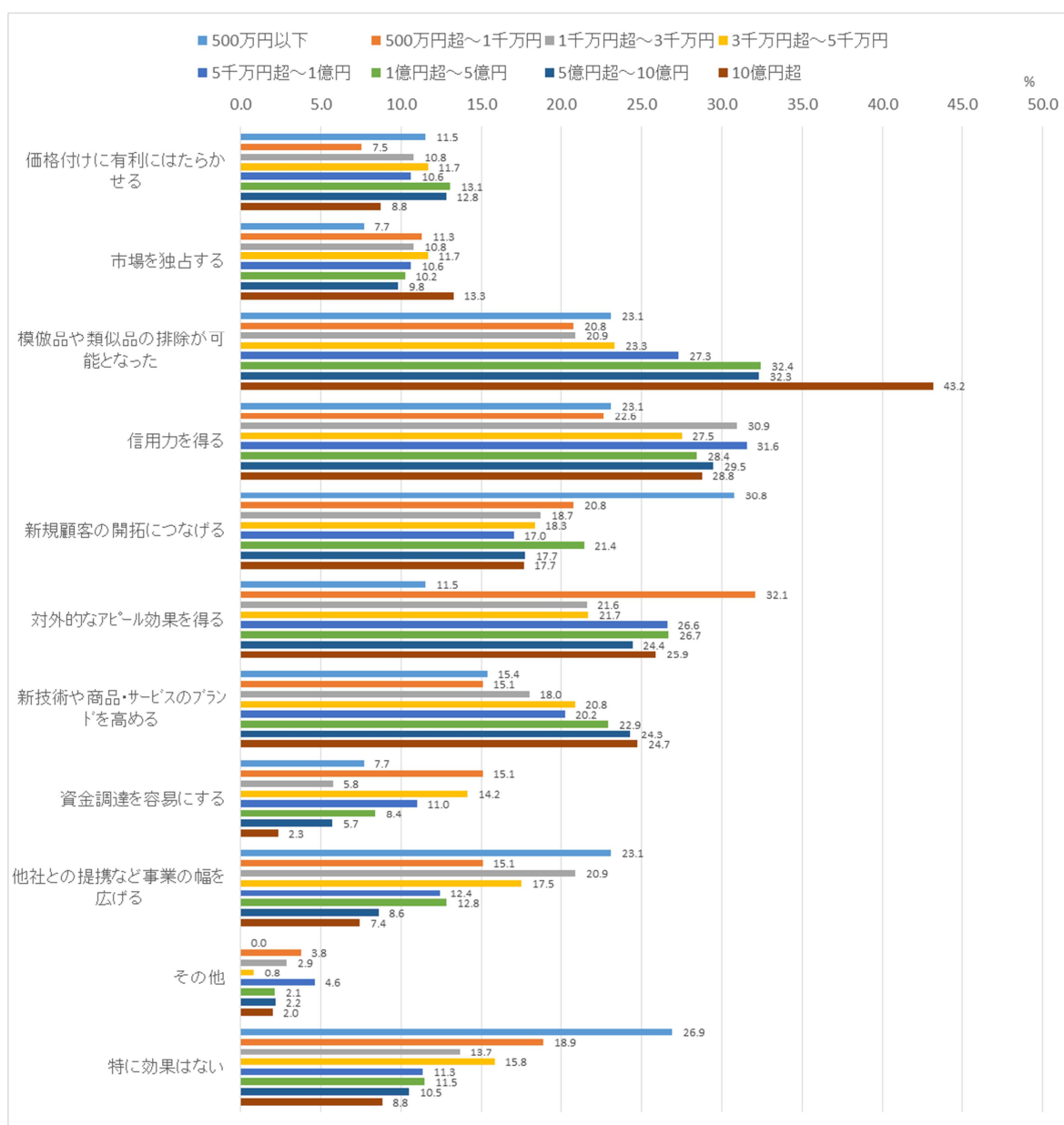
類似品の排除が可能となった」、「信用力を得る」、「対外的なアピール効果を得る」と回答した割合が高い。「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合は、目的と同様に、売上が高い企業ほどその割合が高い傾向にある。「信用力を得る」と回答した割合は、5千万円超～1億円の層で最も高く、「対外的なアピール効果を得る」と回答した割合は、500万円超～1千万円の層で最も高くなっている。

従業員数規模別の知的財産活動の目的や比較においても、同じ傾向が見られ、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合は、従業員数が多い企業ほど高くなっている。

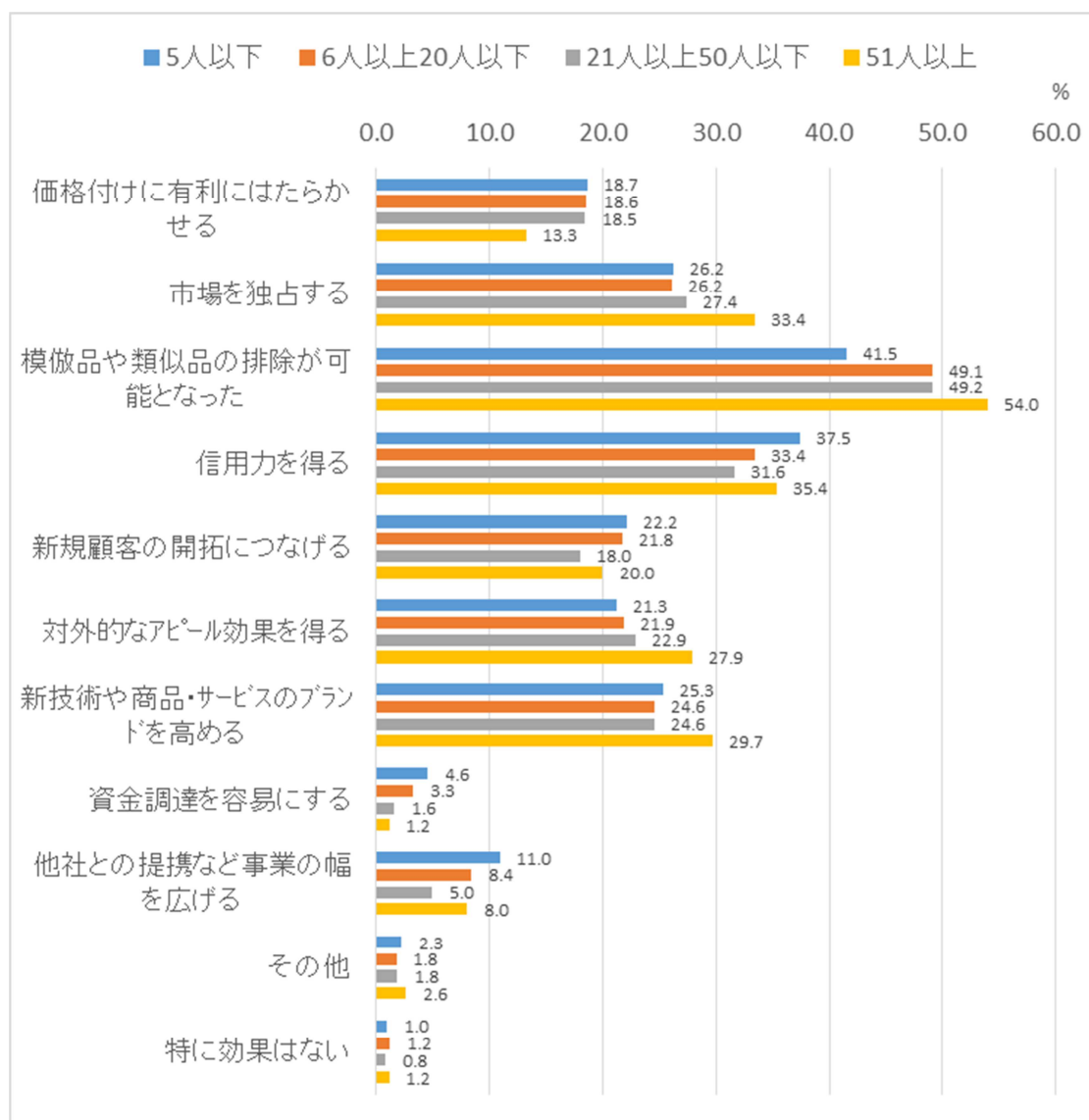
図表 40 知的財産活動の目的（売上高別）[MA]



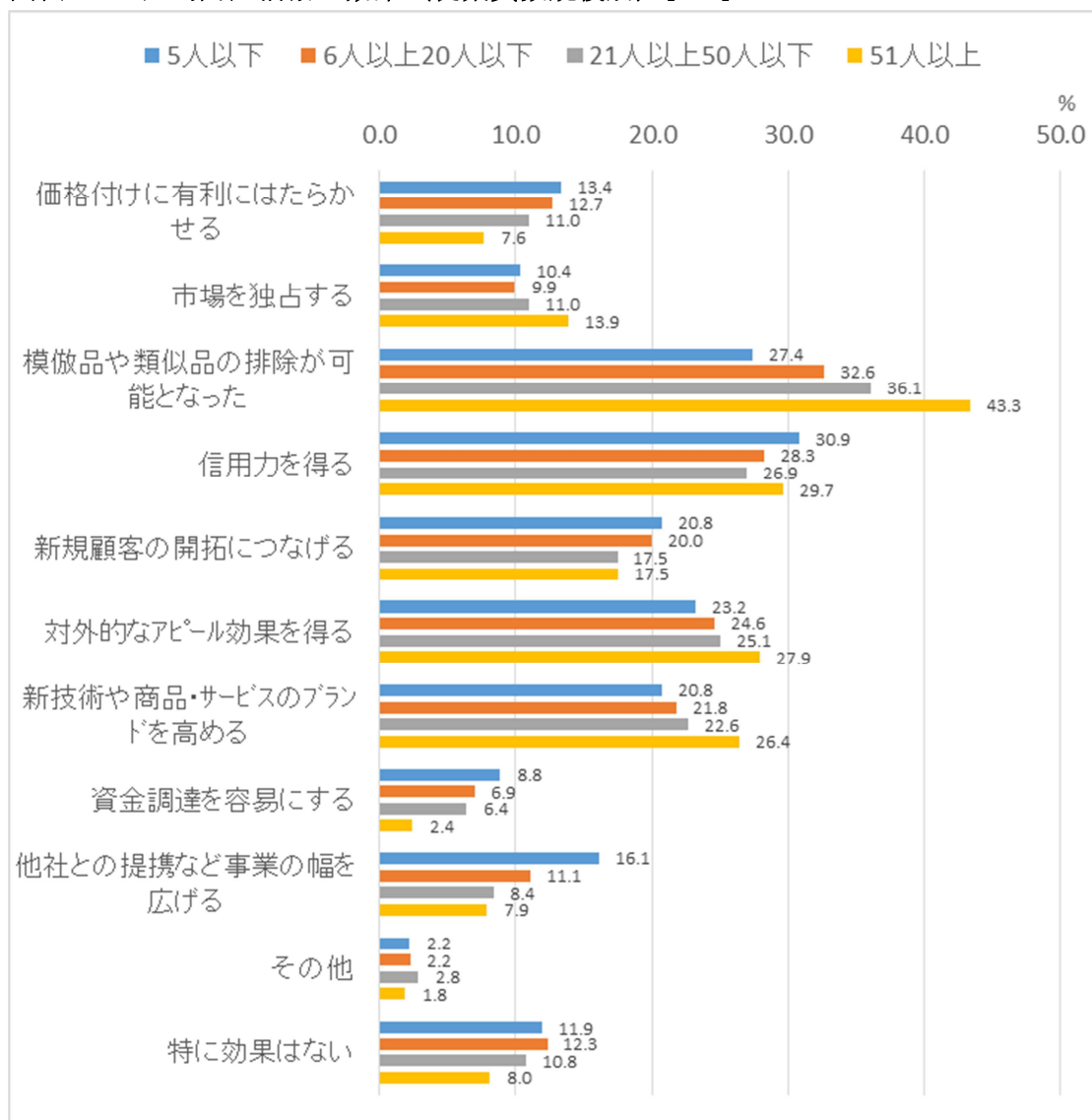
図表 41 知的財産活動の効果（売上高別）[MA]



図表 42 知的財産活動の目的（従業員数規模別）[MA]



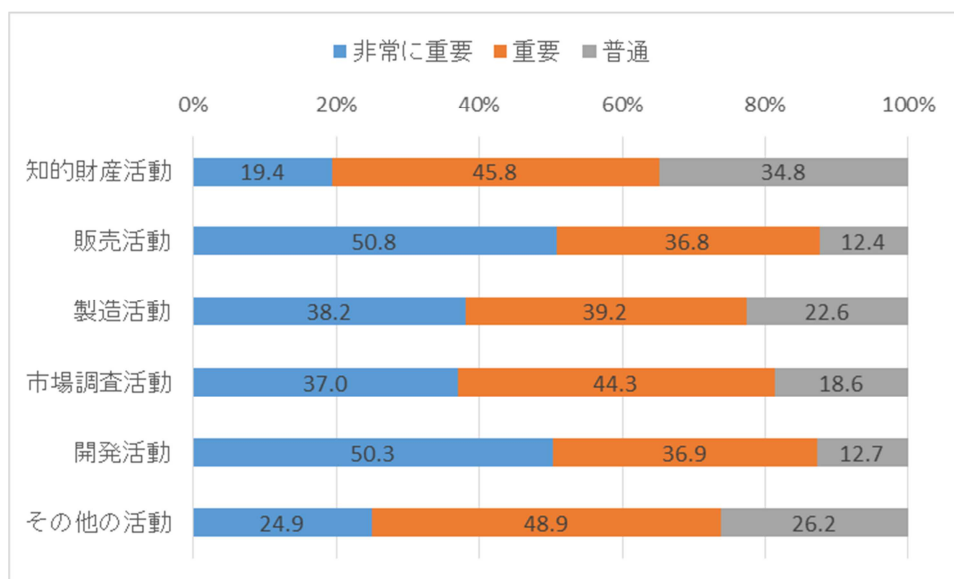
図表 43 知的財産活動の効果（従業員数規模別）[MA]



②企業活動における知的財産活動の重要性

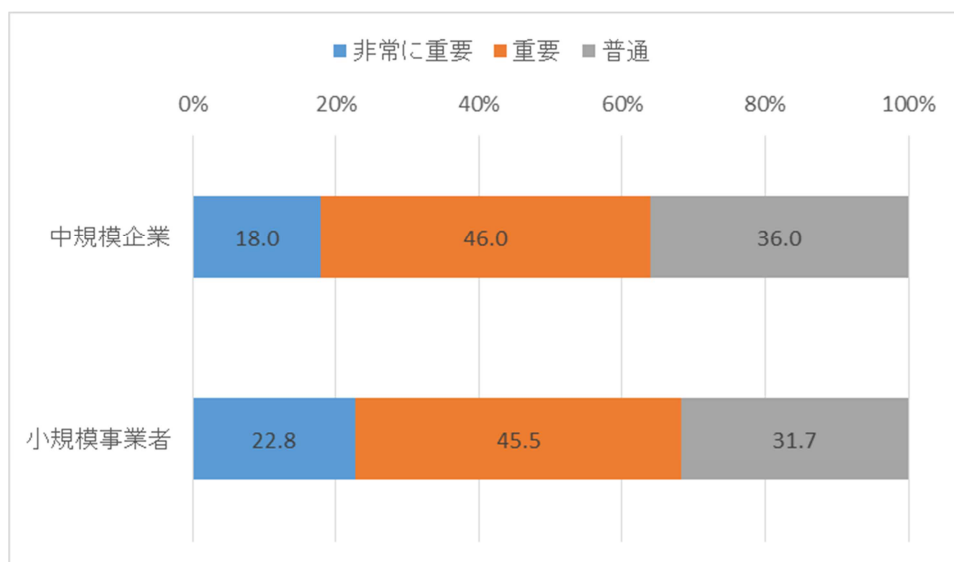
アンケート調査によると、知的財産活動の重要性は、他の企業活動と比べて、低い水準となっている。販売活動や開発活動を、「非常に重要」と回答した割合が 50%を超えるのに対して、知的財産活動は 20%にも満たない水準で、製造活動や市場調査活動よりも低くなっている。

図表 44 知的財産活動と他の活動の重要性の比較（全体）[SA]

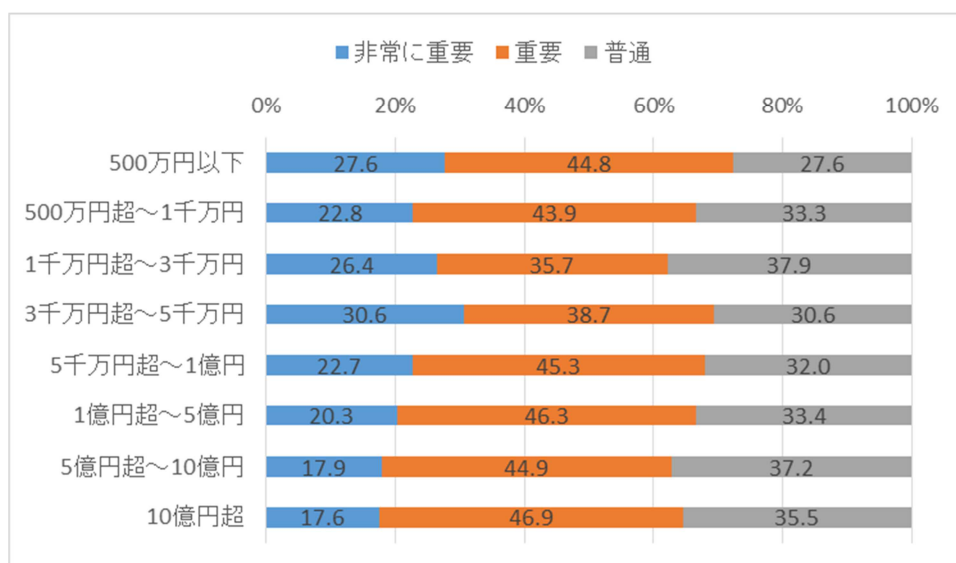


知的財産活動の重要性を規模別に比較した場合、中規模企業で「非常に重要」と回答した割合は 18.0%と、小規模事業者の 22.8%より低い。売上高別の比較では、売上規模が上がるに連れて、「非常に重要」と回答した割合が下がる傾向にある。3 千万円超～5 千万円の層をピークに低減しており、5 億円～10 億円や 10 億円超の層では、「非常に重要」と回答した割合は、20%を下回る。従業員別でも、同じ傾向にあり、「非常に重要」と回答した割合は、従業員数が多い企業ほどその割合が低くなっている。

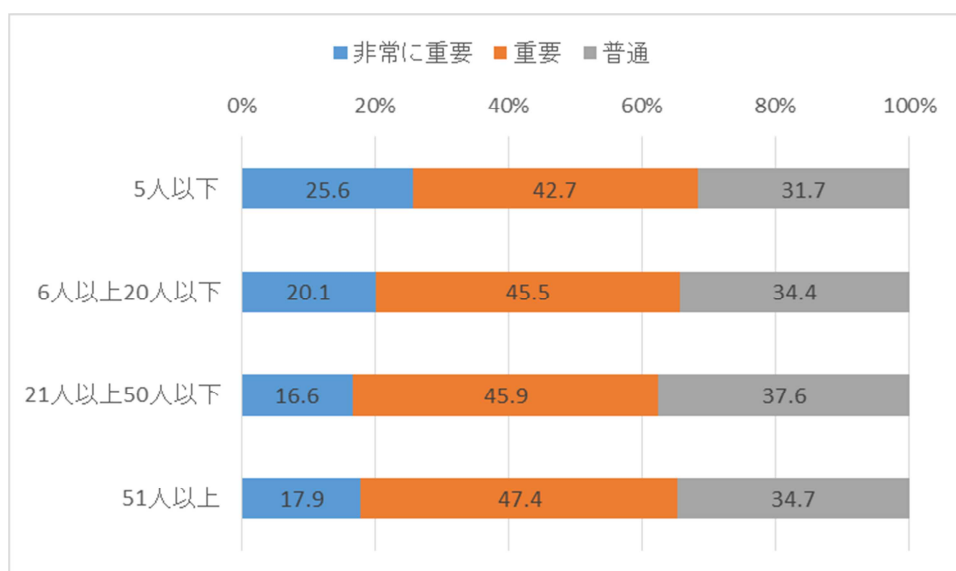
図表 45 企業活動における知的財産活動の重要性（規模別）[SA]



図表 46 企業活動における知的財産活動の重要性（売上高別）【SA】

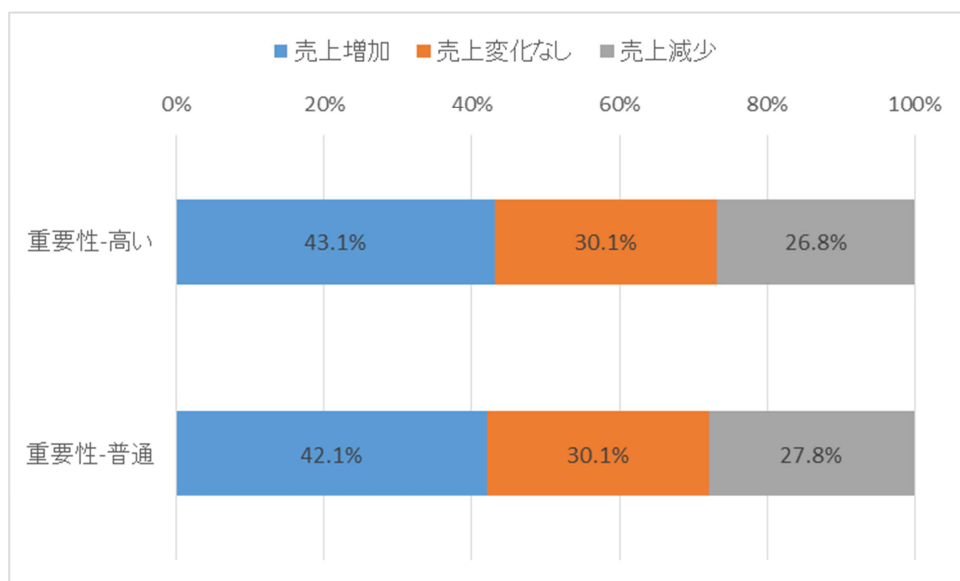


図表 47 企業活動における知的財産活動の重要性（従業員数規模別）【SA】

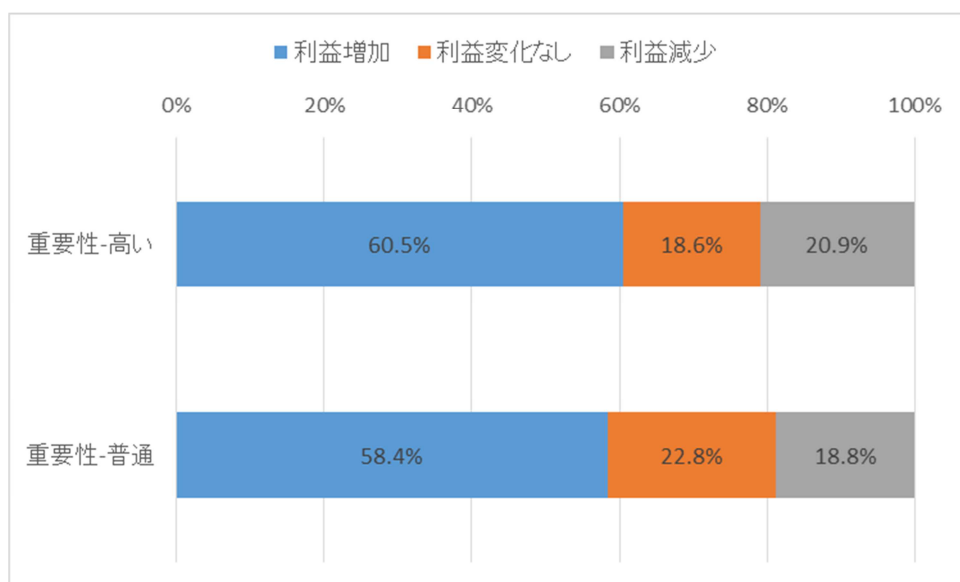


知的財産活動の重要性を「非常に重要」または、「重要」と回答した企業と「普通」と回答した企業で、企業の業績や知的財産活動の効果における比較を行った。売上高や経常利益において、知的財産活動の重要性が高いと回答した企業（「非常に重要」または、「重要」と回答した企業）は、「重要性が普通」と回答した企業よりも業績は堅調である。売上高においては、「重要性が高い」と回答した企業の43.1%は、売上が増加したと回答しており、「重要性が普通」と回答した企業の42.1%より高い。また、経常利益においては、「重要性が高い」と回答した企業の60.5%は、売上が増加したと回答しており、「重要性が普通」と回答した企業の58.4%より高い。

図表 48 売上高の傾向（知的財産活動の重要性別）【SA】

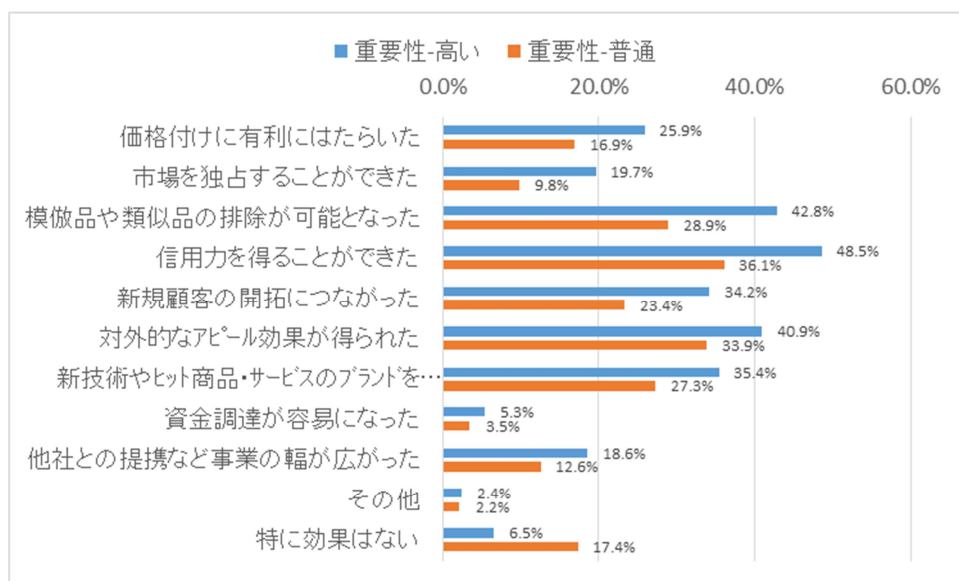


図表 49 経常利益の傾向（知的財産活動の重要性別）【SA】



また、知的財産活動の効果の比較において、知的財産活動の「重要性が高い」と回答した企業は、「重要性が普通」と回答した企業よりも全般的に知的財産活動の効果が高いと回答している。「重要性が高い」と回答した企業では、「信用力を得ることができた」と回答した割合が 48.5%と最も高く、次いで、「模倣品や類似品の排除が可能となった」が 42.8%と高い。一方で、「重要性が普通」と回答した企業は、「特に効果はない」と回答した割合が 17.4%と高く、知的財産活動の「重要性が高い」と回答した企業に比べて知的財産活動の効果が得られていない。

図表 50 知的財産活動の効果（知的財産活動の重要性別）[MA]



③ 知的財産活動の具体的な実践内容

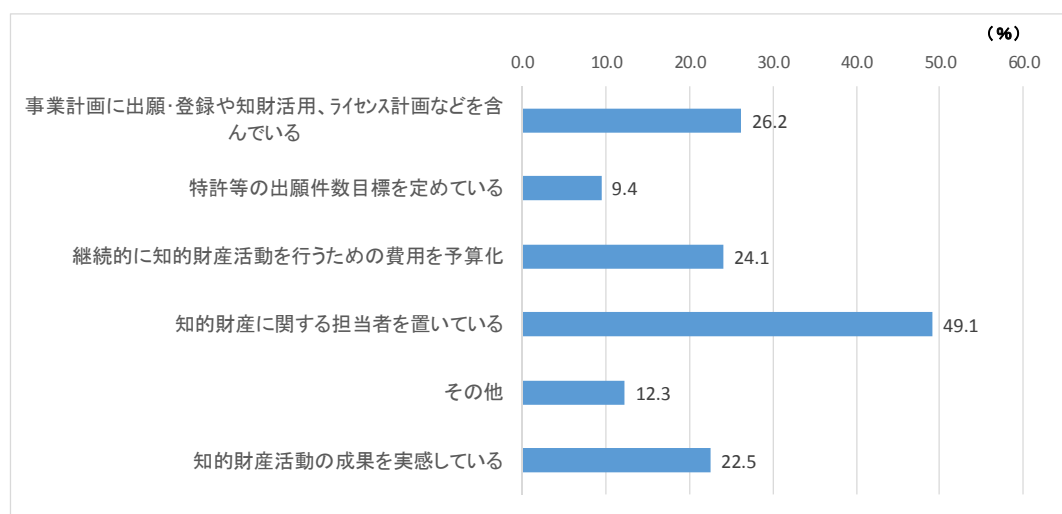
アンケート調査によると、知的財産活動の具体的な実践内容は、「知的財産に関する担当者を置いている」が 49.1%と最も高く、「事業計画に含んでいる」が 26.2%、「費用を予算化」が 24.1%と続いている。

規模別にみると、中規模企業で「知的財産に関する担当者を置いている」と回答した割合が高く、小規模事業者では、「事業計画に出願・登録や知財活用、ライセンス計画などを含んでいる」と回答した割合が 31.4%と高い。特に、「知的財産に関する担当者を置いている」では、中規模企業の 57.6%が実践していると回答したが、小規模事業者ではその割合は 27.4%と半分近くに減る。

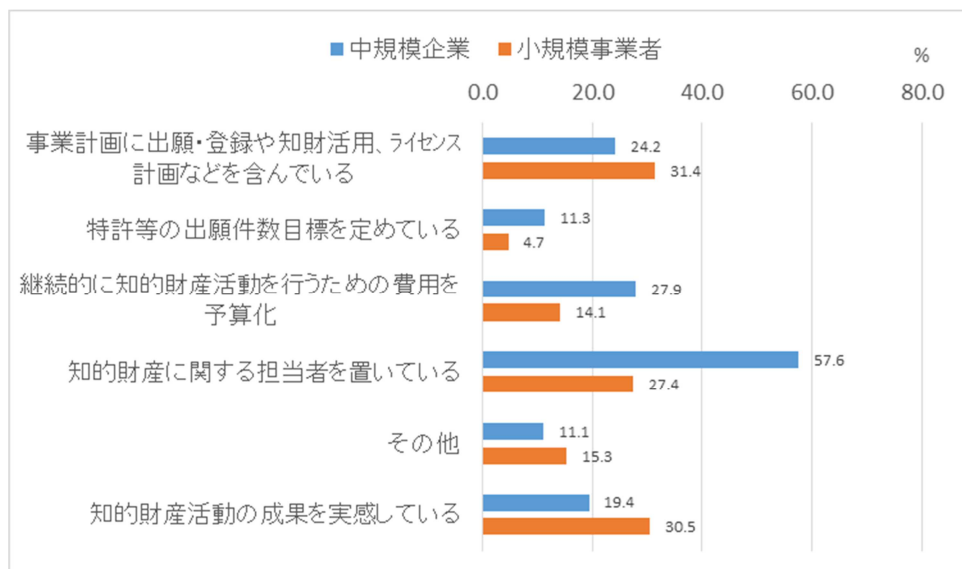
売上高別の比較では、売上規模が大きくなるほど、「知的財産に関する担当者を置いている」と回答した割合が上昇する傾向にあり、10 億円超の層では、同割合が 64.8%に達している。また、「事業計画に出願・登録や知財活用、ライセンス計画などを含んでいる」では、1 千万円超～3 千万円の層が最も高く、その割合は 50%に達している。一方で、同割合は、1 千万円超～3 千万円の層をピークに低減しており、5 億円～10 億円や 10 億円超の層では、約半分の 25%未満の水準にある。

従業員別でも、従業員数が多い企業ほど「知的財産に関する担当者を置いている」と回答した割合が高い。一方で、「事業計画に出願・登録や知財活用、ライセンス計画などを含んでいる」と回答した割合は、5 人以下の層で最も高くなっている。

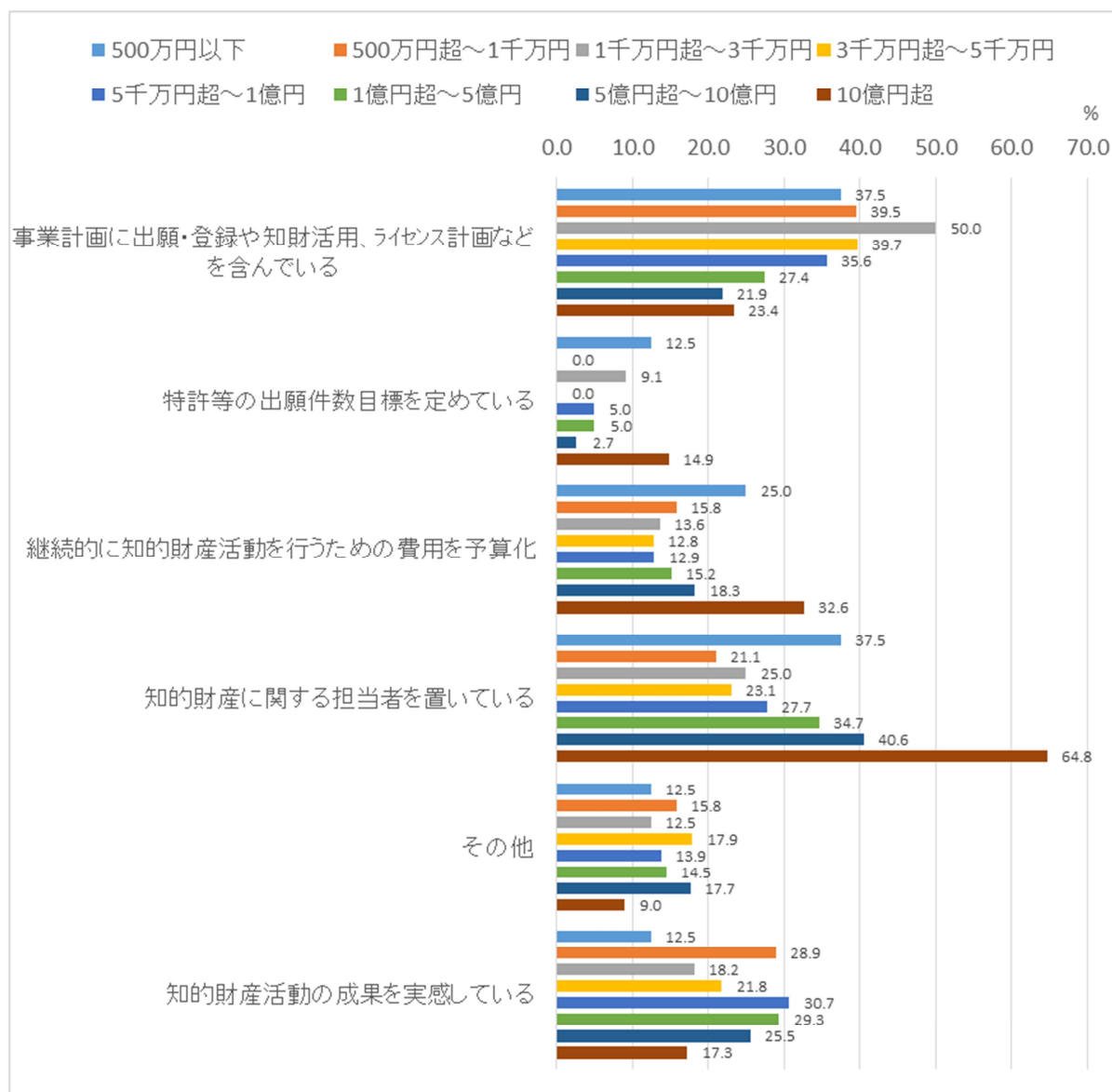
図表 51 知的財産活動の具体的な実践内容（全体）[MA]



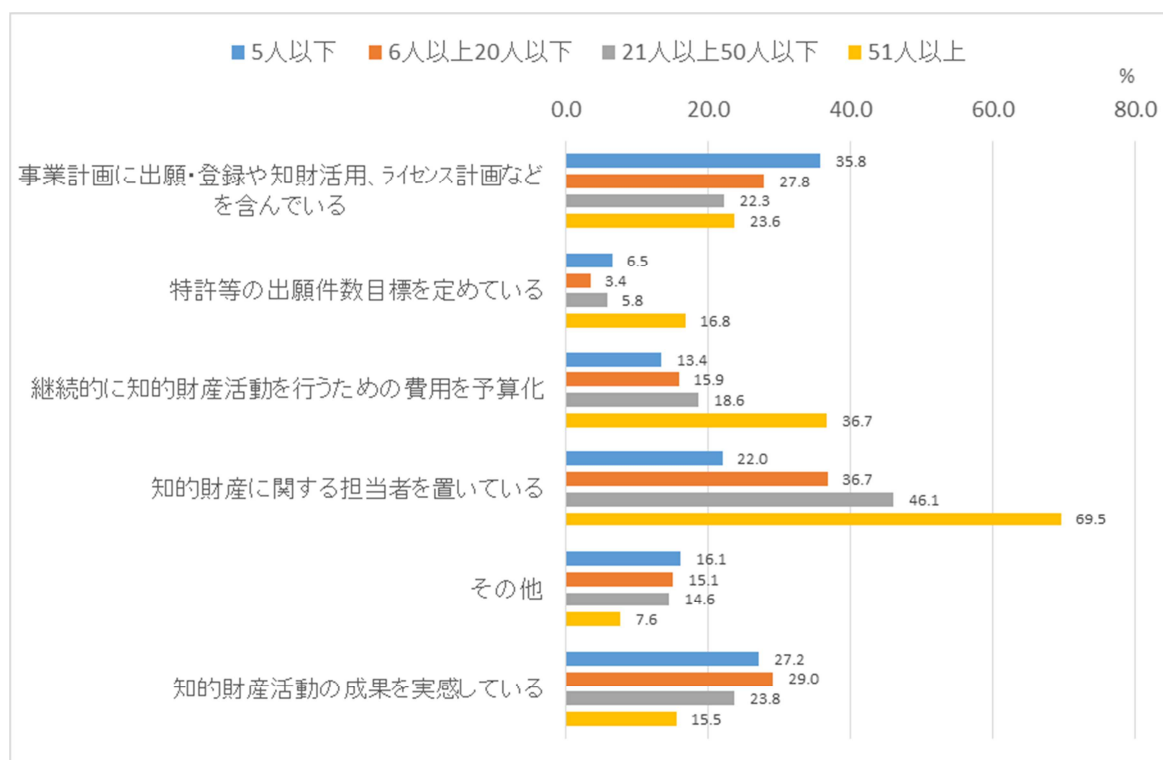
図表 52 知的財産活動の具体的な実践内容（規模別）[MA]



図表 53 知的財産活動の具体的な実践内容（売上高別）[MA]

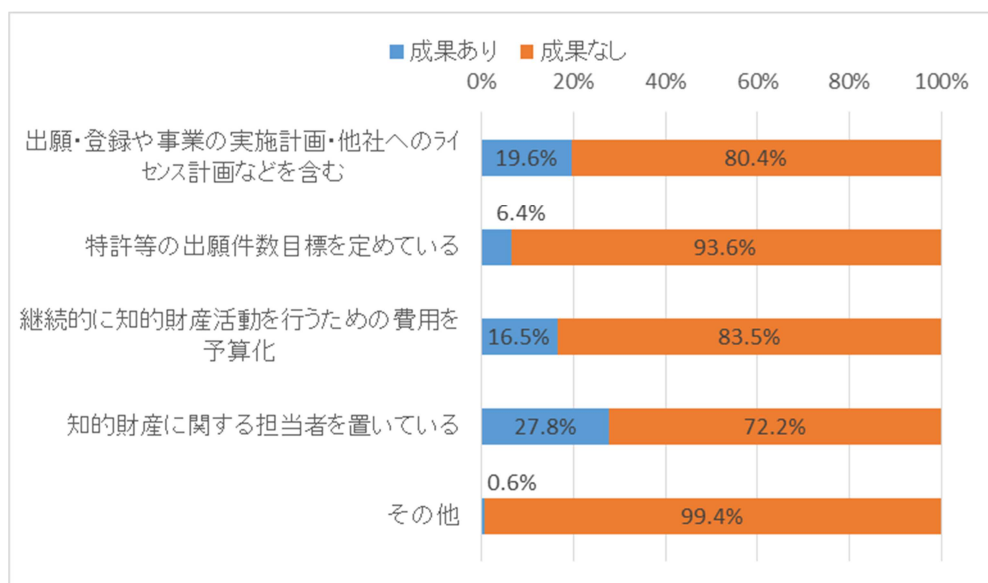


図表 54 知的財産活動の具体的な実践内容（従業員規模別）[MA]



知的財産活動の具体的な実践内容に対する成果の有無を分析したところ、「知的財産に関する担当者を置いている」で成果ありと回答した割合が 27.8%と最も高く、次いで、「出願・登録や事業の実施計画・他社へのライセンス計画などを含む」が 19.6%と高い。一方で、「特許等の出願件数目標を定めている」で成果ありと回答した割合は、6.4%と最も低い。

図表 55 知的財産活動の具体的な実践内容（成果の有無）[SA]



（２）知的財産活動の実施体制

①知的財産活動の体制

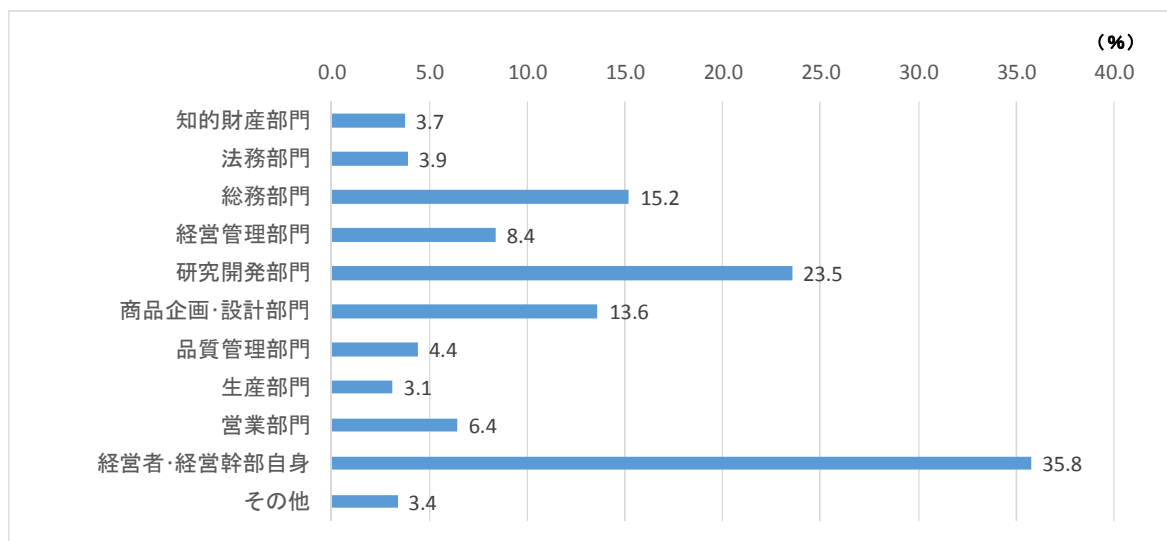
アンケート調査によると、知的財産活動の実施体制として最も多いのは、経営者・経営幹部自身が知的財産活動を担当しているケースで、**35.8%**を占める。

企業規模別にみると、小規模事業者は、「経営者・経営幹部自身」と回答した割合が**64.0%**と最も高い。一方で、中規模企業では、「研究開発部門」と回答した割合が**27.1%**と最も高く、次いで、「経営者・経営幹部自身」が続く。中規模企業では、小規模事業者と比して、「経営者・経営幹部自身」の割合が減る一方で、「研究開発部門」や「総務部門」の割合が増えている。

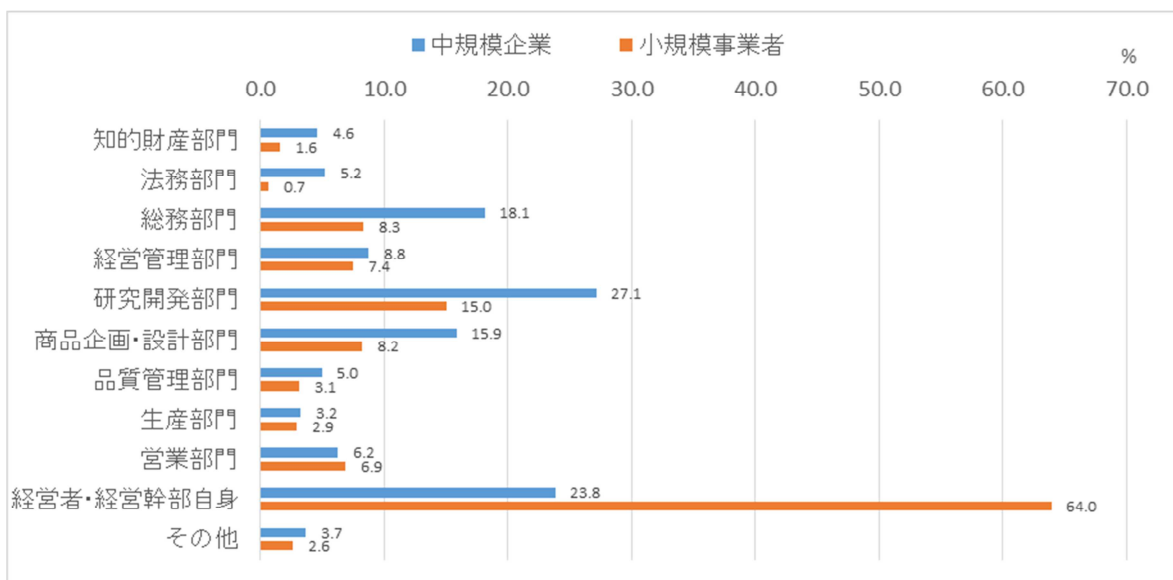
売上高別の比較では、売上規模が上がるに連れて、「経営者・経営幹部自身」と回答した割合が減る傾向にある。**5千万円超～1億円**までの層では、「経営者・経営幹部自身」と回答した割合は、ほぼ**60%**を超える水準にあるが、**10億円超**の層では、同割合は**13.6%**に大幅に減少する。一方で、同じ**10億円超**の層では、「研究開発部門」と回答した割合が**32.1%**に達しており、**5億円～10億円**以下の層の**15%**前後の約**2倍**近くとなっている。

従業員別でも、同様に、従業員数が多い企業ほど「経営者・経営幹部自身」と回答した割合が減少する。特に、**51人以上**の層では、同割合は**9.1%**と他の層と比べて大幅に少ない。

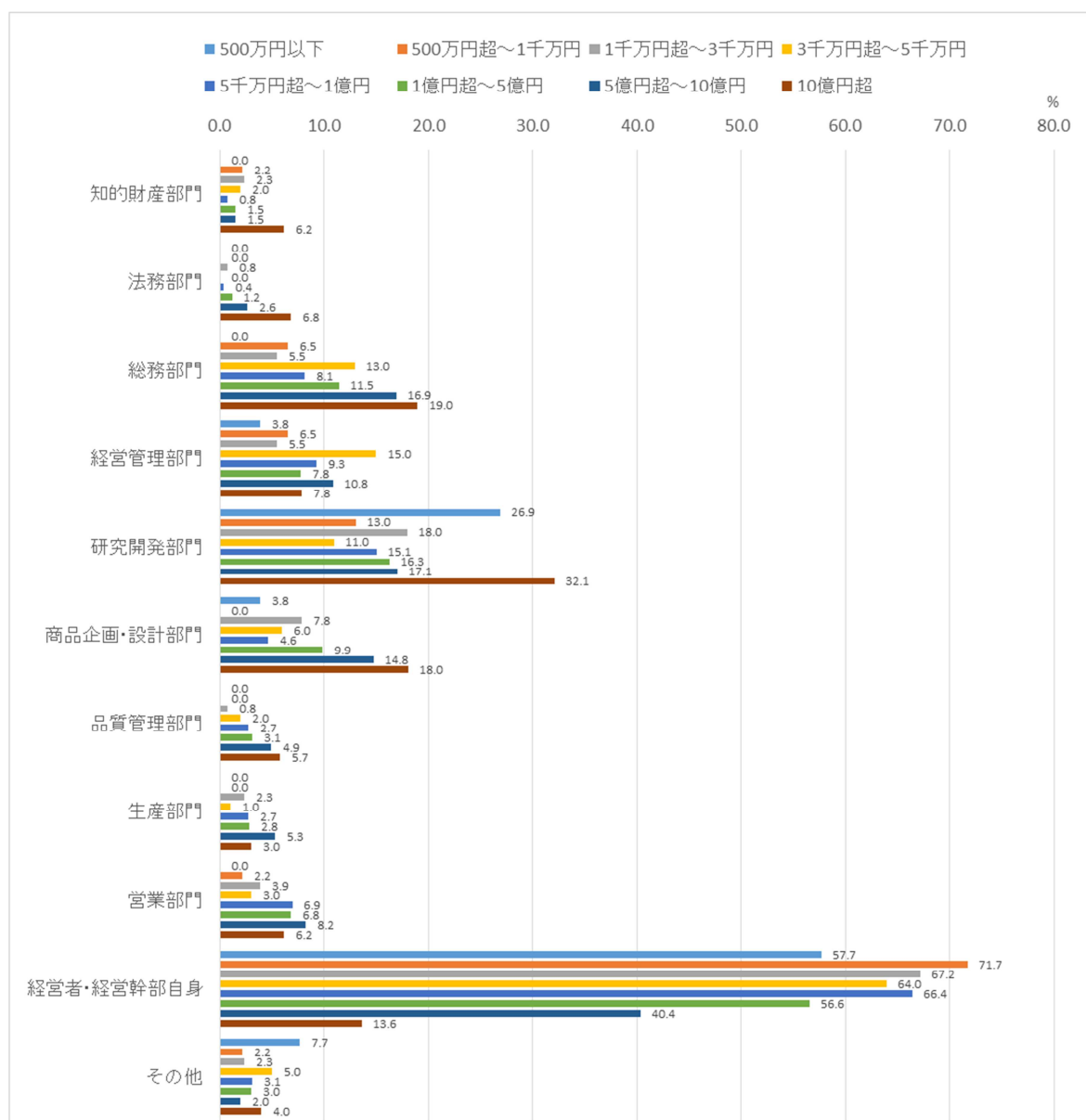
図表 56 知的財産活動の実施体制（全体）[MA]



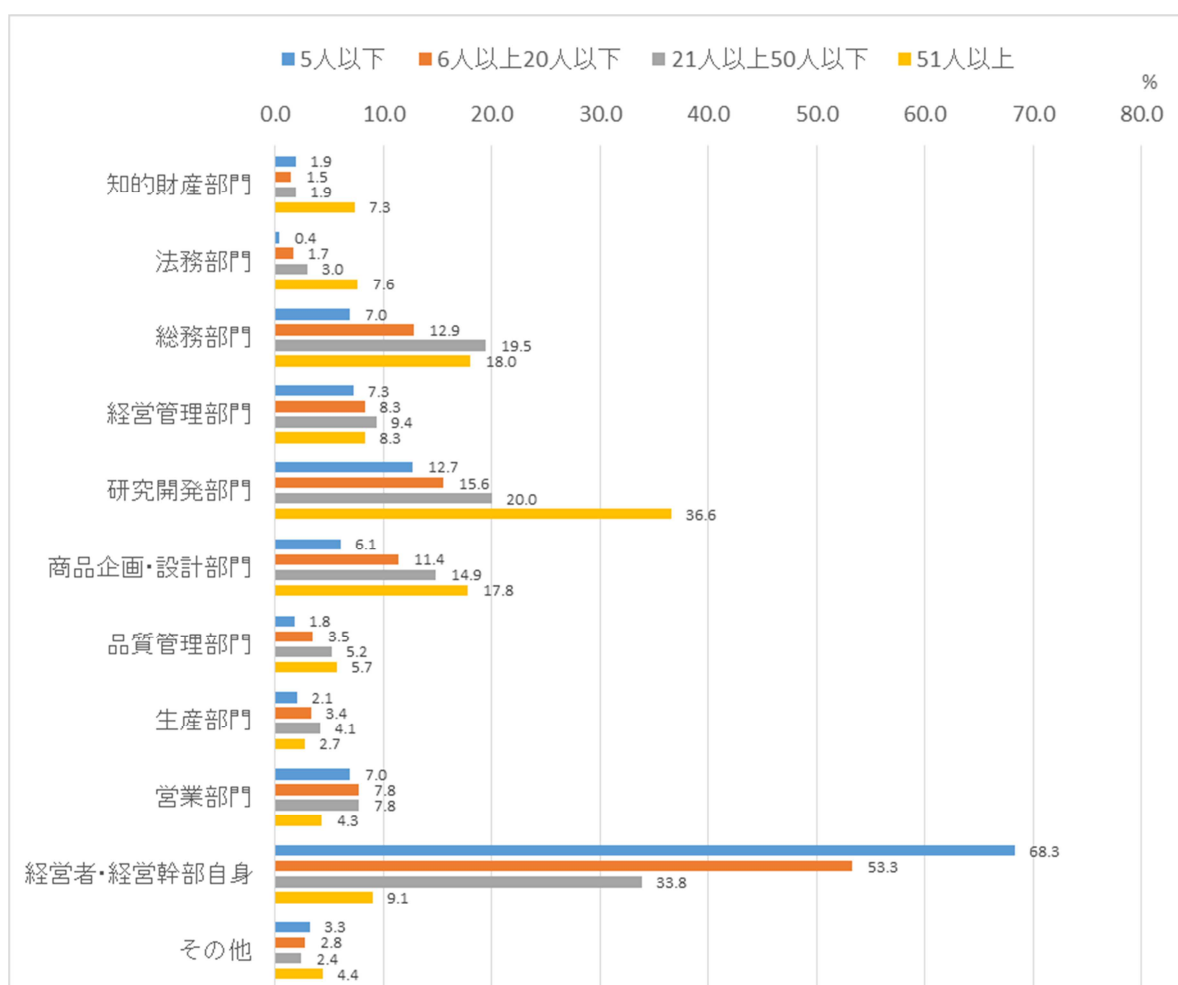
図表 57 知的財産活動の実施体制（規模別）[MA]



図表 58 知的財産活動の実施体制（売上高別）[MA]



図表 59 知的財産活動の実施体制（従業員数規模別）[SA]

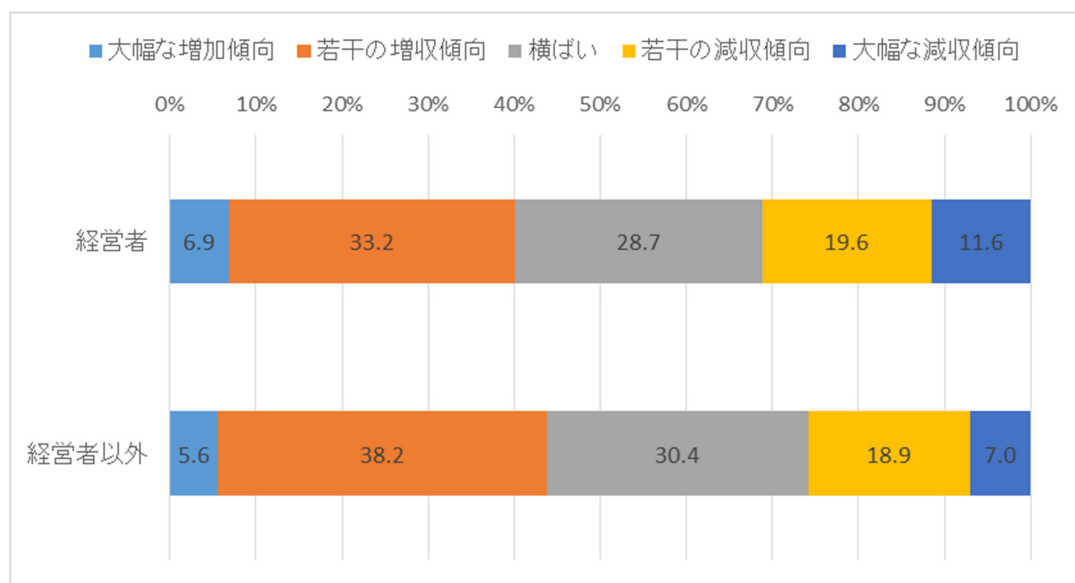


②知的財産活動を経営者自身が実施する企業の傾向

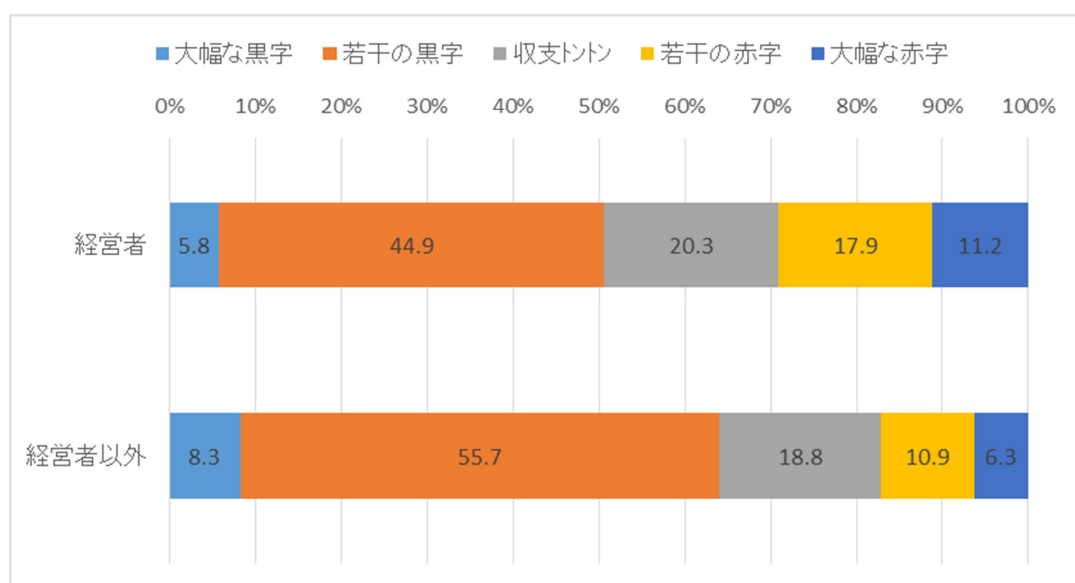
前述のように、大多数の小規模事業者では、「経営者・経営幹部自身」が知的財産活動を担当している。経営者が自ら知的財産活動を実施している会社を、アンケート調査に基づき分析を行なった。

アンケート調査によると、経営者による知的財産管理がなされている企業は、売上高や経常利益において、全体的に経営者以外による管理の企業よりも業績は低調である。売上高においては、「大幅な増加傾向」と回答した割合が経営者による知財管理を実施している会社で6.9%と高いものの、「大幅な増加傾向」と「若干の増収傾向」を合計した割合は、経営者以外が知財管理を実施している会社の方が高い。経常利益においても、「大幅な黒字」と「若干の黒字」と回答した割合は、経営者以外が知財管理を実施している会社の方が高い。

図表 60 売上高の傾向（経営者による知的財産管理の有無別）[SA]



図表 61 経常利益の傾向（経営者による知的財産管理の有無別）[SA]



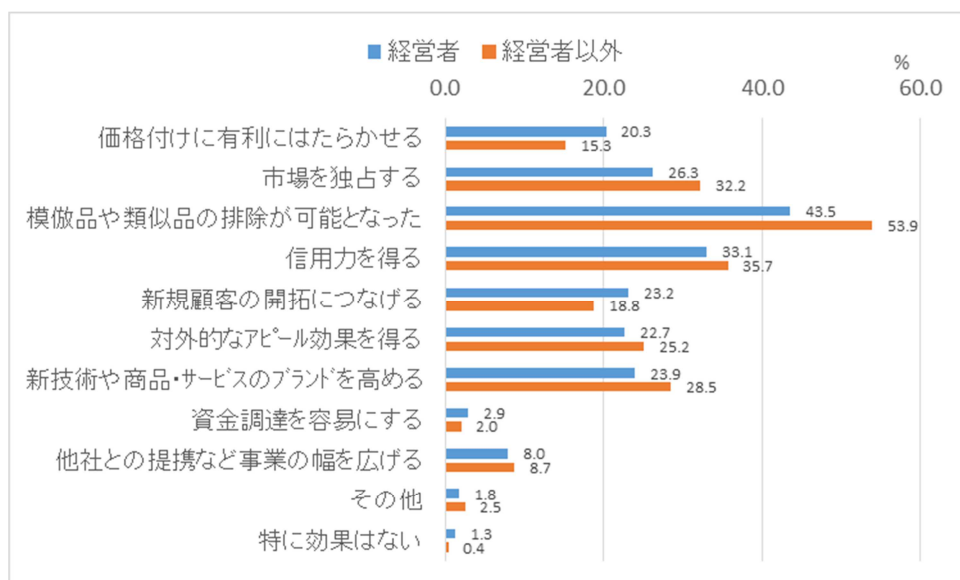
また、経営者による知的財産管理がなされている企業とそれ以外で、知的財産活動の目的を比較すると、全体的に、経営者による知的財産管理がなされている企業の目的の数値が低い。「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合は、経営者以外が知的財産管理

を実施している会社が 53.9%であるのに対して、経営者が知的財産管理を実施している会社では 43.5%と低くなっている。

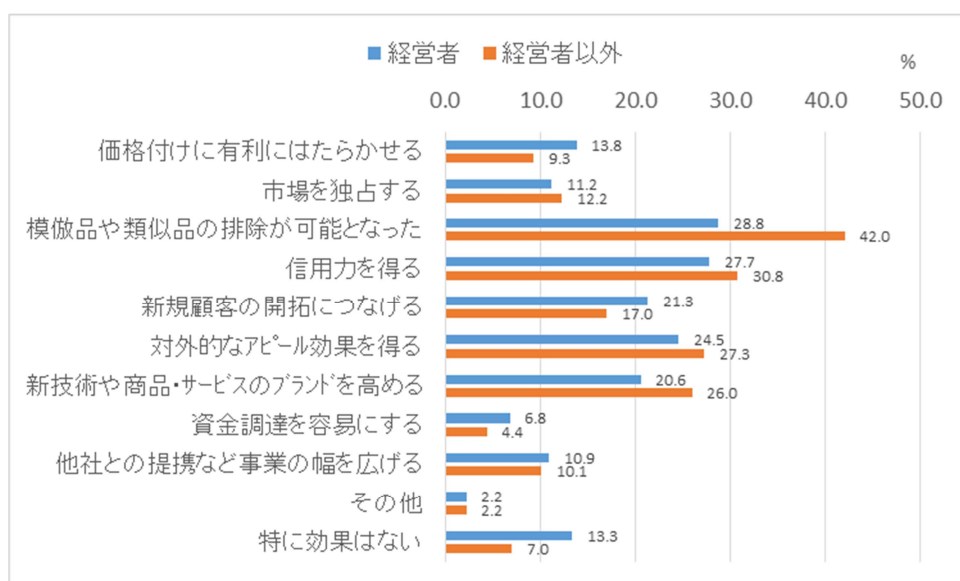
知的財産活動の効果では、前述の目的と同様に、全体的に、経営者が知的財産管理を実施している会社の効果の数値が低い。特に、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合の差は 13.2%と大きく開いている。一方で、「価格付けに有利にはたらかせる」と「新規顧客の開拓につなげる」と回答した割合は、経営者が知的財産管理を実施している会社の方が高い。

前述の目的の達成率では、同様に、ほとんどの項目において、経営者以外が知的財産管理を実施している会社の方が高くなっているが、「価格付けに有利にはたらかせる」「市場を独占する」といった項目で、経営者が知的財産管理を実施している会社のほうが目的の達成率が高くなっている。

図表 62 知的財産活動の目的（経営者による知財管理の有無別）[MA]

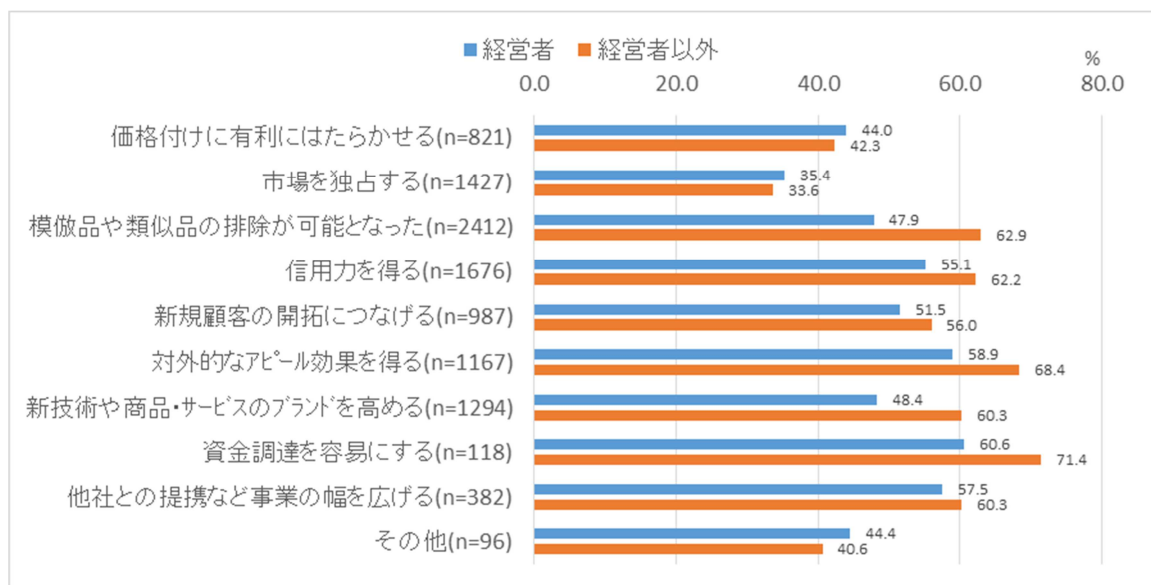


図表 63 知的財産活動の効果（経営者による知財管理の有無別）[MA]



図表 64 知的財産活動の目的の達成率（経営者による知財管理の有無別）

※知的財産活動の各効果の回答者数／知的財産活動の各目的の回答者数



（３）先行技術調査について

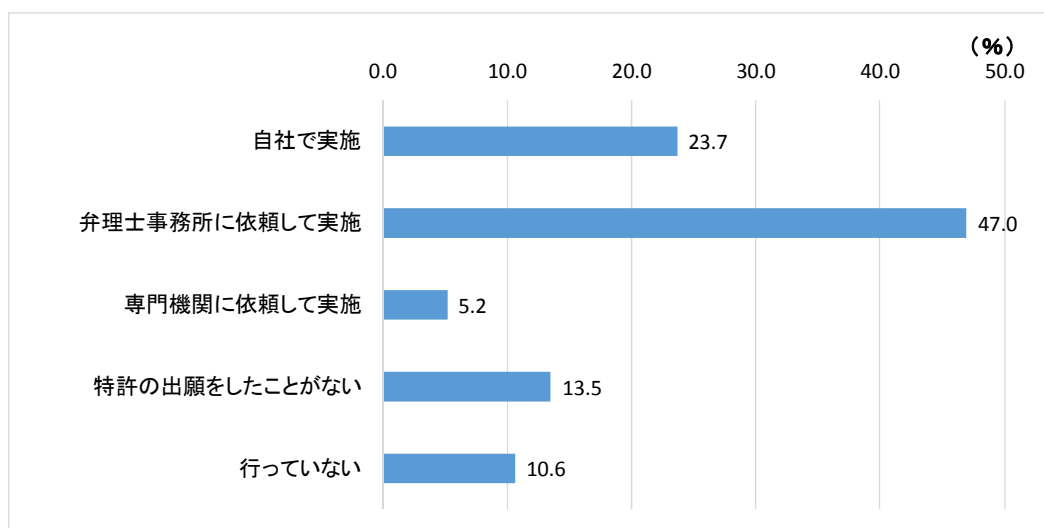
①先行技術調査の実施方法とそのタイミング

アンケート調査によると、先行技術調査の実施方法は、「弁理士事務所に依頼して実施」と回答した割合が最も高く、47%を占めている。一方「自社で実施」している企業は23.7%を占める。

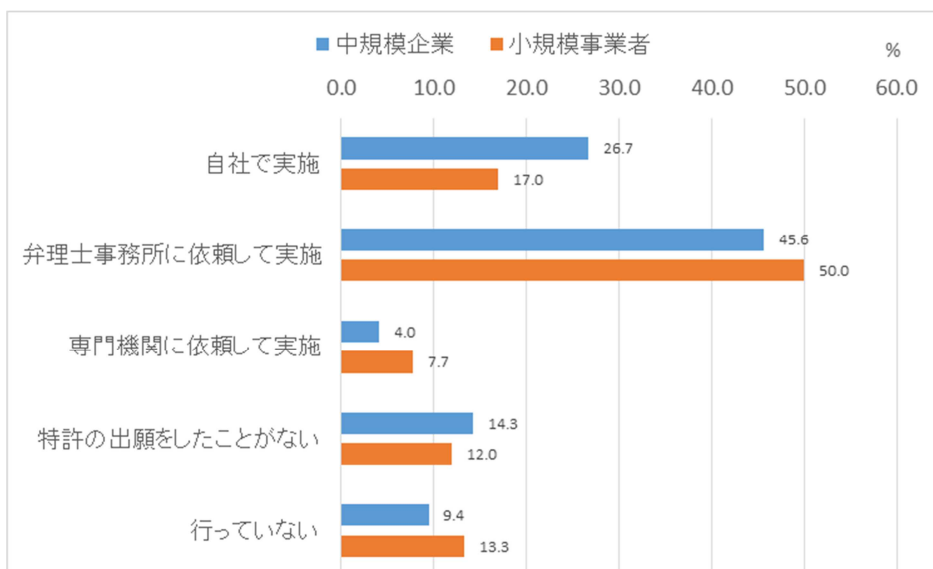
企業規模別にみると、中規模企業及び小規模事業者共に、「弁理士事務所に依頼して実施」と回答した割合が最も高く、約50%の水準にある。一方で、中規模企業では、「自社で実施」と回答した割合も高く、その割合は26.7%となっている。中規模企業では、自社内で先行技術調査を行なう人員や体制が、小規模事業者に比して整備されていると考えられる。

先行技術調査を実施した時期は、出願前では「自社で実施」と回答した割合が34.1%と高く、出願後～審査請求前では「弁理士事務所に依頼して実施」と回答した割合が77.2%と高くなっている。

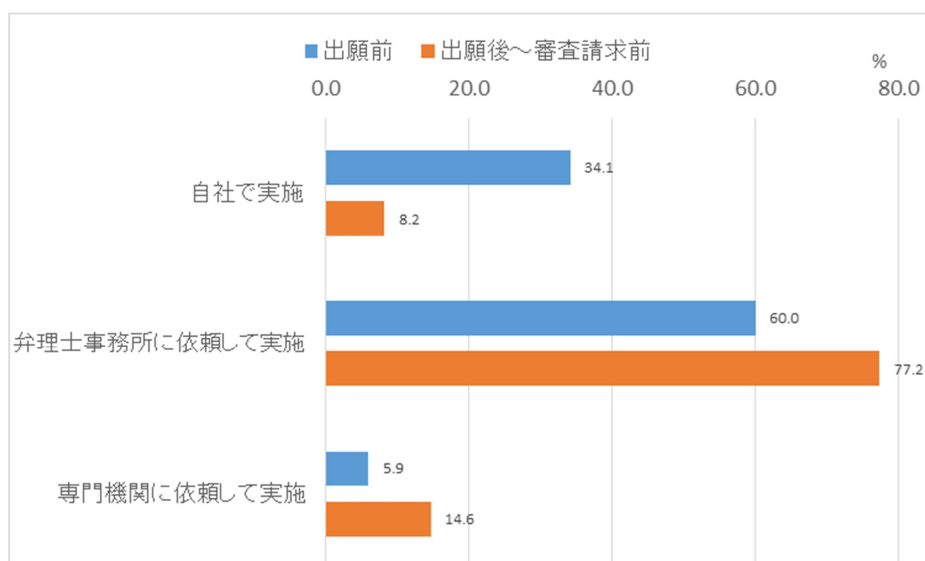
図表 65 先行技術調査の実施方法（全体）[SA]



図表 66 先行技術調査の実施方法（規模別）[SA]



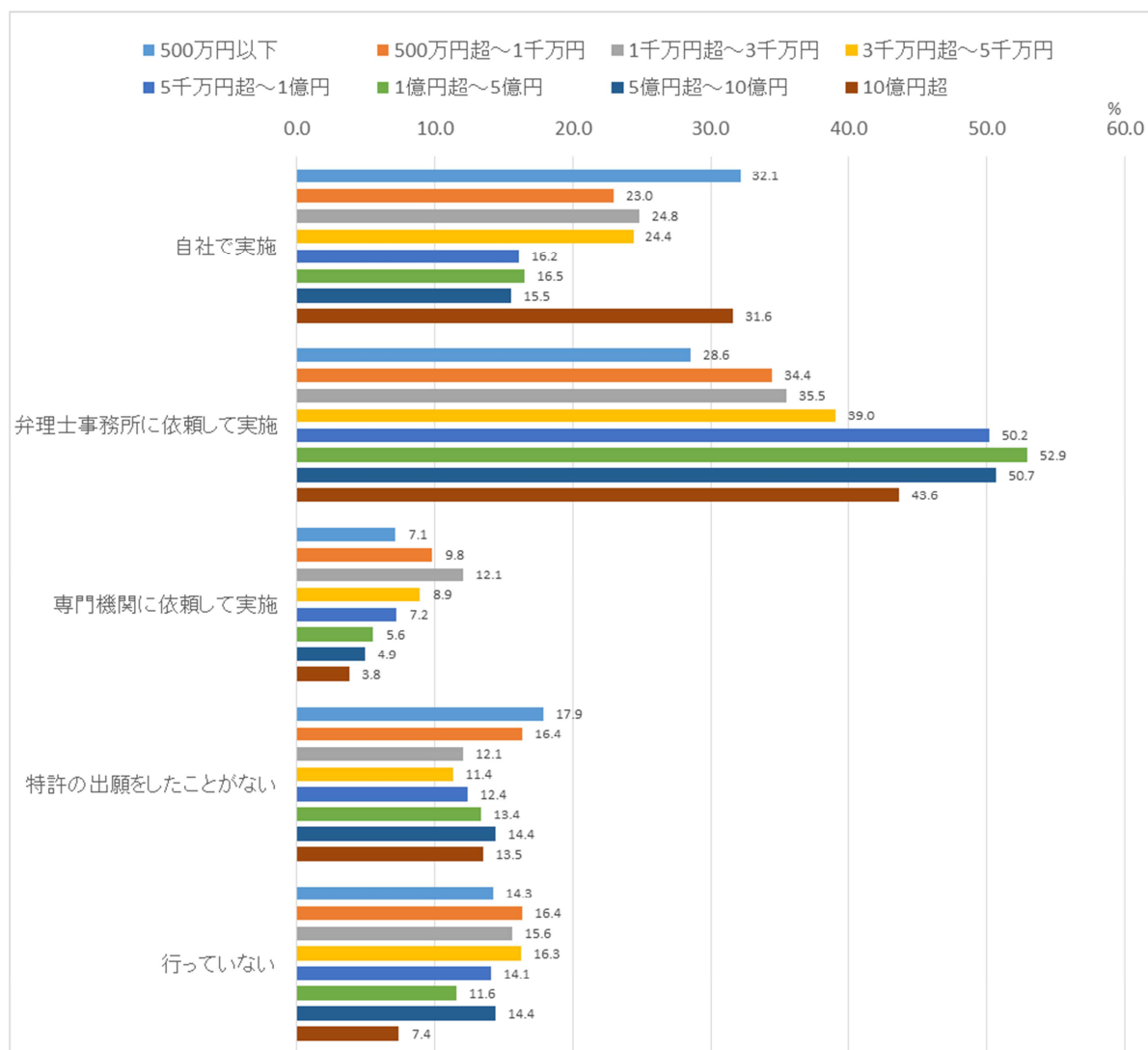
図表 67 先行技術調査を実施した時期（全体）[SA]



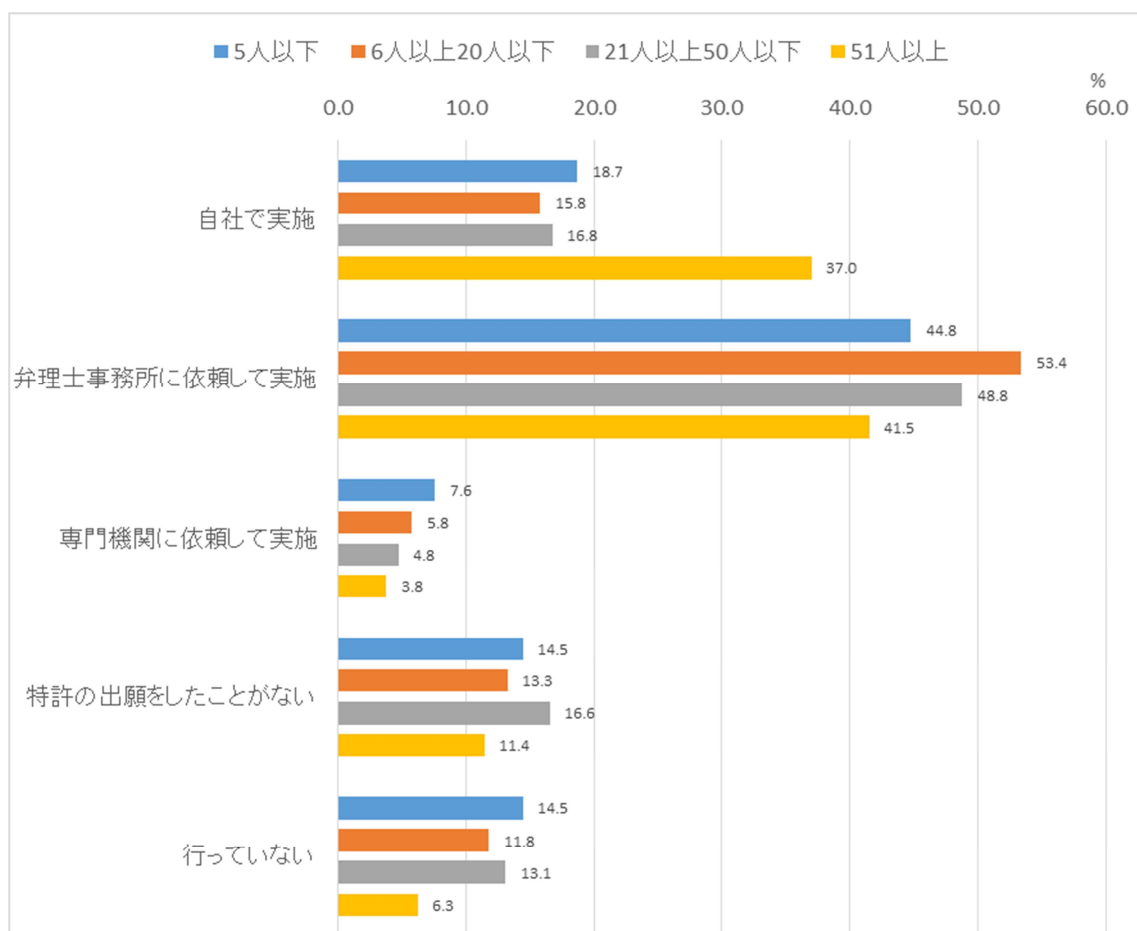
売上高別の比較では、5千万円超～1億円の層から5億円超～10億円の層で、「弁理士事務所に依頼して実施」と回答した割合が最も高く、50%を超える水準にある。同じ層では、「自社で実施」と回答した割合は低く、その割合は15%前後である。一方で、500万円以下の売上が低い層と10億円超の売上が最も高い層で、「自社で実施」と回答した割合は高く、「弁理士事務所に依頼して実施」と回答した割合が低くなっている。売上が低い層では、弁理士事務所に依頼する調査コストの関係で、売上が高い層では、調査の社内体制を充実させたことにより、自社で実施する傾向にあると考えられる。

従業員別でも、同様に、従業員数が多い51人以上の層では、他と比べて、「弁理士事務所に依頼して実施」する割合が低く、「自社で実施」と回答した割合が高い。

図表 68 先行技術調査の実施方法（売上高別）[SA]

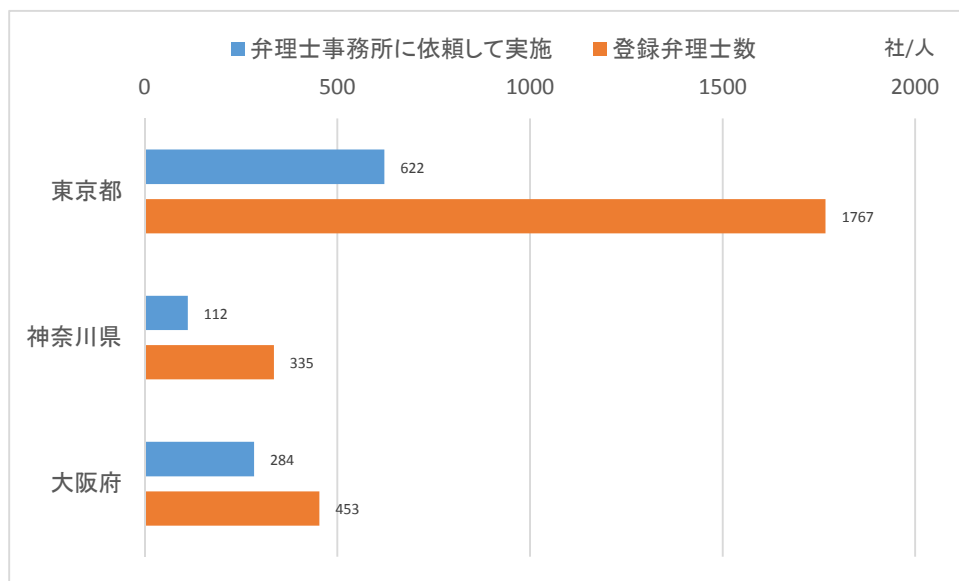


図表 69 先行技術調査の実施方法（従業員数規模別）【SA】



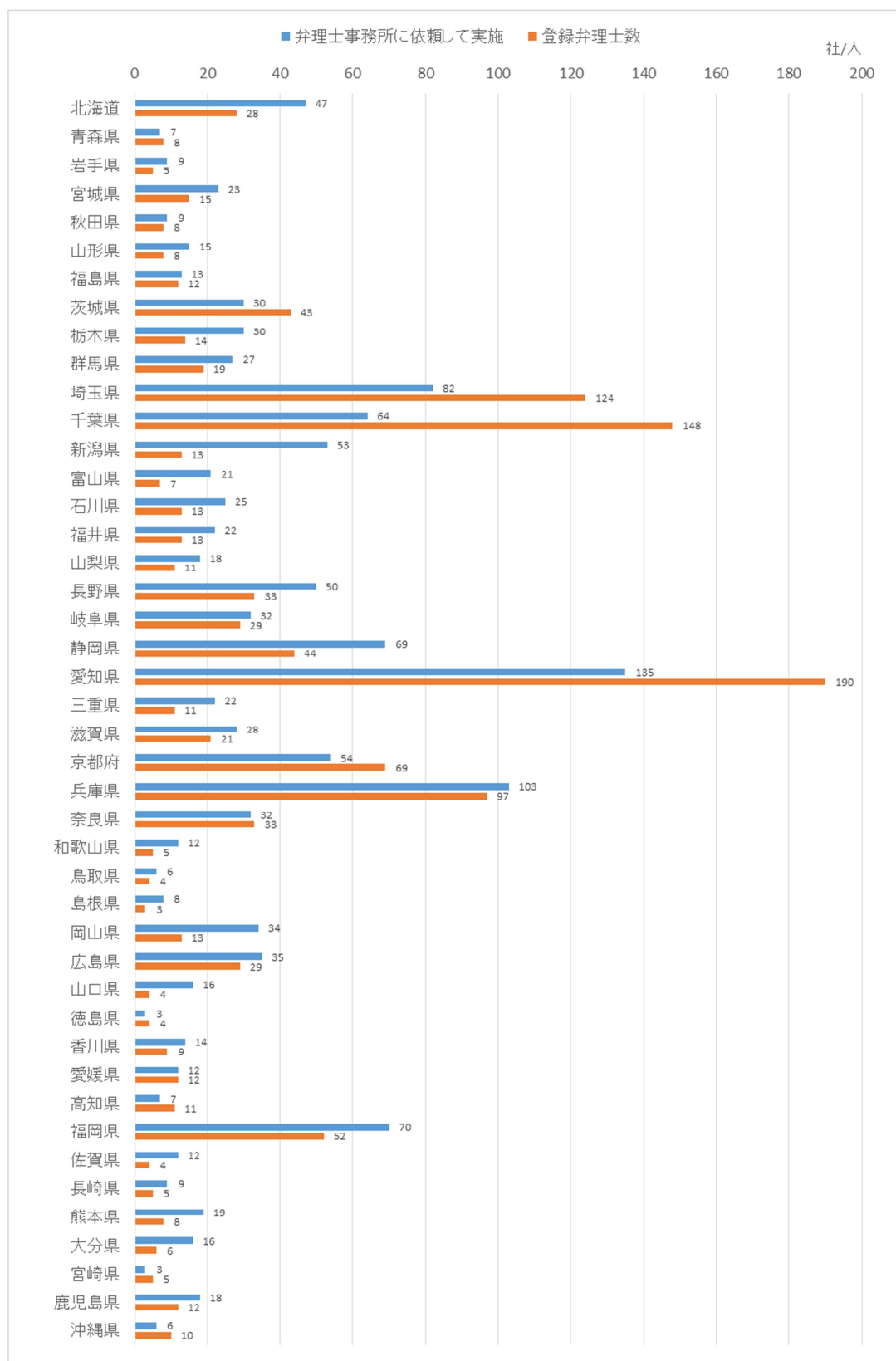
都道府県別の先行技術調査を弁理士事務所に依頼した社数と弁理士数は、東京と大阪に先行技術調査の依頼件数が集中しており、弁理士数も同様に集中している。一方で、徳島や宮崎のように、先行技術調査の依頼が極めて少ない県では、相談できる弁理士の数も少ない。

図表 70 先行技術調査を弁理士事務所に依頼した社数と弁理士数の比較（東京、大阪、神奈川）²⁵



²⁵ 弁理士数については、2014年3月時点の日本弁理士会ウェブサイト「弁理士ナビ」(<http://www.benrishi-navi.com/>)の検索機能を活用し、都道府県別の弁理士事務所数をカウントした。

図表 71 先行技術調査を弁理士事務所に依頼した社数と弁理士数の比較（東京、大阪、神奈川以外）

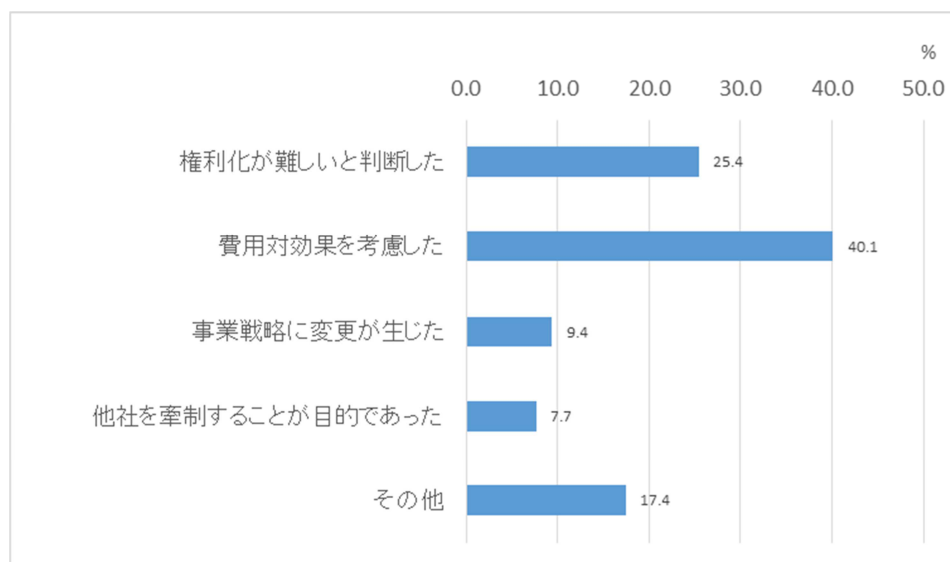


②出願後に審査請求を実施しなかった理由

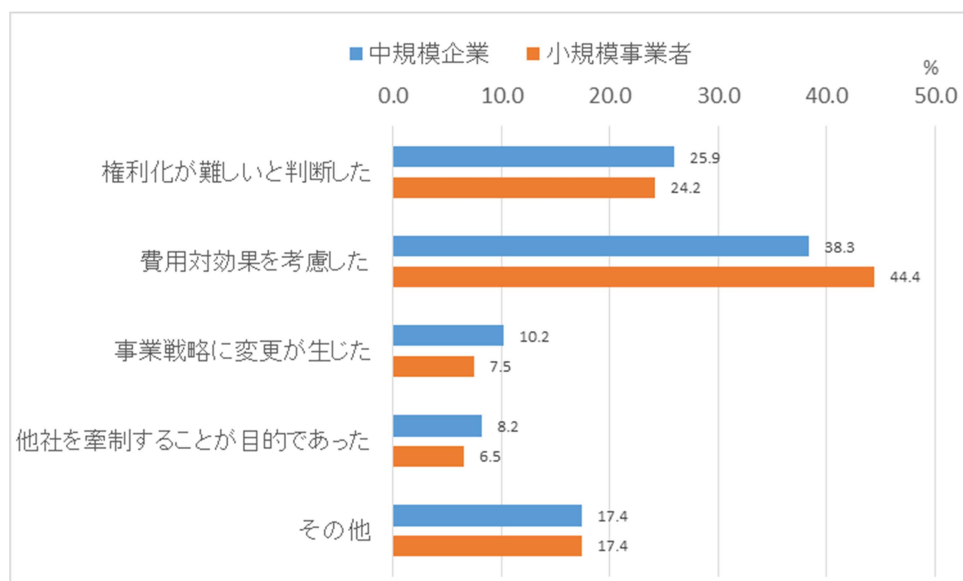
アンケート調査によると、出願後に審査請求を実施しなかった理由は、「費用対効果を考慮した」と回答した割合が40.1%と最も高く、続いて「権利化が難しいと判断した」が25.4%となっている。企業規模別にみると、中規模企業及び小規模事業者では、共に、「費用対効果を考慮した」と回答した割合が最も高い。中規模企業は、「権利化が難しいと判断した」と回答した割合が25.9%と若干ではあるが、小規模事業者を上回っている。

中小企業白書2009の調査によると、出願後に審査請求を実施しなかった理由として、「権利化が難しいと判断した」と回答した割合が、大企業では62.6%で中小企業の44.5%を大きく上回っている。一方で、「費用対効果を考慮した」と回答した割合は、大企業が若干の差であるが中小企業を上回っている。前述のアンケート調査では、売上規模が大きい中規模企業で「費用対効果を考慮した」と回答した割合は少なくなっていたが、大企業と中小企業の比較では逆の傾向となっている。

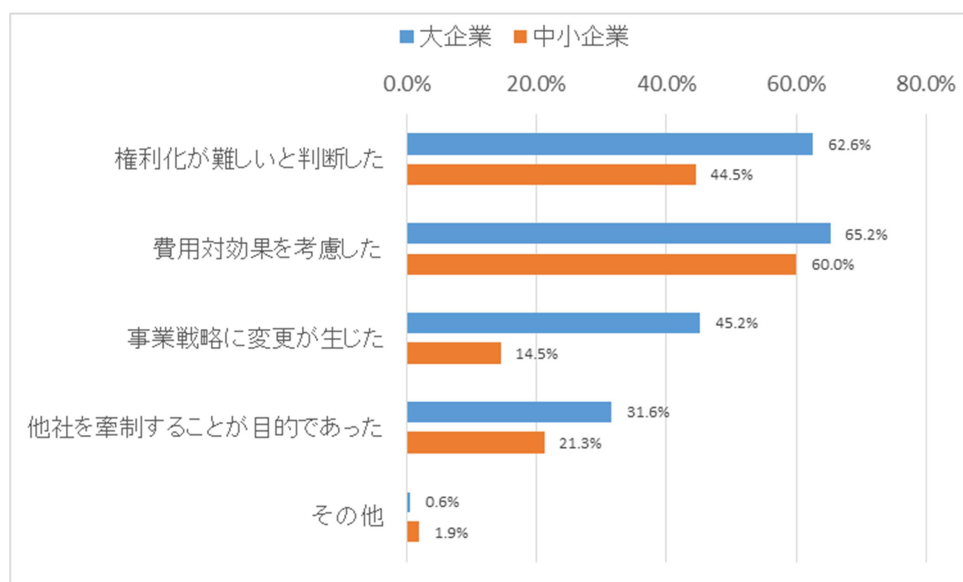
図表 72 出願後に審査請求を実施しなかった理由（全体）[SA]



図表 73 出願後に審査請求を実施しなかった理由（規模別）[SA]



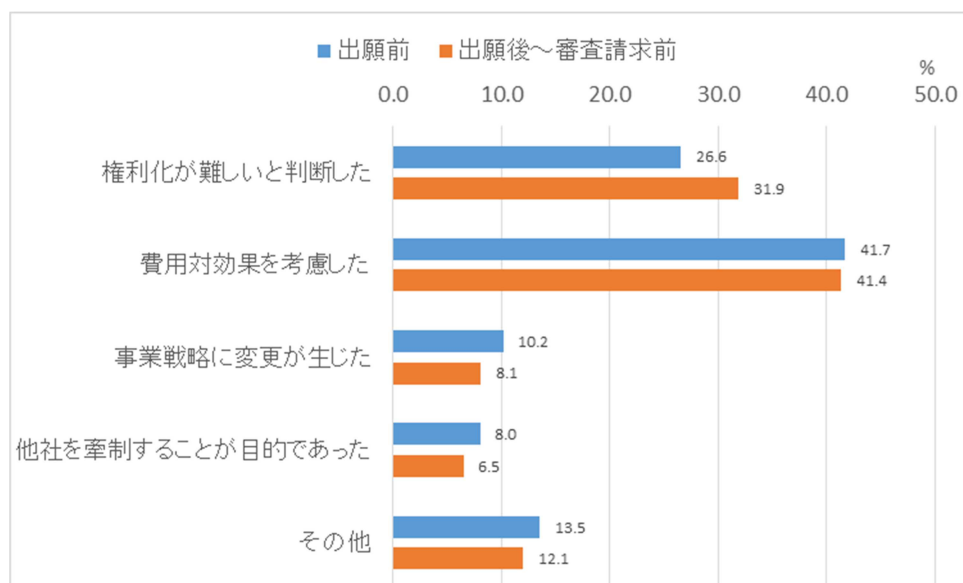
図表 74 出願後に審査請求を実施しなかった理由 大企業・中小企業別²⁶



出願後に審査請求を実施しなかった経験と先行技術調査のタイミングの関係を分析すると、以下のように、「権利化が難しいと判断した」と回答した割合は、先行技術調査を出願後から審査請求前に実施した会社において高くなっている。

²⁶中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P106 より抜粋

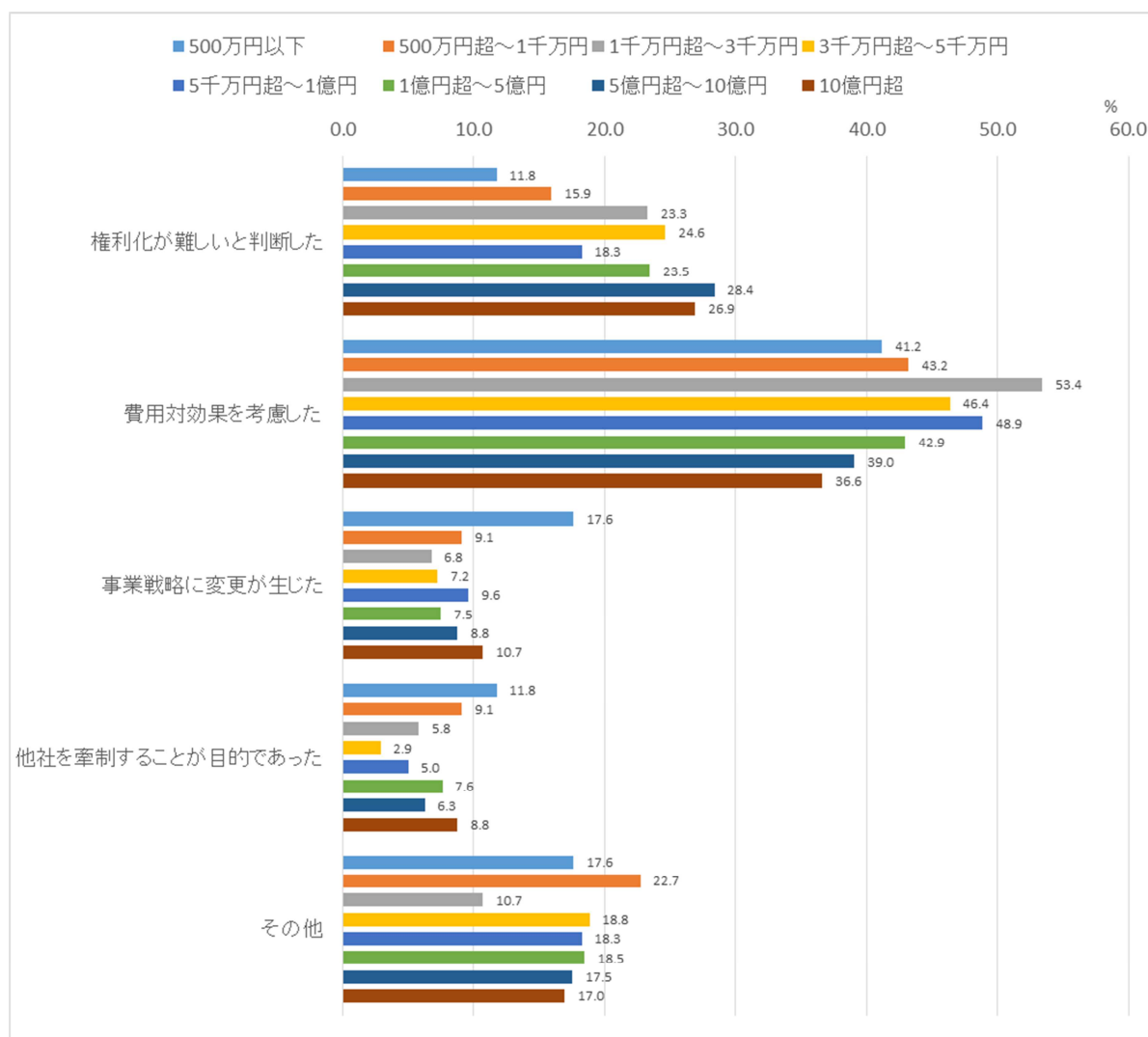
図表 75 出願後に審査請求を実施しなかった理由（全体）[SA]



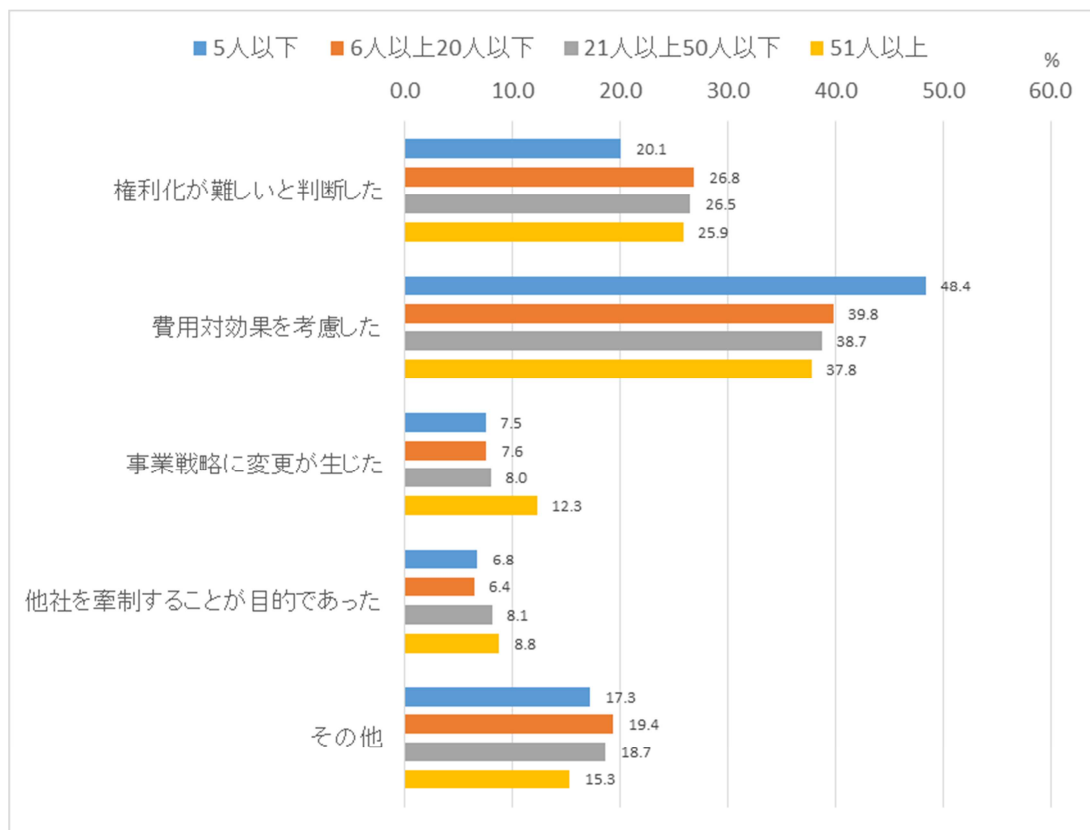
売上高別の比較では、1千万円超～3千万円の層をピークに売上高が低い層で、「費用対効果を考慮した」と回答した割合が高くなっている。売上規模が高くなるにつれて、「費用対効果を考慮した」と回答した割合は減少し、「権利化が難しいと判断した」と回答した割合が増加している。売上高が高い層では、コスト面より権利化の判断に基づき、審査請求の実施を決めているとも考えられる。

従業員別でも、同様に、従業員数が多い層で「費用対効果を考慮した」と回答した割合は低い。「権利化が難しいと判断した」と回答した割合は、6人以上20人以下の層から51人以上の層で大きな差はない。

図表 76 出願後に審査請求を実施しなかった理由（売上高別）[SA]



図表 77 出願後に審査請求を実施しなかった理由（従業員数規模別）【SA】



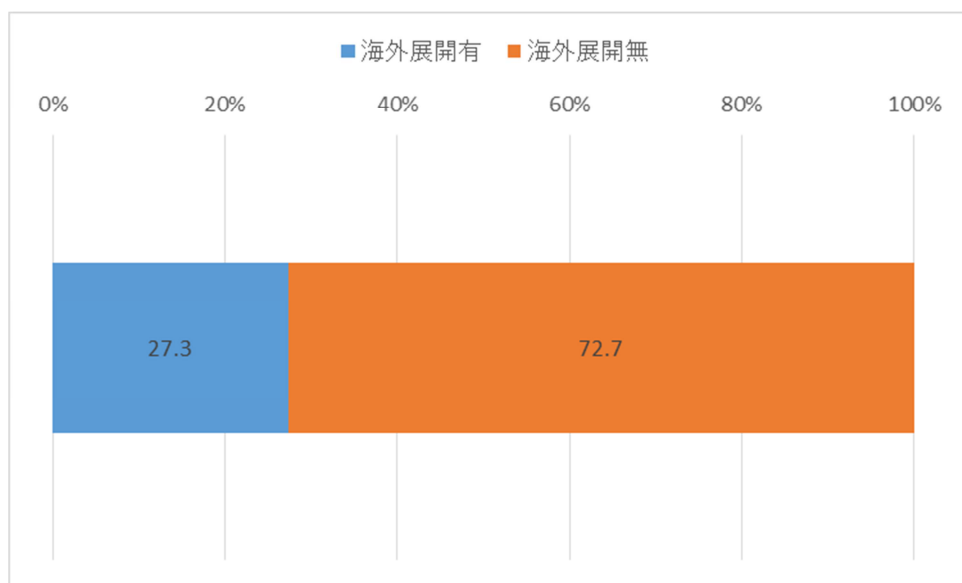
（４）知的財産活動と海外展開について

①知的財産保有会社の海外進出の状況

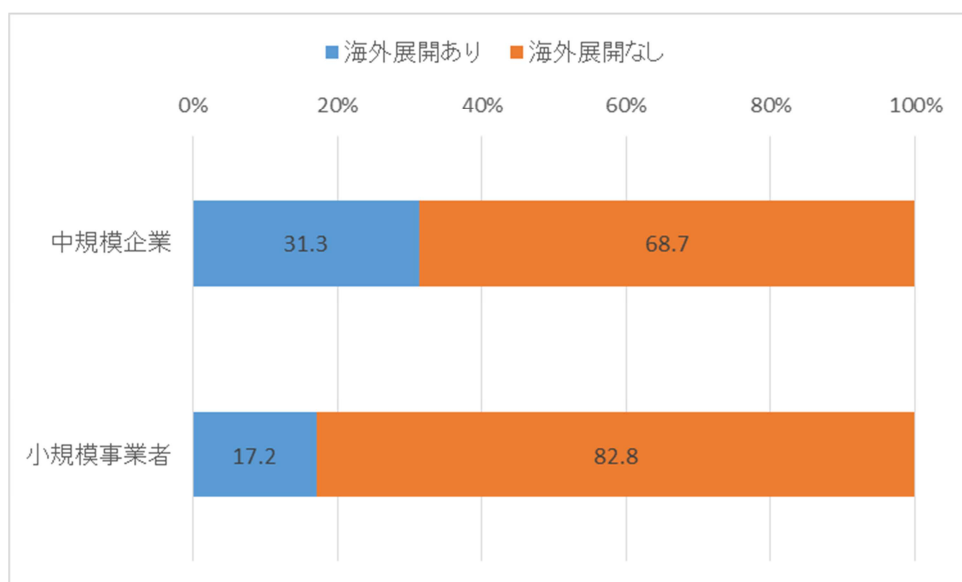
（海外全体）

アンケート調査によると、海外進出して現地生産を行なっている企業の割合は 27.3%、規模別で見ると、中規模企業で 31.3%、小規模事業者で 17.2%である。売上高別に見ると、10 億円超の層の同比率が 35.4%と最も高く、続いて「5 億円超～10 億円」の層が 25.9%と高い。売上高が高い層での海外進出が進んでいる。従業員別でも、同様に、従業員数が多い層で海外進出が進んでおり、51 人以上の層が 35.5%と最も高い。業種別で見ると、「輸送用機械製造業」が 42.6%と最も高く、「電気機械製造業」が 42.1%と僅差で続いている。

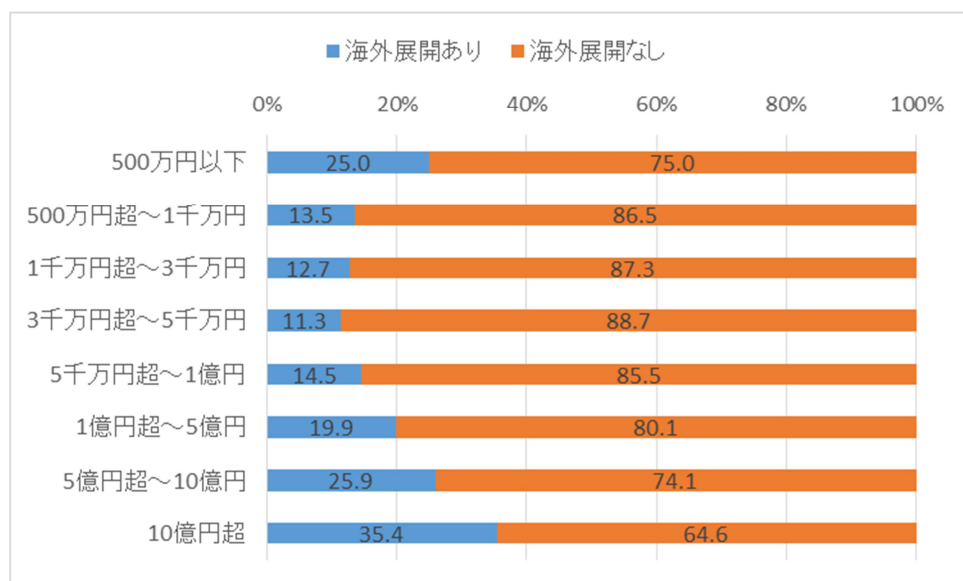
図表 78 海外進出（現地生産）の状況（全体）[SA]



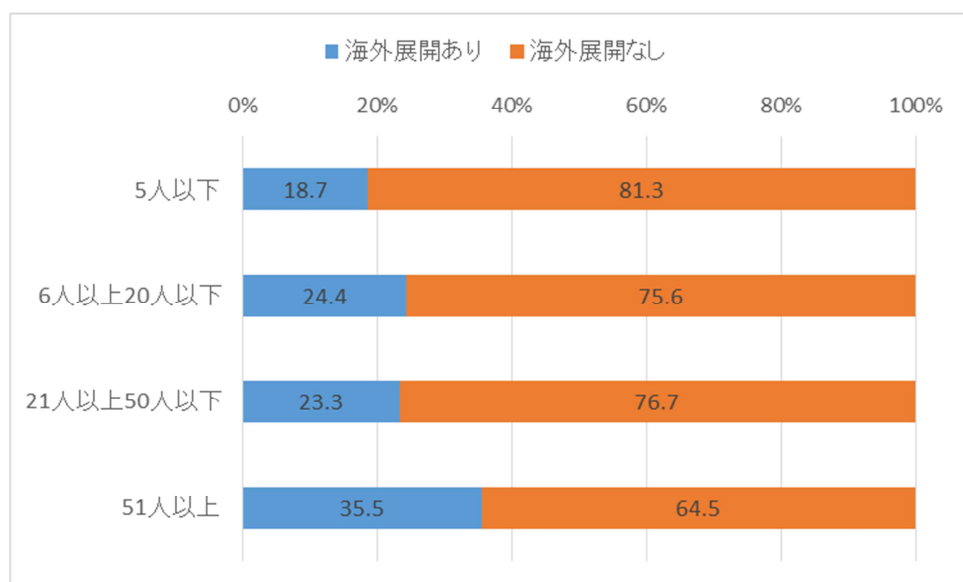
図表 79 海外進出（現地生産）の状況（規模別）[SA]



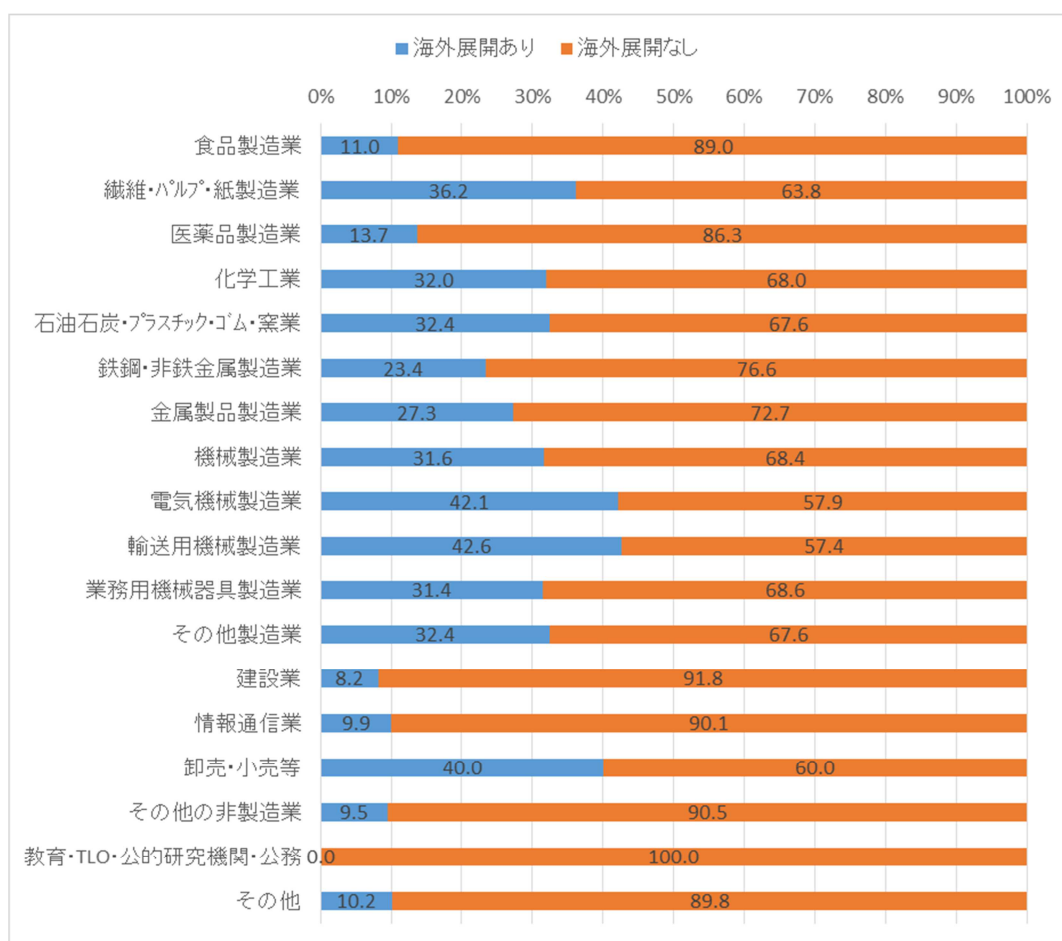
図表 80 海外進出（現地生産）の状況（売上高別）[SA]



図表 81 海外進出（現地生産）の状況（従業員数規模別）[SA]



図表 82 海外進出（現地生産）の状況（業種別）[SA]



アンケート調査によると、海外進出企業の1社当たり知的財産保有数は、国内外の知的財産権全体において、海外進出していない企業に比べて多い。海外の特許権や商標権の保有数は、海外非進出企業の2倍以上の水準にある。

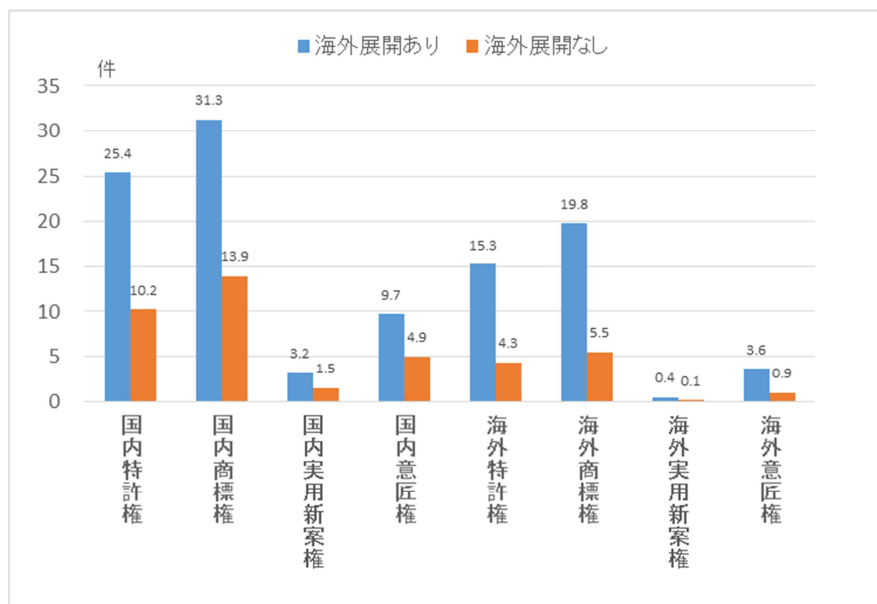
また、「平成24年中小企業実態基本調査」から見ても、海外展開している企業の1社あたり特許所有件数が12.5件に対し、海外展開していない企業の1社あたり特許所有件数が4.5件と、2.8倍の所有件数であることがわかる。

海外展開している企業としていない企業の特許所有率から見ても、海外展開している企業における特許所有率は19.3%であるのに対し、海外展開していない企業の特許所有率は0.8%にとどまっており、差は明らかである。

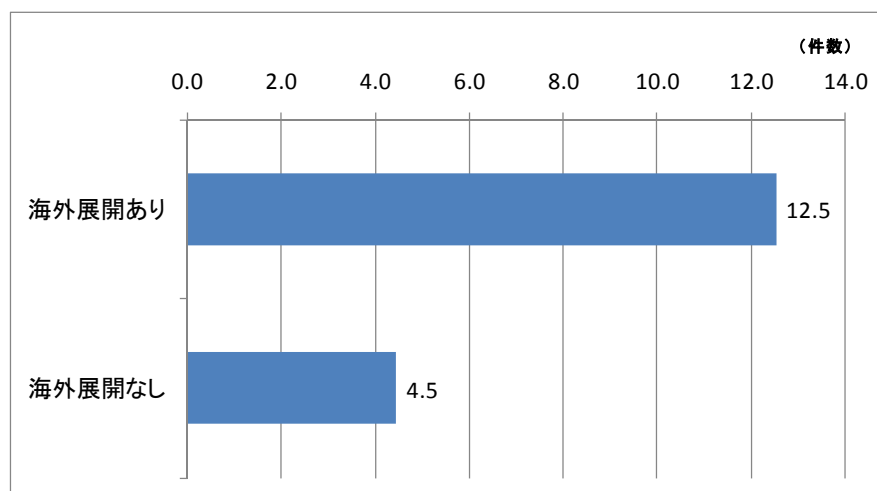
さらに、アンケート調査によると、企業規模別に海外展開している企業としていない企業

の特許所有件数平均値・中央値²⁷の比較を見ると、国内特許においては、いずれの企業規模においても、海外展開している企業が平均値、中央値ともに 2 倍程度所有数が多いことがわかる。外国特許においては、さらに差が大きく、中小企業全体の平均においては 6.8 倍の所有権数差となっている。

図表 83 1 社当たり知的財産権保有数（海外進出別）



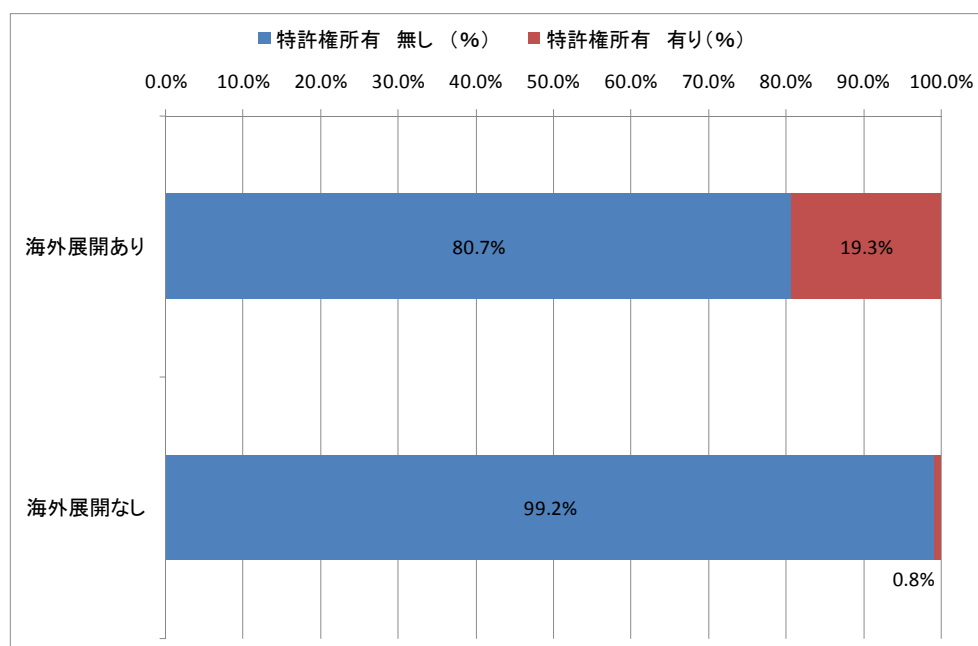
図表 84 1 社あたりの特許権所有件数比較²⁸



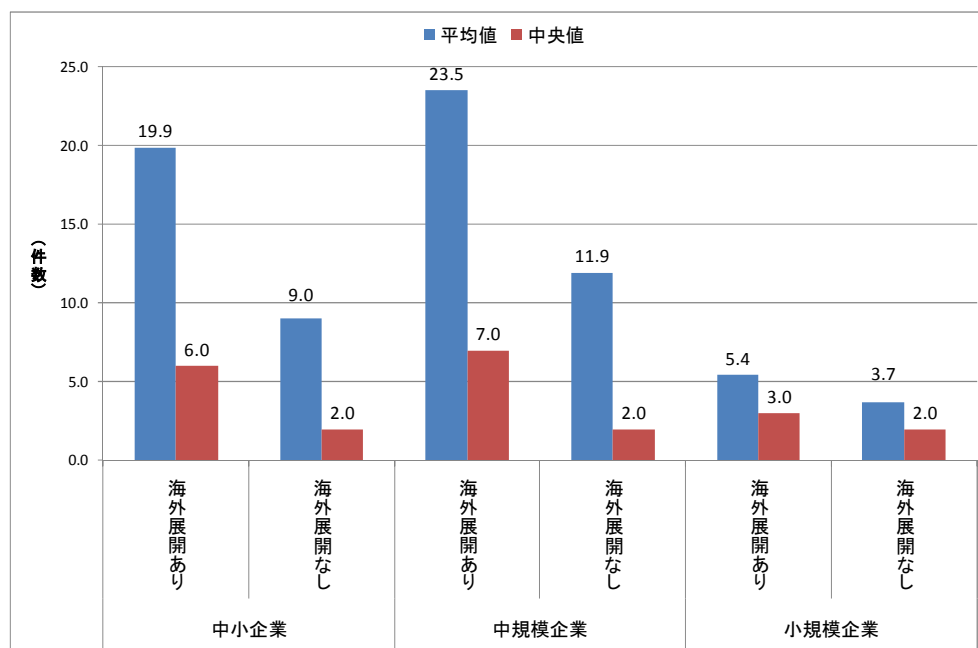
²⁷ 平均値とは、すべての標本の合計値を、標本数で割った数を指す。中央値とは、全標本のうち、真ん中の順位にある標本の数値を指す。

²⁸ 中小企業庁「平成 24 年中小企業実態基本調査」結果より抽出。

図表 85 海外展開状況別特許権所有割合²⁹



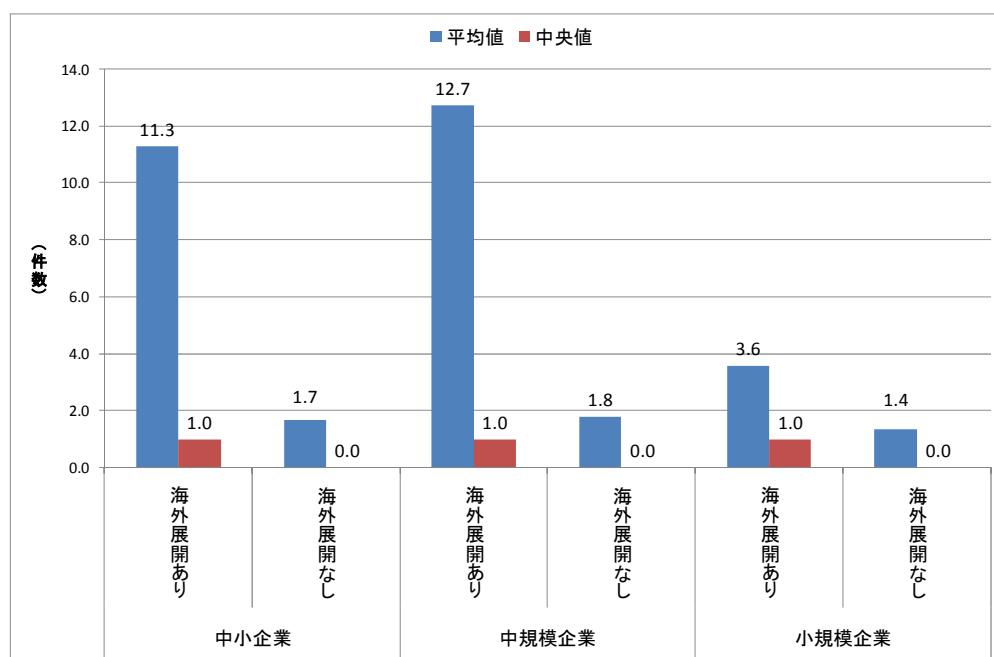
図表 86 企業規模別海外展開状況別国内特許所有件数³⁰



²⁹ 中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出。

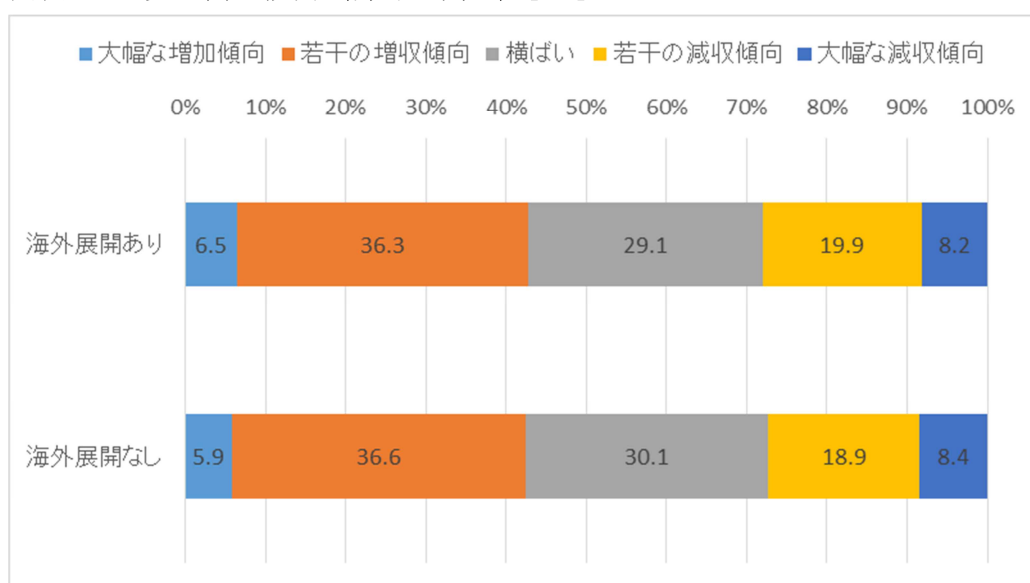
³⁰ アンケートの回答において輸出、現地生産を行っている企業を「海外展開あり」とした。

図表 87 企業規模別海外展開状況別外国特許所有件数³¹



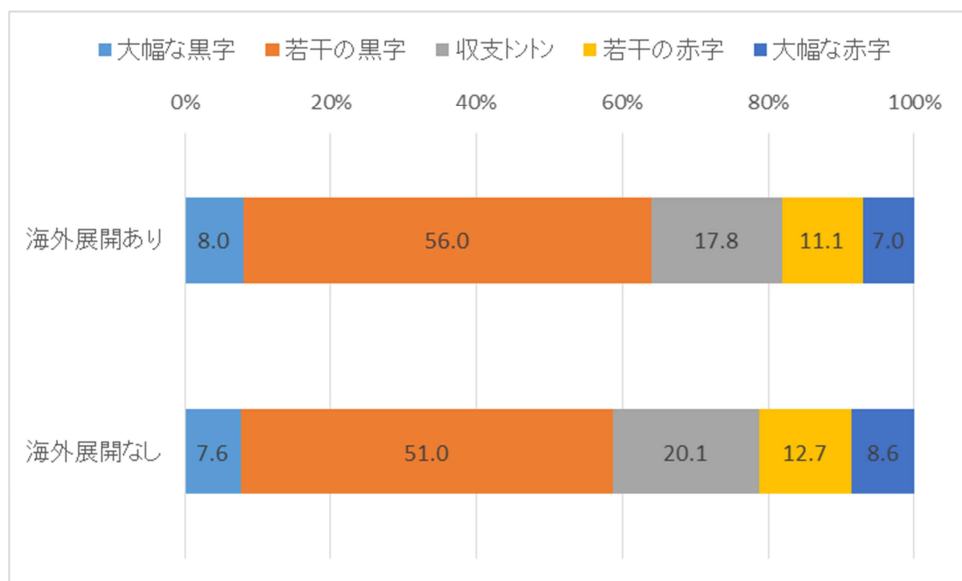
アンケート調査によると、海外進出企業は、売上高や経常利益において、全体的に海外非進出企業よりも業績は堅調である。売上高においては、「大幅な増加傾向」と回答した割合が海外進出企業で 6.5% と高く、「大幅な増加傾向」と「若干の増収傾向」を合計した割合も海外進出企業の方が高い。経常利益においても、「大幅な黒字」と「若干の黒字」と回答した割合は、海外進出企業の方が高い。

図表 88 売上高の傾向（海外進出別）[SA]



³¹ アンケートの回答において輸出、現地生産を行っている企業を「海外展開あり」とした。

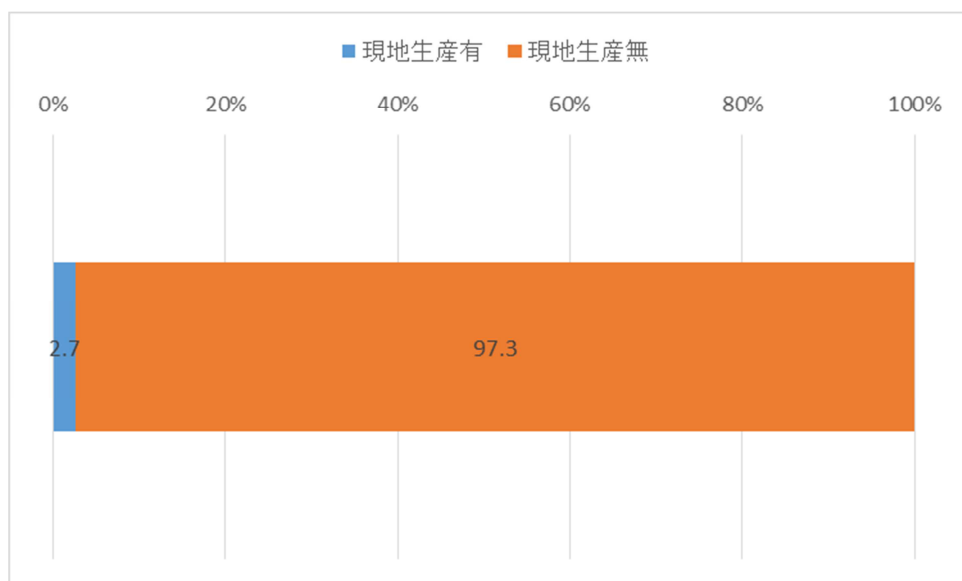
図表 89 経常利益の傾向（海外進出別）[SA]



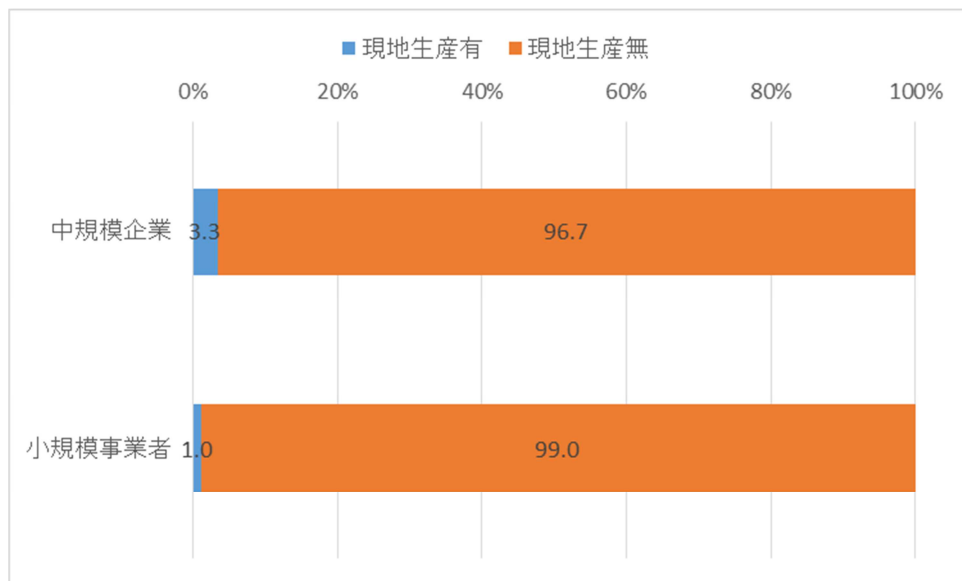
（米国）

米国へ海外進出して現地生産を行なっている企業の割合は 2.7%、規模別で見ると、中規模企業で 3.3%、小規模事業者で 1.0%である。売上高別に見ると、10 億円超の層の同比率が 3.8%と最も高く、続いて 1 千万円超～3 千万円の層が 2.9%と高い。売上高が高い層での海外進出が進んでいる。従業員別でも、同様に、従業員数が多い層で海外進出が進んでおり、51 人以上の層が 4.1%と最も高い。業種別で見ると、化学工業の同比率が 5.6%と最も高く、教育・TL0・公務研究機関 4.8%、機械製造業 4.1%、輸送用機械製造業 4.0%と続いている。

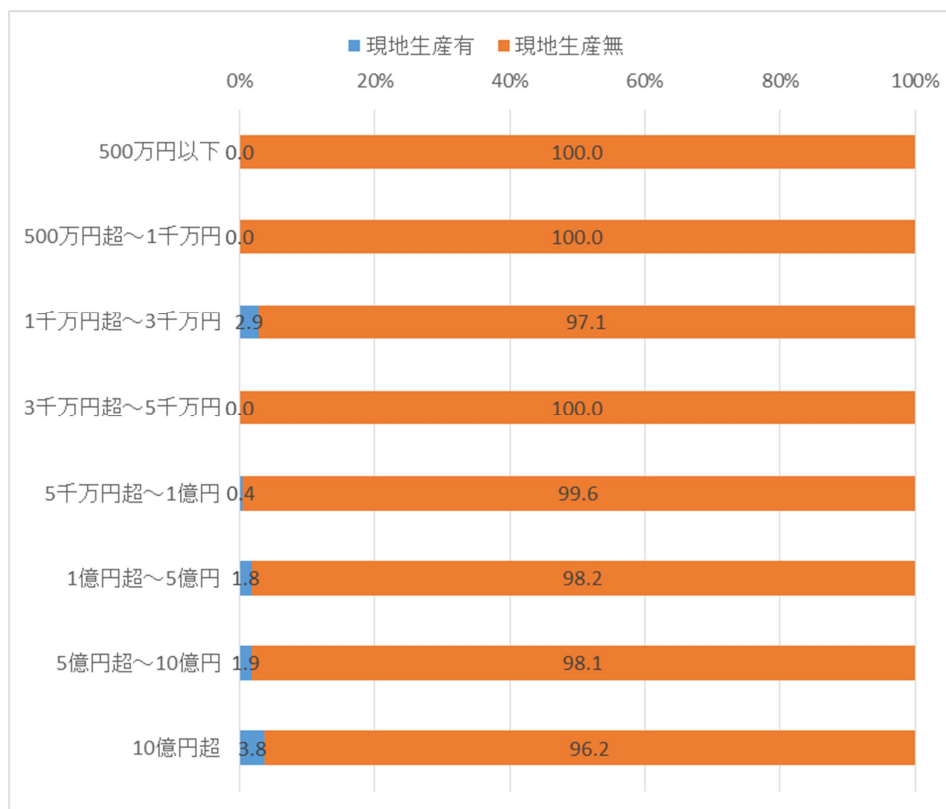
図表 90 米国への海外進出（現地生産）の状況（全体）[SA]



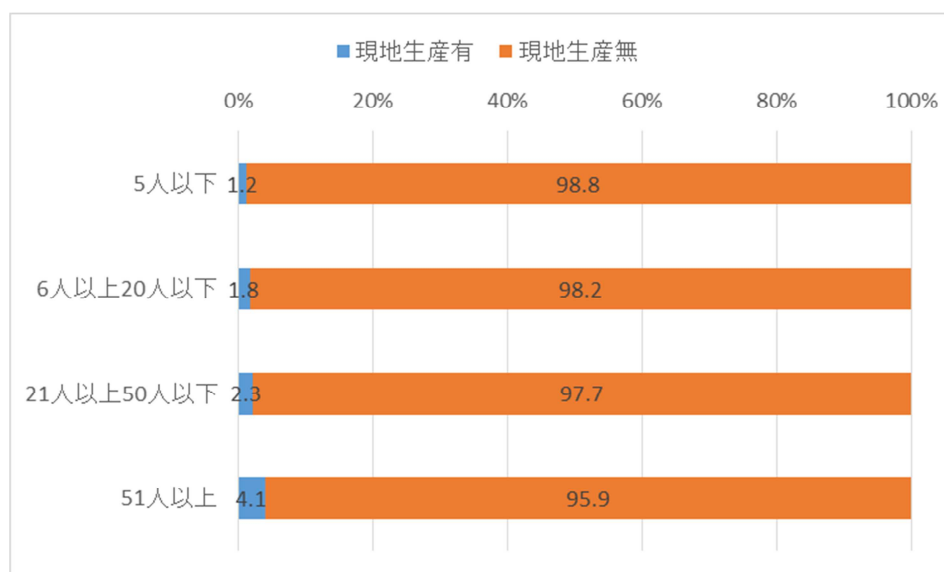
図表 91 米国への海外進出（現地生産）の状況（規模別）[SA]



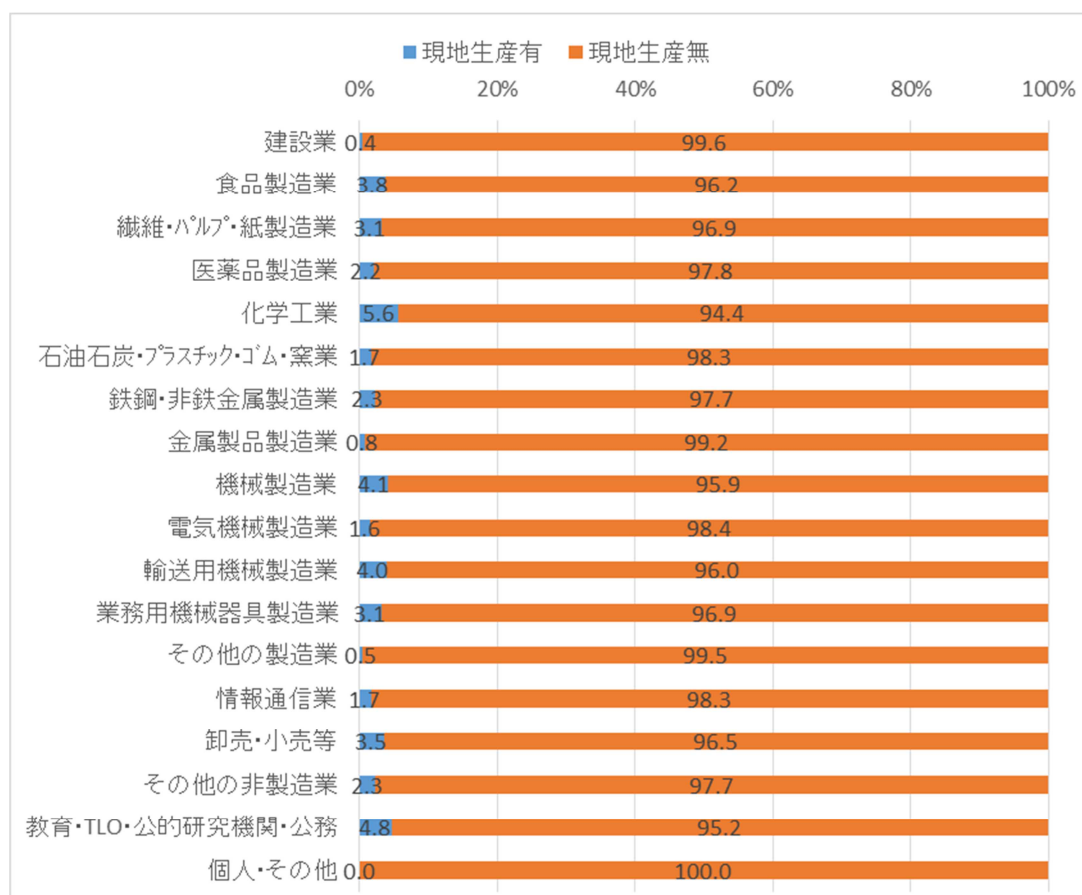
図表 92 米国への海外進出（現地生産）の状況（売上高別）[SA]



図表 93 米国への海外進出（現地生産）の状況（従業員数規模別）[SA]



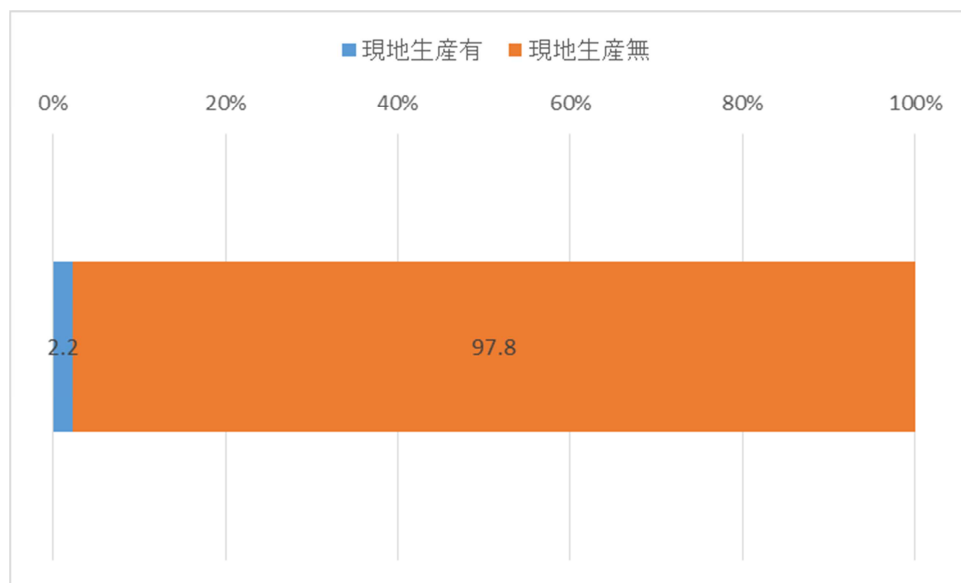
図表 94 米国への海外進出（現地生産）の状況（業種別）[SA]



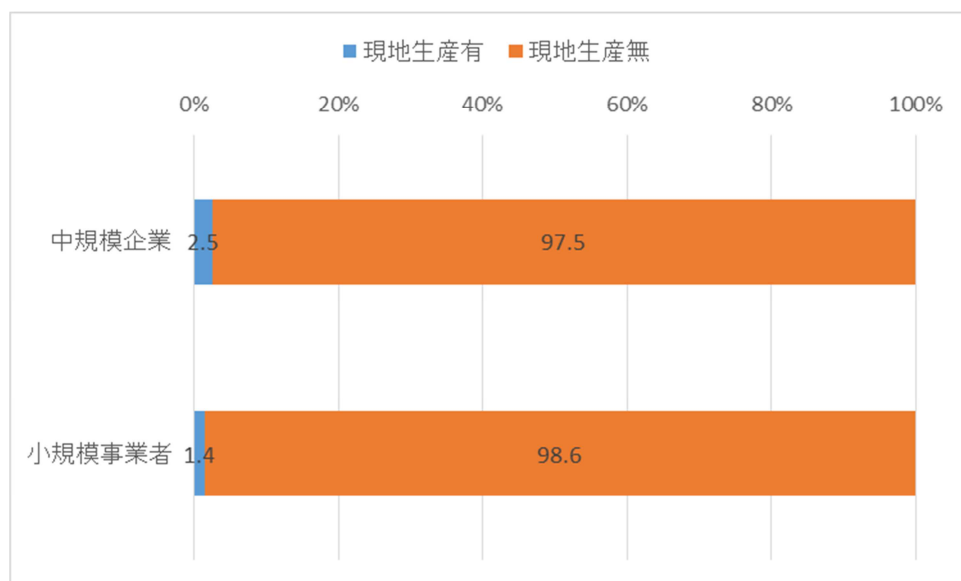
(欧州)

欧州へ海外進出して現地生産を行なっている企業の割合は 2.2%、規模別で見ると、中規模企業で 2.5%、小規模事業者で 1.4%である。売上高別に見ると、1 千万円超～3 千万円の層が 2.9%と最も高く、続いて 10 億円超の層の同比率が 2.7%と高い。米国への海外進出では、10 億円超の層がトップであったが、欧州では 1 千万円超～3 千万円の層が上位となっている。ただし、売上高別の各層で同割合の差はほとんどなく、2%前後となっておる。従業員別では、51 人以上の層が 2.9%と最も高く、次いで、21 人～50 人以下の層が高い。同様に、従業員数別の各層においても、同割合の差はほとんどない。業種別で見ると、米国と同様に化学工業の同比率が 5.0%と最も高く、続いて医薬品製造業が 4.3%と高い。

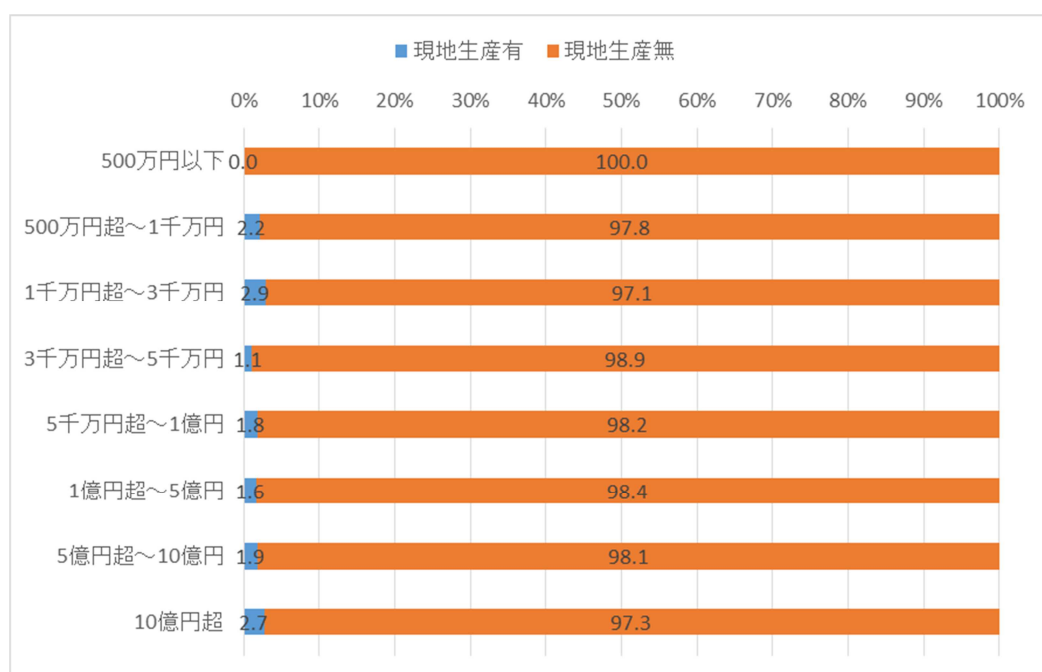
図表 95 欧州への海外進出（現地生産）の状況（全体）[SA]



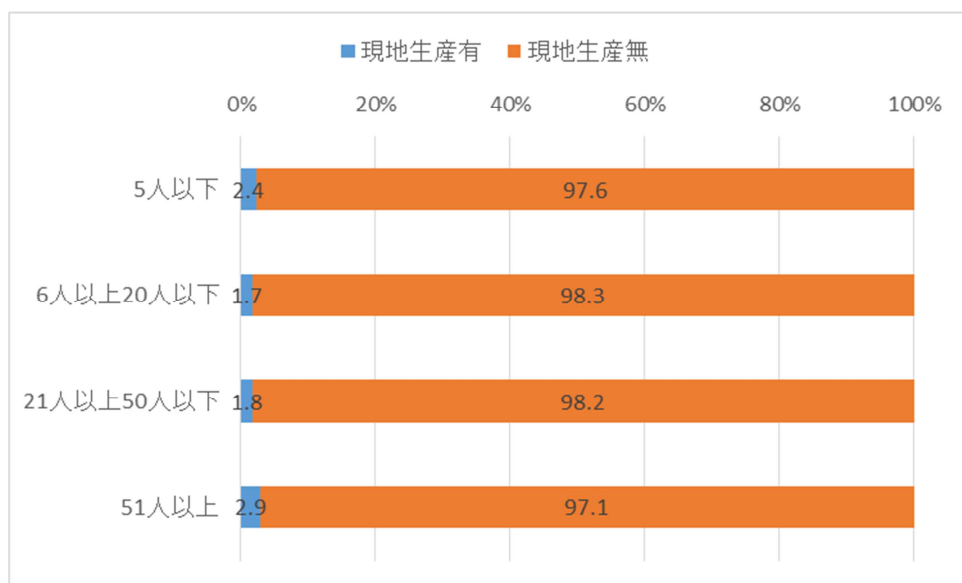
図表 96 欧州への海外進出（現地生産）の状況（規模別）[SA]



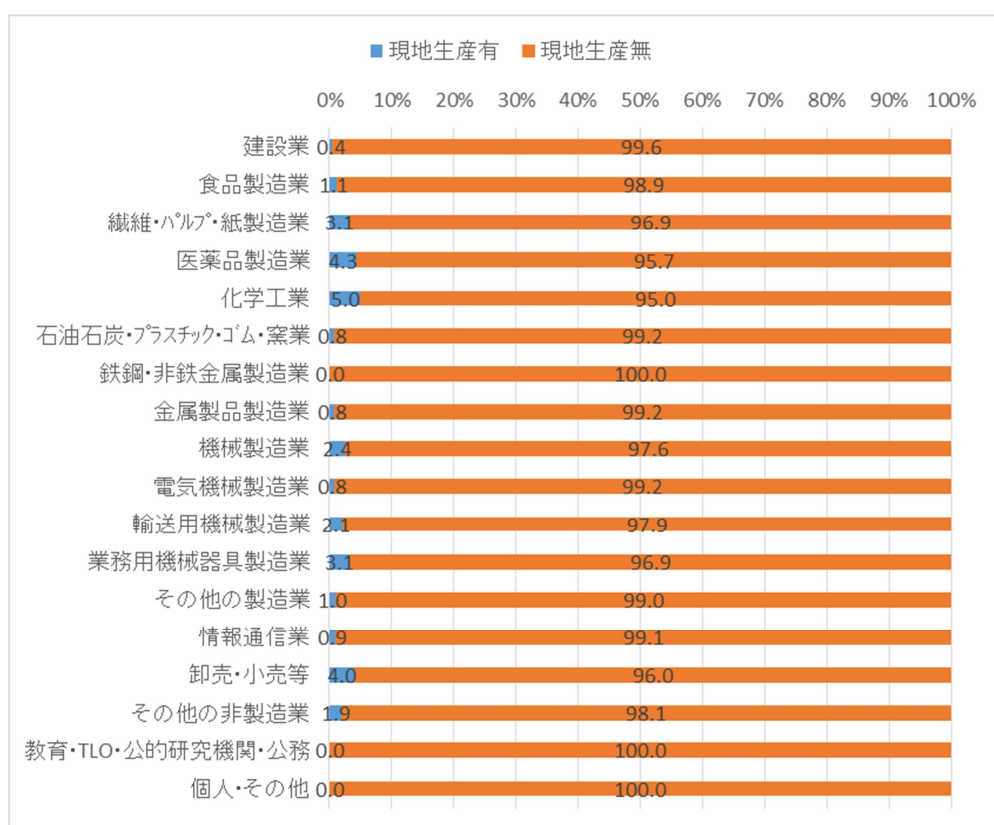
図表 97 欧州への海外進出（現地生産）の状況（売上高別）[SA]



図表 98 欧州への海外進出（現地生産）の状況（従業員数規模別）[SA]



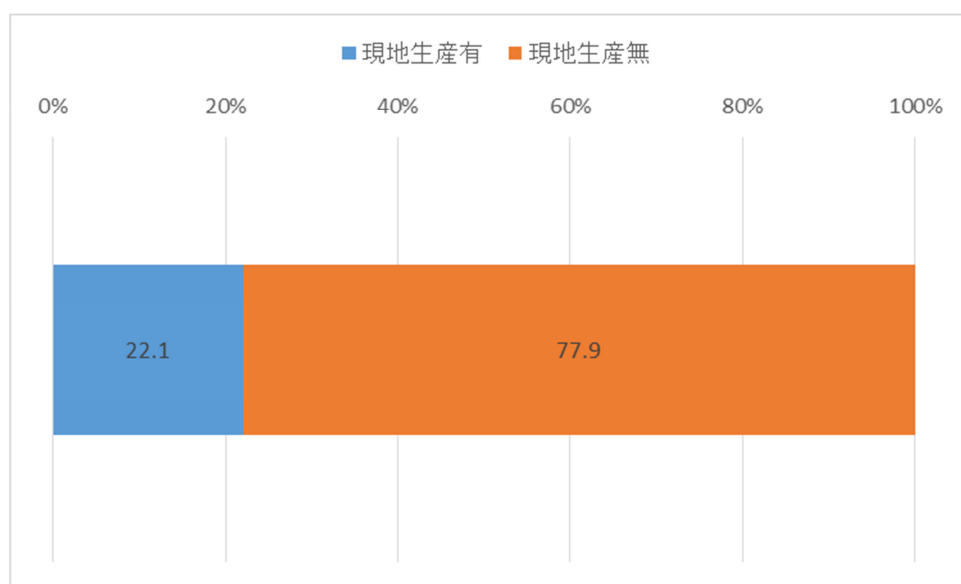
図表 99 欧州への海外進出（現地生産）の状況（業種別）[SA]



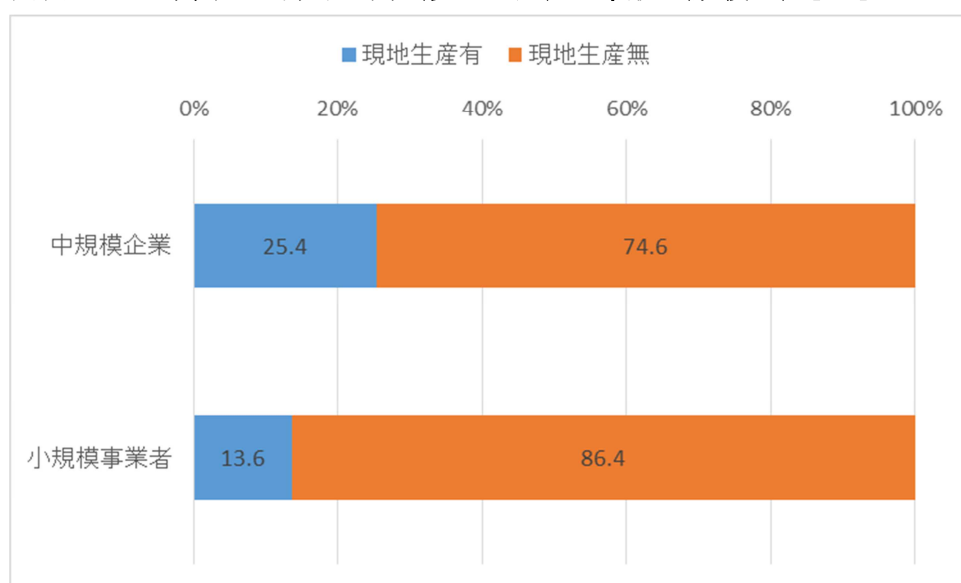
(中国)

中国へ海外進出して現地生産を行なっている企業の割合は 22.1%、規模別で見ると、中規模企業で 25.4%、小規模事業者で 13.6%である。米国や欧州と比べると、中国へ海外進出している企業の割合は 10 倍近く高い。売上高別に見ると、10 億円超の層の同比率が 29.1%と最も高く、続いて 5 億円超～10 億円の層の同比率が 19.5%と高い。また、500 万円以下の層も 15.0%と 1 億円超～5 億円の層とほぼ同水準にある。従業員別では、51 人以上の層が 28.2%と最も高く、次いで、6 人以上 20 人以下の層が高い。業種別で見ると、輸送用機械製造業の同比率が 35.8%と最も高く、電気機械製造業の 33.8%、卸売・小売等の 33.3%、化学工業の 30.6%と続いている。

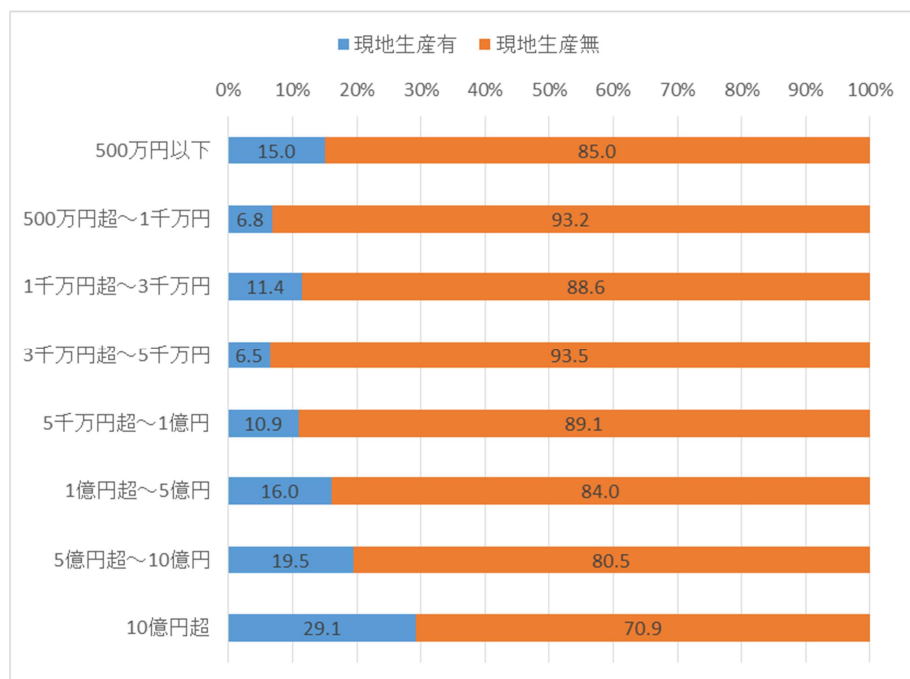
図表 100 中国への海外進出（現地生産）の状況（規模別）[SA]



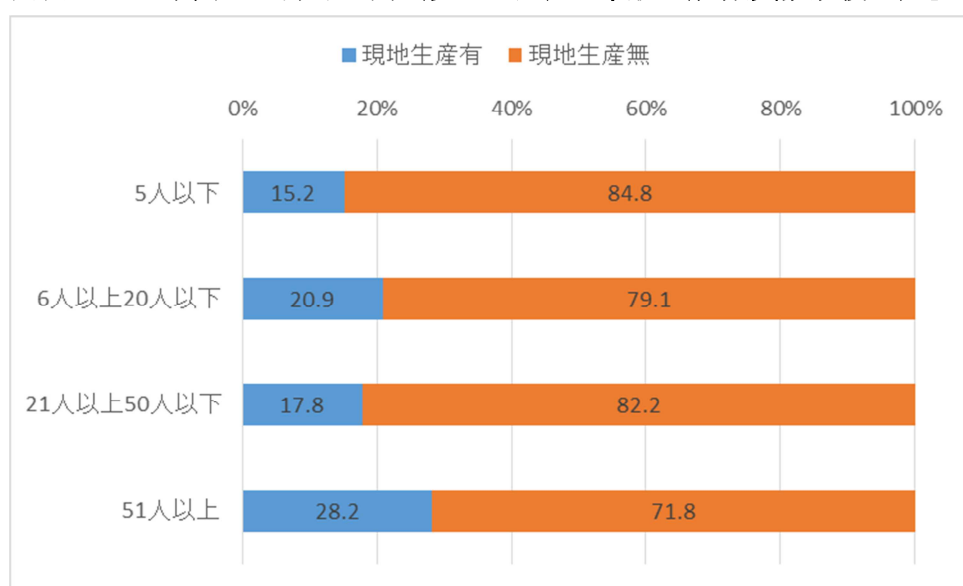
図表 101 中国への海外進出（現地生産）の状況（規模別）[SA]



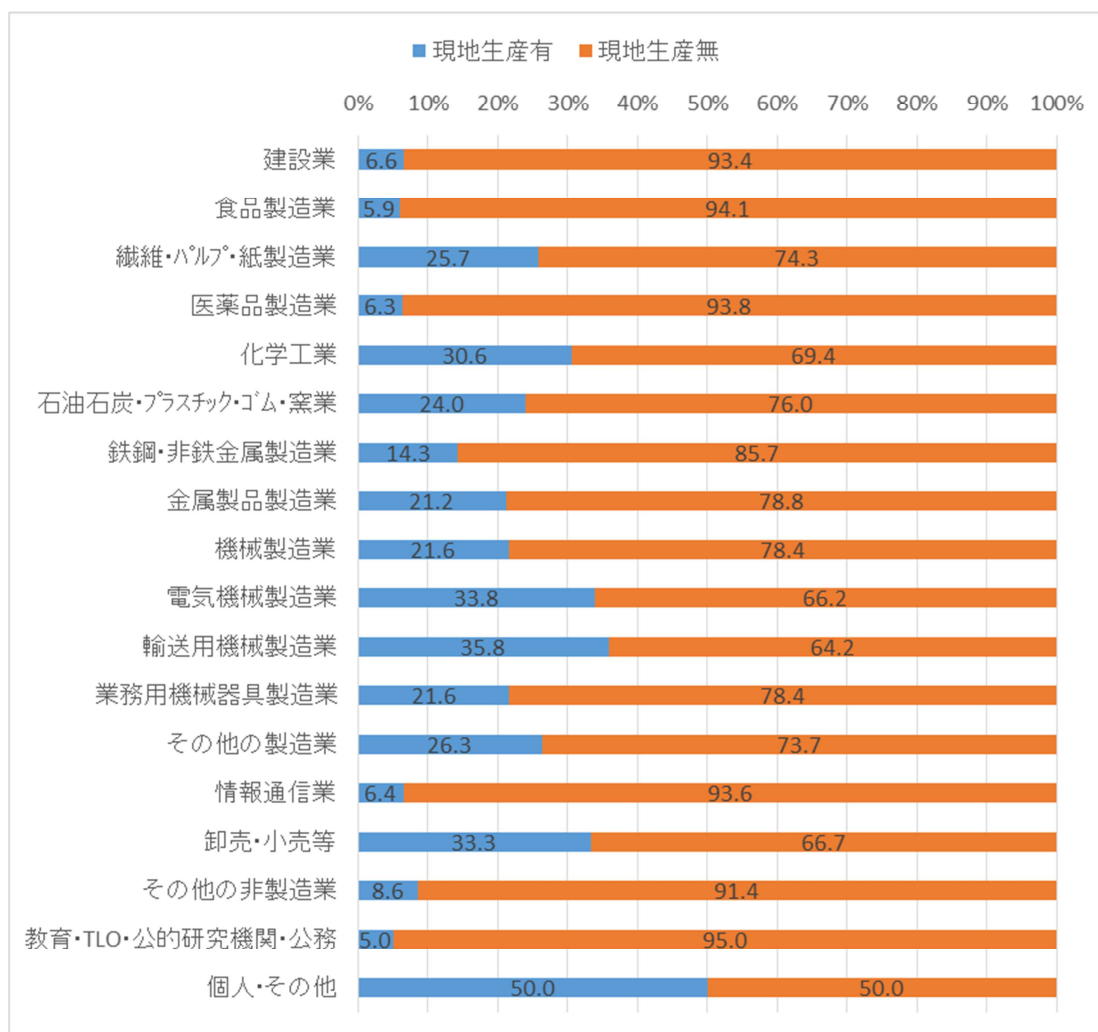
図表 102 中国への海外進出（現地生産）の状況（売上高別）[SA]



図表 103 中国への海外進出（現地生産）の状況（従業員数規模別）[SA]

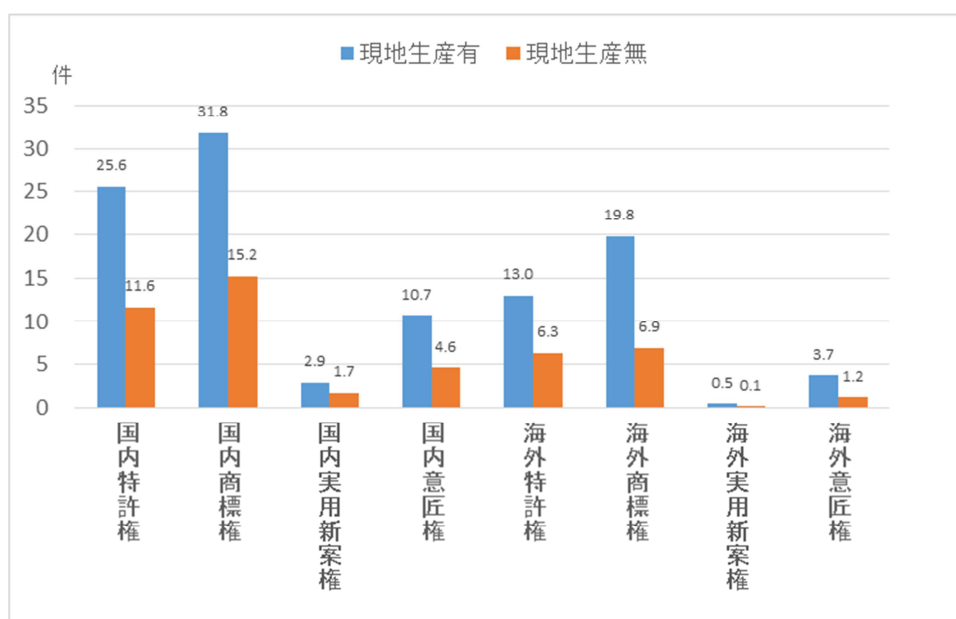


図表 104 中国への海外進出（現地生産）の状況（業種別）[SA]



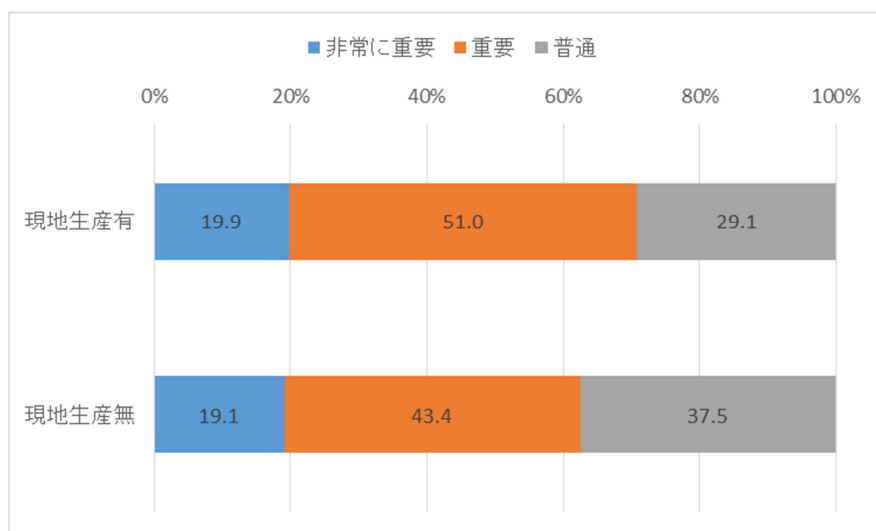
アンケート調査によると、中国進出企業の1社当り知的財産権保有数は、海外進出企業と同様に、国内外の知的財産権全体において、中国に進出していない企業に比べて多い。中国進出企業における海外特許権や商標権の保有数は、中国に非進出の企業の2倍から3倍の水準にある。国内特許や商標も2倍近く保有している。

図表 105 1社当り知的財産権保有数（中国現地生産の有無別）

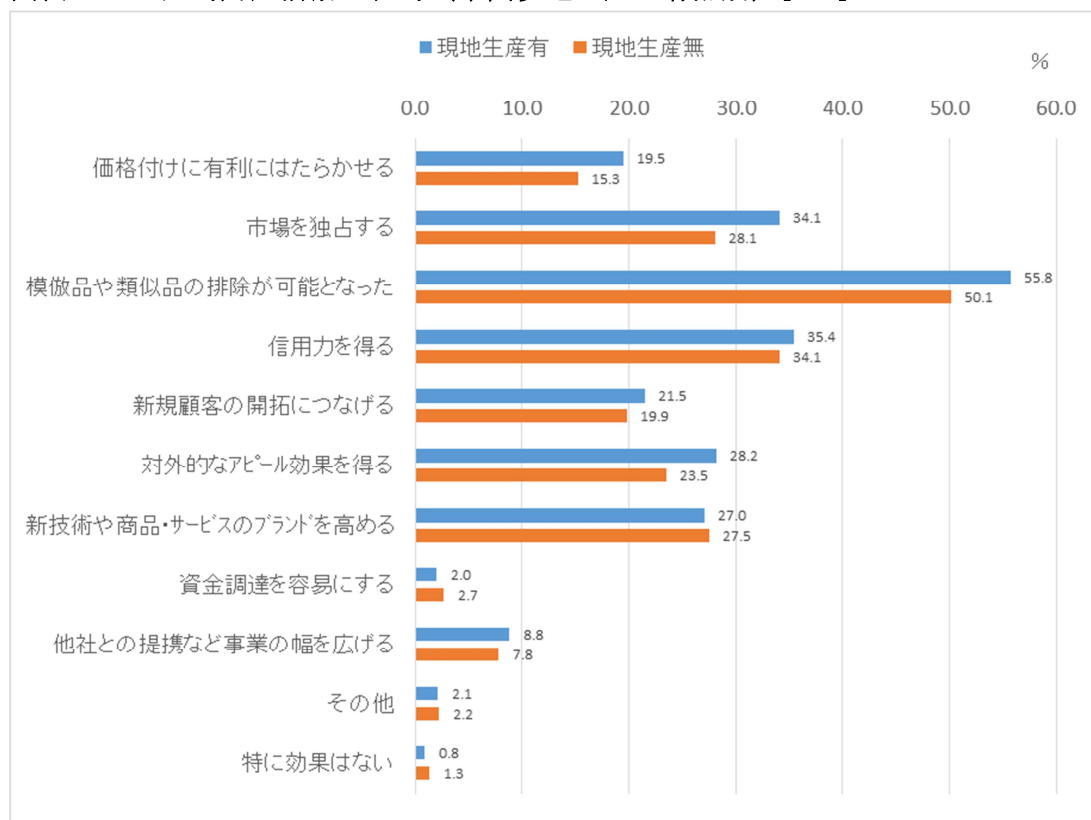


中国進出企業は、中国非進出企業と比べると、知的財産活動を「非常に重要」、「重要」と回答した割合が高い。知的財産活動の目的では、中国進出企業は、「模倣品や類似品の排除が可能となった」や「市場を独占する」と回答した割合が中国非進出企業よりも高い。知的財産活動の効果においても、特に、「模倣品や類似品の排除が可能となった」や「対外的なアピール効果を得る」と回答した割合が中国非進出企業よりも高くなっている。

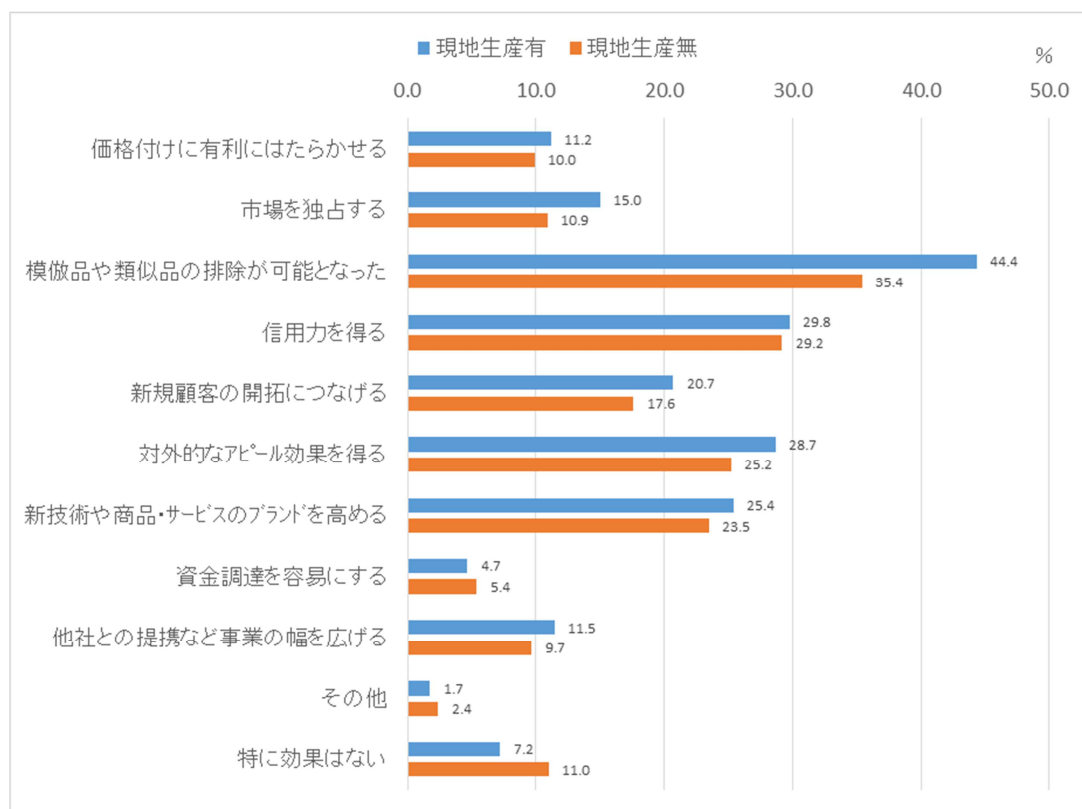
図表 106 知的財産活動の重要度（中国現地生産の有無別）[SA]



図表 107 知的財産活動の目的（中国現地生産の有無別）[MA]

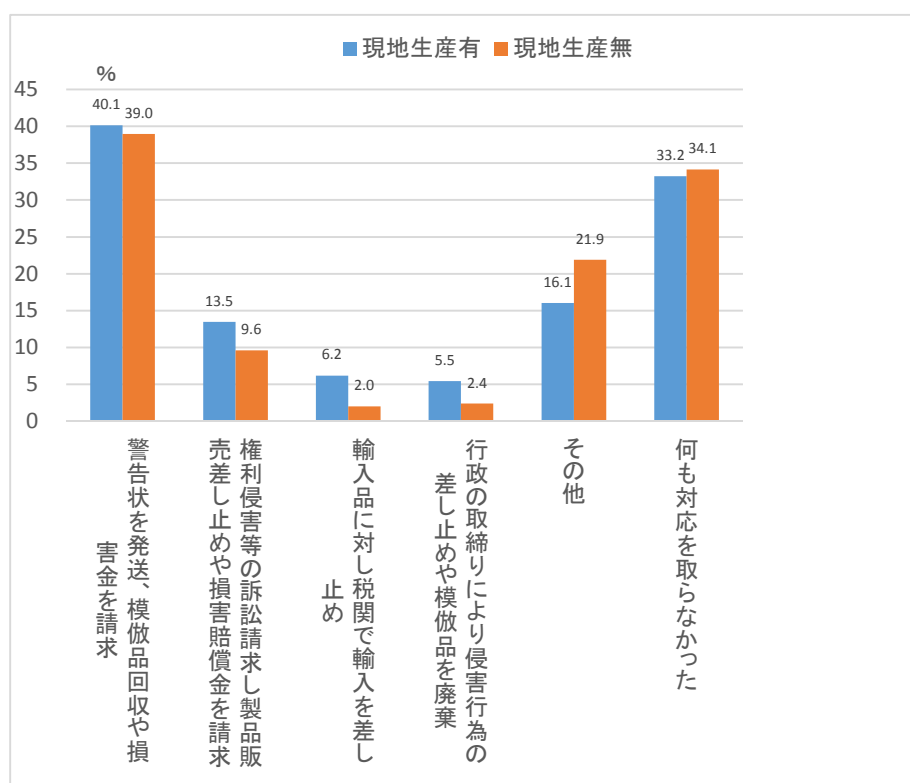


図表 108 知的財産活動の効果（中国現地生産の有無別）[MA]



中国進出企業の模倣被害への対応は、中国非進出企業と対応に大きな差がない。中国進出企業は、権利侵害の請求による差し止めや損害賠償等を行っているものの、「何も対応を取らなかった」と回答した割合も 33.2%とかなり高い水準にある。

図表 109 模倣被害への対応（中国現地生産の有無別）[MA]



②知的財産所有の有無と海外の1企業当たりの子会社保有数

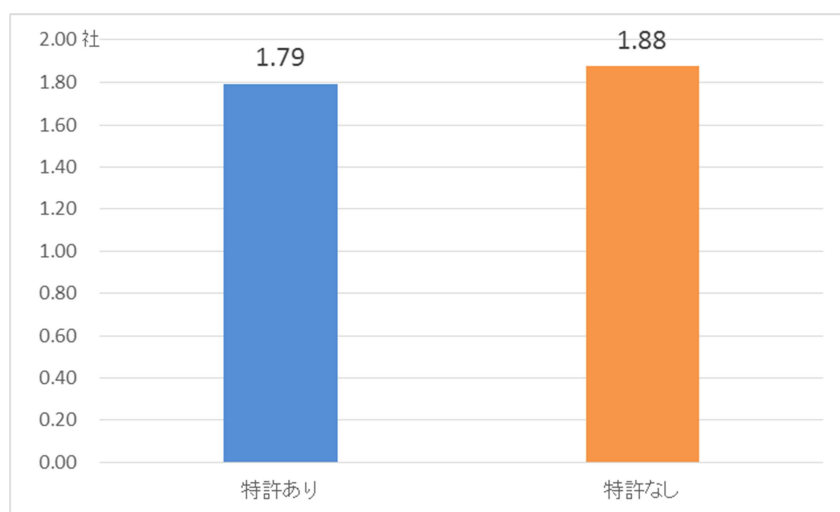
中小企業実態基本調査に基づき、海外の1企業当たりの子会社保有数を海外進出のベンチマークとして考え、知的財産所有の有無との関係で比較を行った。特許を保有する中小企業の海外の1企業当たりの子会社保有数は1.79社で、特許を保有していない会社の1.88社を下回る。

企業活動基本調査によると、大企業における全産業の海外の1企業当たりの子会社保有数は7.1社で、製造業では7.5社である。前述の中小企業の海外子会社数は、1.79社や1.88社であるので約25%程度の規模である。

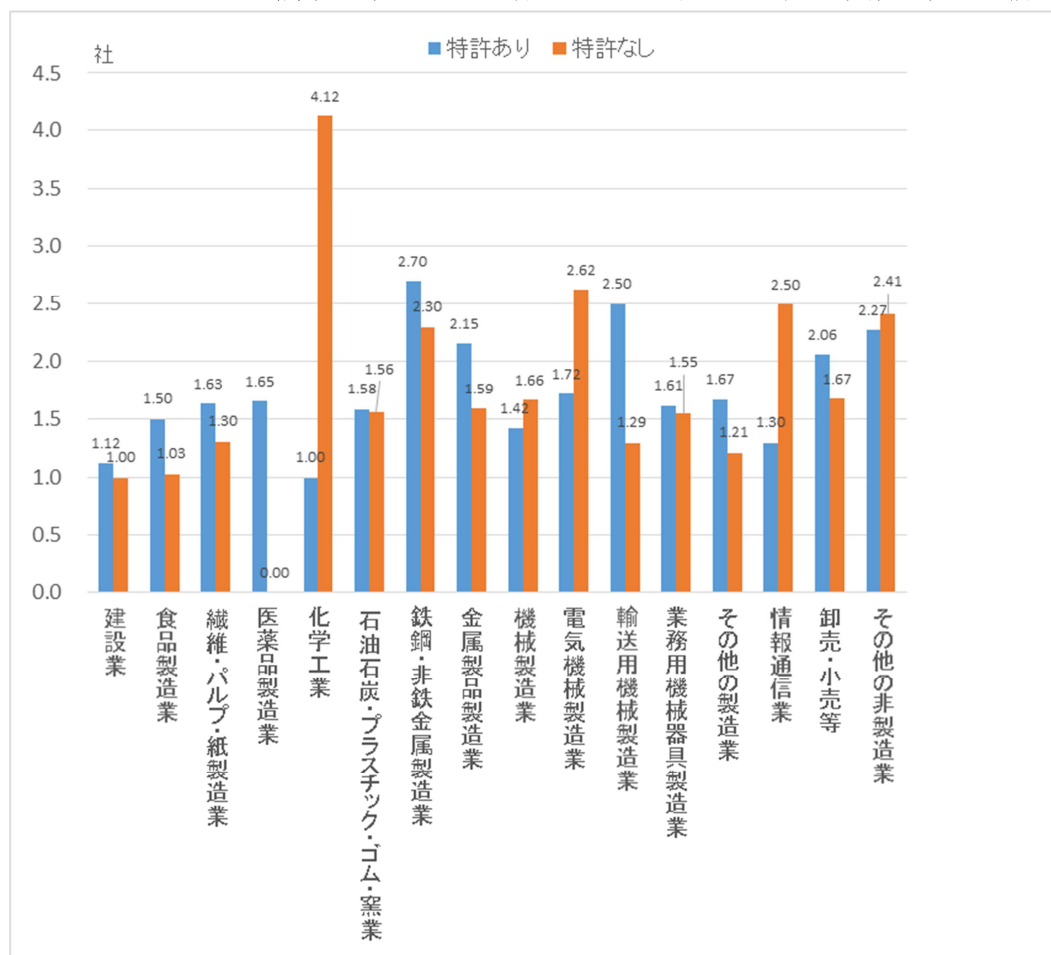
業種別では、特許保有している中小企業の鉄鋼・非鉄金属製造業で子会社数が2.70社で、輸送用機械製造業で同数が2.50社と特許非保有会社を上回っている。逆に、化学工業では、特許非保有会社の子会社数が4.12社と、特許保有会社の1.00社を大きく引き離している。

大企業の製造業中分類別では、海外の1企業当たりの子会社保有数は、情報通信機械器具製造業で27.0社と最も多く、次いで、電子部品・デバイス・電子回路製造業が11.7社と多い。その後、ゴム製品製造業の10.9社、飲料・たばこ・飼料製造業の10.7社と続いている。

図表 110 知的財産所有の有無と 1 企業当たりの海外子会社保有数の関係（全体）³²



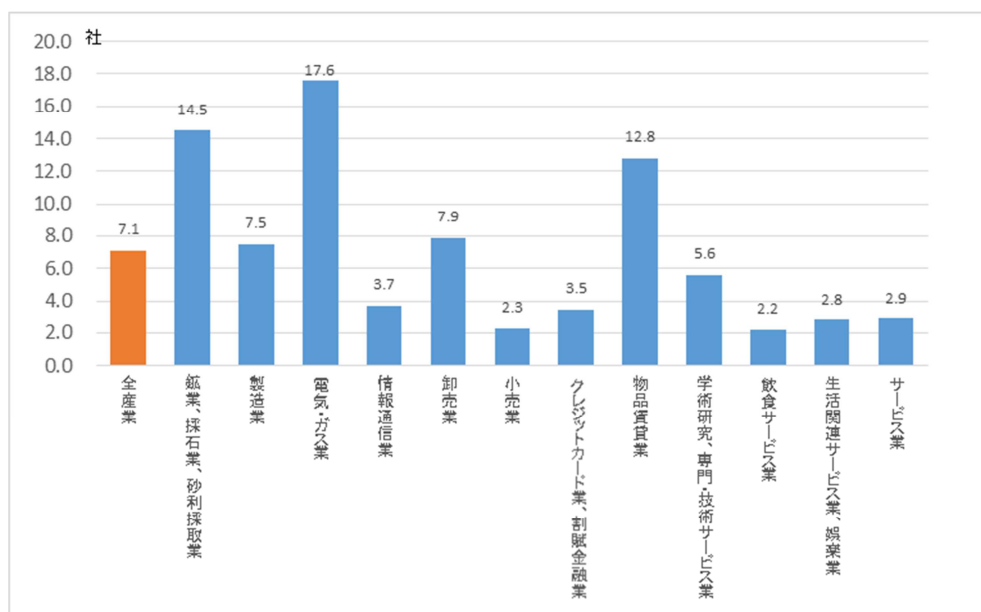
図表 111 知的財産所有の有無と 1 企業当たりの海外子会社保有数の関係（業種別）³³



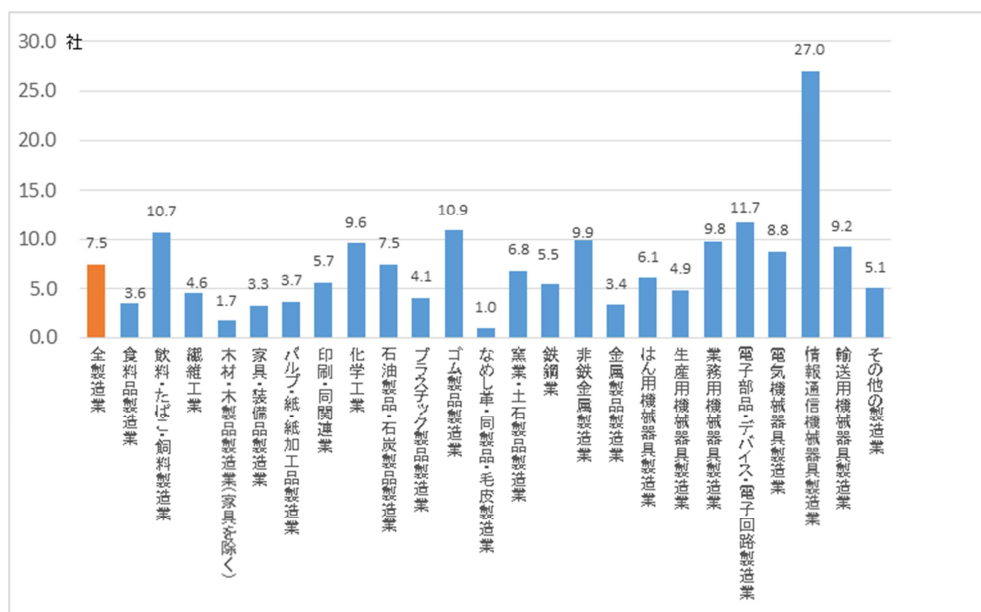
³² 平成 24 年中小企業実態基本調査結果（中小企業庁）

³³ 平成 24 年中小企業実態基本調査結果（中小企業庁）

図表 112 大企業業種別 海外の1企業当たりの子会社保有数³⁴



図表 113 大企業製造業中分類別 海外の1企業当たりの子会社保有数³⁵



③知的財産所有の有無と海外委託比率

中小企業実態基本調査に基づき、海外への委託比率を海外展開のベンチマークとして考え、知的財産所有の有無との関係で比較を行った。中小企業の特許を保有する企業の海外委託比率は6.8%で、特許を保有していない会社の3.4%を上回っている。

平成24年企業活動基本調査によると、大企業における全産業の海外委託比率は6.9%で、製造業では6.3%である。大企業の製造業中分類別で海外委託比率を見ると、電子部品・デ

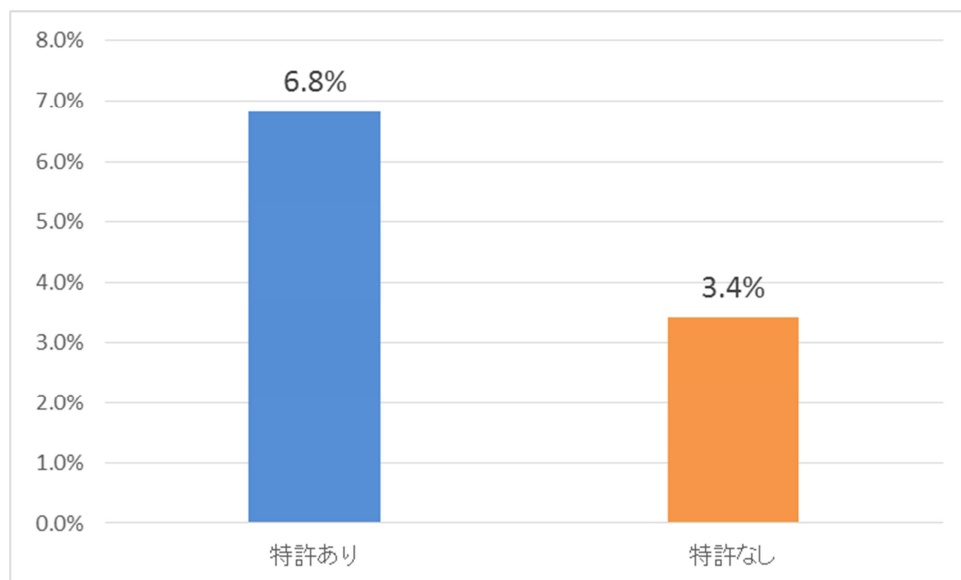
³⁴経済産業省「平成25年企業活動基本調査速報－平成24年度実績－第11表」(2013年)を再編加工

³⁵経済産業省「平成25年企業活動基本調査速報－平成24年度実績－第11表」(2013年)を再編加工

バイス・電子回路製造業が 16.8%と最も高く、次いで、電気機械器具製造業の 12.9%、情報通信機械器具製造業が 12.6%と続いている。

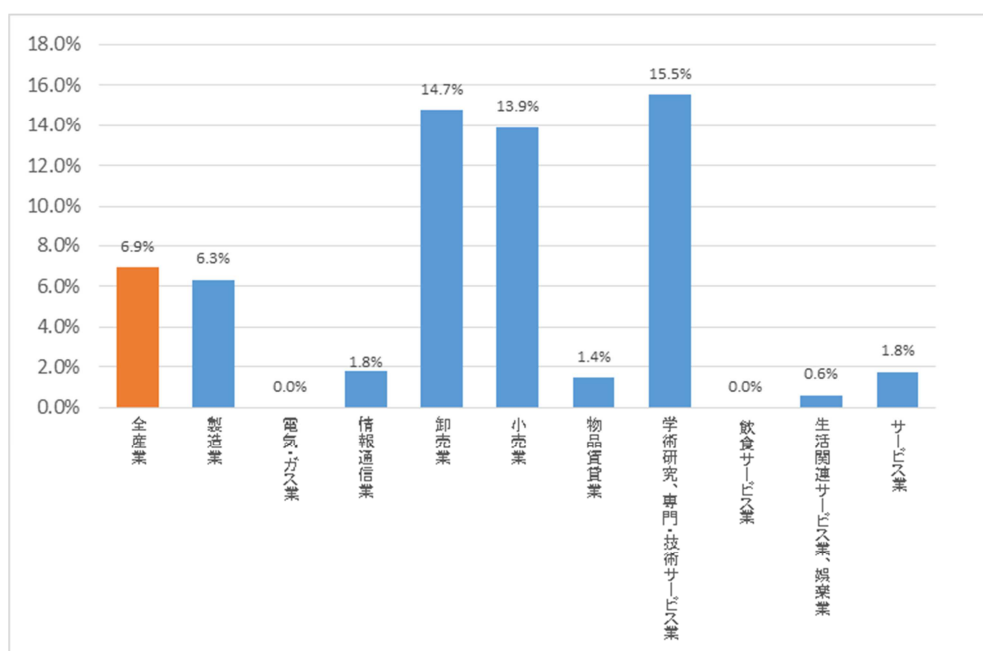
前述のように、特許を保有する中小企業の海外委託比率は 6.8%で、大企業の海外委託比率 6.9%とほぼ同じ水準にある。

図表 114 知的財産所有の有無と海外委託比率（全体）³⁶

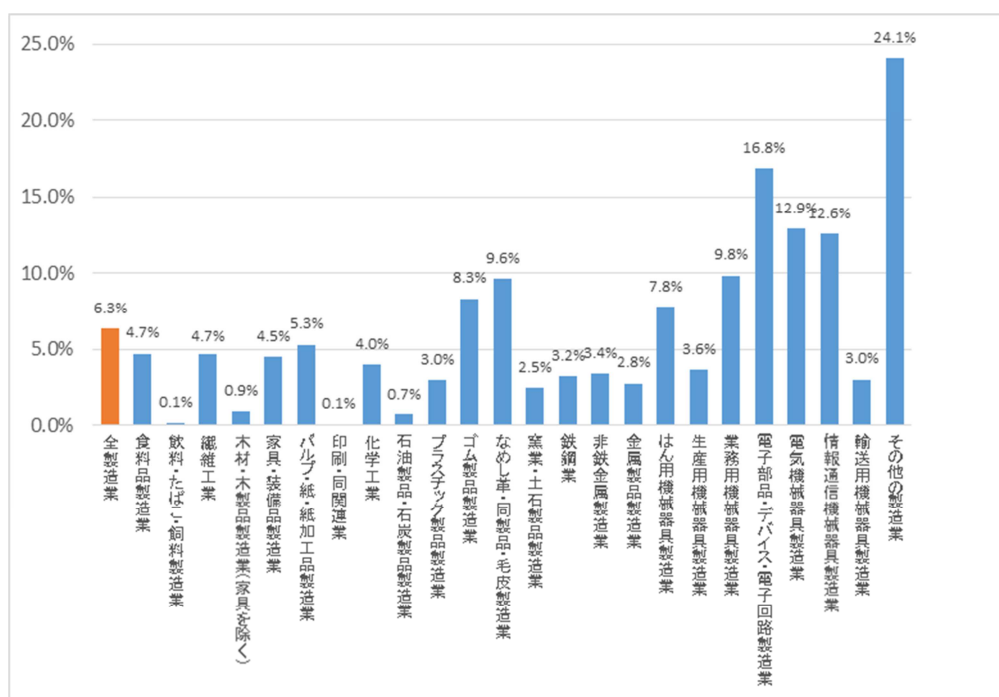


³⁶ 中小企業庁「平成 24 年中小企業実態基本調査」結果より抽出

図表 115 大企業業種別 海外製造委託比率³⁷



図表 116 大企業製造業中分類別 海外製造委託比率³⁸



3. 効果

³⁷ 経済産業省「平成 24 年企業活動基本調査 第 2 巻第 10 表」(2013 年)を再編加工

³⁸ 経済産業省「平成 24 年企業活動基本調査 第 2 巻第 10 表」(2013 年)を再編加工

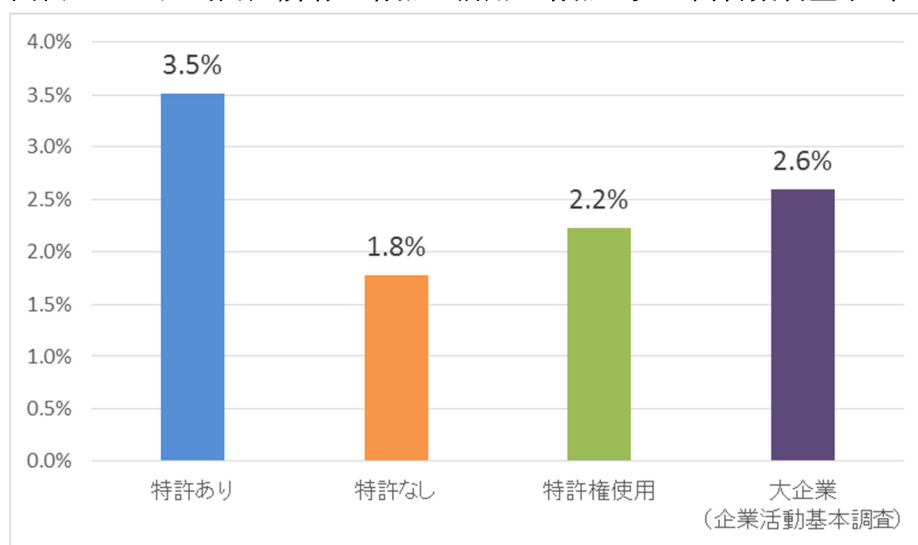
（１）企業業績との関係

①知的財産の所有・活用と売上高営業利益率の関係

中小企業実態基本調査によると、特許権を所有している会社あるいは活用している会社の売上高営業利益率は、特許権を所有していない会社よりも高い。特許権を所有している会社の売上高営業利益率は 3.5%、特許権を活用している会社は 2.2%で、何れも特許権を所有していない会社の 1.8%よりも高い。

企業活動基本調査によると、大企業における売上高営業利益率は全産業で 2.6%、製造業で 3.2%である。前述のように、中小企業の特許所有会社の売上高営業利益率は 3.5%で、大企業における売上高営業利益率 2.6%を上回っている。

図表 117 知的財産所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（全体及び大企業）³⁹

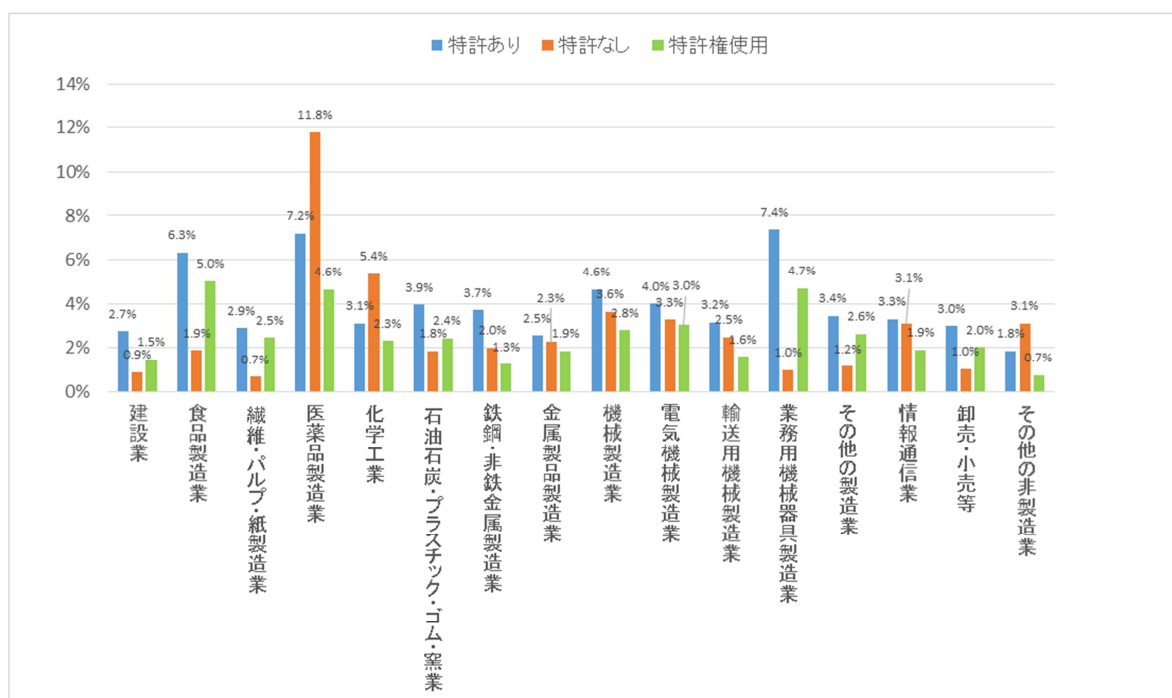


中小企業実態基本調査によると、医薬品製造業で特許を保有していない中小企業の売上高営業利益率が 11.8%と高くなっている。特許保有の中小企業では、業務用機械器具製造業で営業利益率が 7.4%と高い。

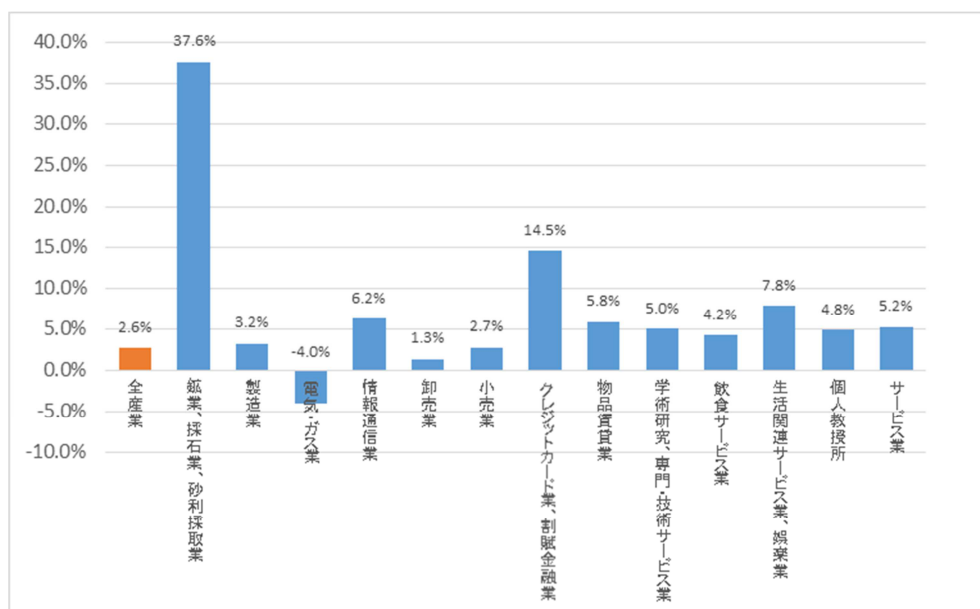
企業活動基本調査によると、大企業における売上高営業利益率は、製造業中分類の中で、ゴム製品製造業が 8.8%と高く、次いで、化学工業が 7.3%と高い。

³⁹ 経済産業省「平成 25 年企業活動基本調査速報－平成 24 年度実績－付表 5」（2013 年）より大企業の数値を抽出

図表 118 知的財産所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（業種別） 40



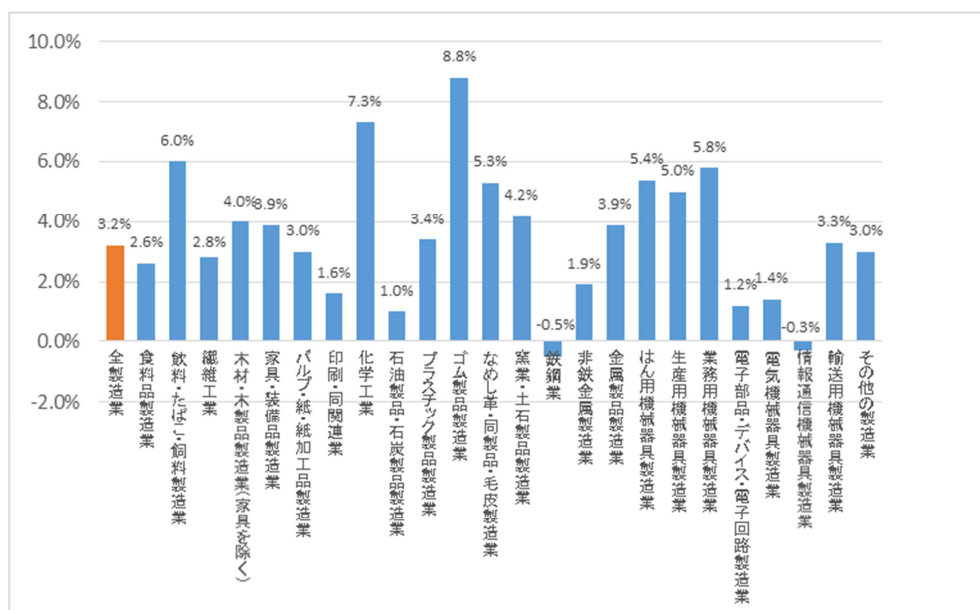
図表 119 大企業：業種別 売上高営業利益率⁴¹



⁴⁰ 中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出

⁴¹ 経済産業省「平成25年企業活動基本調査速報－平成24年度実績－付表5」（2013年）を再編加工

図表 120 大企業：製造業中分類別 売上高営業利益率⁴²



②知的財産所有の有無と従業員一人当たり営業利益の関係

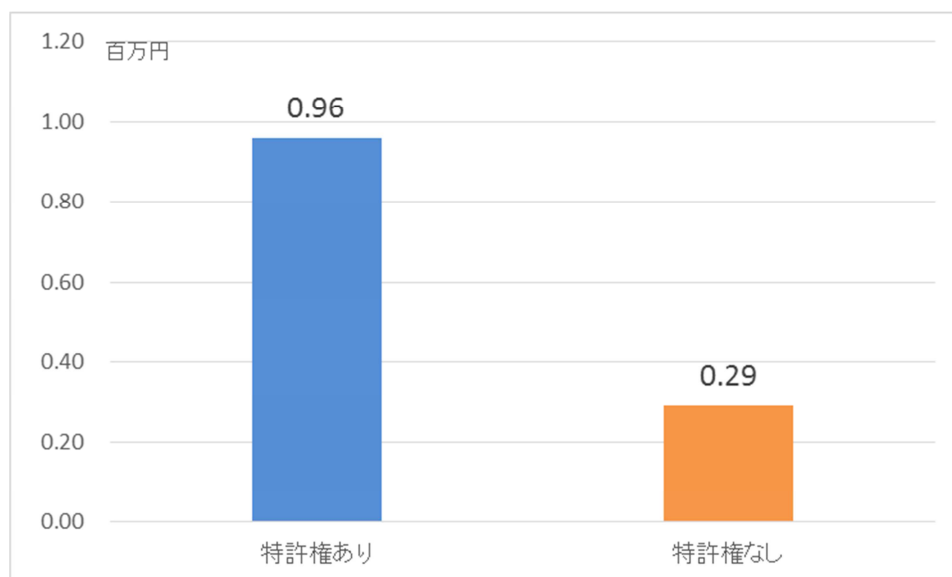
中小企業実態基本調査によると、中小企業の従業員一人当たり営業利益は、特許権を所有している会社の同利益が、特許権を所有していない会社よりも高い。特許権を所有している会社の従業員一人当たり営業利益は 0.96 百万円で、特許権を所有していない会社の 0.29 百万円よりも高い。

中小企業白書 2009 によると、製造業で中小企業の従業員一人当たり営業利益は、特許保有企業が 1.80 百万円と、特許未保有企業の 1.37 百万円を約 31%上回っている。前述のように、中小企業の特許権を所有している会社の従業員一人当たり営業利益は、0.96 百万円で、特許権を所有していない会社の 0.29 百万円を大幅に上回っており、同様の傾向がみられる。

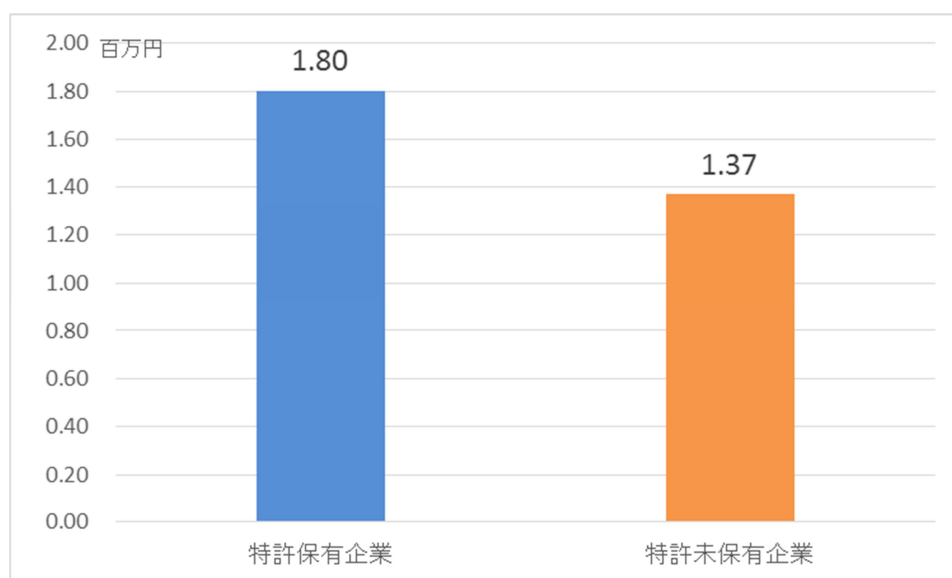
業種別の従業員一人当たり営業利益では、鉄鋼・非鉄金属製造業及び業務用機械器具製造業で、特許権を所有している会社の一人当たり営業利益が、特許権を所有していない会社よりも高い。一方で、医薬品製造業及び化学工業では、逆に、特許権を所有していない会社の一人当たり営業利益の方が高い。

⁴²経済産業省「平成 25 年企業活動基本調査速報－平成 24 年度実績－付表 7」（2013 年）を再編加工

図表 121 知的財産所有の有無と従業員一人当たり営業利益（全体）⁴³



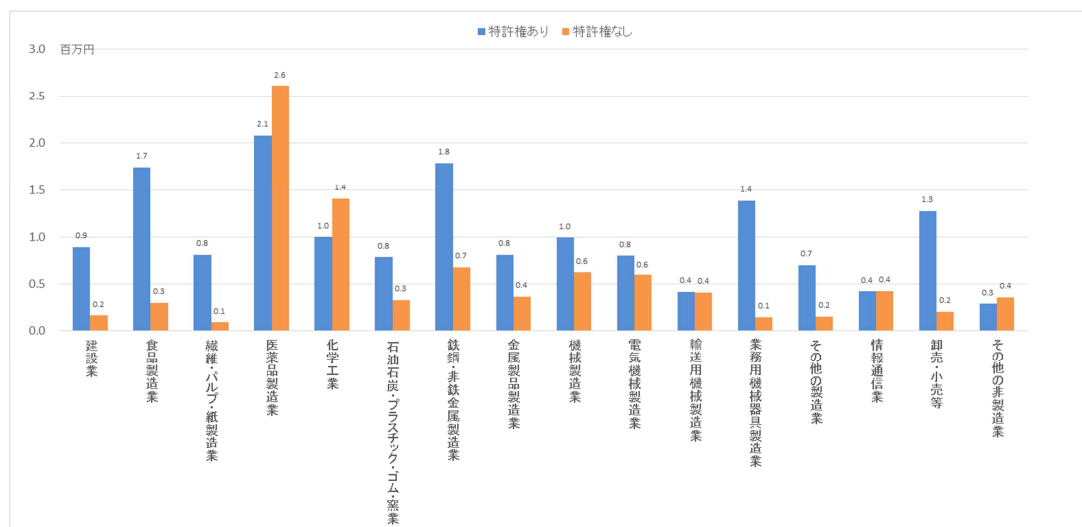
図表 122 従業員一人当たり営業利益の関係（特許保有形態別）⁴⁴



⁴³ 中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出

⁴⁴ 中小企業庁「中小企業白書2009」（2009年）P109より抜粋

図表 123 知的財産所有の有無と従業員一人当たり営業利益（業種別）⁴⁵



③知的財産の所有と自己資本比率の関係

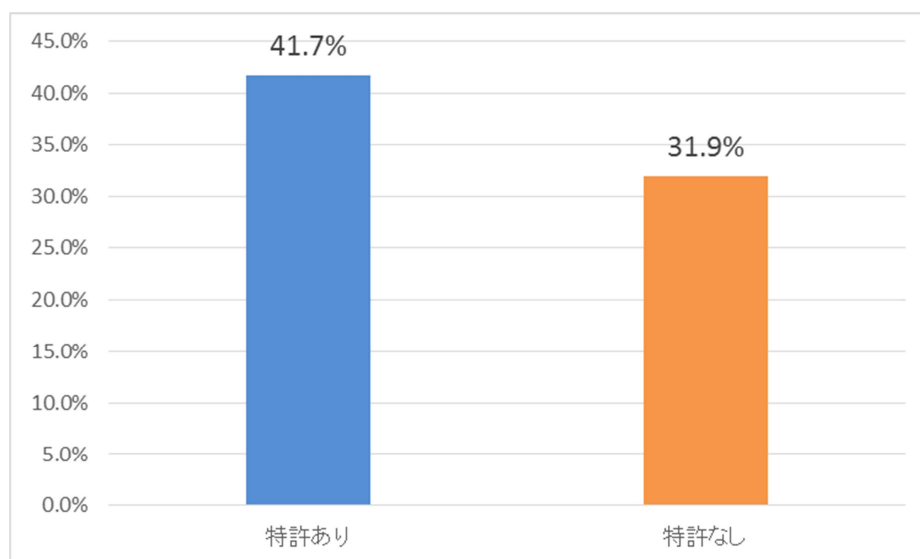
中小企業実態基本調査によると、中小企業の自己資本比率は、特許権を所有している会社の比率が、特許権を所有していない会社よりも高い。特許権を所有している会社の自己資本比率 41.7%で、特許権を所有していない会社の 31.9%よりも高い。

企業活動基本調査によると、大企業における自己資本比率は全産業で 38.0%、製造業で 46.3%である。前述のように、中小企業の特許権所有会社の自己資本比率は 41.7%で、大企業における自己資本比率 38.0%を上回っている。

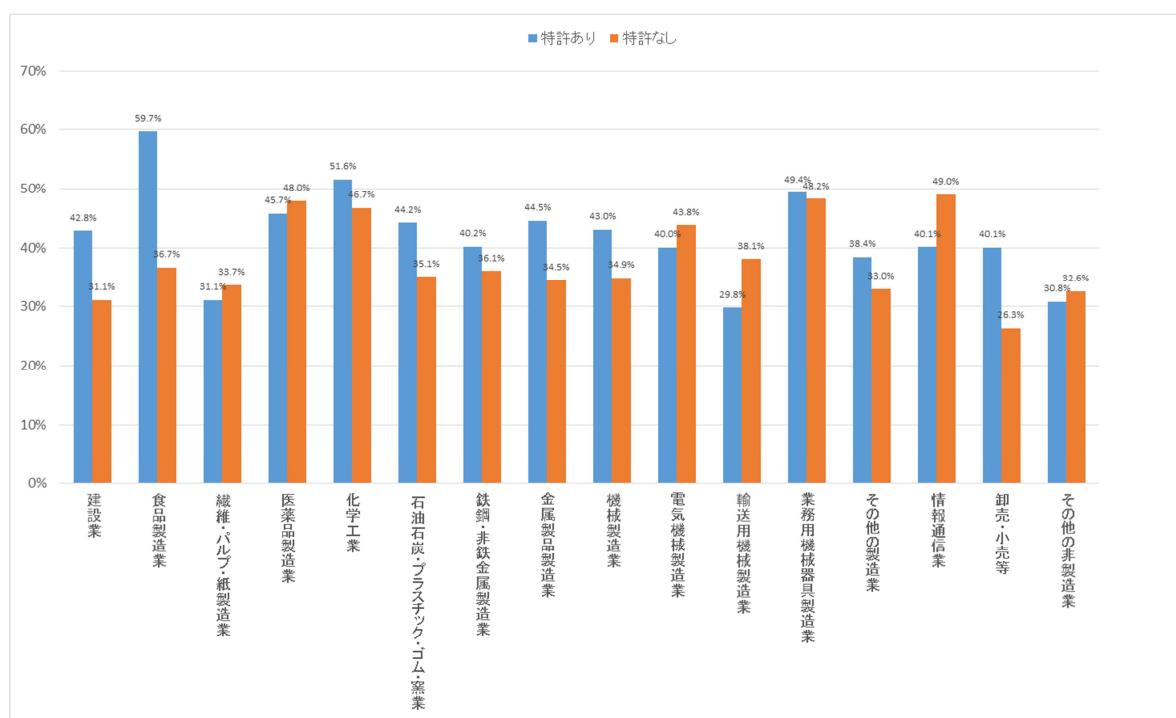
業種別では、中小企業の食品製造業や化学工業で自己資本比率が高くなっている。大企業の製造業中分類では、なめし革・同製品・毛皮製造業、ゴム製品製造業、化学工業で自己資本比率が高い。

⁴⁵ 中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出

図表 124 知的財産所有の有無と自己資本比率（全体）⁴⁶



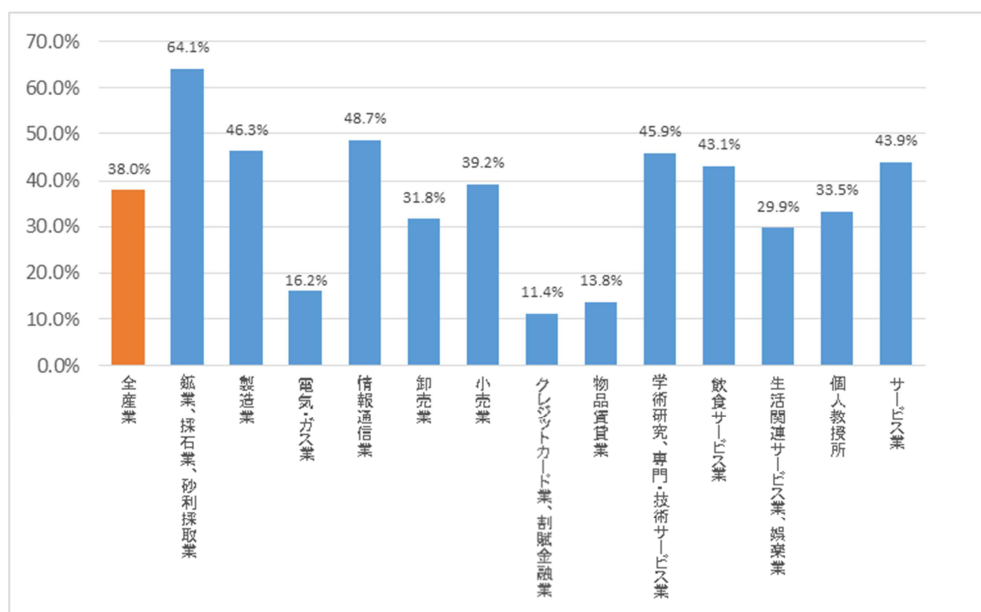
図表 125 知的財産所有の有無と自己資本比率（全体）⁴⁷



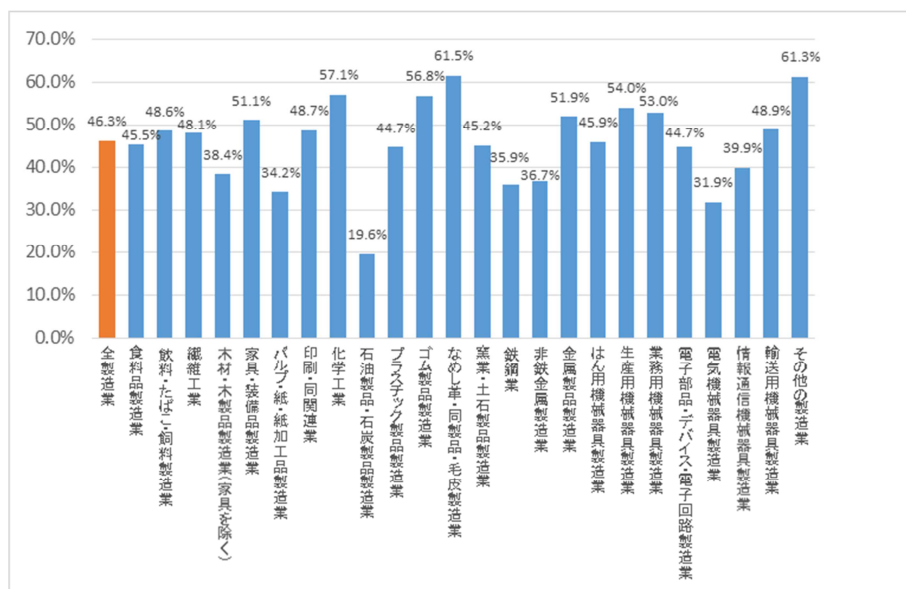
⁴⁶ 中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出

⁴⁷ 中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出

図表 126 大企業：業種別 自己資本比率⁴⁸



図表 127 大企業：製造業中分類別 自己資本比率⁴⁹



④知的財産の所有と売上高研究開発費率の関係

中小企業実態基本調査によると、中小企業の売上高研究開発費率は、特許権を所有している会社の比率が、特許権を所有していない会社よりも高い。特許権を所有している会社の売上高研究開発費率は 0.55% で、特許権を所有していない会社の 0.06% よりも高い。

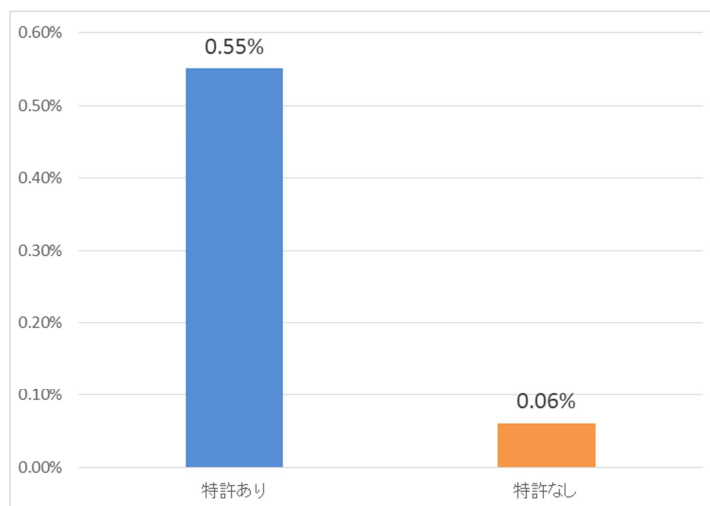
企業活動基本調査によると、大企業における売上高研究開発費率は全産業で 3.6%、製造業で 4.7% である。前述のように、中小企業の特許権所有会社の売上高研究開発費率は 0.55% で、大企業における売上高研究開発費率とは大きな差がある。

⁴⁸ 経済産業省「平成 25 年企業活動基本調査速報－平成 24 年度実績－付表 6」（2013 年）を再編加工

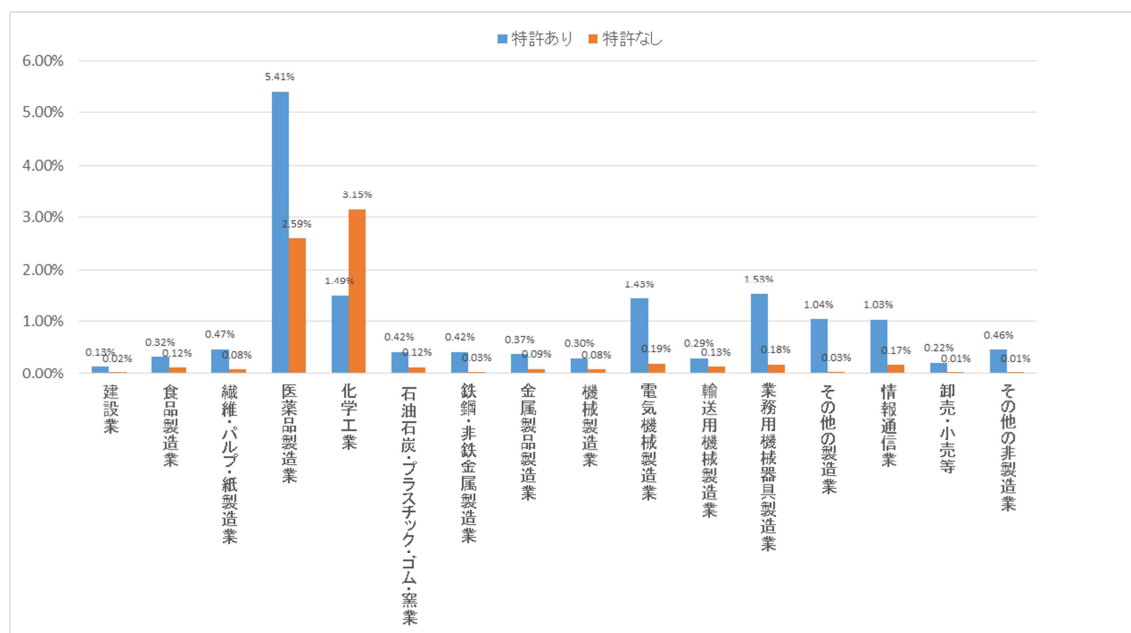
⁴⁹ 経済産業省「平成 25 年企業活動基本調査速報－平成 24 年度実績－付表 6」（2013 年）を再編加工

業種別では、中小企業の医薬品製造業や業務用機械器具製造業で特許権所有会社の売上高研究開発費率が高くなっている。大企業の製造業中分類では、業務用機械器具製造業、化学工業で売上高研究開発費率が高い。

図表 128 知的財産所有の有無と売上高研究開発費率（全体）⁵⁰



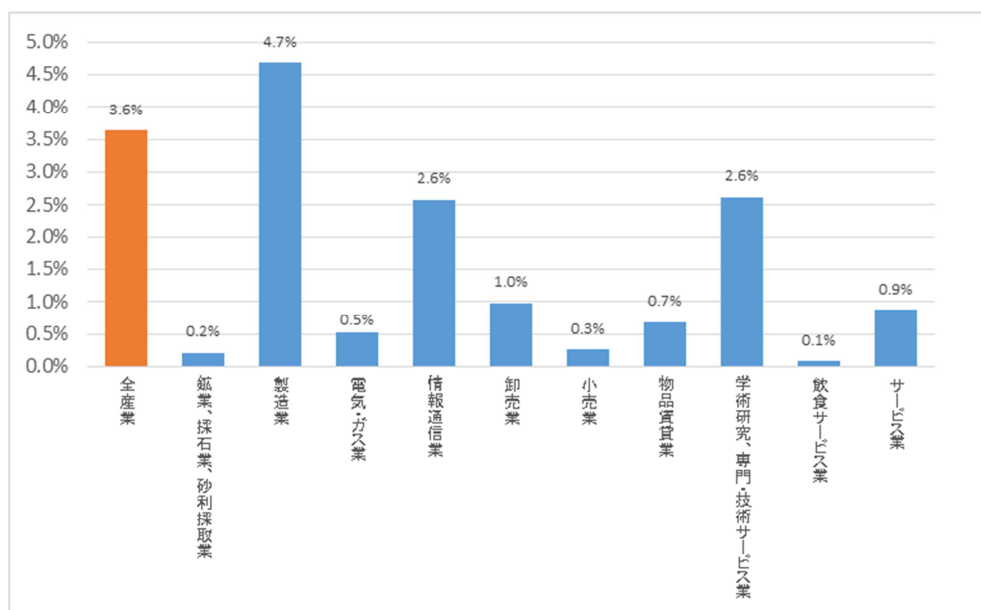
図表 129 知的財産所有の有無と売上高研究開発費率（業種別）⁵¹



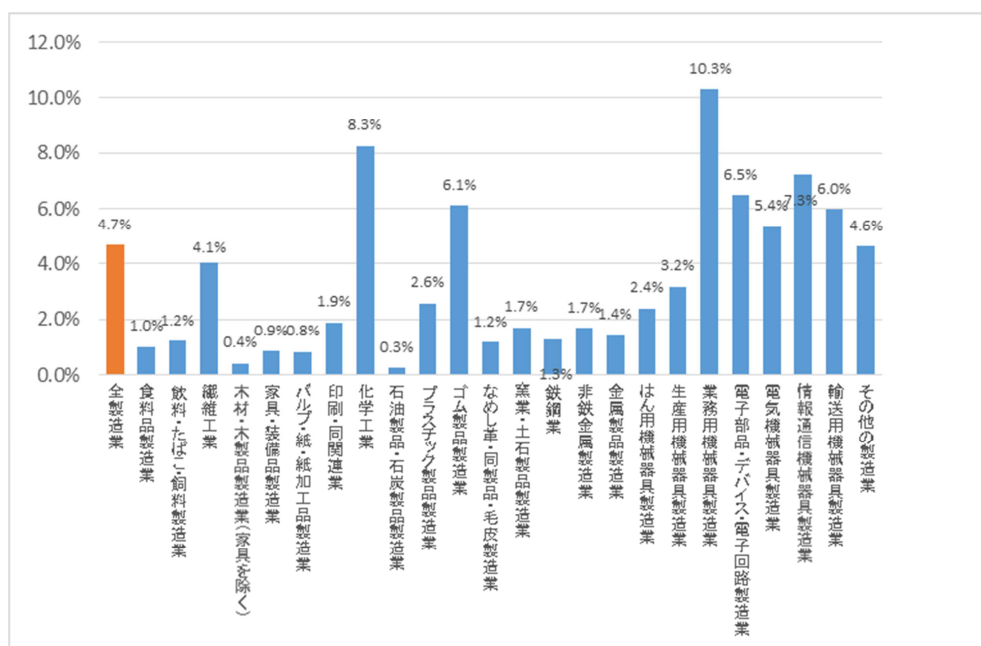
⁵⁰ 中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出

⁵¹ 中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果より抽出

図表 130 大企業：業種別 売上高研究開発費率⁵²



図表 131 大企業製造業中分類別 売上高研究開発費率⁵³



(2) 知的財産活動とヒット商品の関係

① ヒット商品における知的財産権の取得状況

アンケート調査によると、ヒット商品において取得した知的財産権は、「特許権」と回答した割合が 59.2%、「商標権」が 57.2%となっている。規模別で見ると、中規模企業及び小規

⁵² 経済産業省「平成 24 年企業活動基本調査 第 1 巻第 10 表」(2013 年)を再編加工

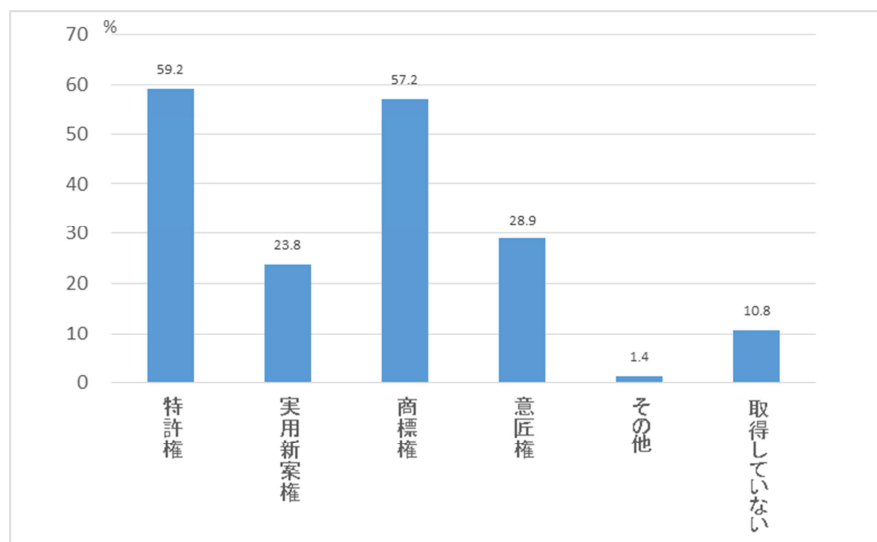
⁵³ 経済産業省「平成 24 年企業活動基本調査 第 1 巻第 10 表」(2013 年)を再編加工

模事業者共に、「特許権」と回答した割合が最も高く、続いて「商標権」と回答した割合が高い。特許権及び商標権を取得した割合は、共に 60%弱の水準にある。小規模事業者では、中規模企業に比して、「実用新案権」と回答した割合が高くなっている。

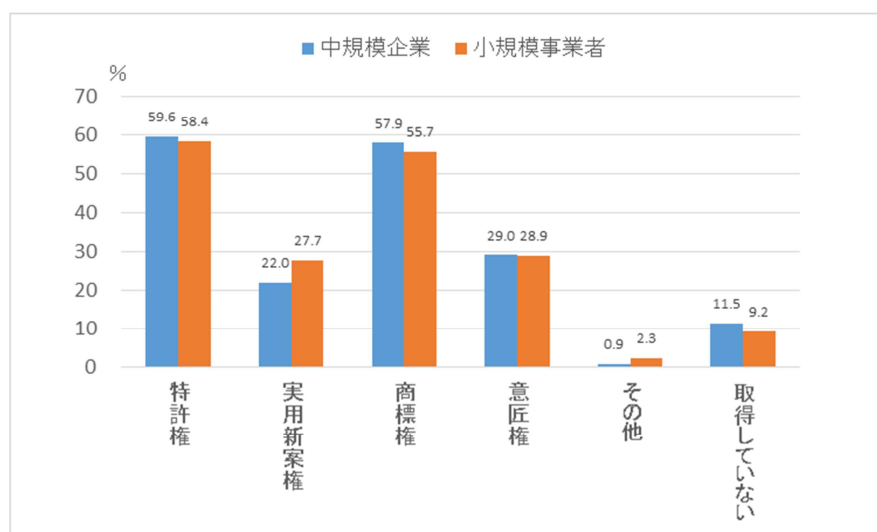
中小企業白書 2009 の調査によると、ヒット商品において取得した知的財産権は、大企業で「特許権」や「商標権」と回答した割合が大企業では 50%を超えており、中小企業では約 30%であった。前述のように、中規模企業及び小規模事業者共に、「特許権」及び「商標権」と回答した割合は 60%弱の水準にあり、大企業の水準と差がない。また、小規模事業者では、中規模企業に比して「実用新案権」と回答した割合が 27.7%と高かったが、大企業の 24.2%よりも高くなっている。

売上高別の比較では、同様に、各層で「特許権」及び「商標権」と回答した割合が高い。一方で、「意匠権」と回答した割合は、売上が高い層で高くなっており、5 千万円超～1 億円の層以上約 30%の水準となっている。従業員別でも、同様の傾向にあるが、従業員数が多い企業ほど「経営者・経営幹部自身」と回答した割合が減少する。特に、21 人以上 50 人以下及び 51 人以上の層で、「特許権」と回答した割合が高くなっている。

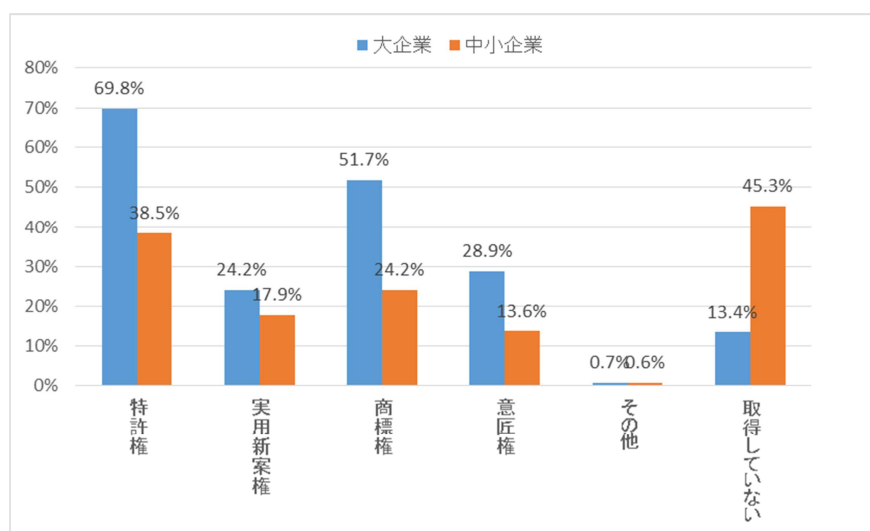
図表 132 ヒット商品における知的財産権の取得状況（全体）[MA]



図表 133 ヒット商品における知的財産権の取得状況（規模別）[MA]

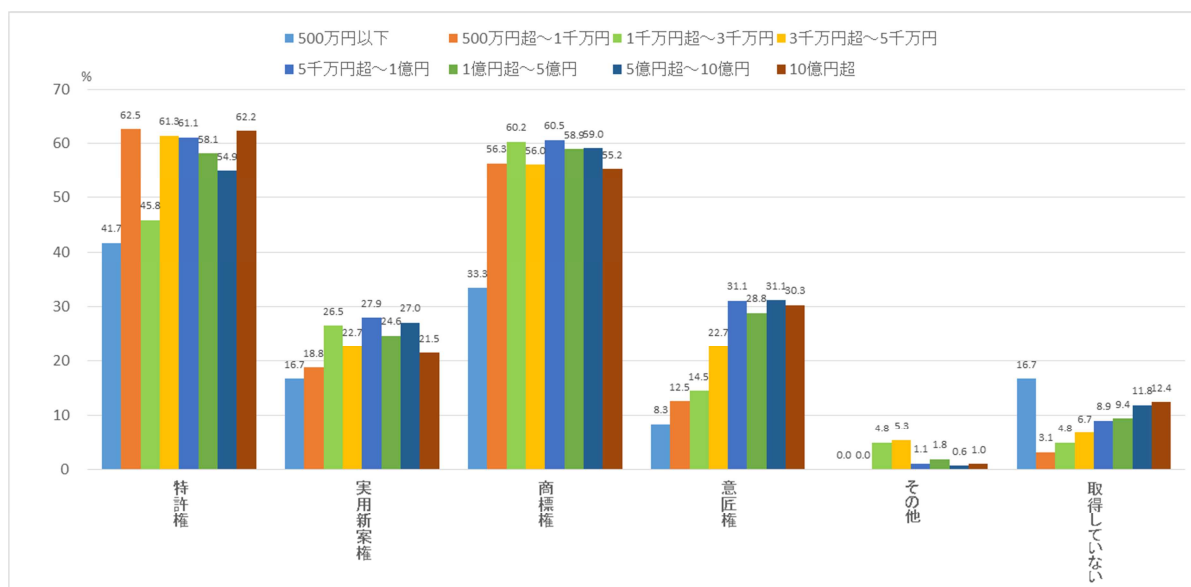


図表 134 ヒット商品における知的財産権の取得状況⁵⁴

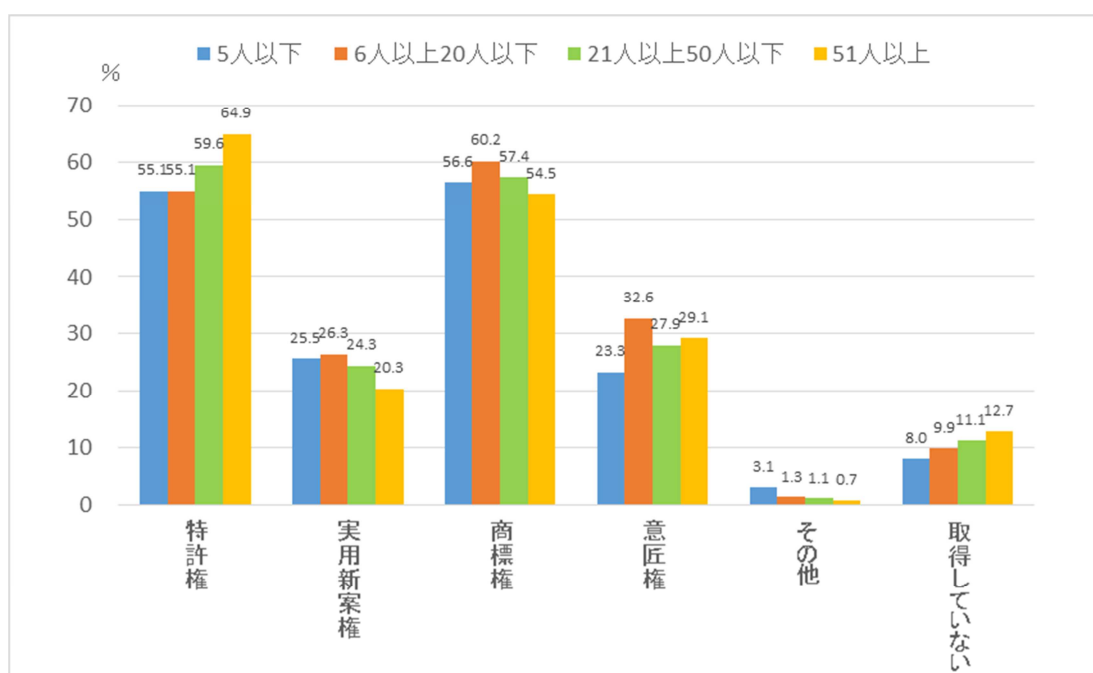


⁵⁴ 中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P114 より抜粋

図表 135 ヒット商品における知的財産権の取得状況（売上高別）[MA]



図表 136 ヒット商品における知的財産権の取得状況（従業員数規模別）[MA]



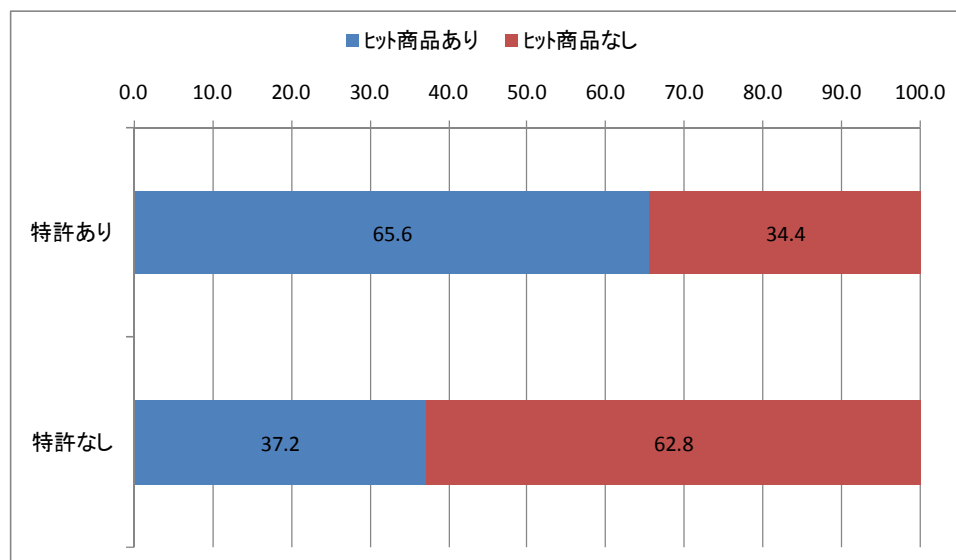
②特許取得／技術導入の有無とヒット商品の関係

（特許取得とヒット商品の関係）

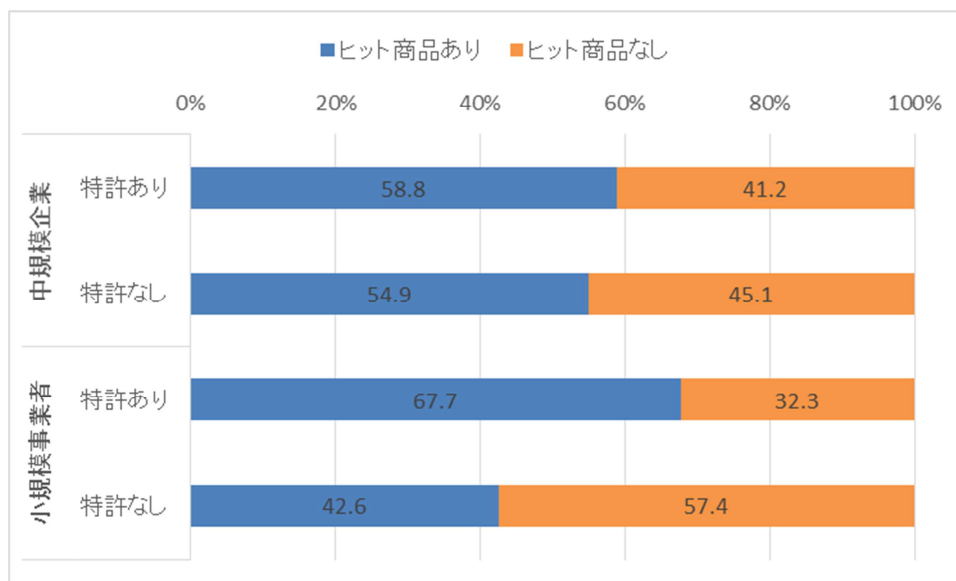
アンケート調査によると、ヒット商品に関する特許を取得した企業と特許を取得していない企業を比較した場合、特許を取得した企業で「ヒット商品がある」と回答した企業が 28.5% 高いことがわかる。企業規模別にみても、中規模企業及び小規模事業者の双方で、特許を取得した企業で「ヒット商品がある」と回答した割合が高くなっている。特に、小規模事業者

では、ヒット商品に関する特許を取得した企業が「ヒット商品」があると回答した割合は、67.7%に達している。

図表 137 特許取得の有無とヒット商品の関係（全体）【SA】



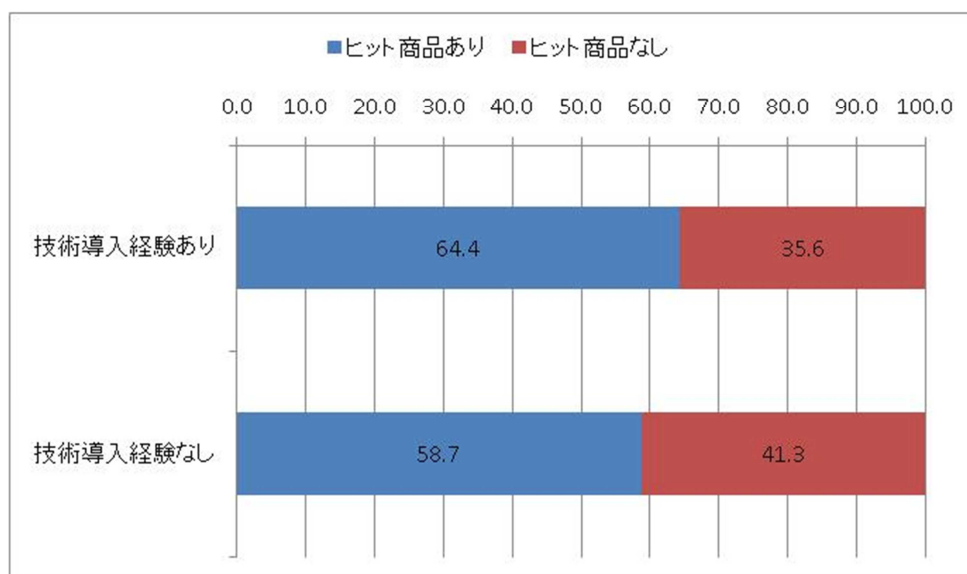
図表 138 特許取得の有無とヒット商品の関係（規模別）【SA】



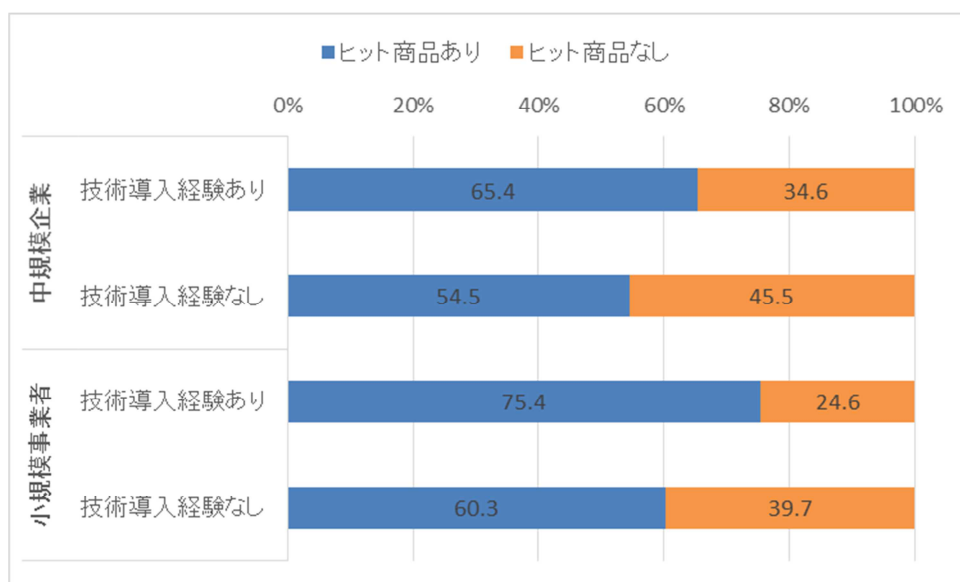
（技術導入とヒット商品の関係）

アンケート調査によると、技術導入の経験がある企業と経験がない企業を比較した場合、技術導入の経験がある企業で「ヒット商品がある」と回答した割合が高くなっている。また、企業規模別にみても、中規模企業及び小規模事業者の双方で、技術導入の経験がある企業で「ヒット商品がある」と回答した割合が高くなっている。特に、小規模事業者では、技術導入の経験がある企業が「ヒット商品がある」と回答した割合は、75.4%に達している。

図表 139 技術導入の有無とヒット商品の関係（全体）【SA】



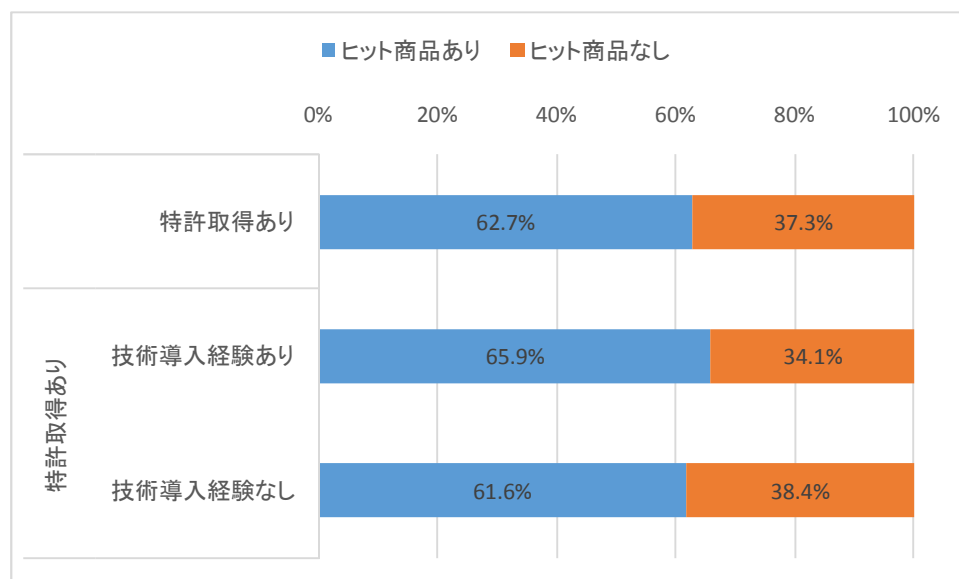
図表 140 技術導入の有無とヒット商品の関係（規模別）【SA】



（中小企業白書 2009 との比較）

中小企業白書 2009 の調査によると、ヒット商品における特許取得と技術導入の経験の双方ある企業で、「ヒット商品がある」と回答した割合が高くなっている。前述と同様に、「特許取得なし、技術導入の経験あり」や「特許取得あり、技術導入の経験あり」の企業の「ヒット商品がある」と回答した割合は 60%を超える水準にある。

図表 141 特許取得／技術導入の有無とヒット商品の関係⁵⁵



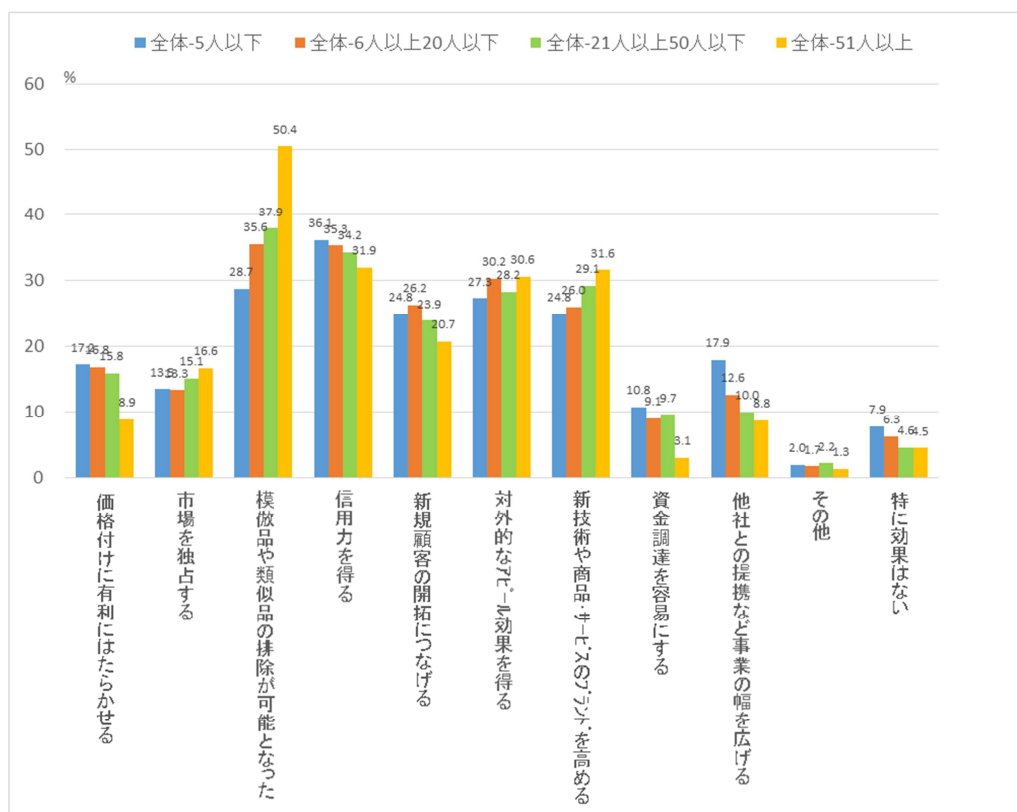
③ヒット商品において知財を取得したことによる効果

アンケート調査によると、ヒット商品において知財を取得したことによる効果は、従業員数規模別では、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合が最も高く、続いて「信用力を得ることができた」と回答した割合が高い。従業員数の規模が上がるにつれて、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合が高くなっている。逆に、「信用力を得ることができた」と回答した割合は、若干ではあるが、減少する傾向にある。

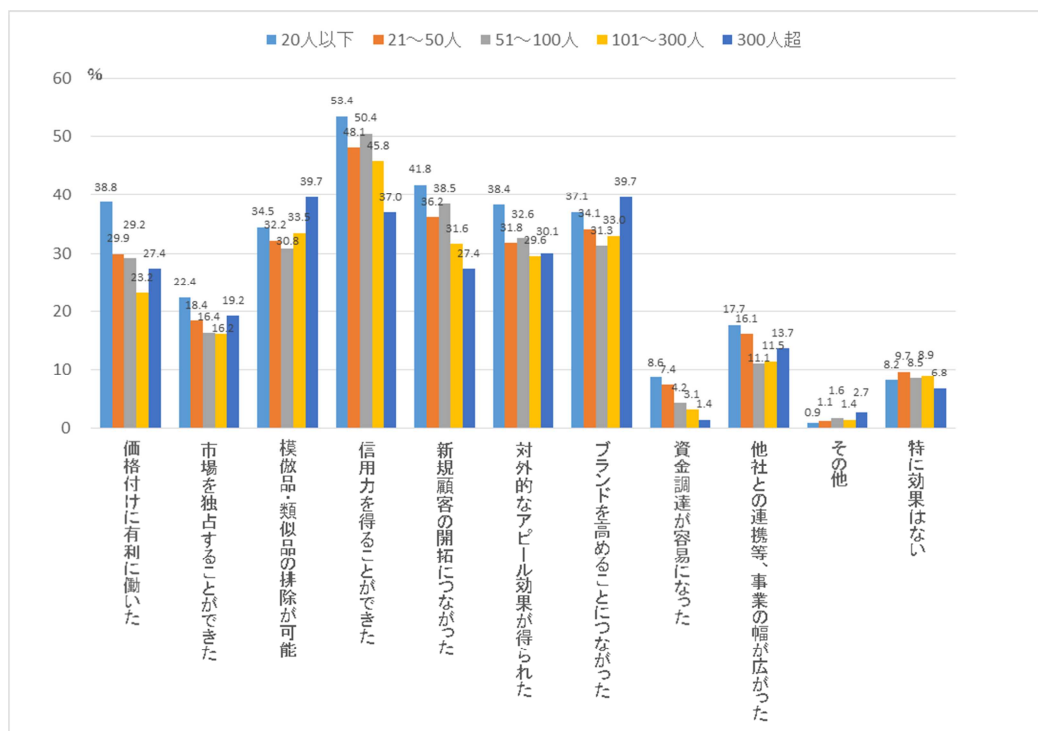
中小企業白書 2009 の調査によると、ヒット商品において知財を取得したことによる効果は、従業員数規模別で見ると、「信用力を得ることができた」と回答した割合が最も高く、続いて「模倣品や類似品の排除が可能となった」回答した割合が高い。前述と同様に、従業員数の規模が上がるにつれて、「信用力を得ることができた」と回答した割合は、減少する傾向にある。

⁵⁵中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P115 より抜粋

図表 142 ヒット商品において知財を取得したことによる効果（従業員数規模別）[MA]



図表 143 ヒット商品において知財を取得したことによる効果（従業員別）⁵⁶



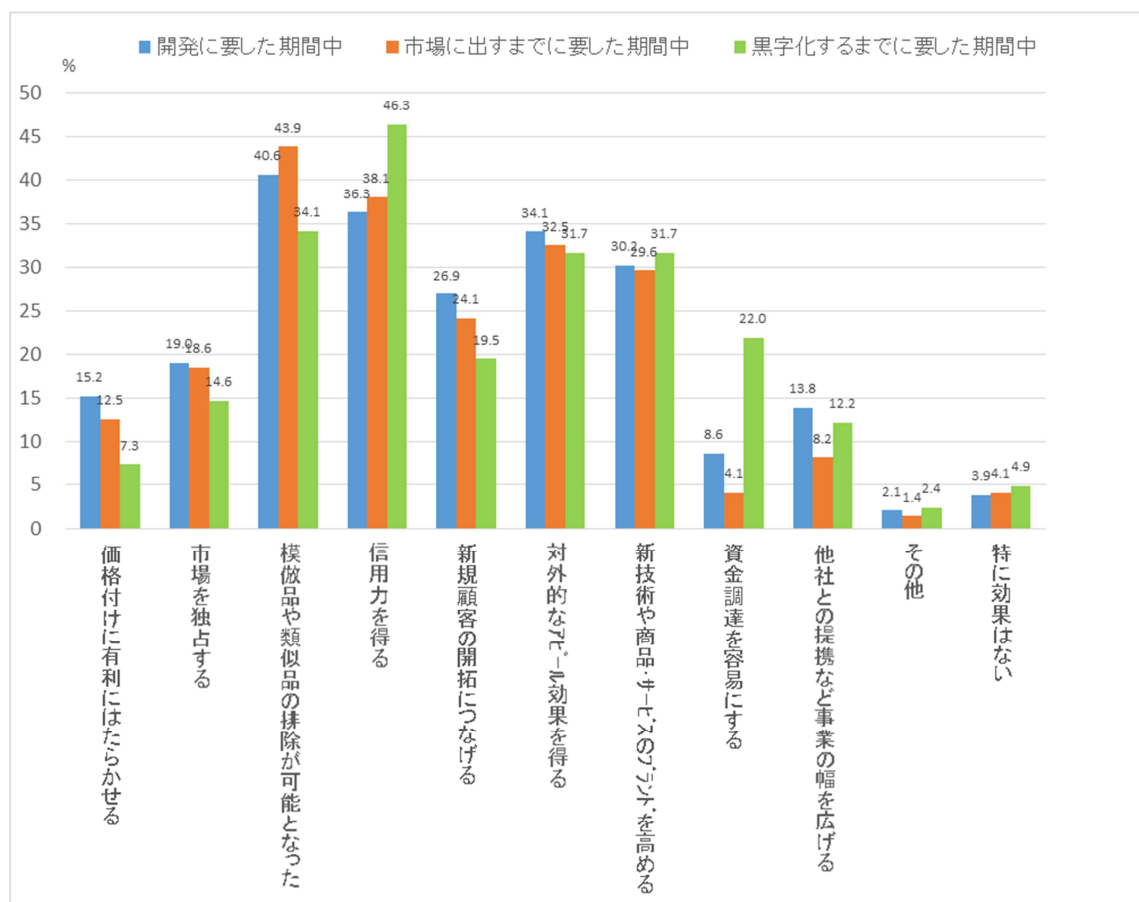
⁵⁶中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P116 より抜粋

④ヒット商品における特許取得開始のタイミングとその効果

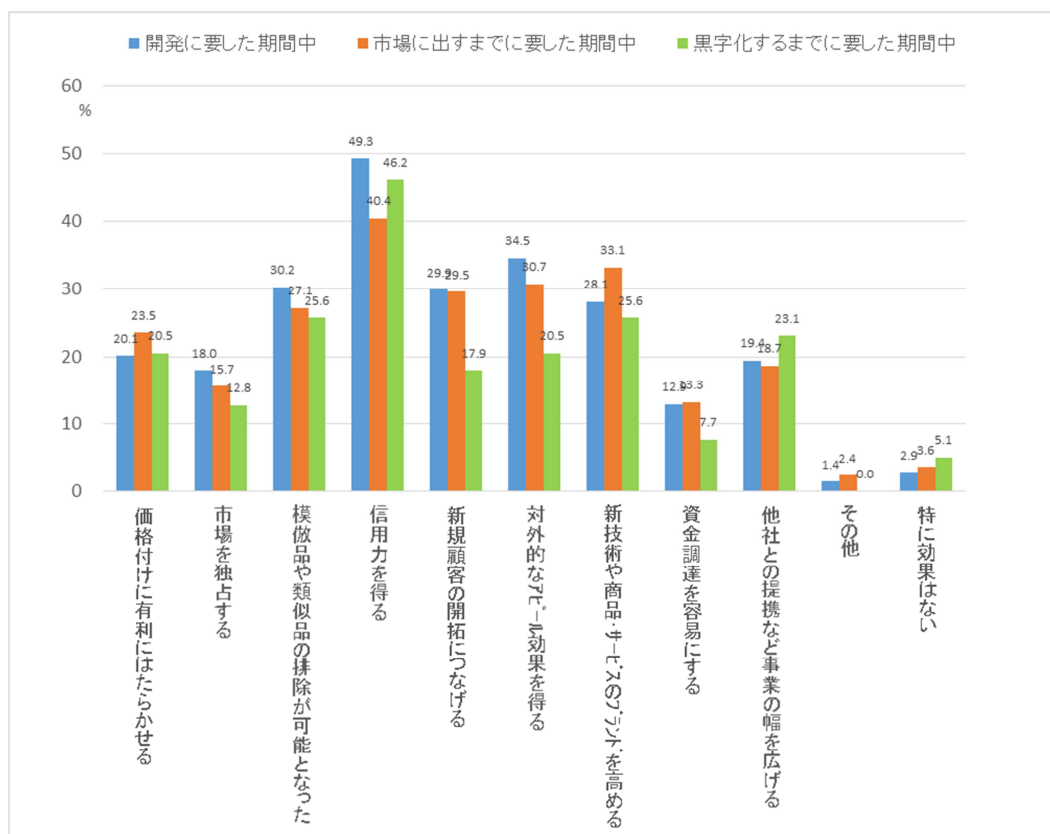
アンケート調査によると、ヒット商品において知財を取得したことによる効果は、中規模企業の特許取得開始のタイミング別で、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と「信用力を得ることができた」と回答した割合が各期間で高い。特許取得開始のタイミングが後になるにつれて、「信用力を得ることができた」と回答した割合が高くなっている。小規模事業者では、「信用力を得ることができた」と回答した割合が各期間で高く、「開発に要した期間中」と「黒字化するまでに要した期間中」でその割合が高くなっている。

中小企業白書 2009 の調査によると、ヒット商品において知財を取得したことによる効果は、特許取得開始のタイミング別で見ると、「信用力を得ることができた」と回答した割合が各期間で高い。続いて、「新規顧客の開拓につながった」と回答した割合が高い。前述と同様に、全体で「信用力を得ることができた」と回答した割合は高い。

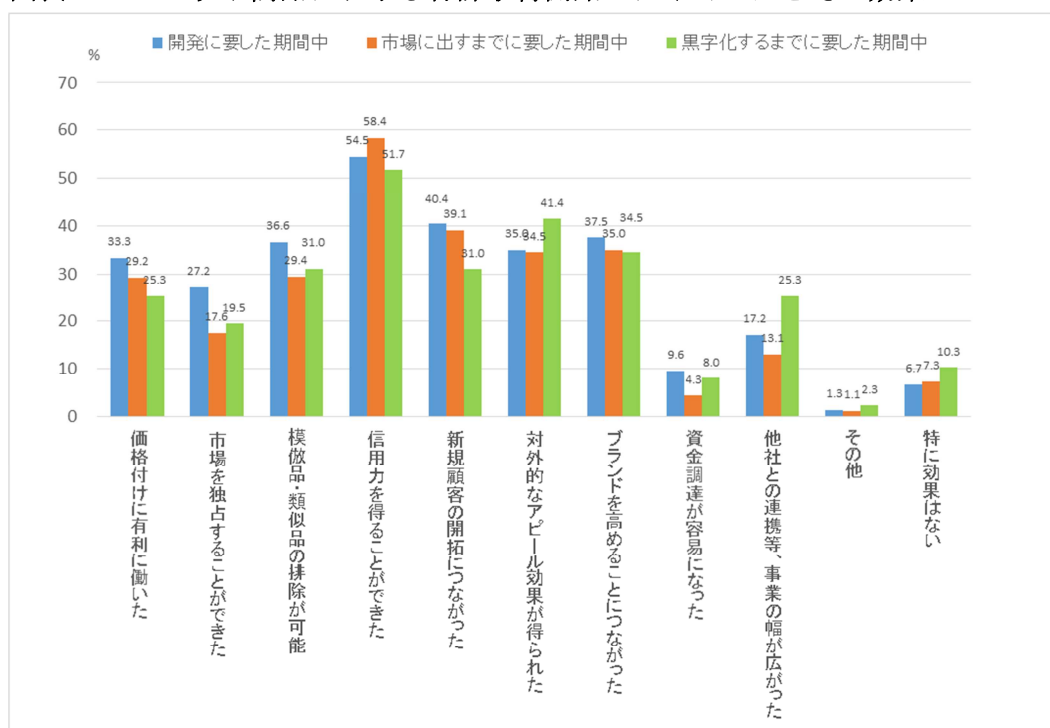
図表 144 ヒット商品における特許取得開始のタイミングとその効果（中規模企業）[MA]



図表 145 ヒット商品における特許取得開始のタイミングとその効果（小規模事業者）[MA]



図表 146 ヒット商品における特許取得開始のタイミングとその効果⁵⁷



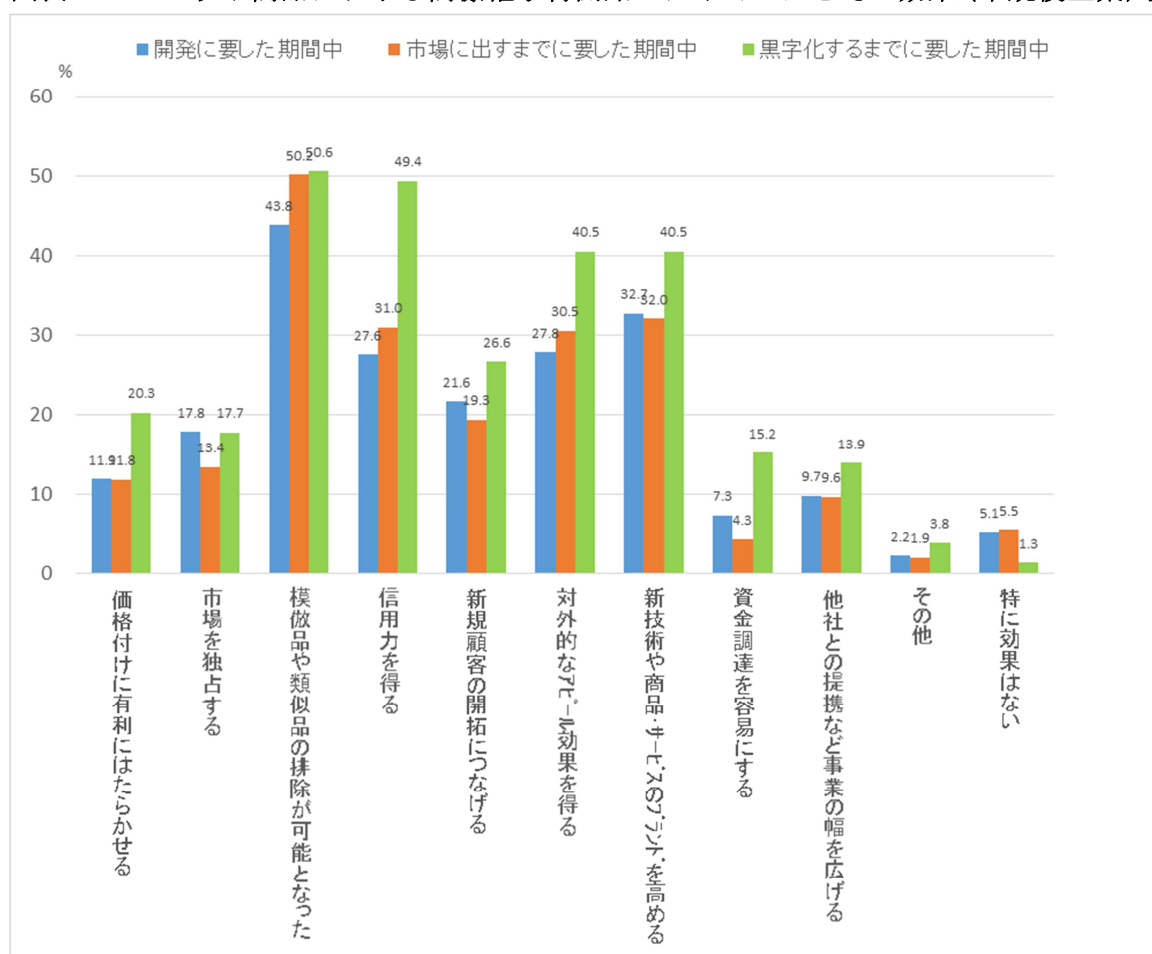
⁵⁷ 中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P117 より抜粋

⑤ヒット商品における商標権取得開始のタイミングとその効果

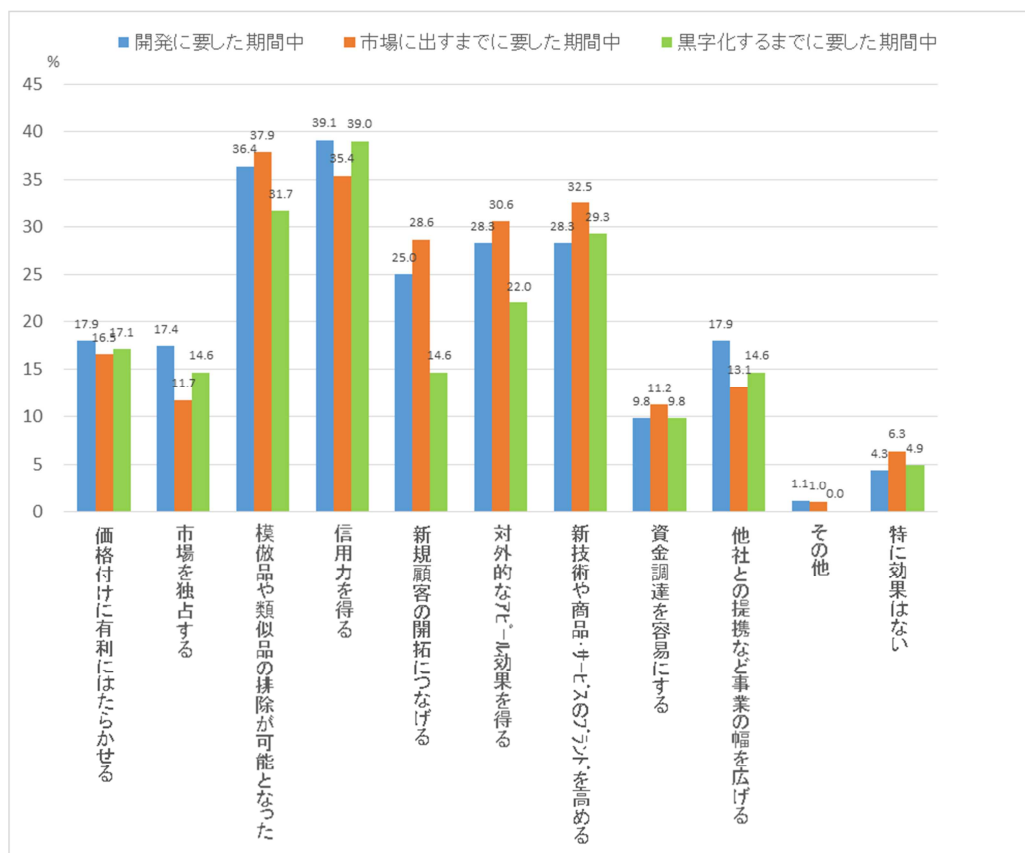
アンケート調査によると、ヒット商品において知財を取得したことによる効果は、中規模企業の商標権取得開始のタイミング別で、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と回答した割合が各期間で高い。次いで、「信用力を得ることができた」と回答した割合が高くなっている。小規模事業者では、「模倣品や類似品の排除が可能となった」と「信用力を得ることができた」と回答した割合が各期間で高い。

中小企業白書 2009 の調査によると、ヒット商品において知財を取得したことによる効果は、中規模企業の商標権取得開始のタイミング別で見ると、「信用力を得ることができた」と回答した割合が各期間で高い。続いて、「新規顧客の開拓につながった」と回答した割合が高い。前述と同様に、全体で「信用力を得ることができた」と回答した割合は高い。

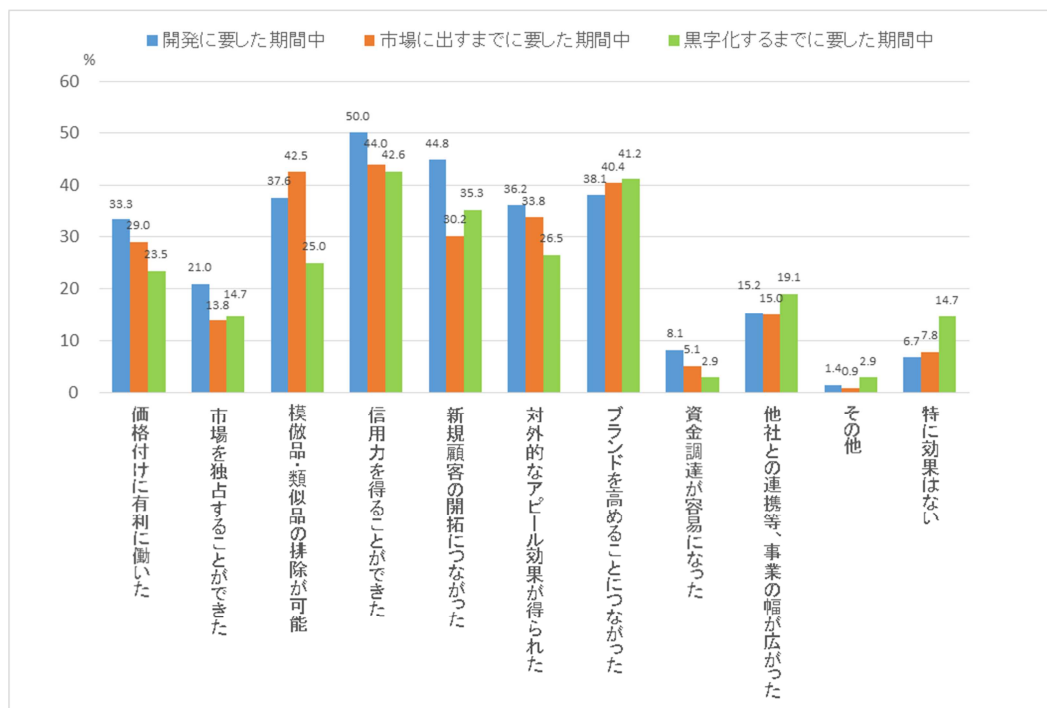
図表 147 ヒット商品における商標権取得開始のタイミングとその効果（中規模企業）[MA]



図表 148 ヒット商品における商標権取得開始のタイミングとその効果（小規模事業者）
[MA]



図表 149 ヒット商品における商標権取得開始のタイミングとその効果⁵⁸



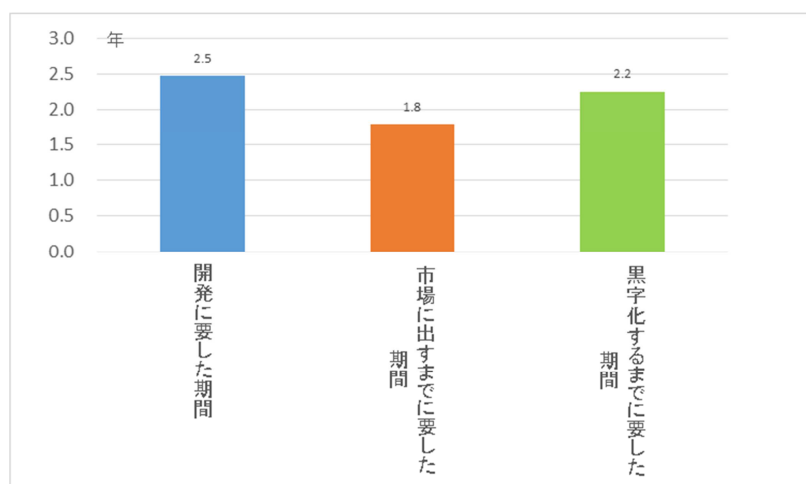
⁵⁸ 中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P117 より抜粋

⑦ ヒット商品の開発や上市に要した期間と知的財産権取得の効果

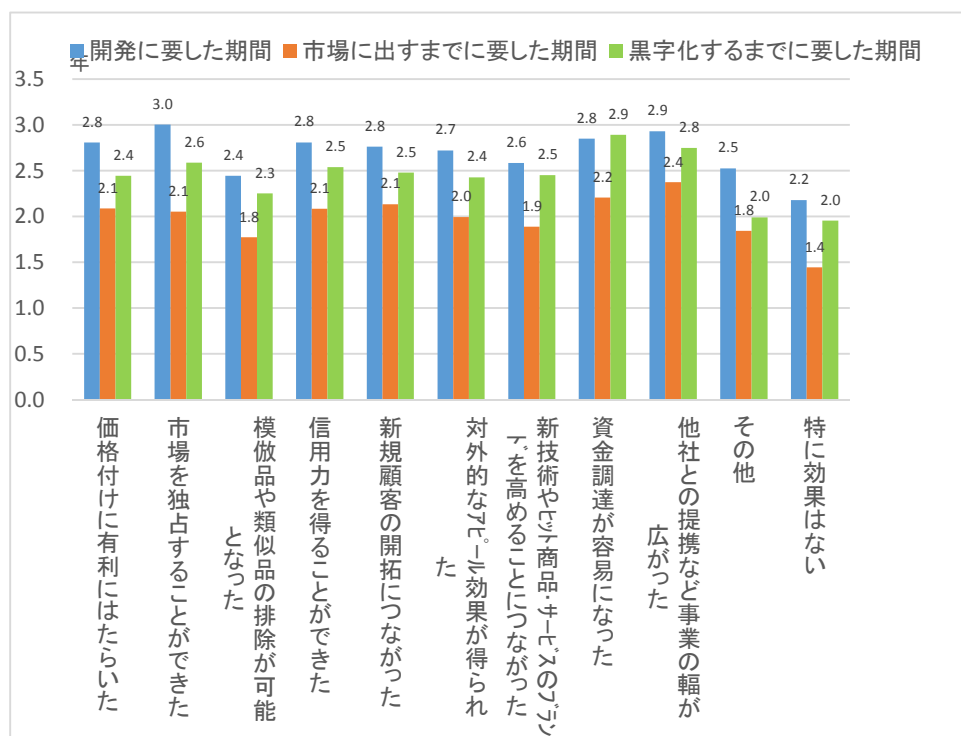
アンケート調査によると、ヒット商品の開発に要した期間は平均 2.5 年、市場に出すまでに要した期間は 1.8 年、黒字化するまでに要した期間は 2.2 年であった。

アンケート調査によると、知的財産権取得の効果として、「市場を独占することができた」、「他社との提携など事業の幅が広がった」、「資金調達が容易になった」と回答した項目で、ヒット商品の開発や上市に要した期間が長くなっている。

図表 150 ヒット商品の開発や上市に要した平均期間（全体）



図表 151 ヒット商品の開発や上市に要した期間と知的財産権取得の効果（全体）[MA]

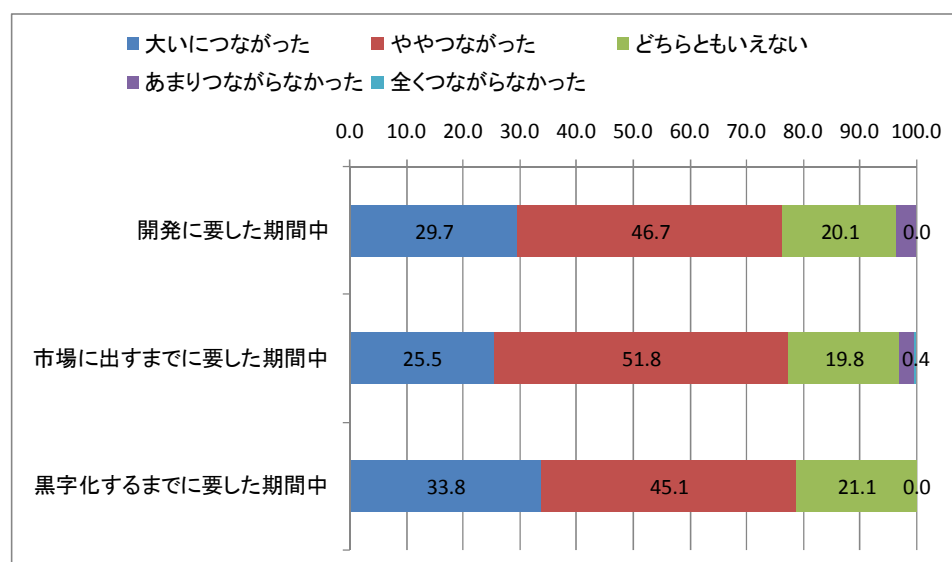


⑧ ヒット商品における特許取得の時期と業績向上への影響

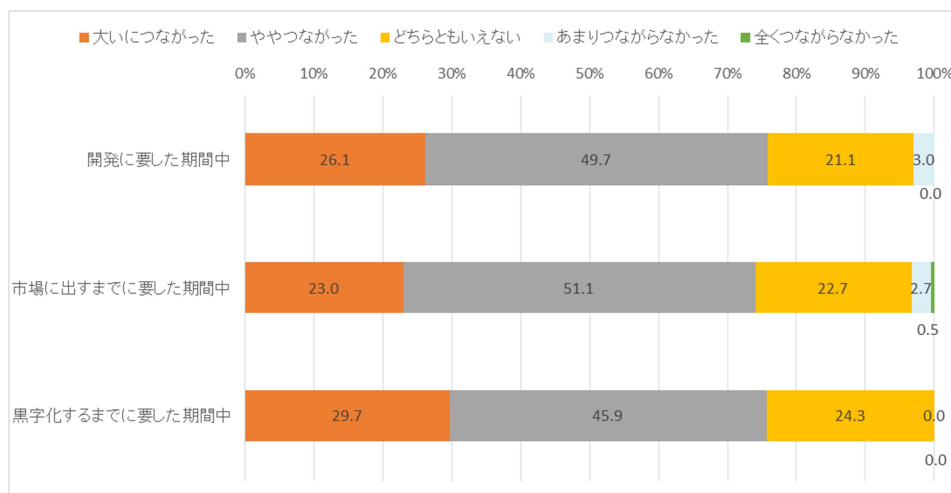
アンケート調査によると、特許取得開始のタイミング別で、黒字化するまでに要した期間中に特許を取得した企業が「大いに業績向上につながった」と回答した割合が高い。企業規模別にみると、中規模企業のヒット商品による業績向上への影響は、特許取得開始のタイミング別で、黒字化するまでに要した期間中に特許を取得した企業が「大いに業績向上につながった」と回答した割合が高い。続いて、開発に要した期間中に特許を取得した企業の割合が高い。小規模事業者では、「開発に要した期間中」と「黒字化するまでに要した期間中」で「大いに業績向上につながった」と回答した割合がほぼ同じ水準にある。

中小企業白書 2009 の調査によると、ヒット商品による業績向上への影響は、特許取得開始のタイミング別で、「大いに業績向上につながった」と回答した割合は、「開発に要した期間中」が最も高く、続いて、「市場に出すまでに要した期間中」が高い。この結果と異なり、前述のアンケートでは、「黒字化するまでに要した期間中」が、中規模企業及び小規模事業者の双方で高い。

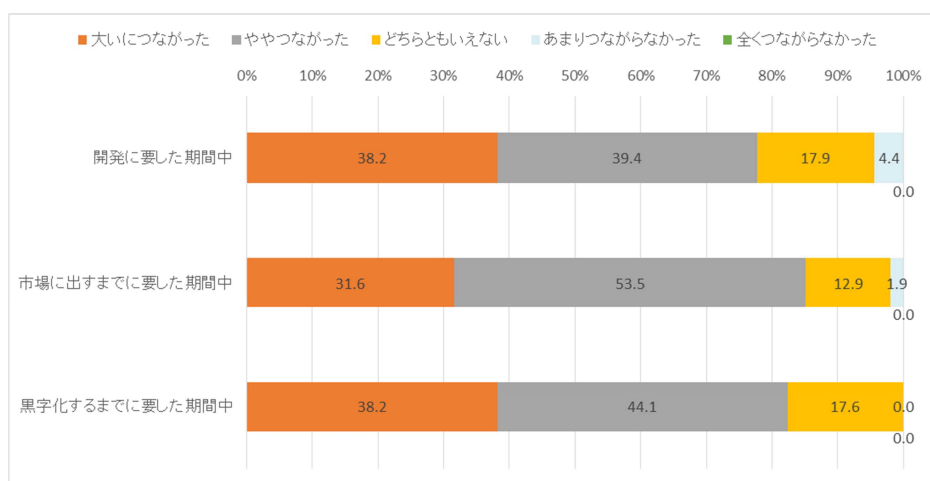
図表 152 ヒット商品における特許取得の時期と業績向上への影響（全体）[SA]



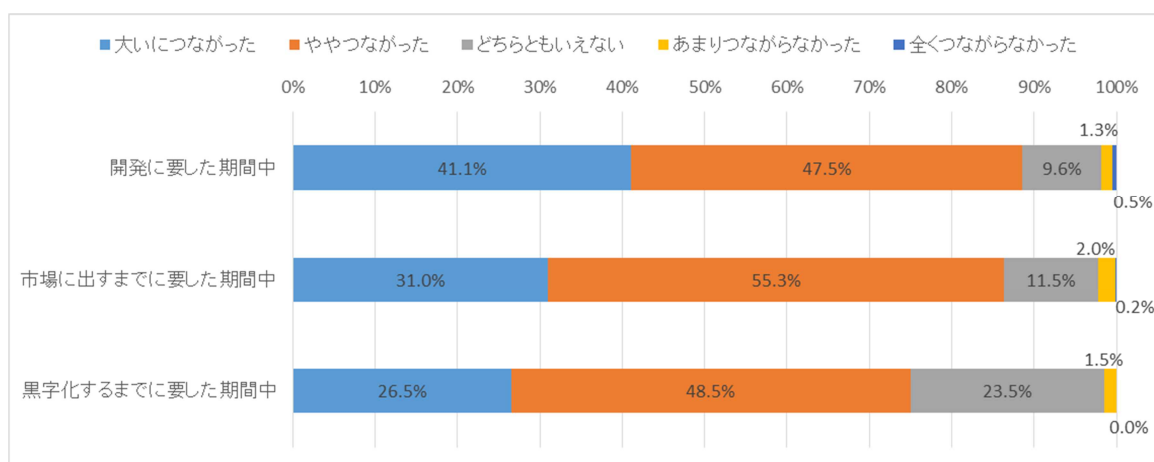
図表 153 ヒット商品における特許取得の時期と業績向上への影響（中規模企業）[SA]



図表 154 ヒット商品における特許取得の時期と業績向上への影響（小規模事業者）[SA]



図表 155 ヒット商品における特許取得の時期と業績向上への影響⁵⁹



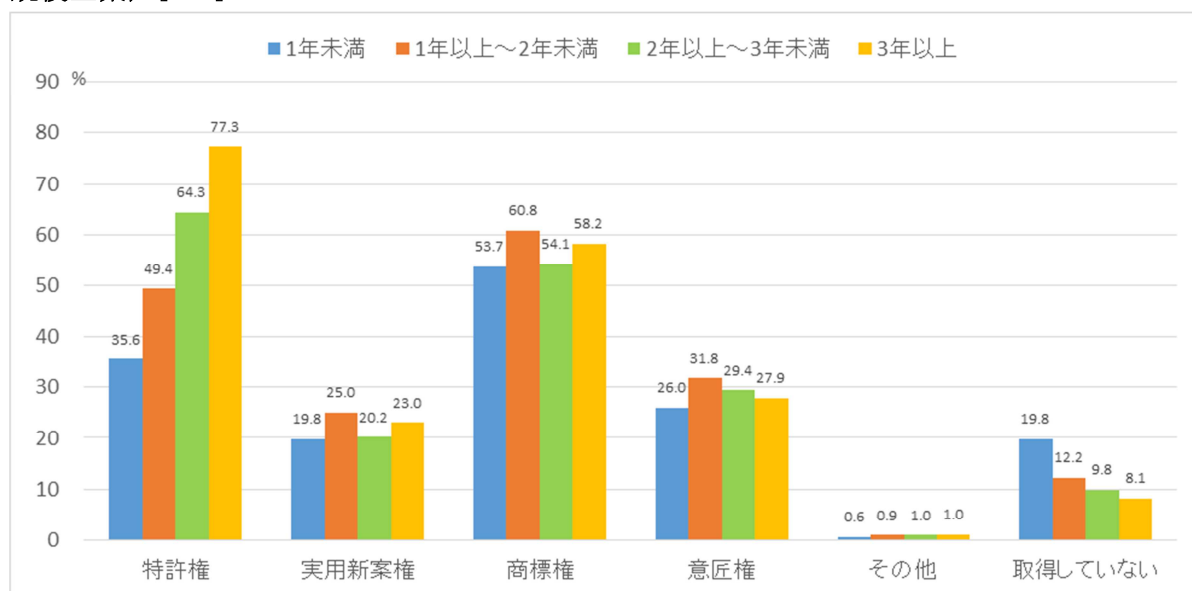
⁵⁹中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P117 より抜粋

⑨ヒット商品における知的財産権の取得の有無とヒット商品開発に要した期間

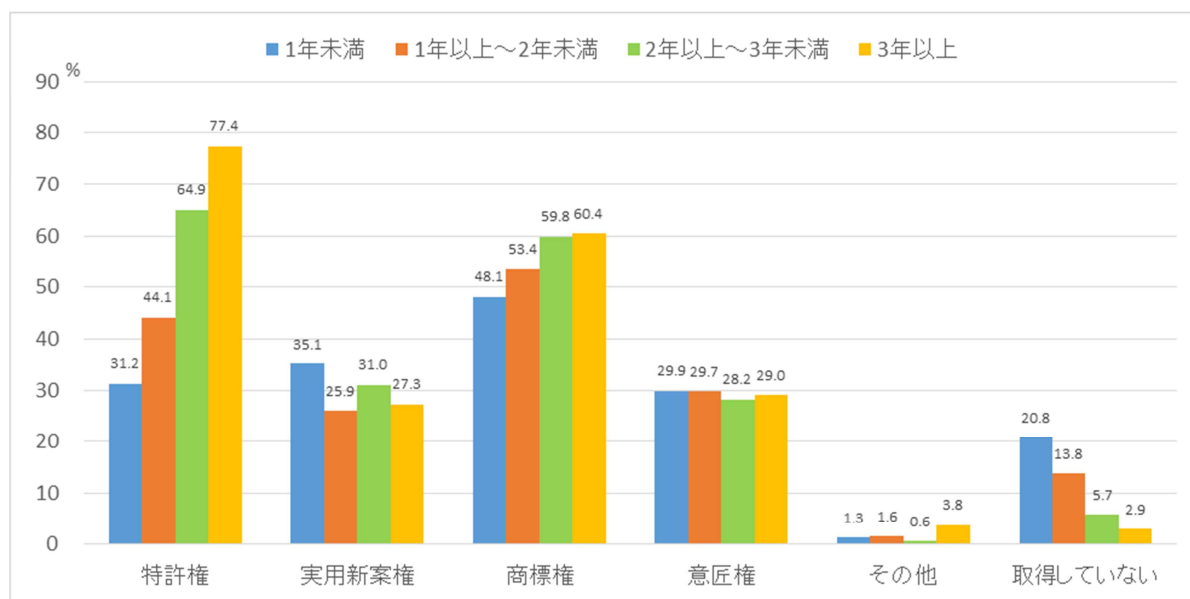
アンケート調査によると、中規模企業及び小規模事業者において、特許権を取得した企業のヒット商品開発に要した期間は、「3年以上」と回答した割合がもっと高く、期間が短くなるにつれて同割合が下がる。商標権を取得した企業においても、同様の傾向はあるがその差は減少している。意匠権や実用新案権では期間の差はほとんどない。

中小企業白書 2009 の調査は、前述のアンケート調査と同様に、特許権を取得した企業のヒット商品開発に要した期間は、「3年以上」と回答した割合がもっと高く、期間が短くなるにつれて同割合が下がる。商標権を取得した企業においても、同様の傾向はあるがその差は減少している。意匠権や実用新案権では期間の差はほとんどない。

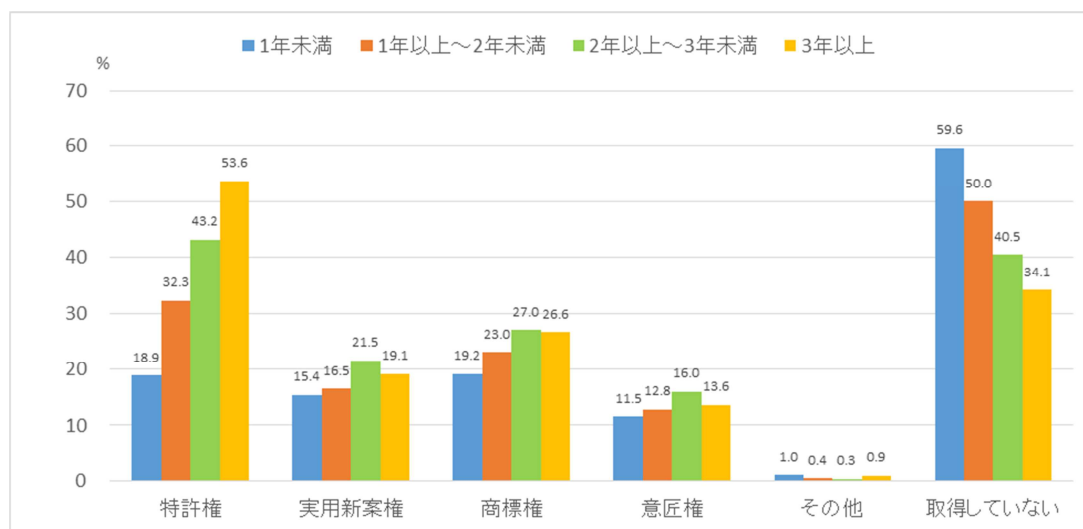
図表 156 ヒット商品における知的財産権の取得の有無とヒット商品開発に要した期間（中規模企業） [MA]



図表 157 ヒット商品における知的財産権の取得の有無とヒット商品開発に要した期間（小規模事業者）[MA]



図表 158 ヒット商品における知的財産権の取得の有無とヒット商品開発に要した期間⁶⁰



（３）知的財産権の取得による具体的な効果

①知的財産権の取得による資金調達への効果

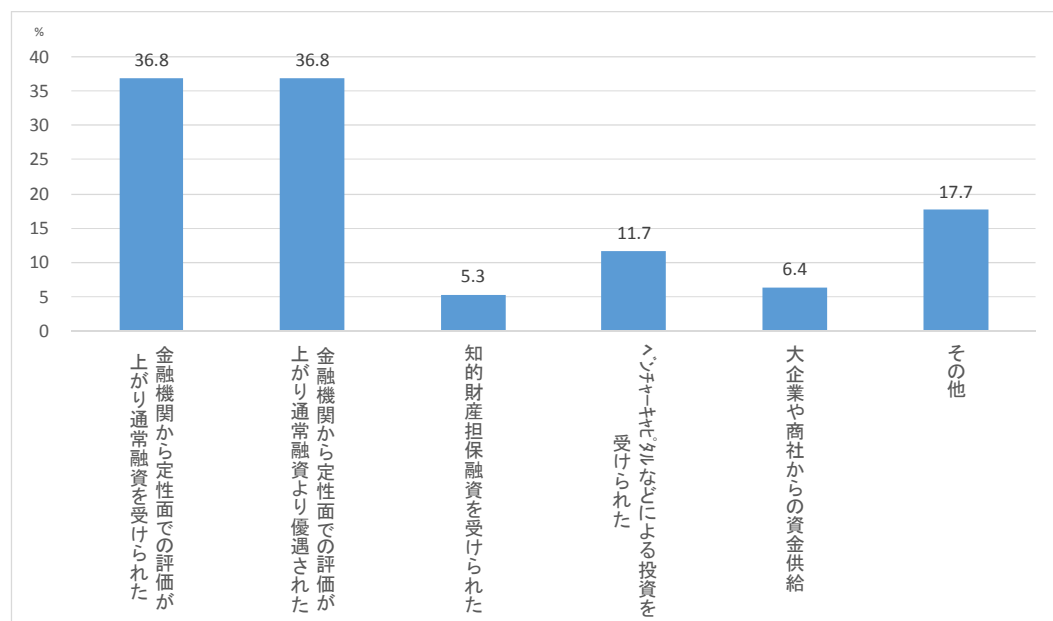
アンケート調査によると、知的財産権の取得による資金調達への効果としては、「金融機関から定性面での評価が上がり通常融資より優遇された」、「金融機関から定性面での評価が上がり通常融資を受けられた」が共に 36.8%と高い。

企業規模別では、中規模企業では「金融機関から定性面での評価が上がり通常融資より優

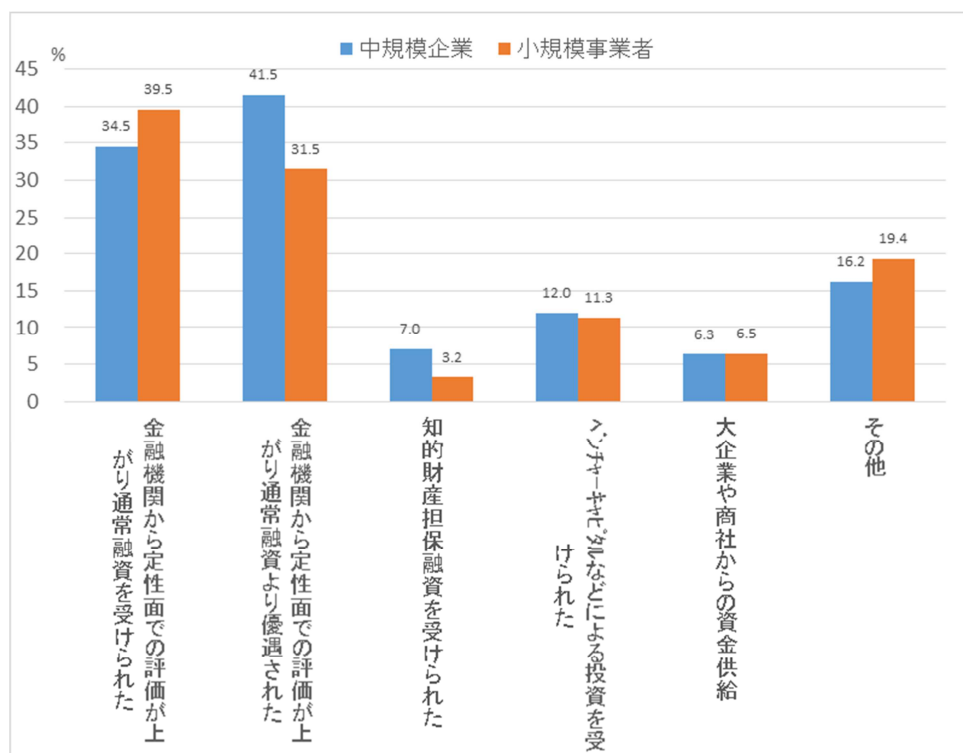
⁶⁰中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P119 より抜粋

遇された」と回答した割合がもっと高く、小規模事業者では、「金融機関から定性面での評価が上がり通常融資を受けられた」の割合が高い。

図表 159 知的財産権の取得による資金調達への効果（全体）[MA]



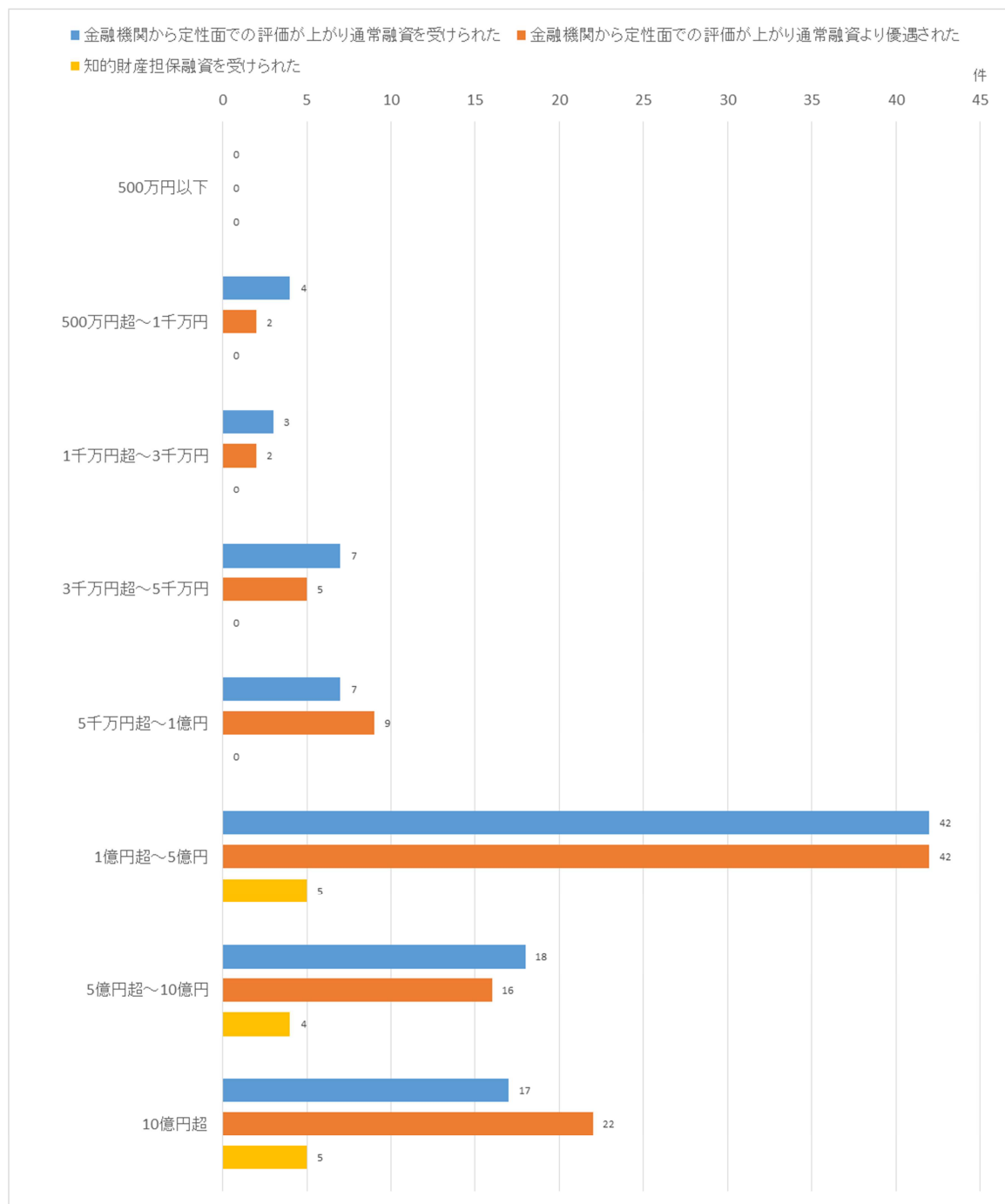
図表 160 知的財産権の取得による資金調達への効果（規模別）[MA]



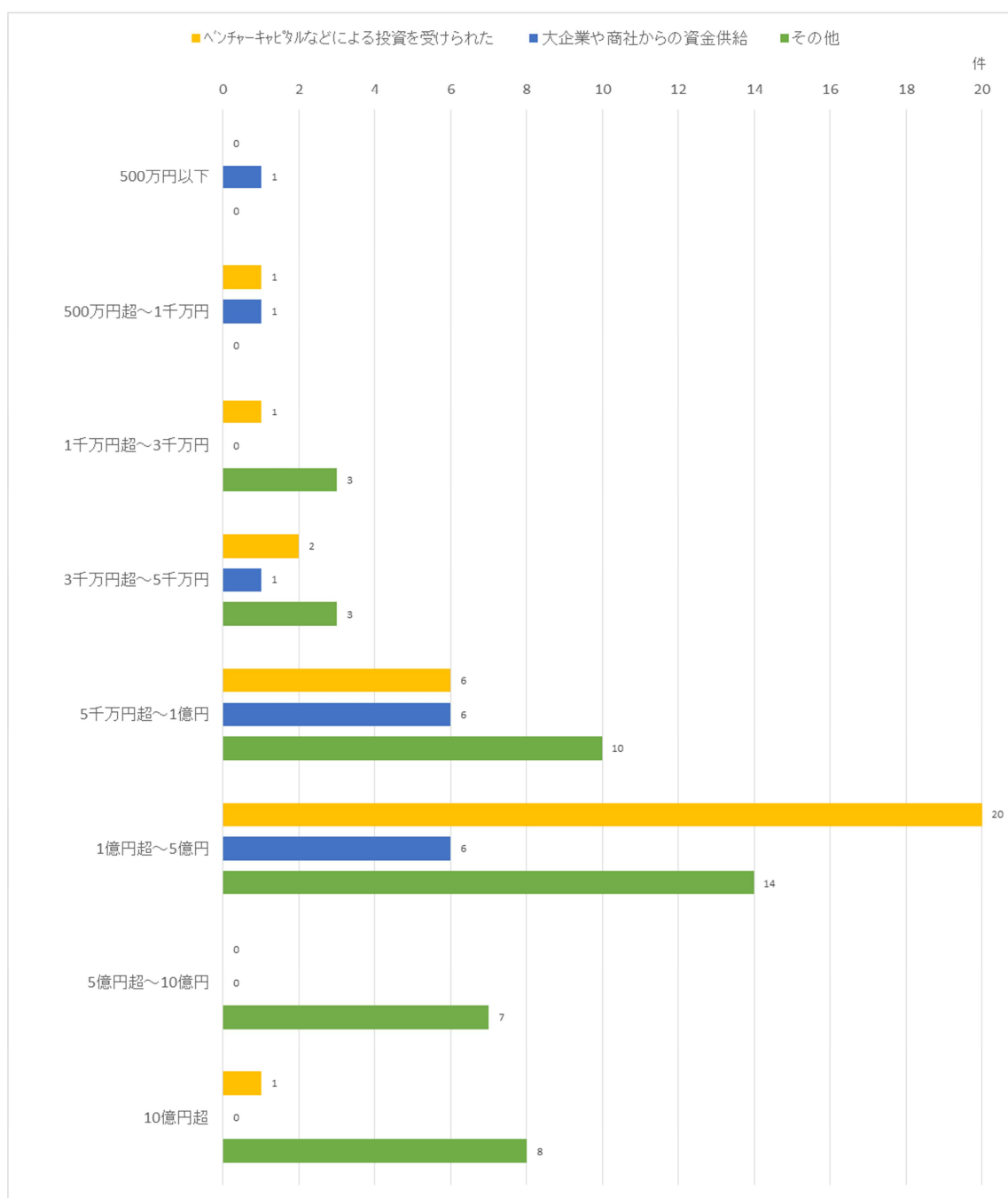
売上高別の比較では、「金融機関から定性面での評価が上がり通常融資を受けられた」、「金融機関から定性面での評価が上がり通常融資より優遇された」と回答した企業は、1 億円超～5 億円の層以上で多くなっている。また、「知的財産担保融資を受けられた」と回答した企

業も同じ層である。「ベンチャーキャピタルなどによる投資を受けられた」と回答した企業は、5千万円超～1億円と1億円超～5億円超の層以上で増えている。

図表 161 知的財産権の取得による資金調達への効果（売上高別件数①）

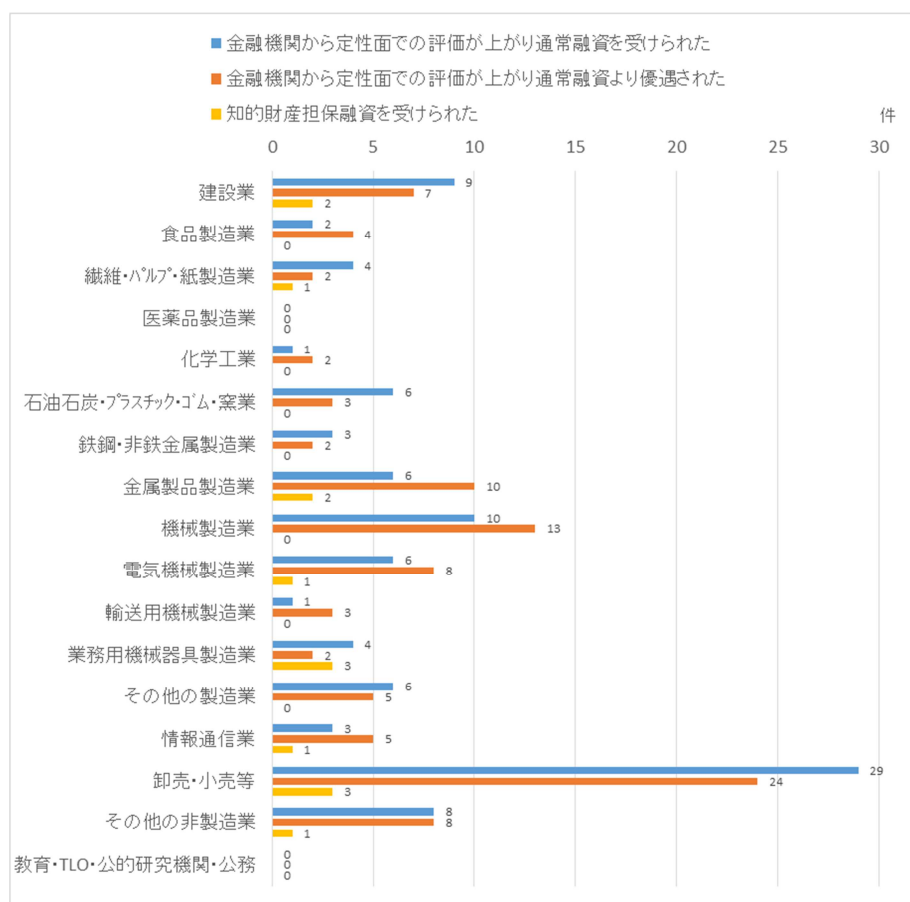


図表 162 知的財産権の取得による資金調達への効果（売上高別件数②）

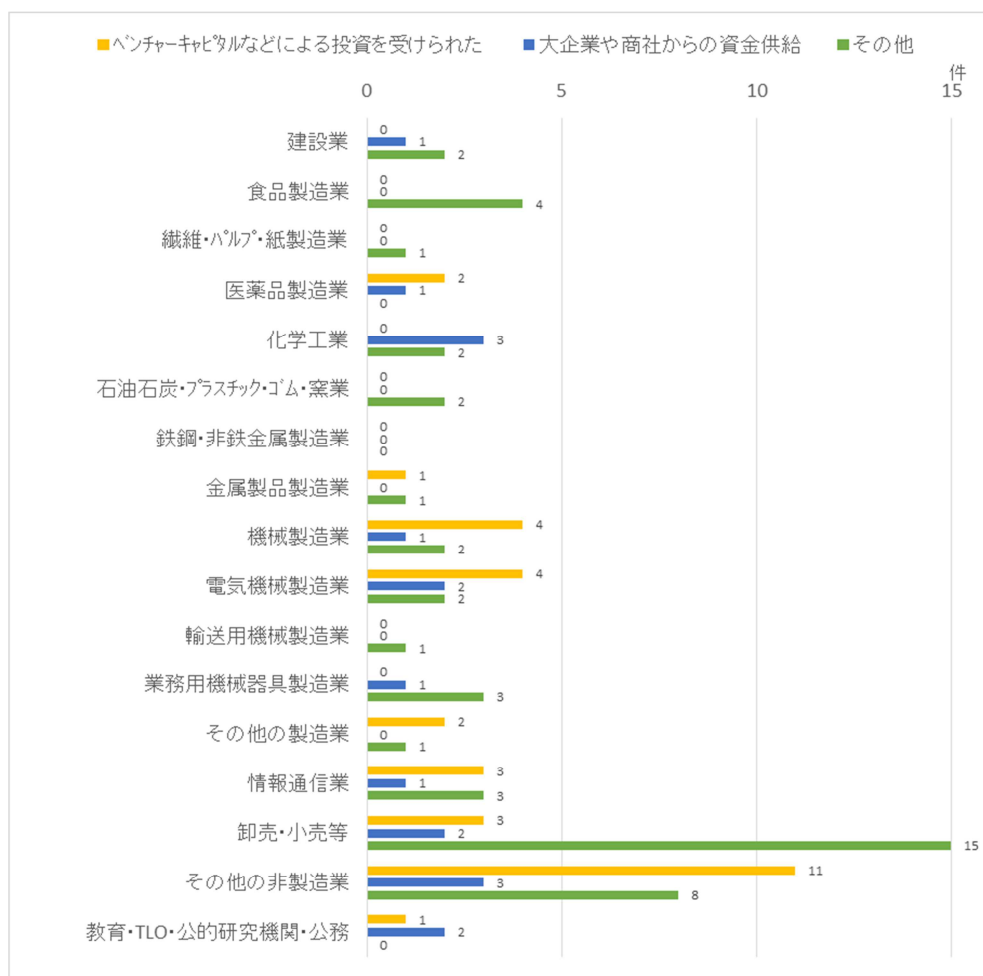


業種別では、「金融機関から定性面での評価が上がり通常融資より優遇された」、「金融機関から定性面での評価が上がり通常融資を受けられた」と回答した企業は、「卸売・小売業」が最も多く、次いで、「機械製造業」、「金属製品製造業」、「建設業」が多い。また、「業務用機械器具製造業」、「電気機械製造業」、「金属製品製造業」では、「知的財産担保融資を受けられた」と回答した企業がある。「ベンチャーキャピタルなどによる投資を受けられた」と回答した企業は、「機械製造業」、「電気機械製造業」で多い。

図表 163 知的財産権の取得による資金調達への効果（業種別件数①）

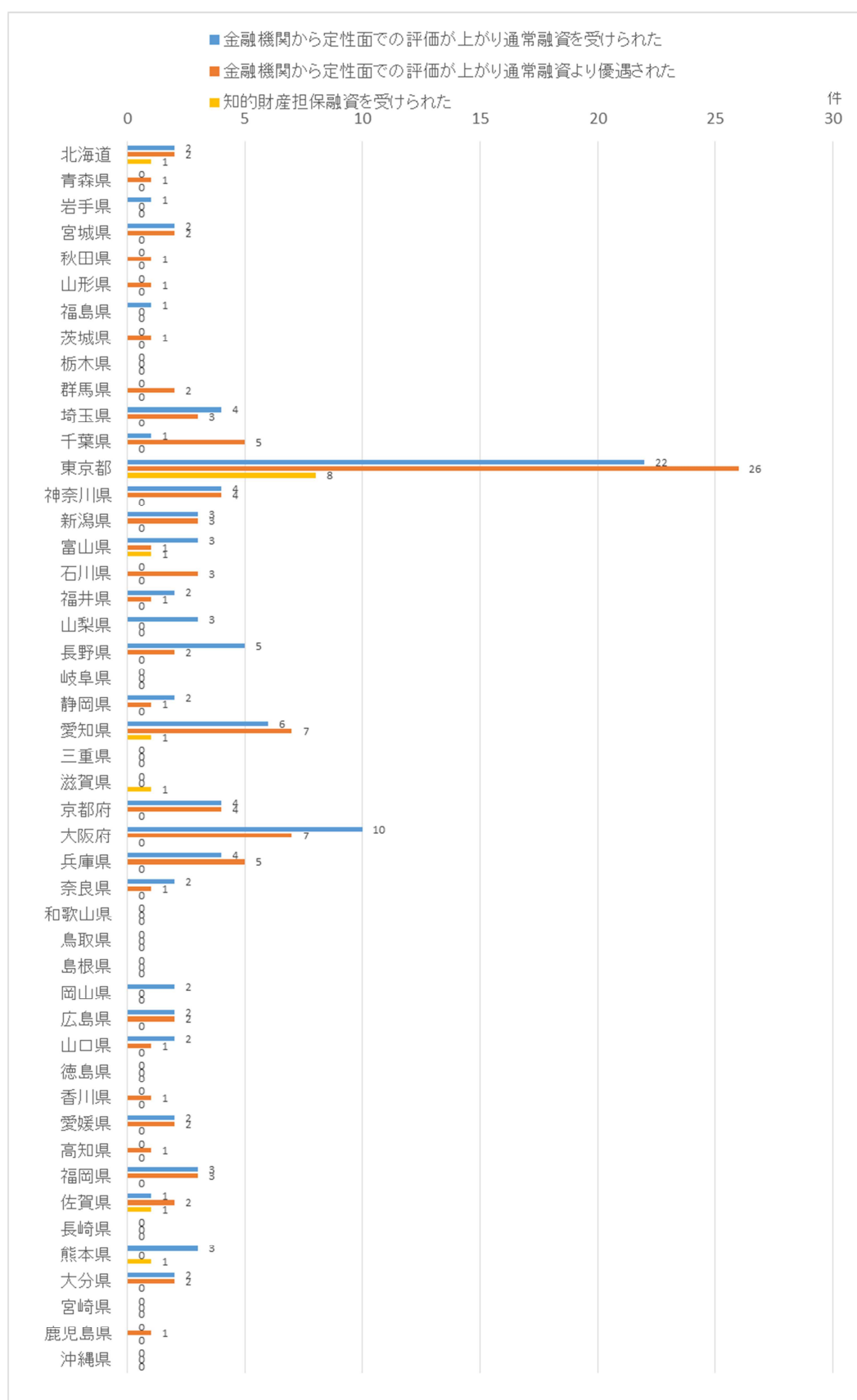


図表 164 知的財産権の取得による資金調達への効果（業種別件数②）

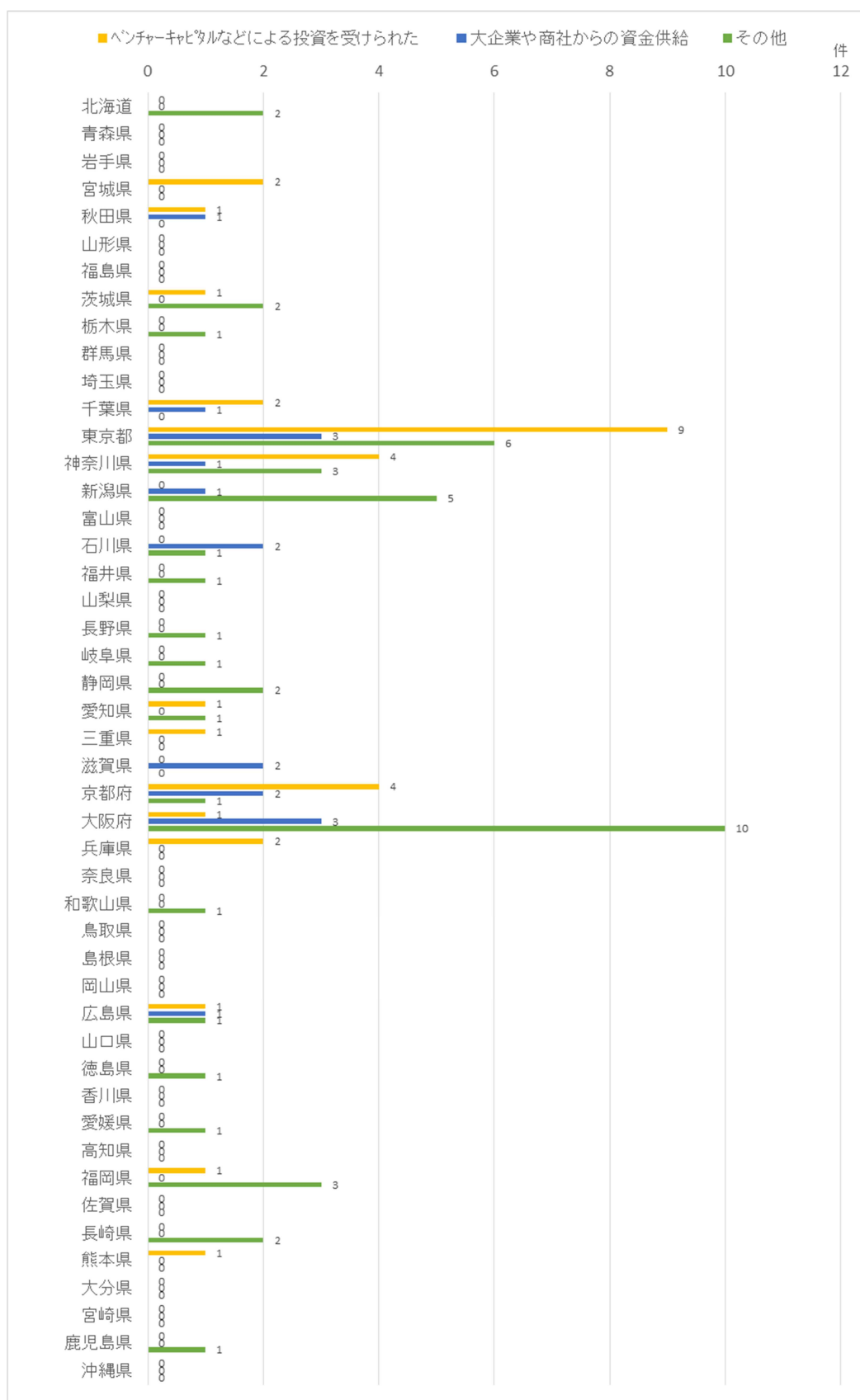


都道府県別では、「金融機関から定性面での評価が上がり通常融資より優遇された」、「金融機関から定性面での評価が上がり通常融資を受けられた」と回答した企業は、東京都に続き、大阪、愛知、兵庫、神奈川、京都が多く、逆に、栃木、岐阜、三重、和歌山、鳥取、島根、徳島、宮崎、沖縄では回答が無かった。東京、北海道、富山、愛知、滋賀、佐賀、熊本では、「知的財産担保融資を受けられた」と回答した企業がある。ベンチャーキャピタルなどによる投資を受けられた」と回答した企業は、東京、神奈川、京都で多い。

図表 165 知的財産権の取得による資金調達への効果（都道府県別件数①）



図表 166 知的財産権の取得による資金調達への効果（都道府県別②）

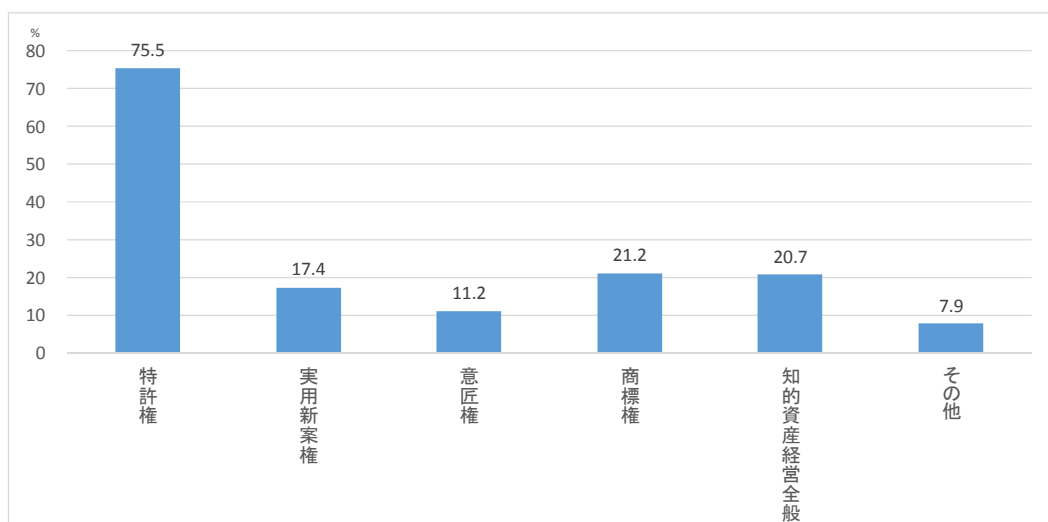


② 資金調達の評価対象となった知的財産

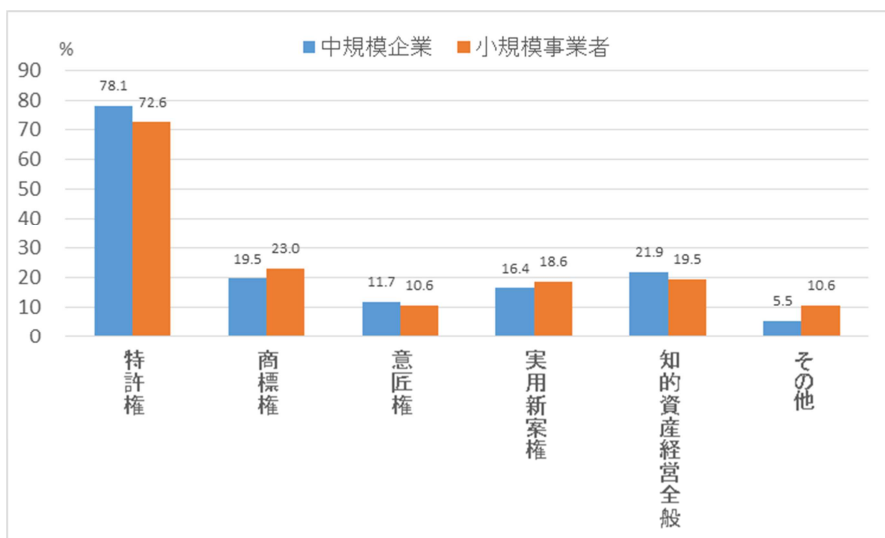
アンケート調査によると、資金調達の評価対象となった知的財産は、「特許権」が 75.5% と他の権利と比べもっとも高い結果となった。

企業規模別にみると、中規模企業と小規模事業者で、「特許権」と回答した割合がもっと高く、小規模事業者では、「商標権」と回答した割合が高い。

図表 167 資金調達の評価対象となった知的財産（全体）[MA]

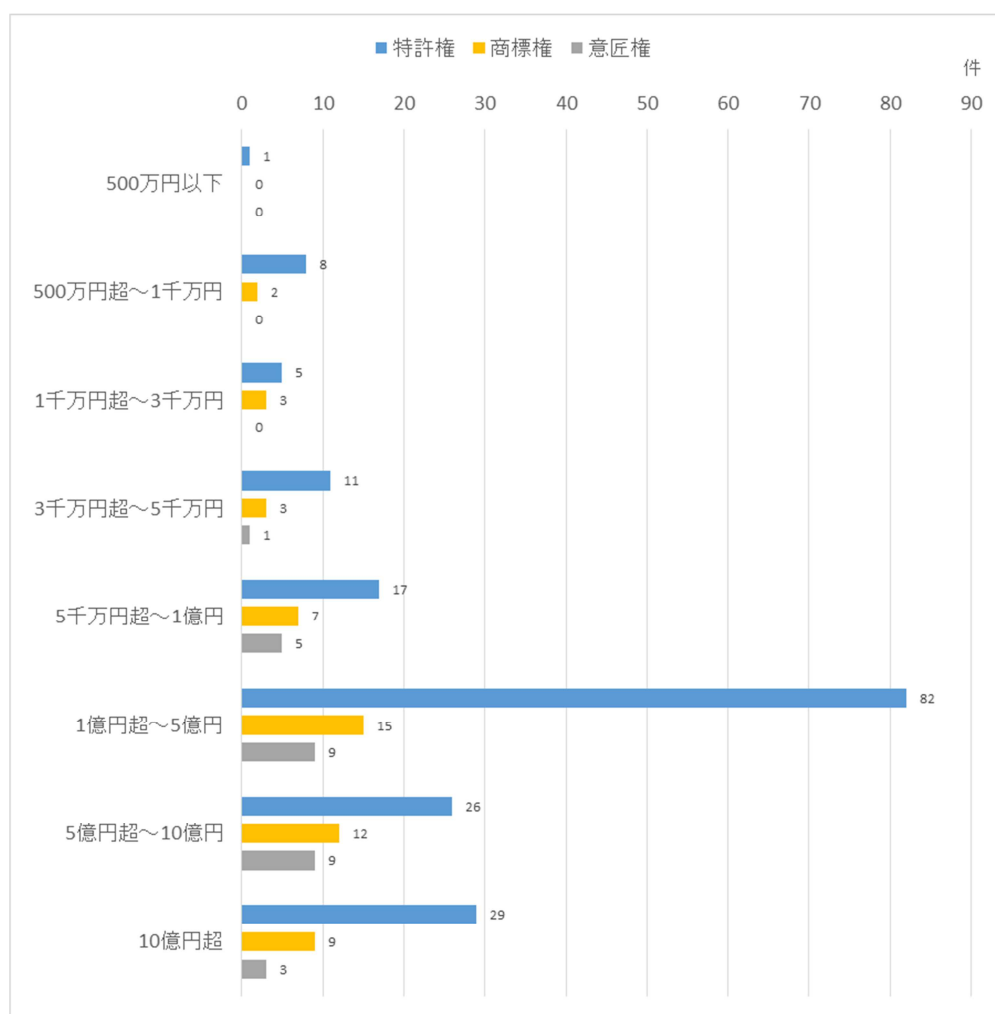


図表 168 資金調達の評価対象となった知的財産（規模別）[MA]

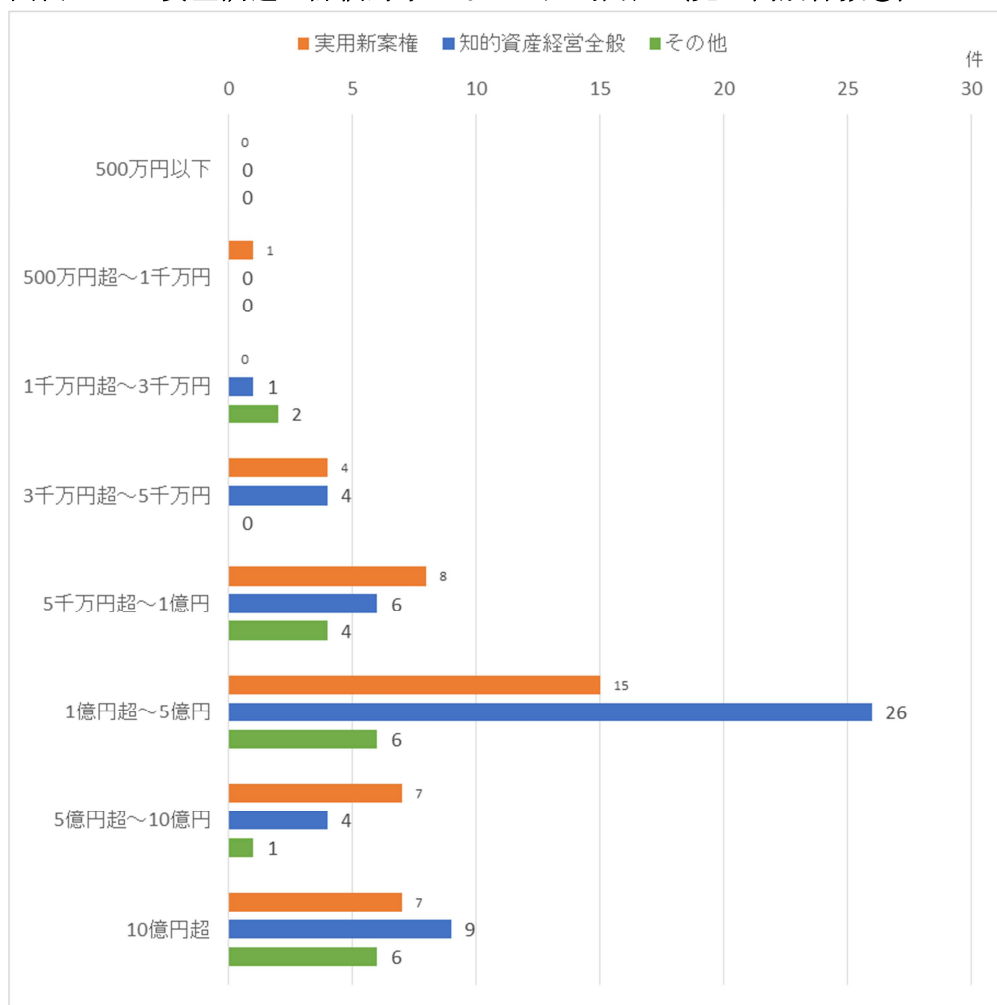


売上高別の比較では、資金調達の評価対象となった知的財産の何れでも、1 億円超～5 億円の層以上の層で該当する社数が多くなっている。

図表 169 資金調達の評価対象となった知的財産（売上高別件数①）

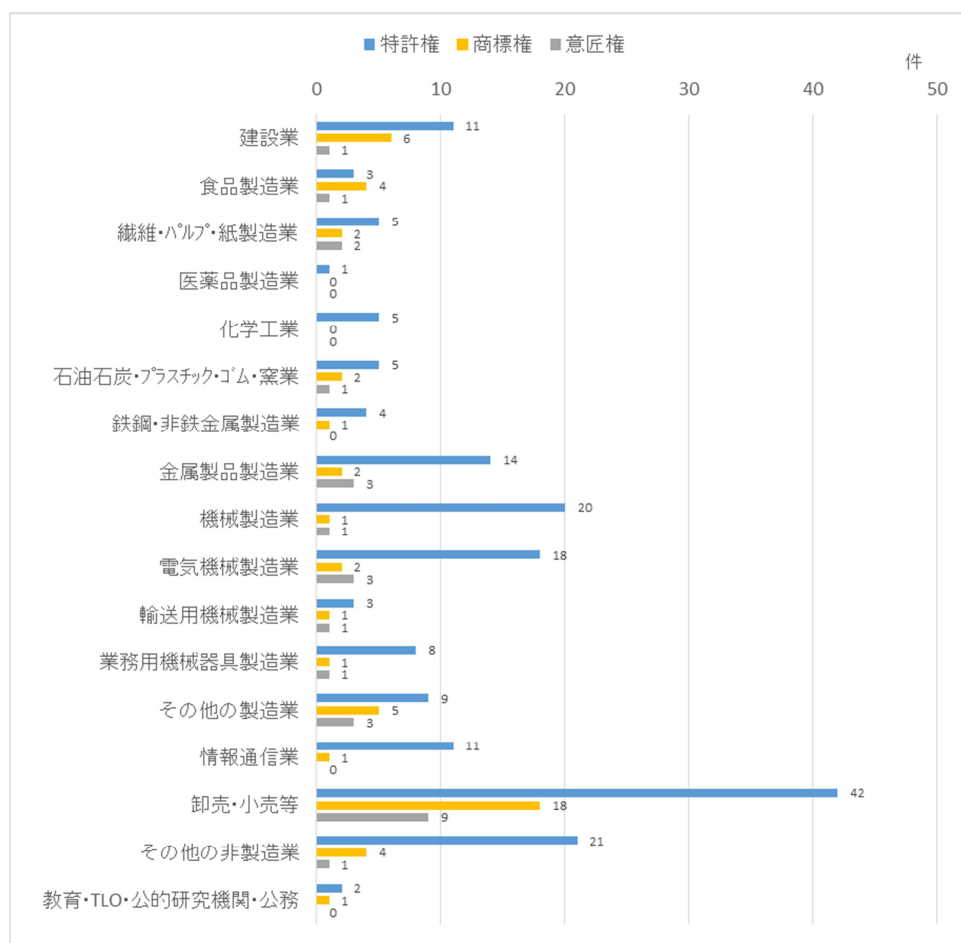


図表 170 資金調達の評価対象となった知的財産（売上高別件数②）

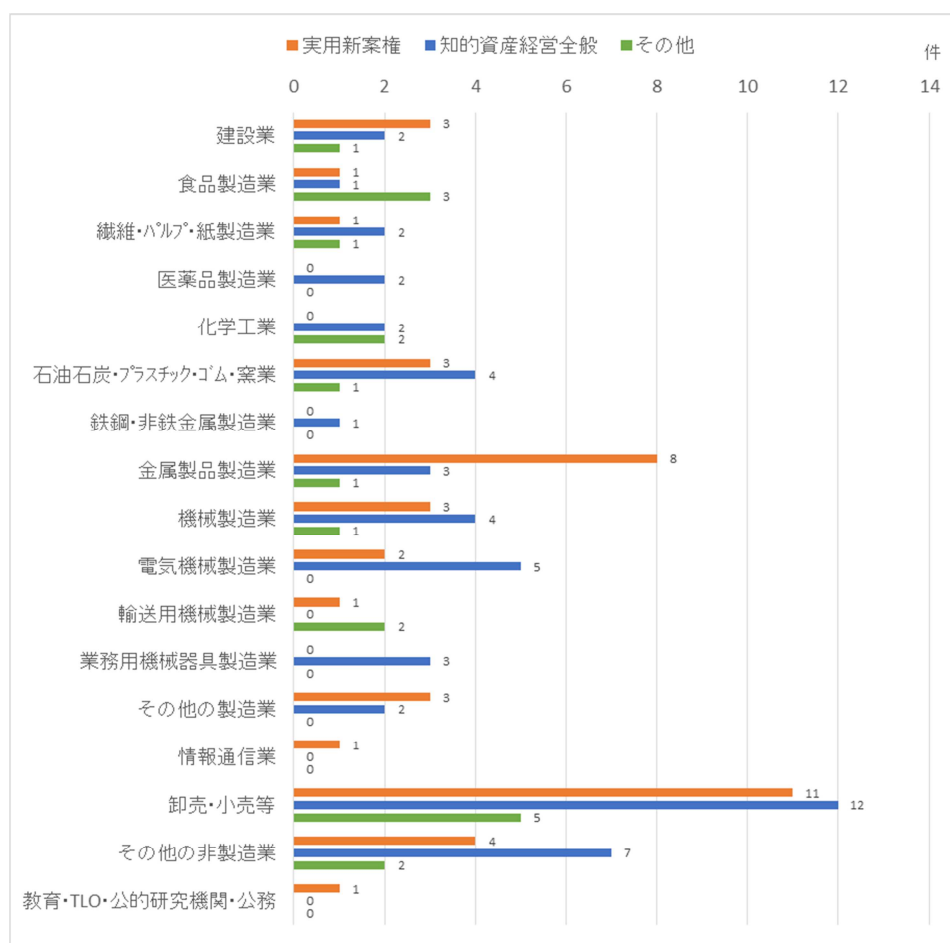


業種別では、「特許権」と回答した企業は、「卸売・小売等」、「機械製造業」、「電気機械製造業」、「金属製品製造業」が多い。また、「商標権」と回答した企業は、「卸売・小売等」、「建設業」、「その他の製造業」、「食品製造業」、「その他の非製造業」の順が多い。

図表 171 資金調達の評価対象となった知的財産（業種別件数①）

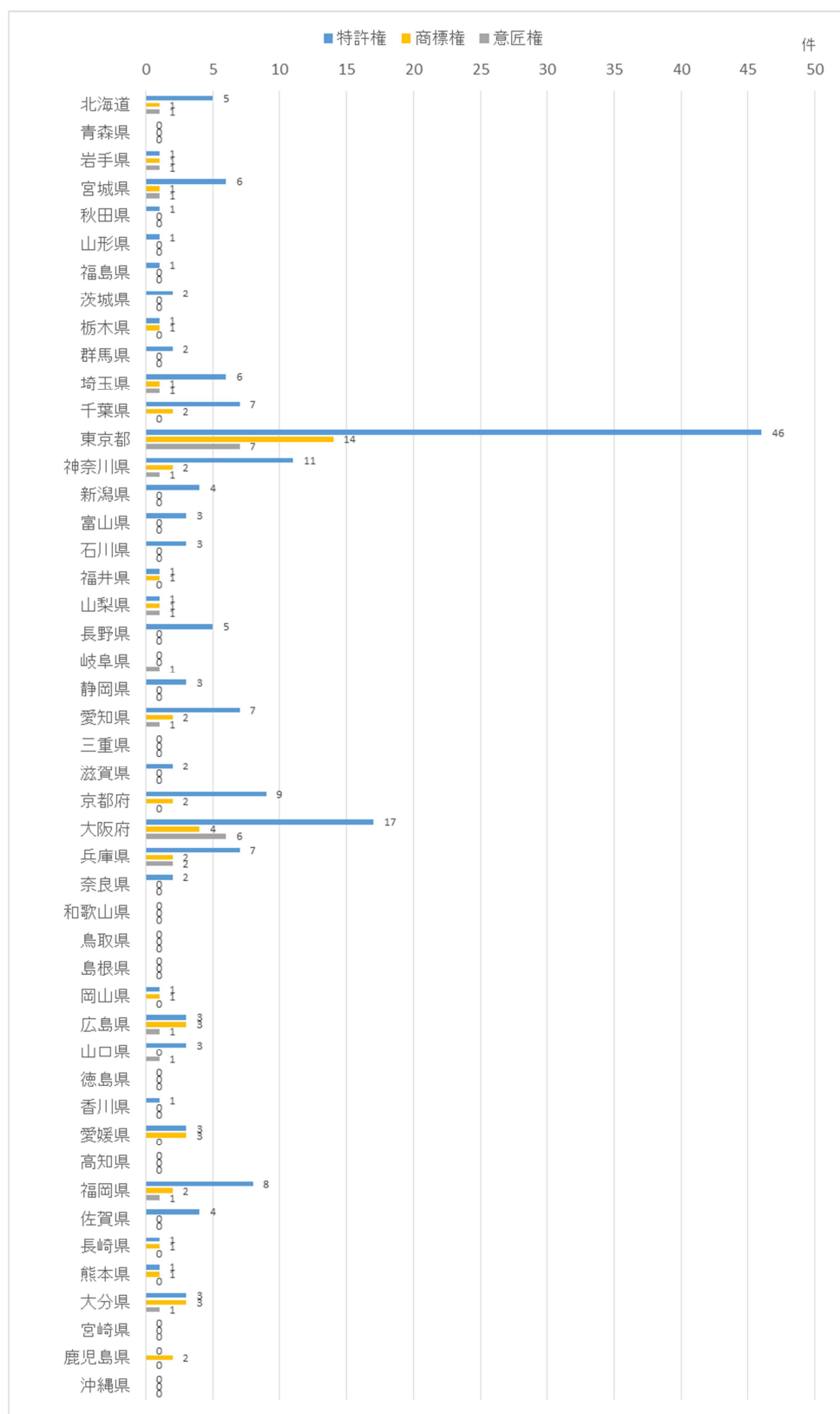


図表 172 資金調達の評価対象となった知的財産（業種別件数②）

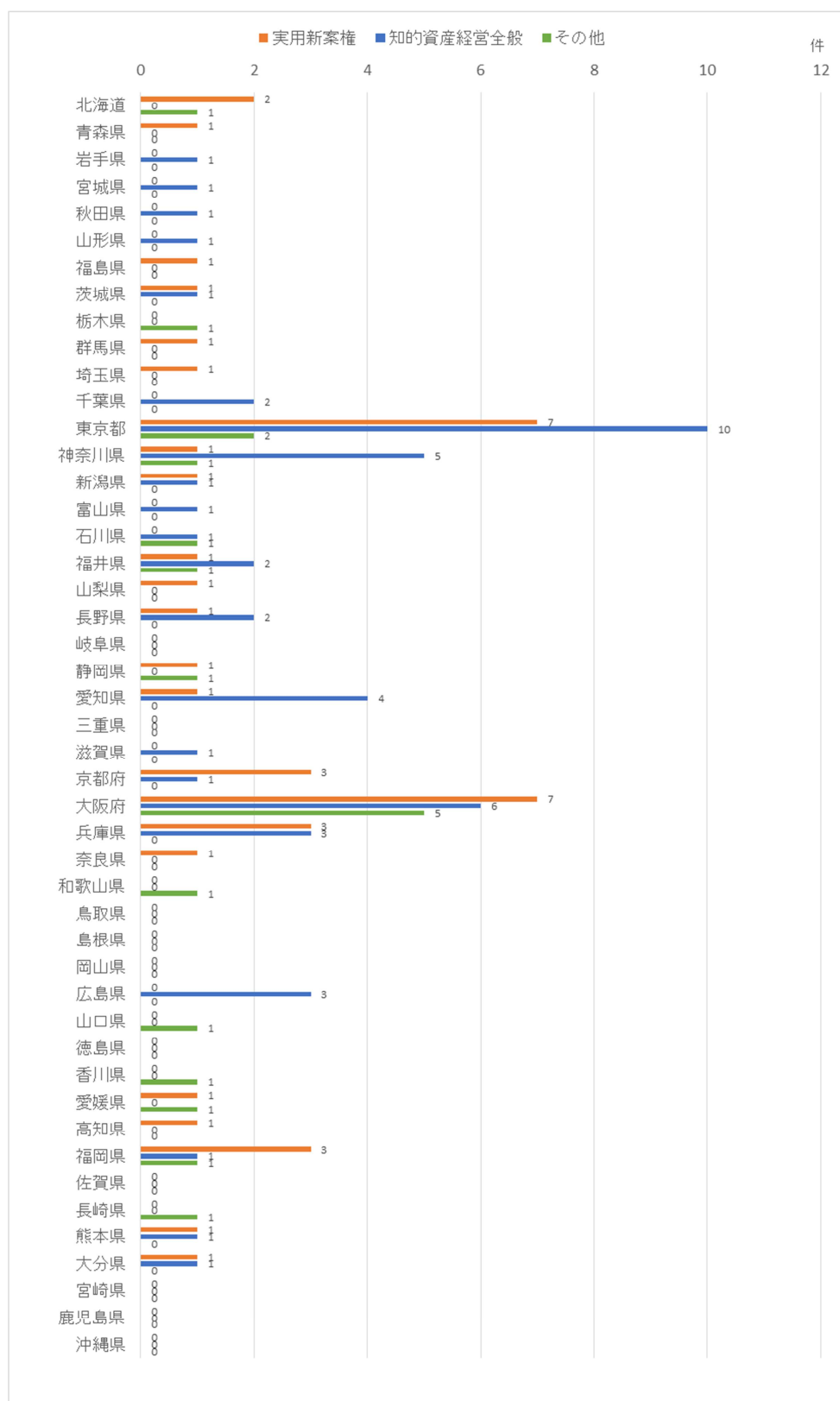


都道府県別では、「特許権」と回答した企業は、東京都に続き、大阪、神奈川、京都、福岡が多い。「商標権」と回答した企業は、東京都に続き、大阪、広島、愛媛、大分が多い。

図表 173 資金調達の評価対象となった知的財産（都道府県別件数①）



図表 174 資金調達の評価対象となった知的財産（都道府県別件数②）



4. 活用

(1) 技術導入について

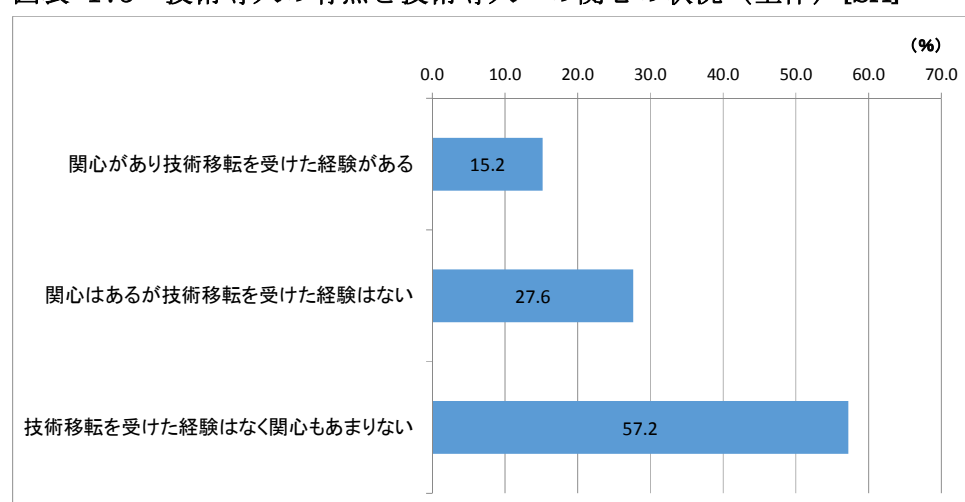
①技術導入の有無と技術導入への関心の状況

アンケート調査によると、技術導入の経験のある割合は、15.2%であり、経験はないが、関心はある割合が 27.6%となっている。経験・関心共にない企業は 57.2%にのぼる。

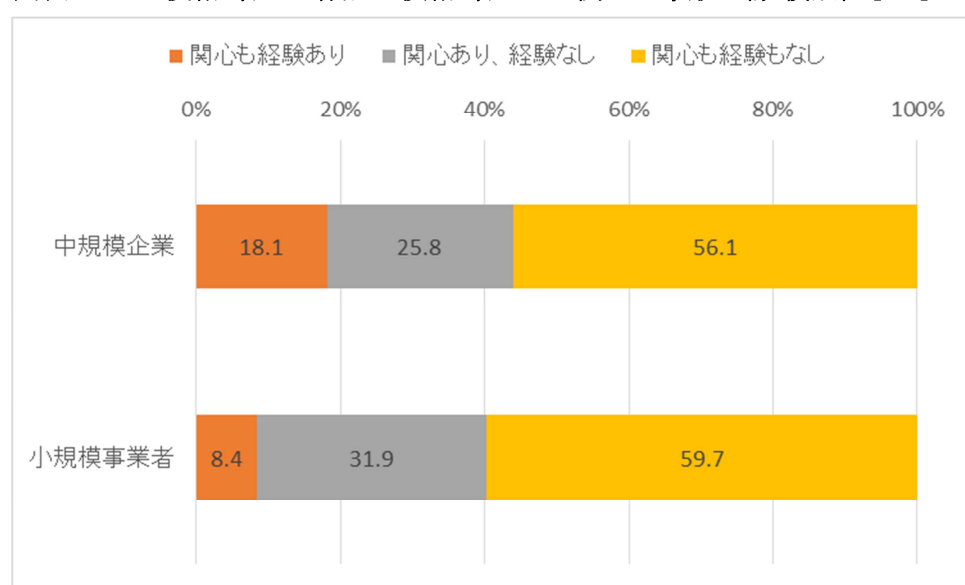
企業規模別で見ると、中規模企業が 18.1%と小規模事業者の 8.4%より高い。一方で、小規模事業者の技術導入への関心は、小規模事業者が 31.9%と中規模企業の 25.8%より高い。

中小企業白書 2009 の調査によると、大企業の技術導入の経験のある割合 54.0%に対して、中小企業の同割合は 12.1%と大幅に少ない。一方で、中小企業の技術導入への関心ありの割合は 53.1%で、大企業の 64.6%と大きな差はない。

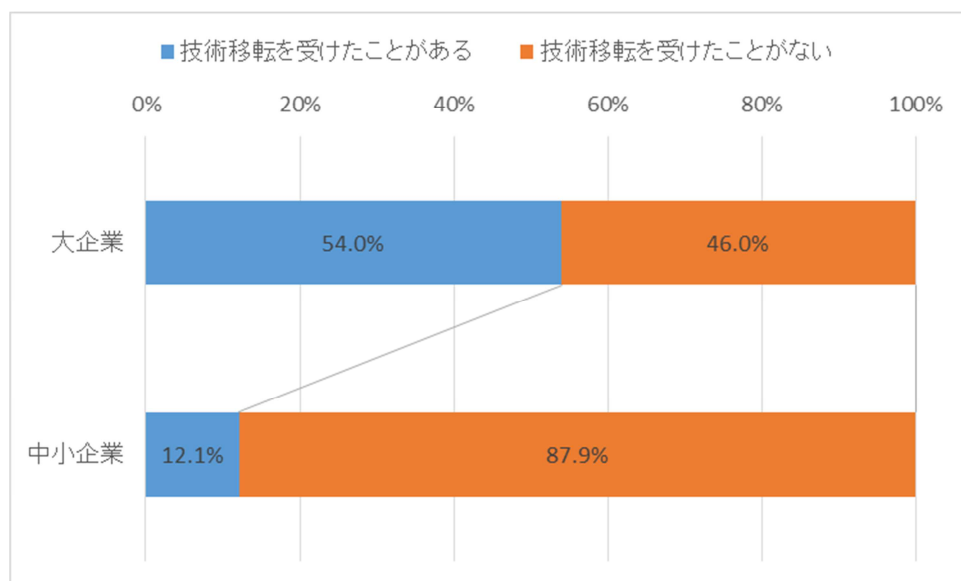
図表 175 技術導入の有無と技術導入への関心の状況（全体）[SA]



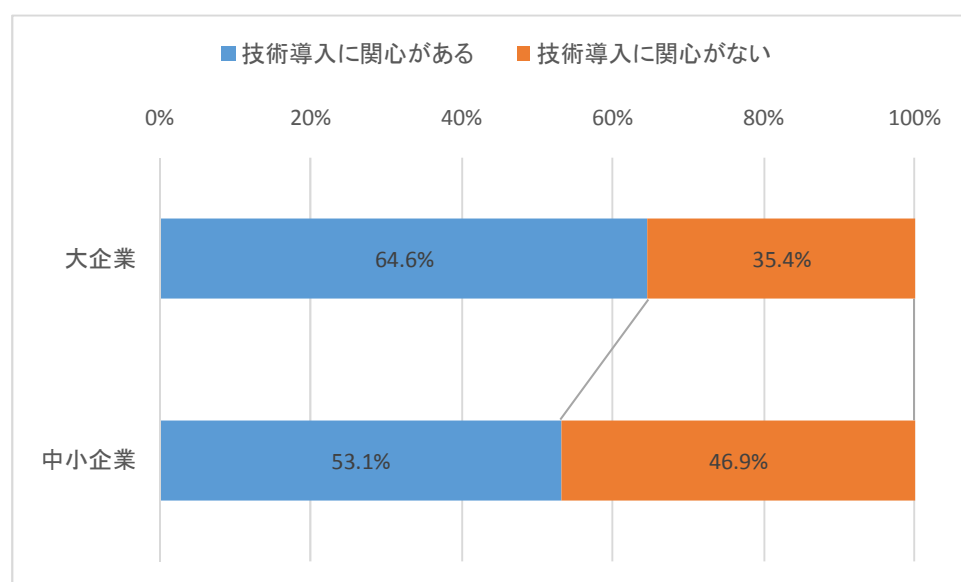
図表 176 技術導入の有無と技術導入への関心の状況（規模別）[SA]



図表 177 技術導入の有無⁶¹



図表 178 技術導入への関心の状況⁶²

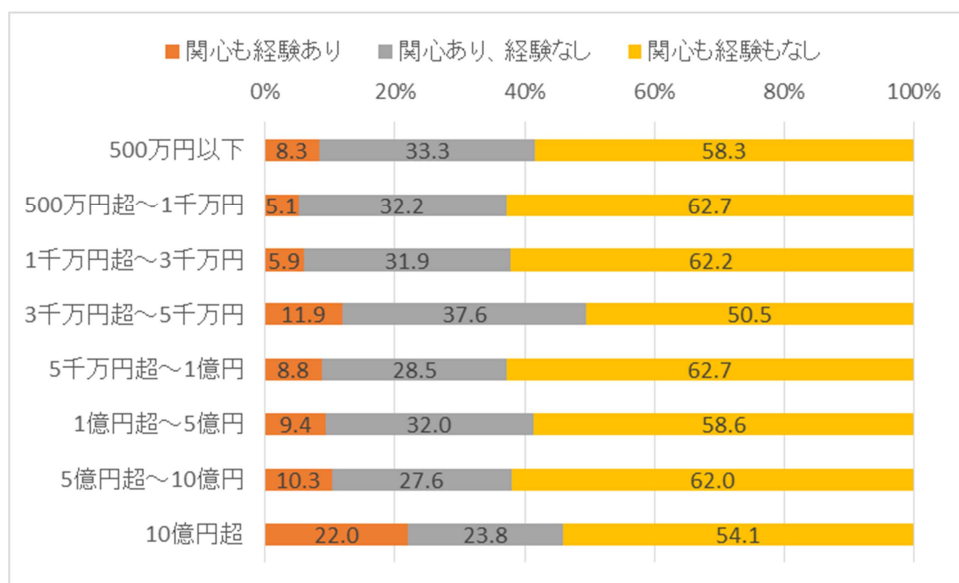


売上高別の比較では、技術導入の経験のある割合は、10 億円超の層が 22%と最も高い。一方で、技術導入への関心は、3 千万円超～5 千万円の層が 37.6%と最も高い。

⁶¹中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P110 より抜粋

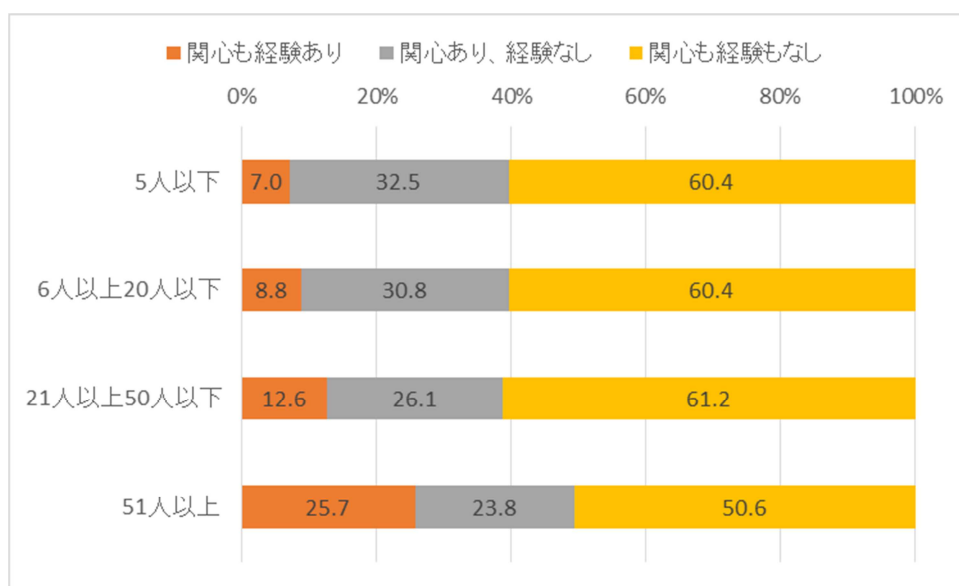
⁶²中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P110 より抜粋

図表 179 技術導入の有無と技術導入への関心の状況（売上高規模別）[SA]



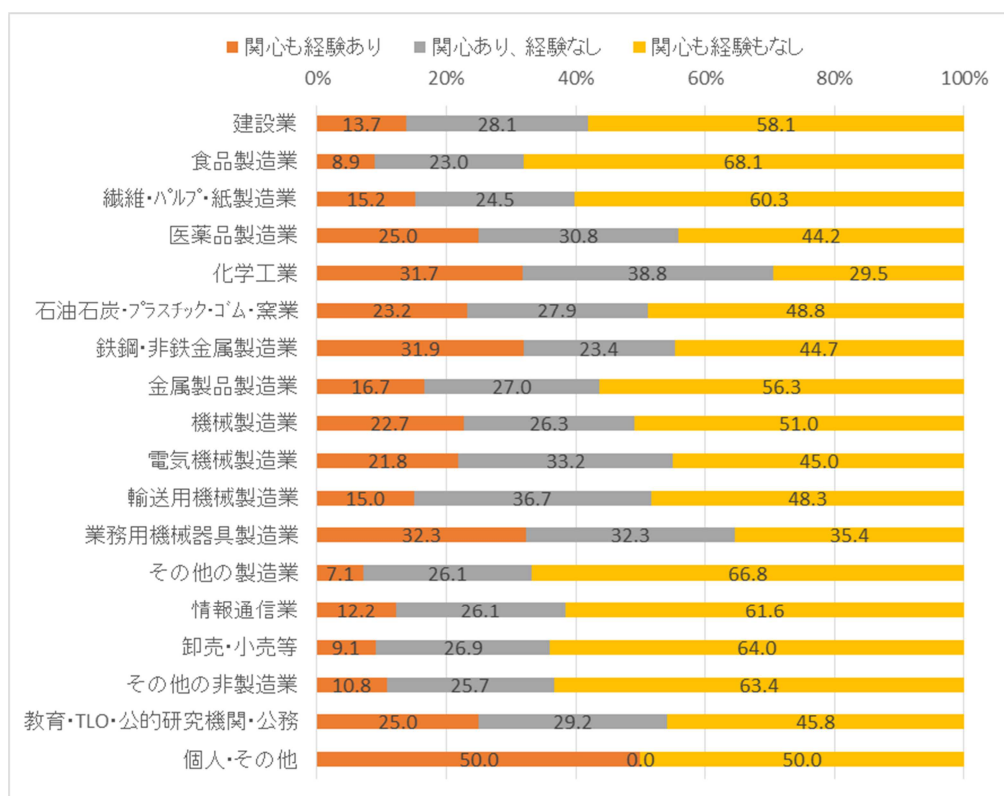
従業員数規模では、技術導入の経験のある割合は、51人以上の層が最も高く、技術導入への関心は、5人以下の層が最も高い。

図表 180 技術導入の有無と技術導入への関心の状況（従業員数規模別）[SA]



業種別では、技術導入の経験のある割合は、「業務用機械器具製造業」、「鉄鋼・非鉄金属製造業」、「化学工業」で高い。また、技術導入への関心は、「化学工業」、「輸送用機械製造業」、「電気機械製造業」で高い。

図表 181 技術導入の有無と技術導入への関心の状況（業種別）[SA]



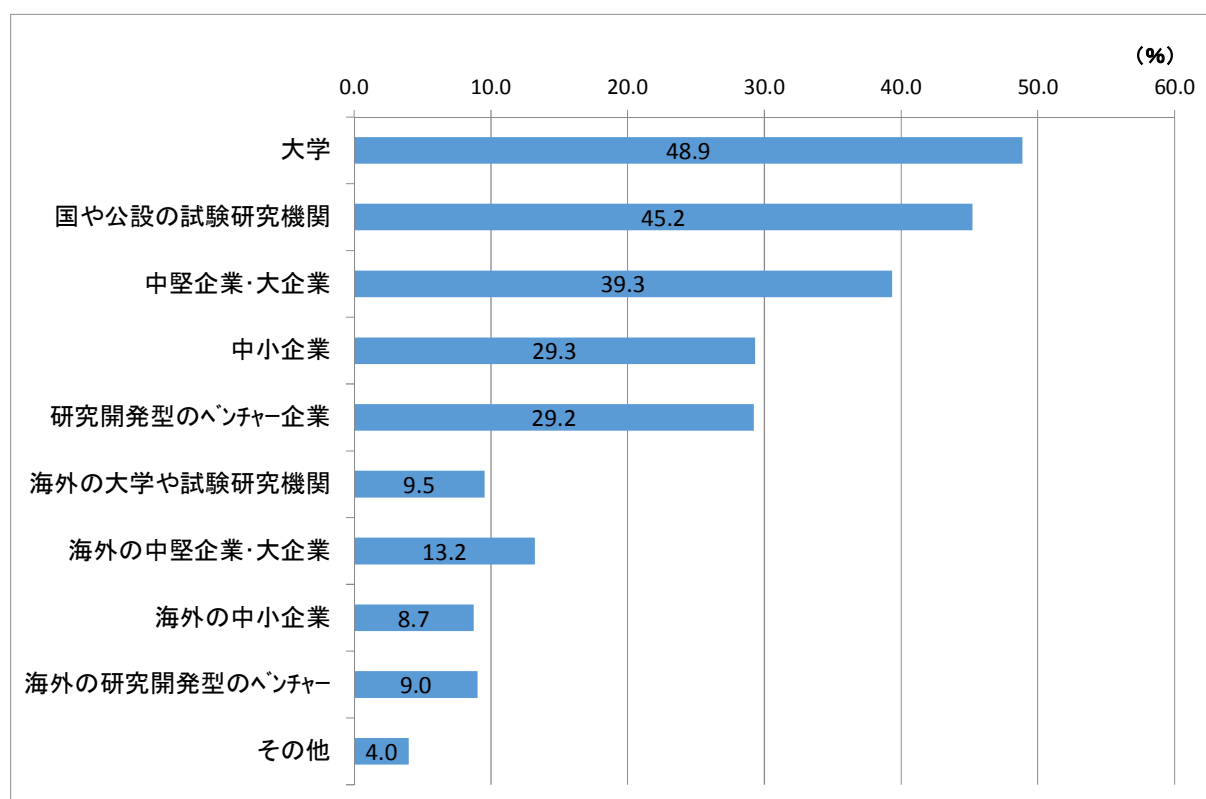
② 関心のある移転元

アンケート調査によると、関心のある移転元は、「大学」が 48.9%と最も多く、「国や公設の試験研究機関」が 45.2%、「中堅企業・大企業」が 39.3%と続く。

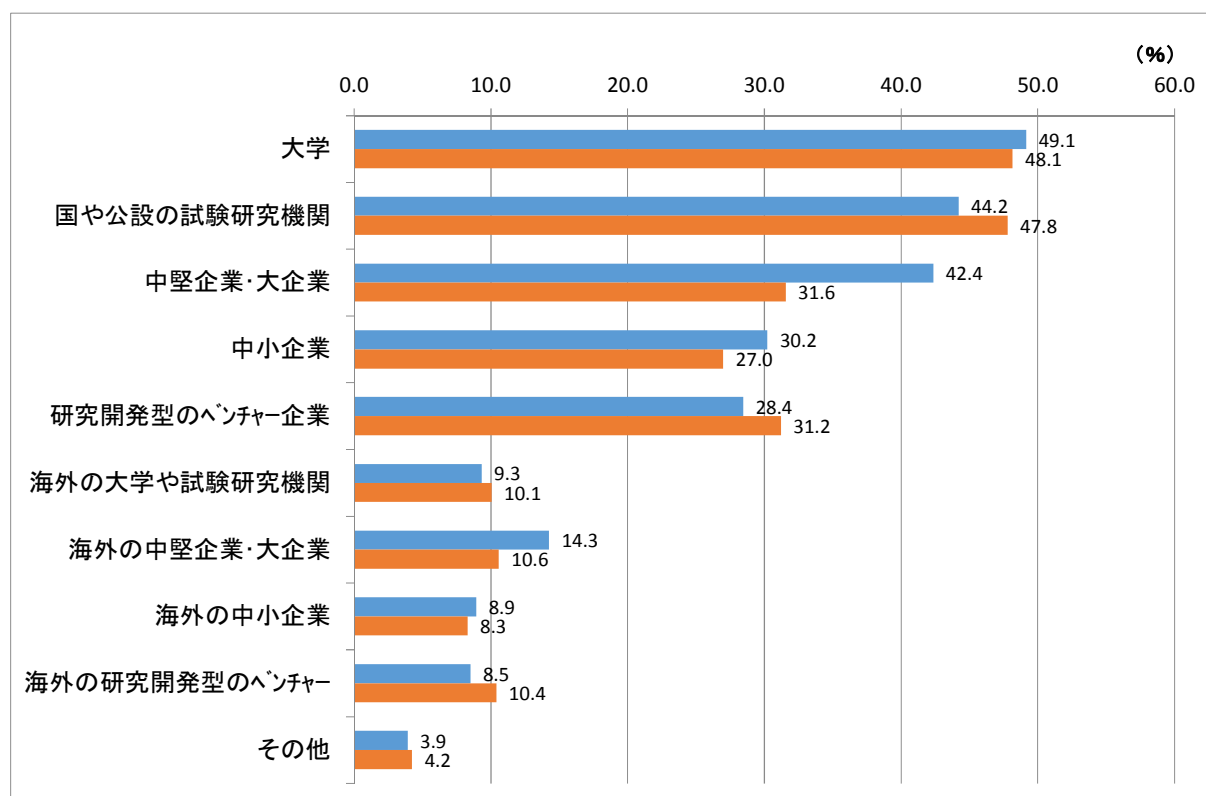
企業規模別で見ると、中規模企業と小規模事業者の双方で、「大学」が最も高く、次いで、「国や公設の試験研究機関」、「中堅企業・大企業」と続く。

中小企業白書 2009 の調査によると、中小企業の関心のある移転元の上位に、「大学」、「国や公設の研究機関」、「大手企業」が挙げられている。これに対して、前述のアンケートも全く同様の傾向を示している。

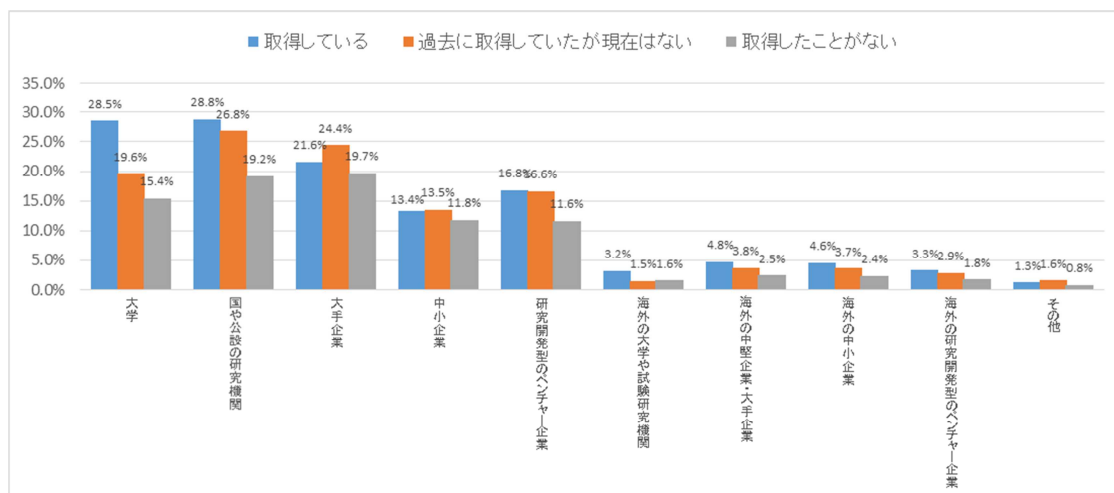
図表 182 関心のある移転元（全体）[MA]



図表 183 関心のある移転元（規模別）[MA]

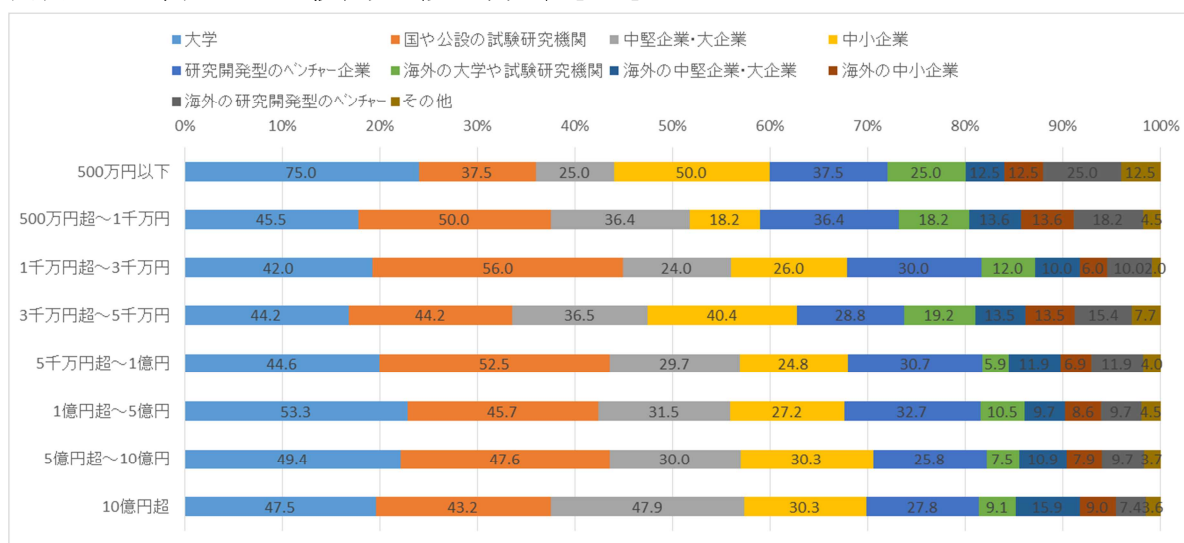


図表 184 関心のある技術移転元⁶³



売上高別の比較では、10 億円超の層で関心のある移転元は、「中堅企業・大企業」が「大学」を上回っている。また、1 千万円超～3 千万円の層で関心のある移転元は、「国や公設の試験研究機関」が高くなっている。

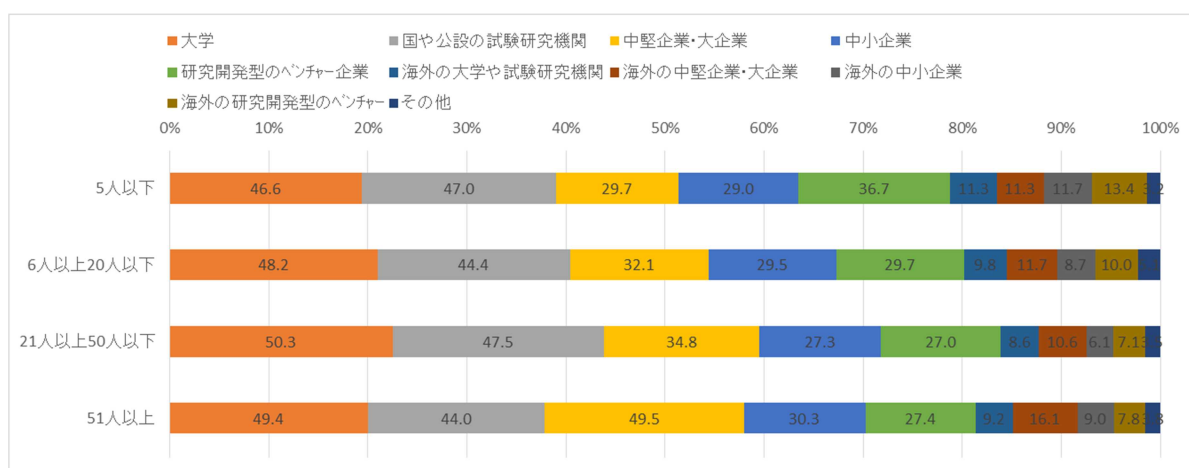
図表 185 関心のある移転元（売上高別）[MA]



従業員数規模では、同様に、51 人以上の層で関心のある移転元は、「中堅企業・大企業」が「大学」を上回っている。

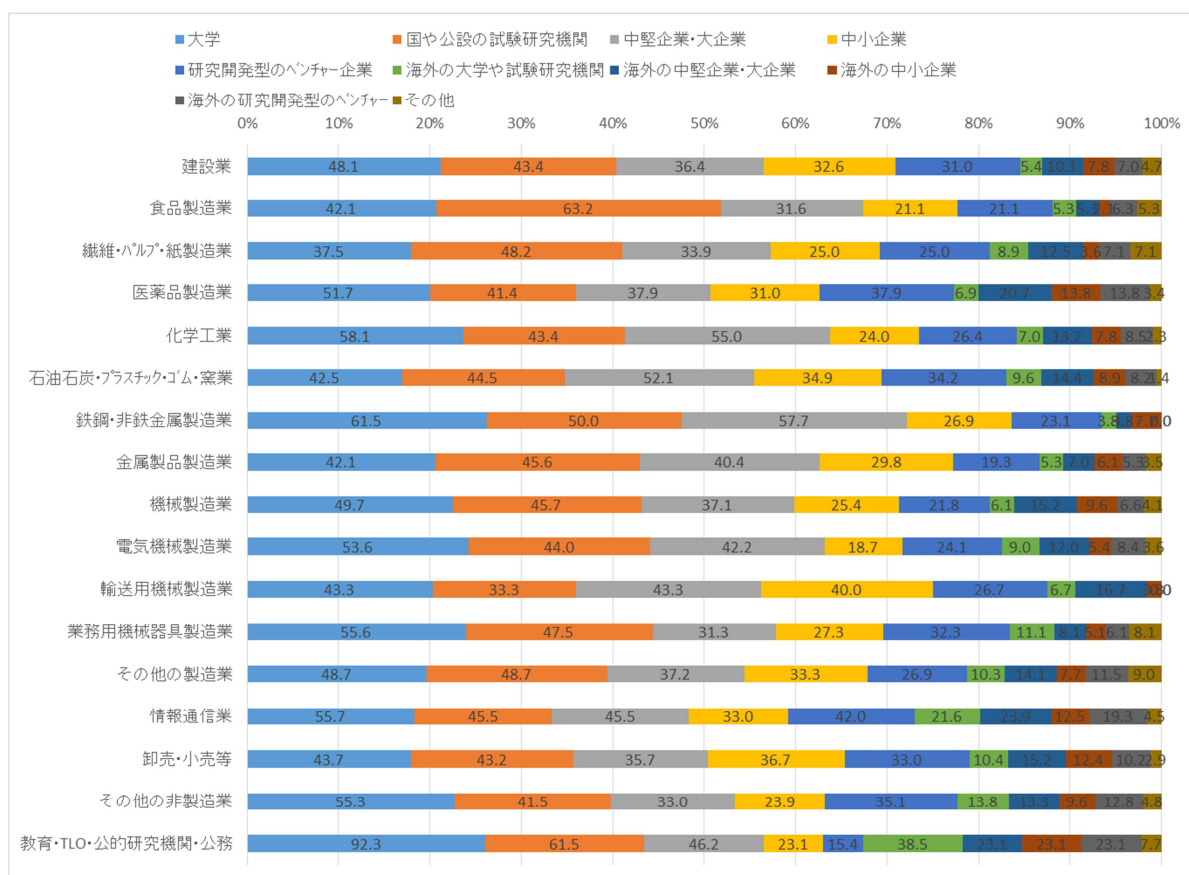
⁶³中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P111 より抜粋

図表 186 関心のある移転元（従業員数業種別）[MA]



業種別では、「鉄鋼・非鉄金属製造業」、「化学工業」で大学からの技術導入に関心が高く、「食品製造業」、「鉄鋼・非鉄金属製造業」で移転元として国や公設の試験研究機関に関心がある。

図表 187 関心のある移転元（業種別）[MA]

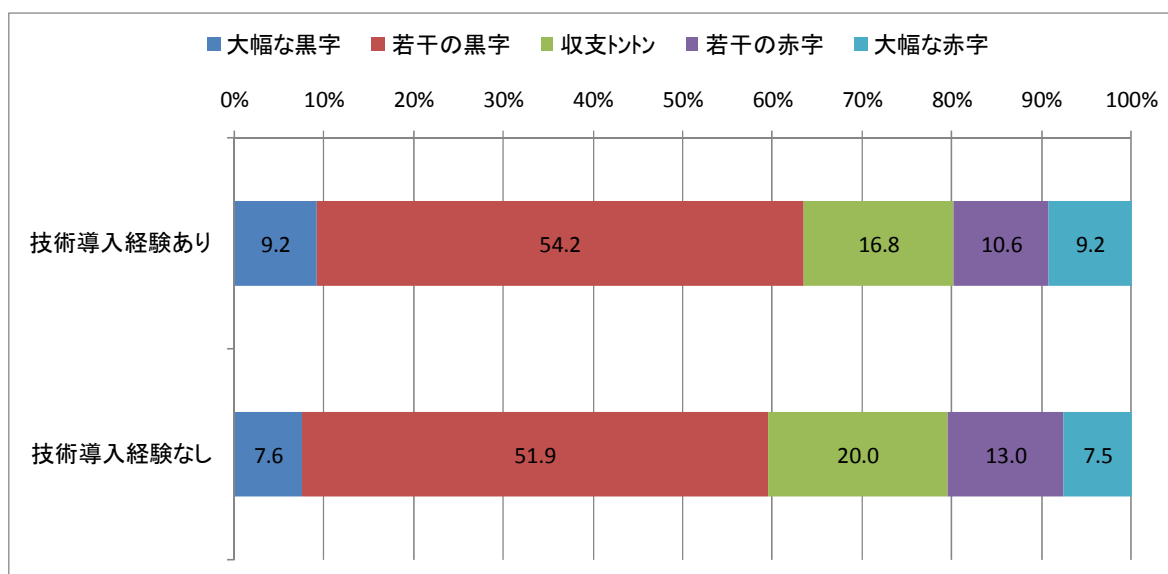


③技術導入の有無／技術導入への関心の有無と企業業績の関係

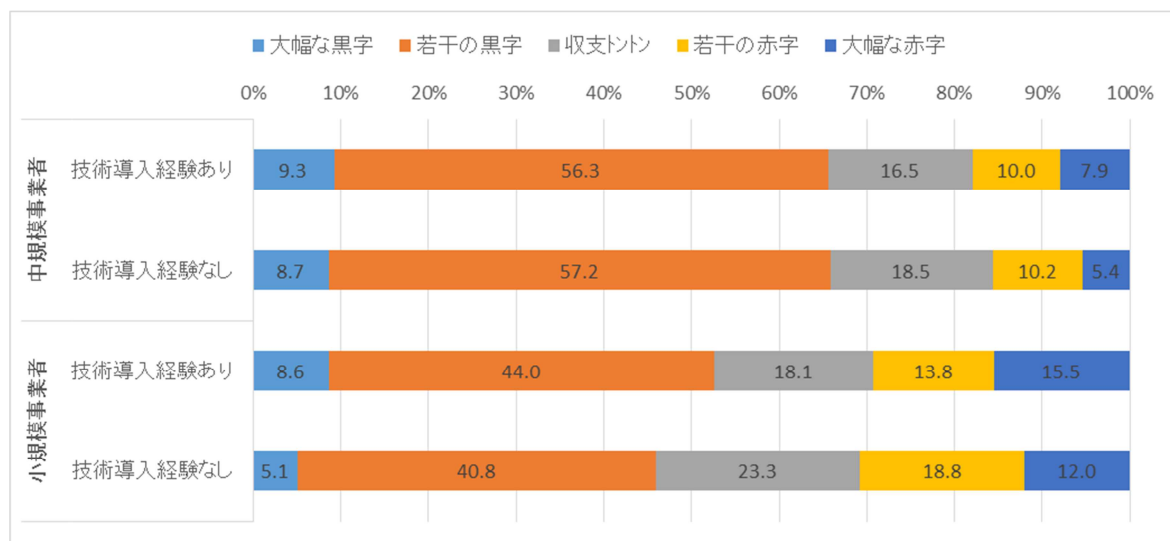
アンケート調査によると、技術導入の経験がある会社は、経験がない会社に比べて、「大幅な黒字」と回答した割合が高い。企業規模別でも、中規模企業及び小規模事業者の双方で、技術導入の経験がある会社は、経験がない会社に比べて、「大幅な黒字」と回答した割合が高い。一方で、中規模企業及び小規模事業者の双方で、技術導入の関心が高い会社は、関心が低い会社よりも「大幅な黒字」と回答した割合が低い。

中小企業白書 2009 の調査によると、技術導入の経験がある中小企業は、「大幅な黒字」あるいは、「若干の黒字」と回答した企業の割合が 70.4%に達している。技術導入の経験がない中小企業の同割合 65.4%より高く、技術導入の経験がある中小企業は、相対的に業績がよい傾向にある。前述のアンケート調査でも同様に、技術導入の経験がある会社は、経験がない会社に比べて、「大幅な黒字」あるいは、「若干の黒字」と回答した企業の割合が 65.6%と高い。

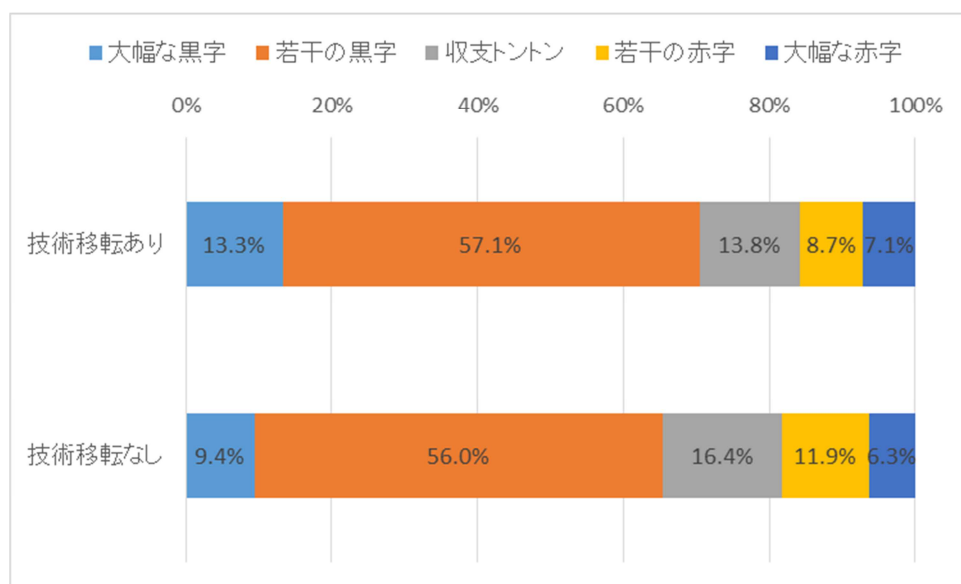
図表 188 技術導入の有無と企業業績の関係（全体）[SA]



図表 189 技術導入の有無と企業業績の関係（規模別）[SA]

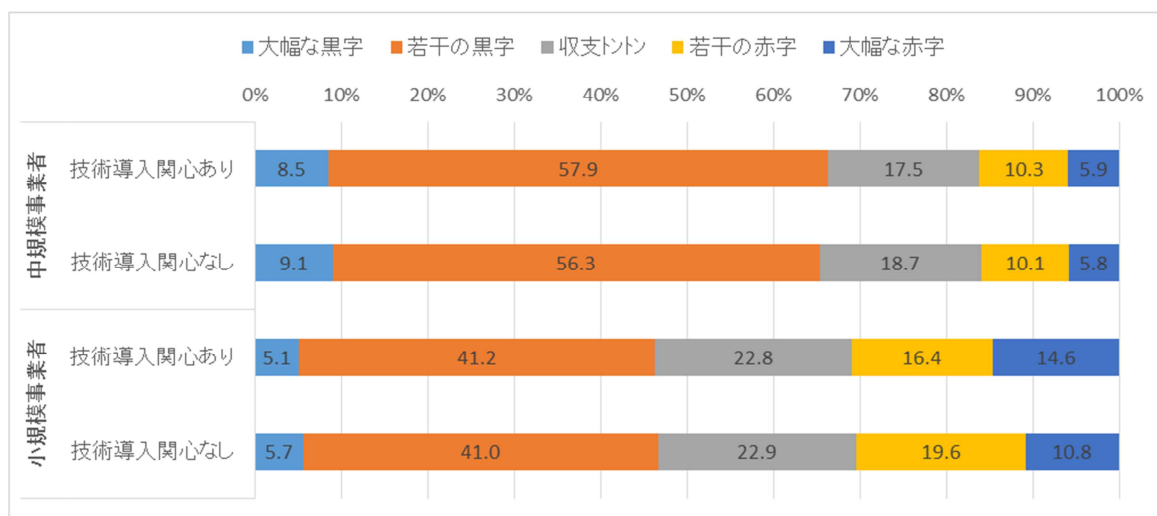


図表 190 技術移転受諾の有無と企業業績の関係⁶⁴



⁶⁴中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P111 より抜粋

図表 191 技術導入への関心の有無と企業業績の関係（規模別）[SA]



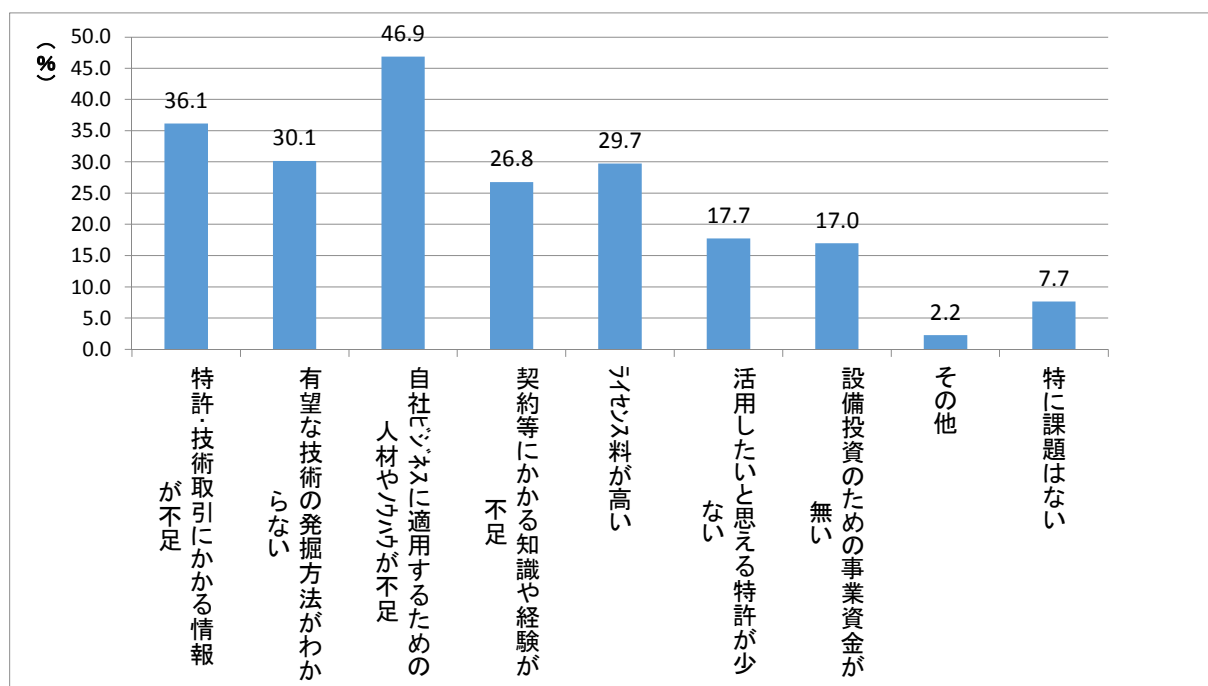
④技術導入に当たっての課題

アンケート調査によると、技術導入に当たっての課題は、「自社ビジネスに適用するための人材やノウハウが不足」が 46.9%と最も高く、「特許・技術取引にかかる情報取引が不足」が 36.1%と続く。

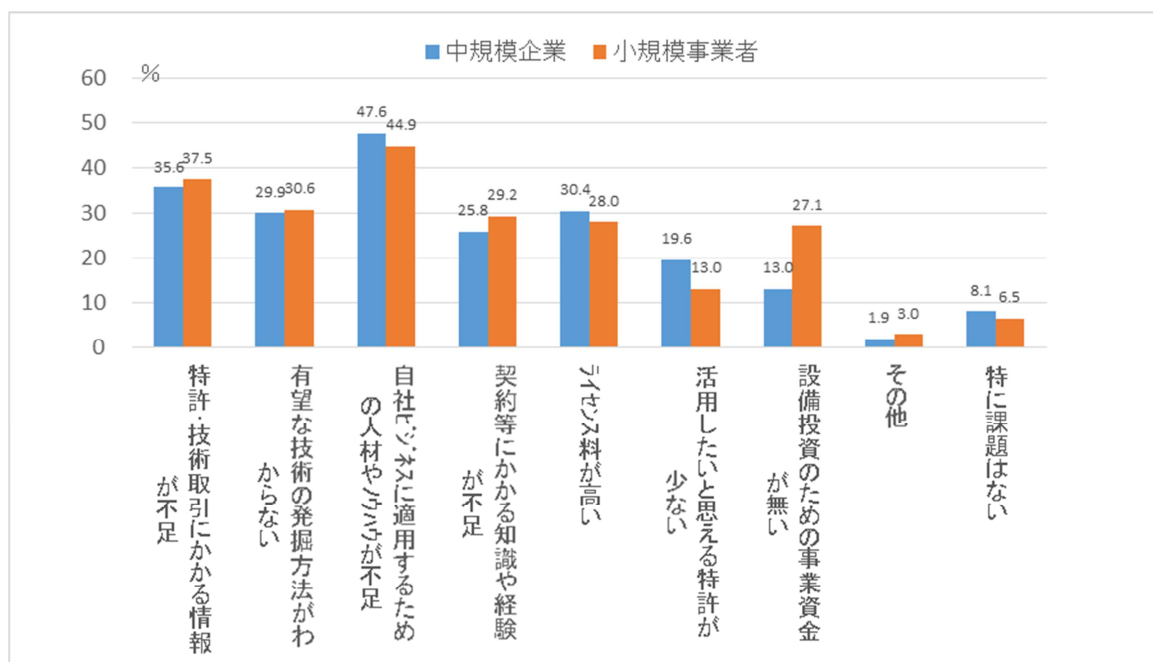
企業規模別で見ると、全体の傾向と同様に、中規模企業と小規模事業者の双方で、「自社ビジネスに適用するための人材やノウハウが不足」が最も高く、次いで、「特許・技術取引にかかる情報取引が不足」が続く。

中小企業白書 2009 の調査によると、中小企業の中で「自社のビジネスに適用するための人材・ノウハウ不足」あるいは、「特許・技術取引にかかる情報取引が不足」と回答した企業の割合が高い。前述のアンケートでも、「自社のビジネスに適用するための人材・ノウハウ不足」と「特許・技術取引にかかる情報取引が不足」が課題の上位に上がっており、中小企業においては、技術導入を受け入れる体制が課題と考えられている。

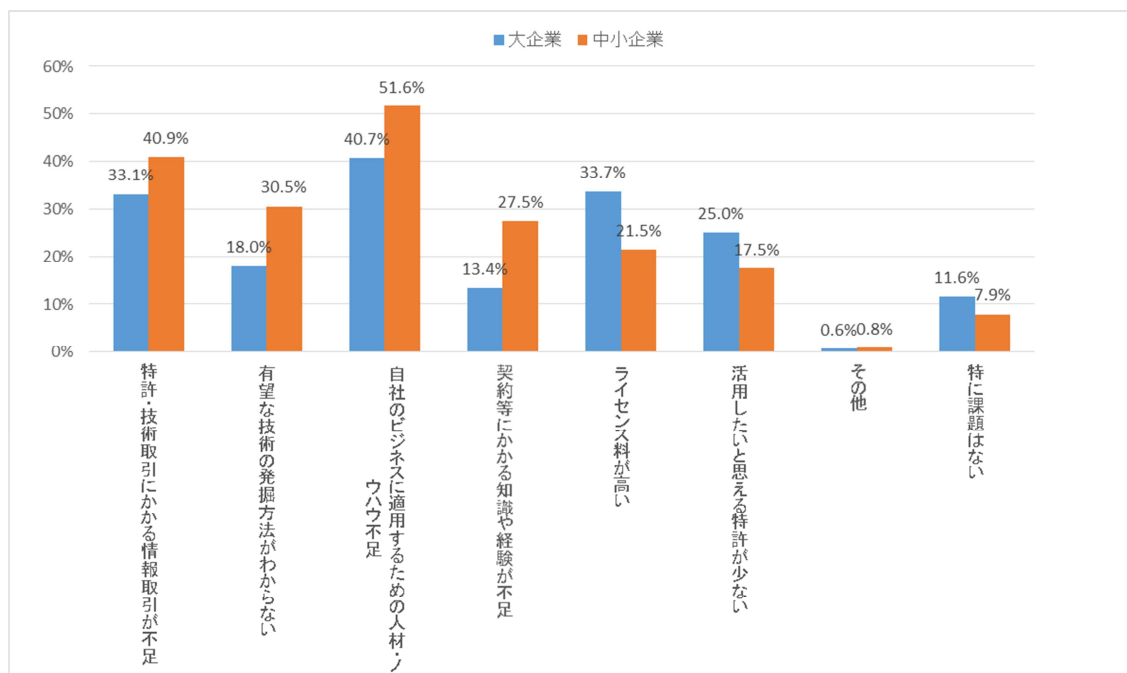
図表 192 技術導入に当たっての課題（全体）[MA]



図表 193 技術導入に当たっての課題（規模別）[MA]



図表 194 技術導入に当たっての課題⁶⁵



(2) ライセンス供与について

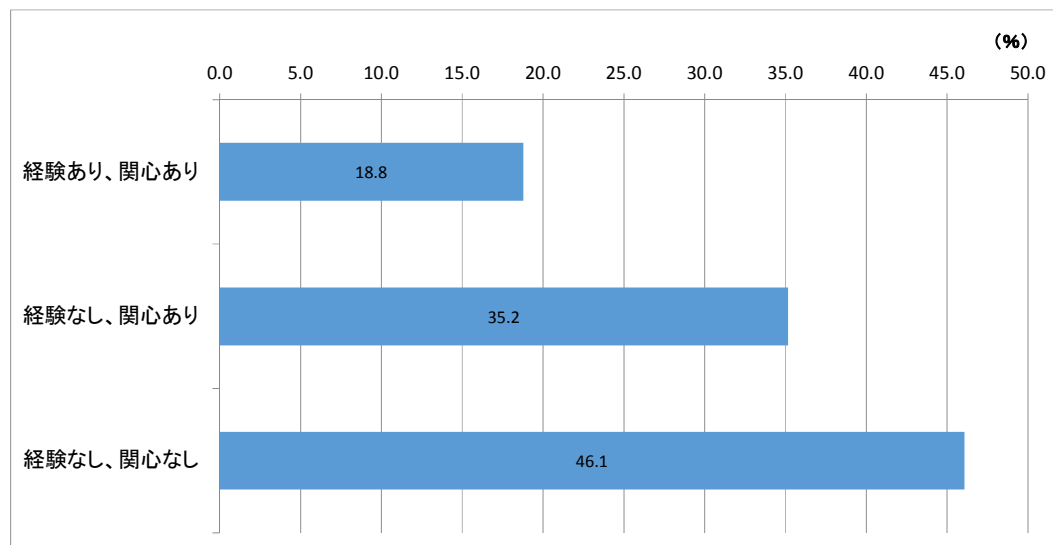
① ライセンス供与の経験の有無と関心の有無

アンケート調査によると、ライセンス供与の経験のある会社は、全体の 18.8%を占める。また、経験はないが関心がある企業は 35.2%、経験・関心共にない企業が 46.1%となった。

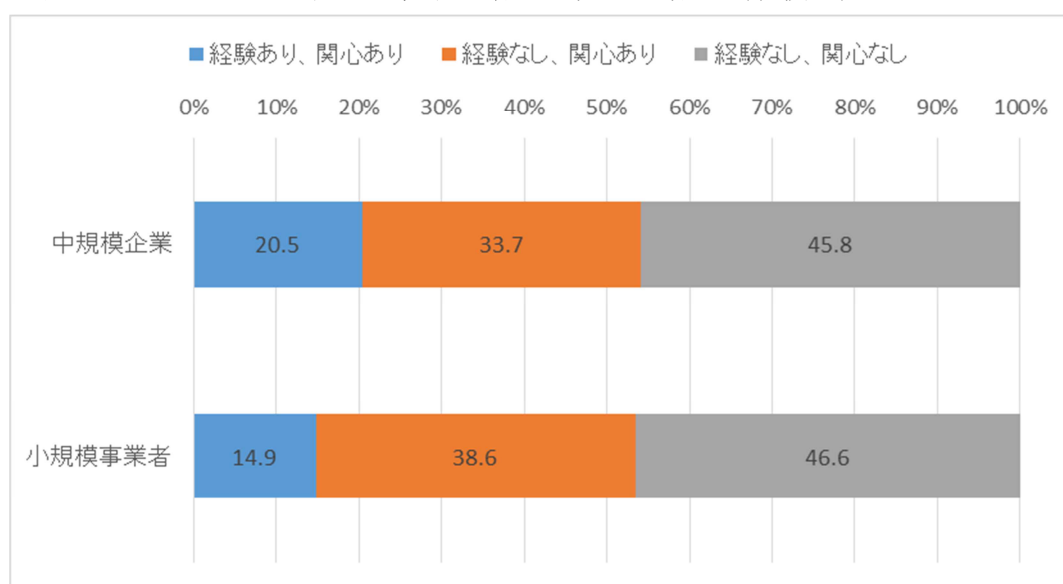
企業規模別で見ると、中規模企業で 20.5%と、小規模事業者の 14.9%である。ライセンス供与関心のある会社は、中規模企業の 33.7%に対して、小規模事業者では 38.6%と高くなっている。

⁶⁵中小企業庁「中小企業白書 2009」(2009 年) P112 より抜粋

図表 195 ライセンス供与の経験の有無と関心の有無（全体）[SA]

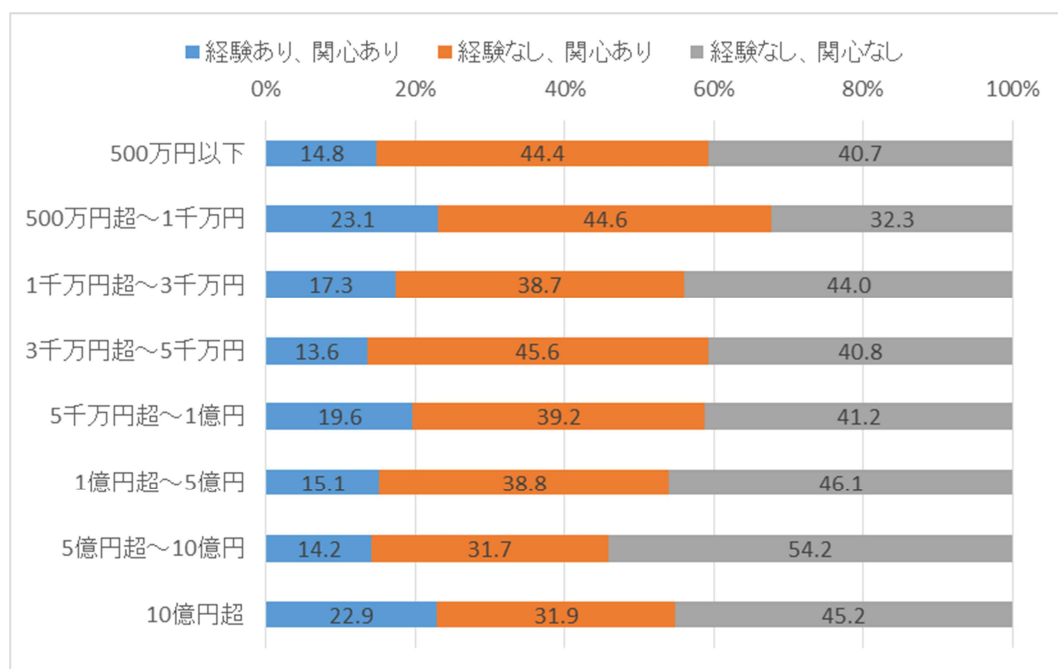


図表 196 ライセンス供与の経験の有無と関心の有無（規模別）[SA]



売上高別の比較では、10 億円超と 500 万円超～1 千万円の層でライセンス供与の経験が高くなっており、3 千万円超～5 千万円と 500 万円超～1 千万円の層でライセンス供与の関心が高い。

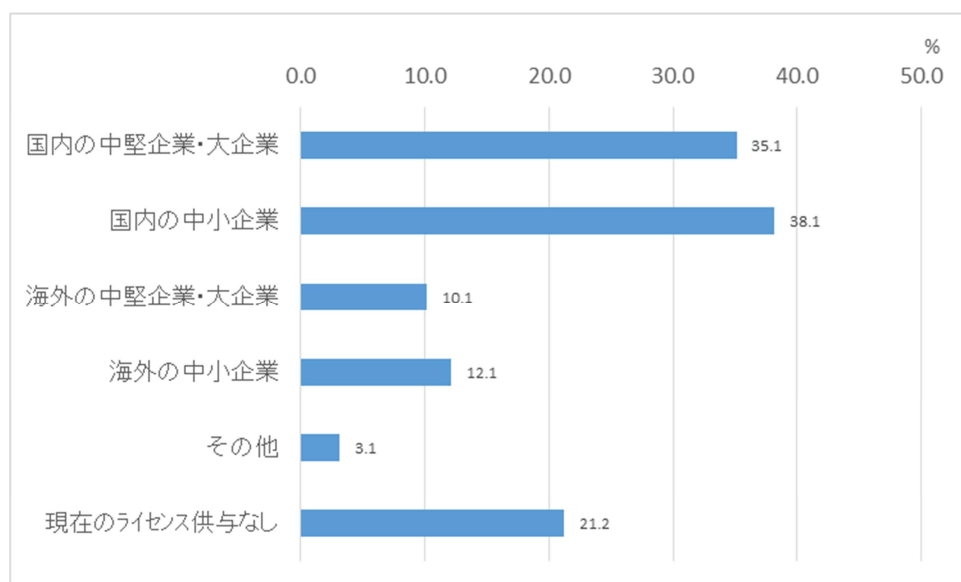
図表 197 ライセンス供与の経験の有無と関心の有無（売上高別）[SA]



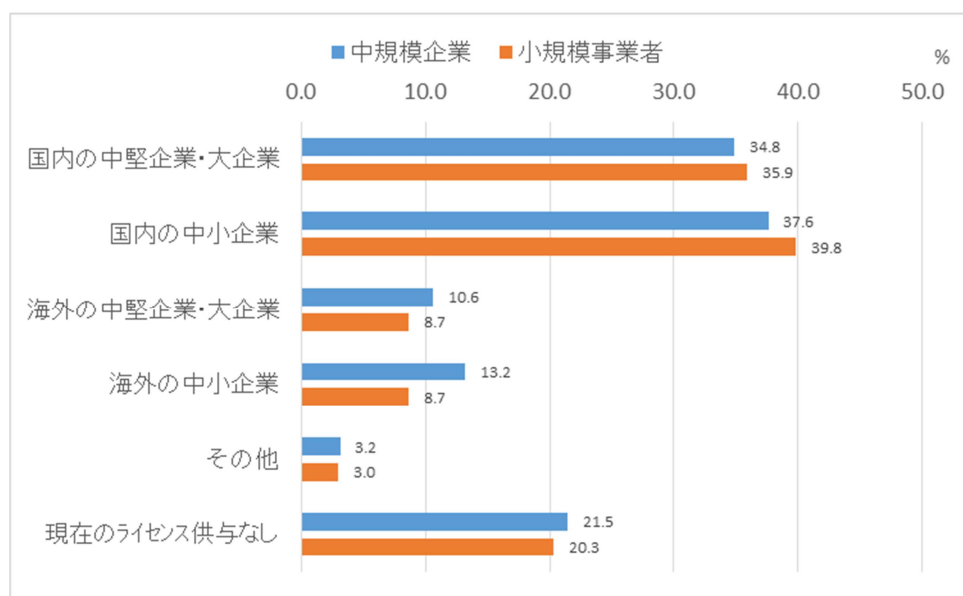
② 現在のライセンス供与先

アンケート調査によると、現在のライセンス供与先は、「国内の中小企業」が 38.1%、「国内の中堅企業・大企業」が 35.1%となっている。規模では、中規模企業と小規模事業者で「国内の中小企業」と「国内の中堅企業・大企業」の割合が高く、小規模事業者で双方の割合が中規模企業より高い。海外へのライセンス供与先は全体的に割合が低い。

図表 198 現在のライセンス供与先（全体）[MA]

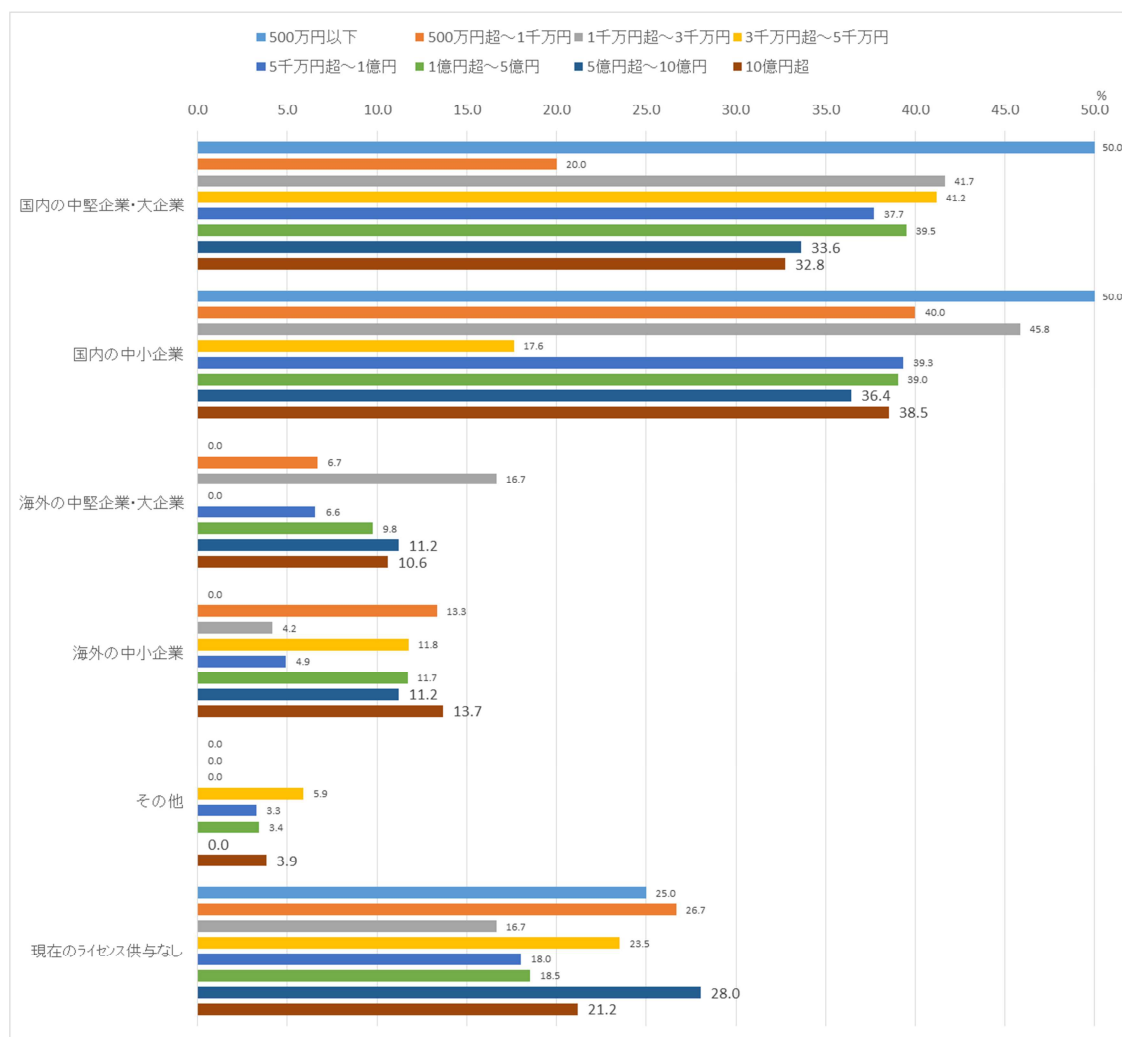


図表 199 現在のライセンス供与先（規模別）[MA]



売上高別の比較では、売上規模が低い層で、「国内の中小企業」と「国内の中堅企業・大企業」へのライセンス供与をしている割合が高い。

図表 200 現在のライセンス供与先（売上高別）[MA]

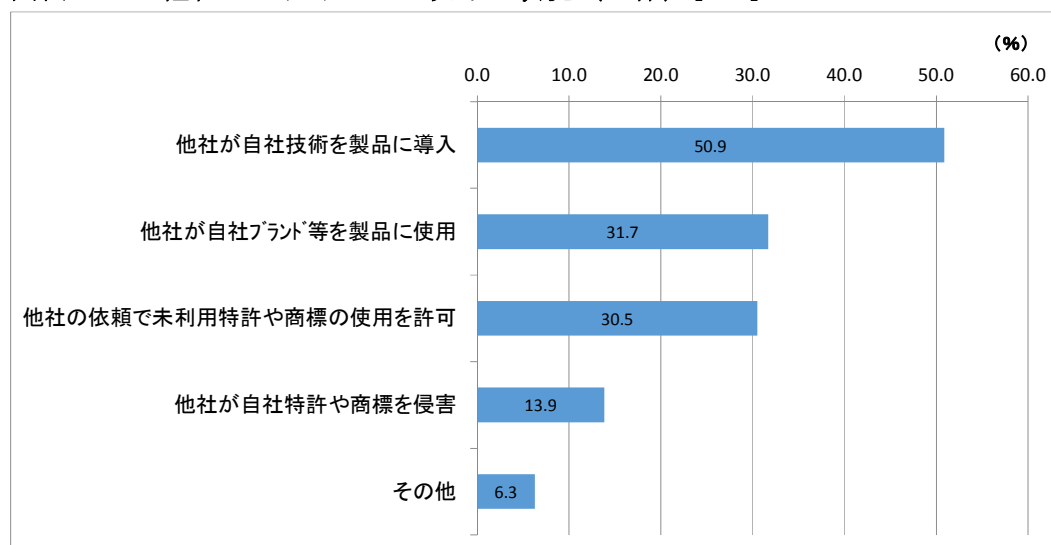


③他社へのライセンス供与の状況

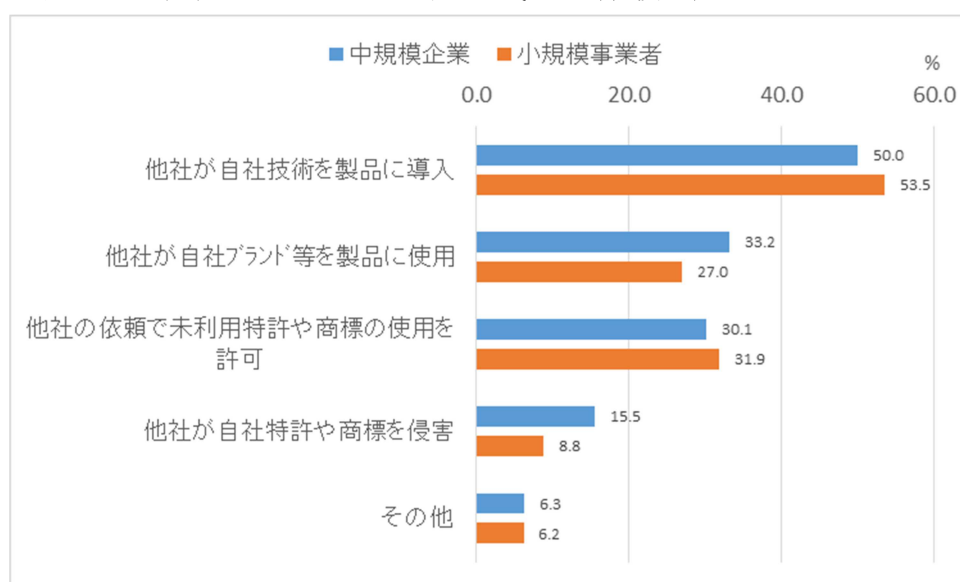
アンケート調査によると、他社へのライセンス供与の状況として、「他社が自社技術を製品に導入する場合」が 50.9%と最も高く、「他社が自社ブランド等を製品に使用」が 31.7%、「他社の依頼で未利用特許や商標の使用を許可」が 30.5%と続いている。

企業規模別にみると、中規模企業と小規模事業者の双方で、「他社が自社技術を製品に導入する場合」に他社へライセンスする割合が高くなっており、若干、小規模事業者が高い。

図表 201 他社へのライセンス供与の状況（全体）[MA]

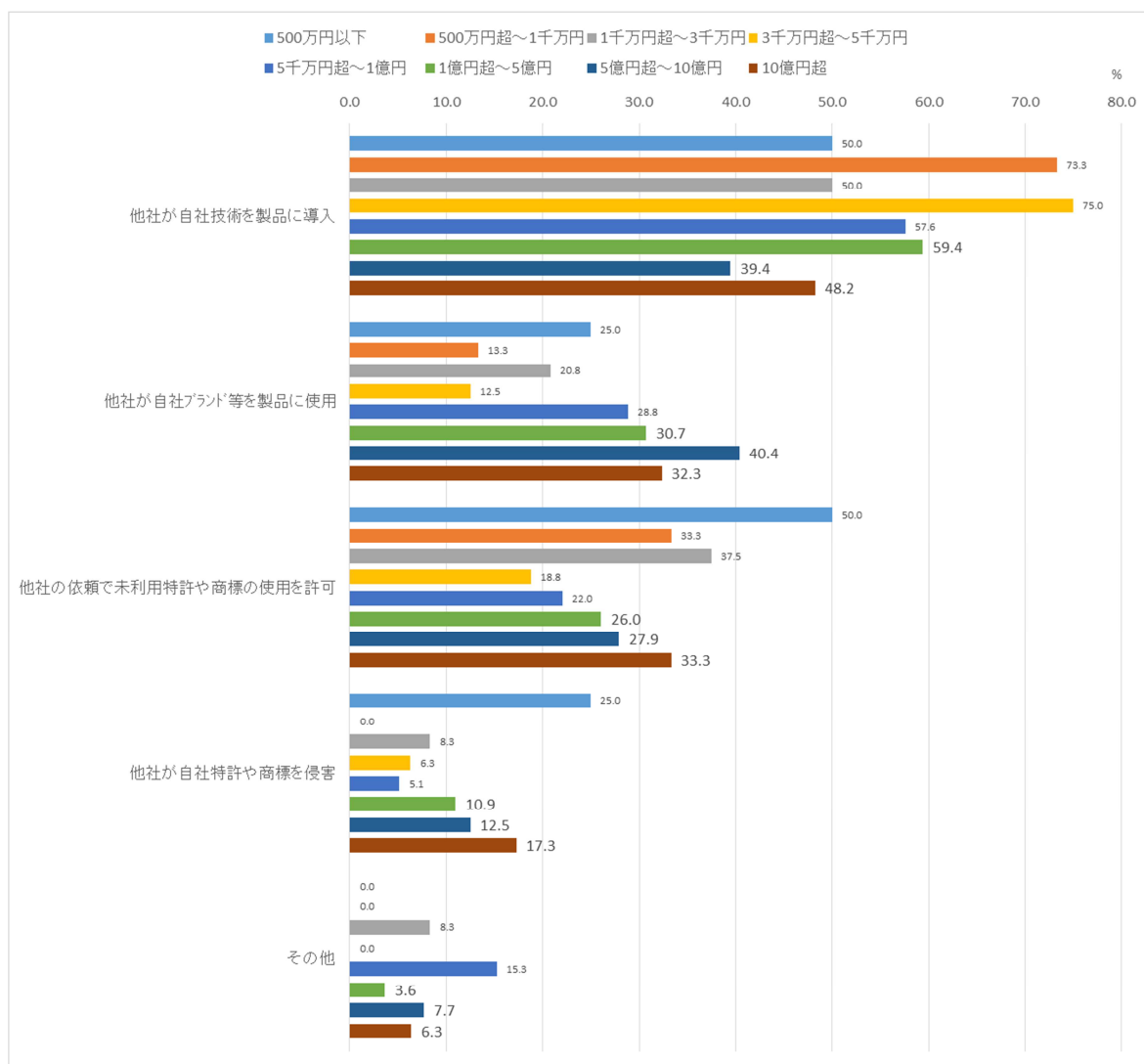


図表 202 他社へのライセンス供与の状況（規模別）[MA]



売上高別の比較では、売上規模が高い層で、「他社が自社ブランド等を製品に使用する場合」の割合が高くなっている。

図表 203 他社へのライセンス供与の状況（売上高別）[MA]

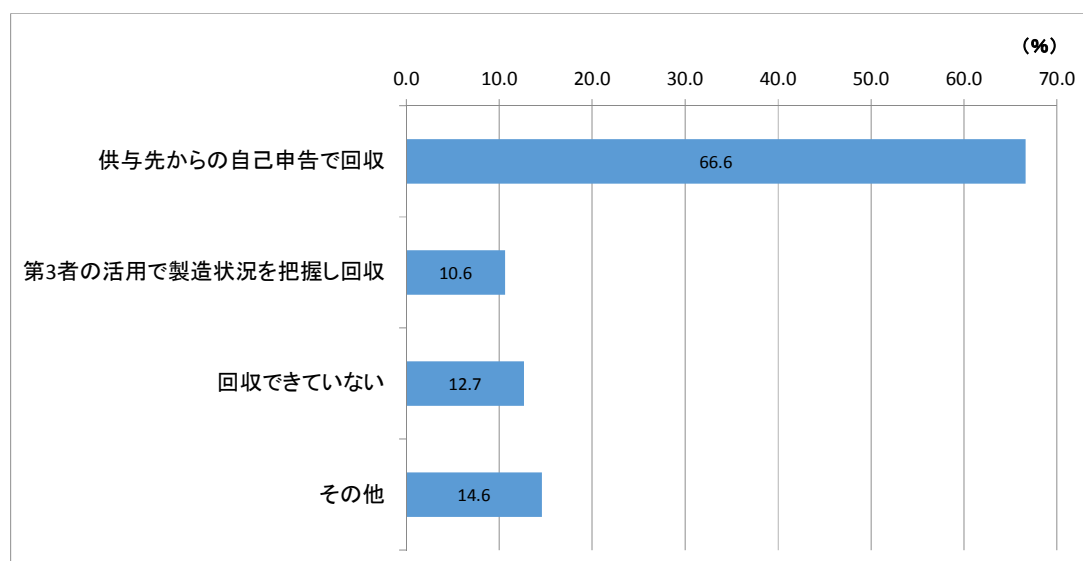


④ ロイヤルティ収入の回収状況

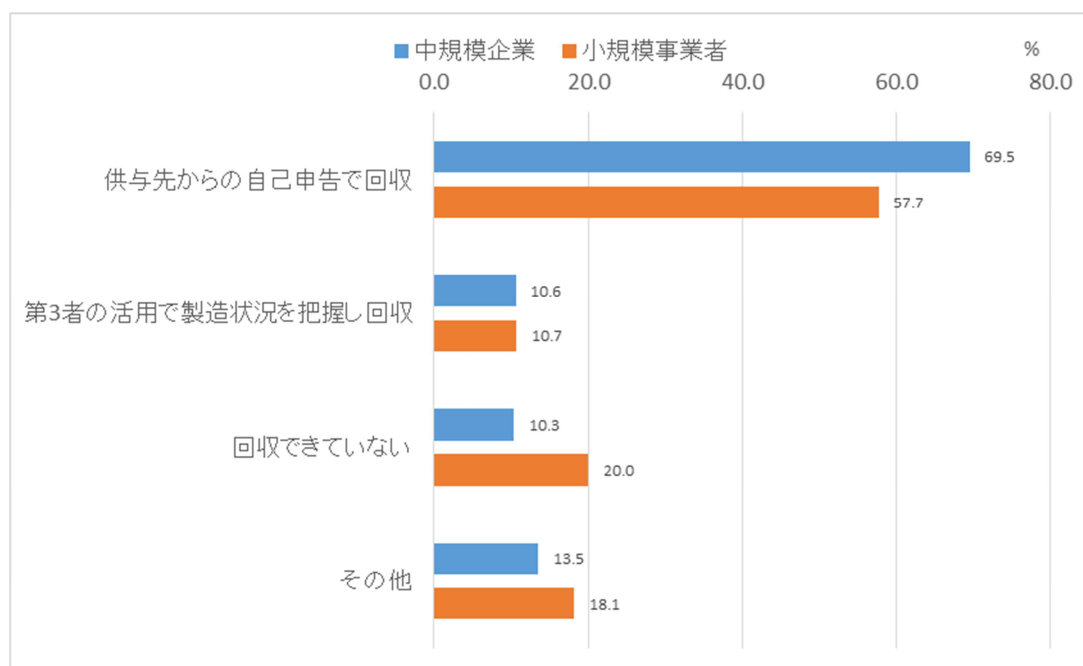
アンケート調査によると、ロイヤルティ収入の回収状況として最も多いのは、「供与先からの自己申告で回収」で66.6%を占める。

企業規模別にみると、中規模企業と小規模事業者の双方で、「供与先からの自己申告でロイヤルティ収入を回収している」と回答した割合が最も高くなっている。中規模企業の同割合は小規模事業者より若干高い。また、「回収できていない」と回答した会社は、小規模事業者で高く、中規模企業の約2倍となっている。

図表 204 ロイヤルティ収入の回収状況（全体）[MA]

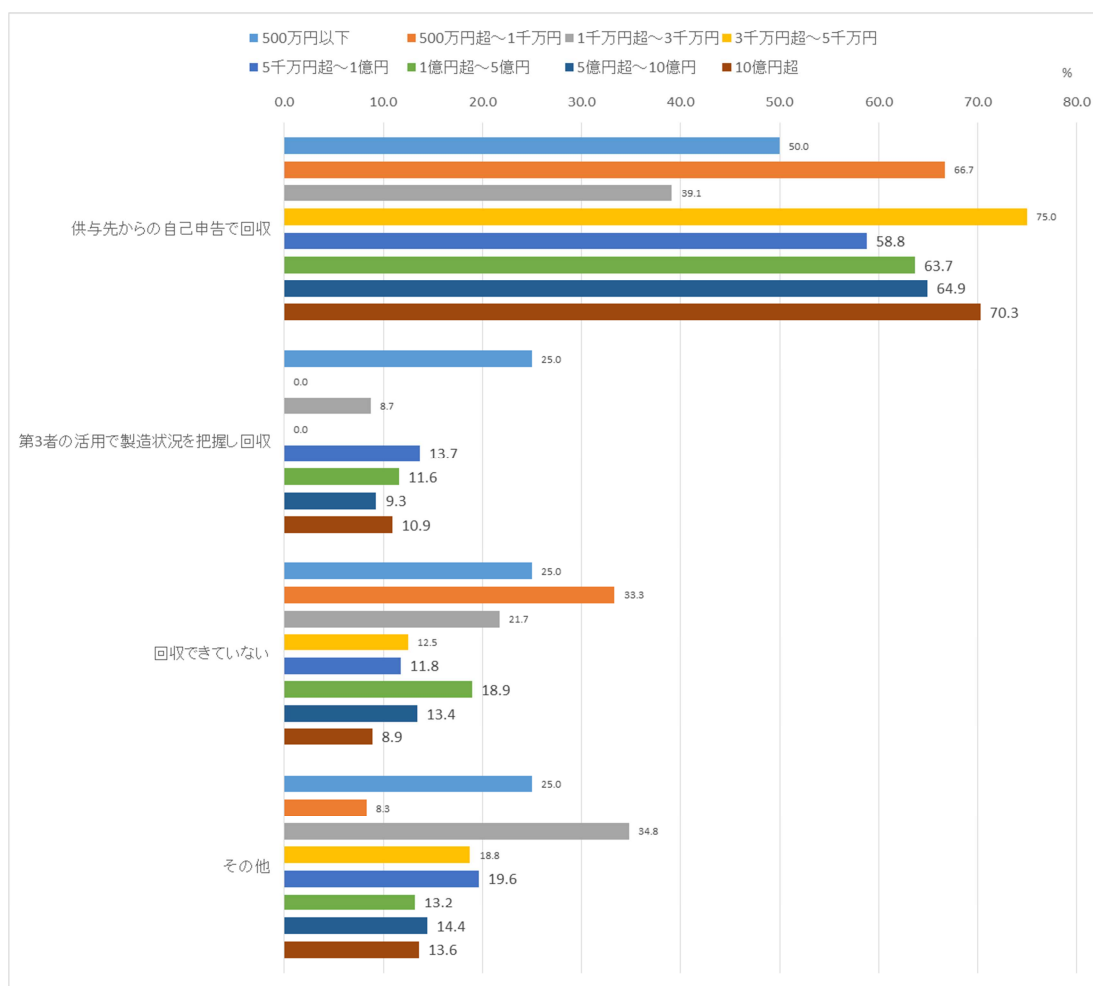


図表 205 ロイヤルティ収入の回収状況（規模別）[MA]



売上高別の比較では、3千万円超～5千万円と10億円超の層で、「供与先からの自己申告でロイヤルティ収入を回収している」と回答した割合が高い。また、500万円超～1千万円の層で、「回収できていない」と回答した割合が高くなっている。

図表 206 ロイヤルティ収入の回収状況（売上高別）[MA]



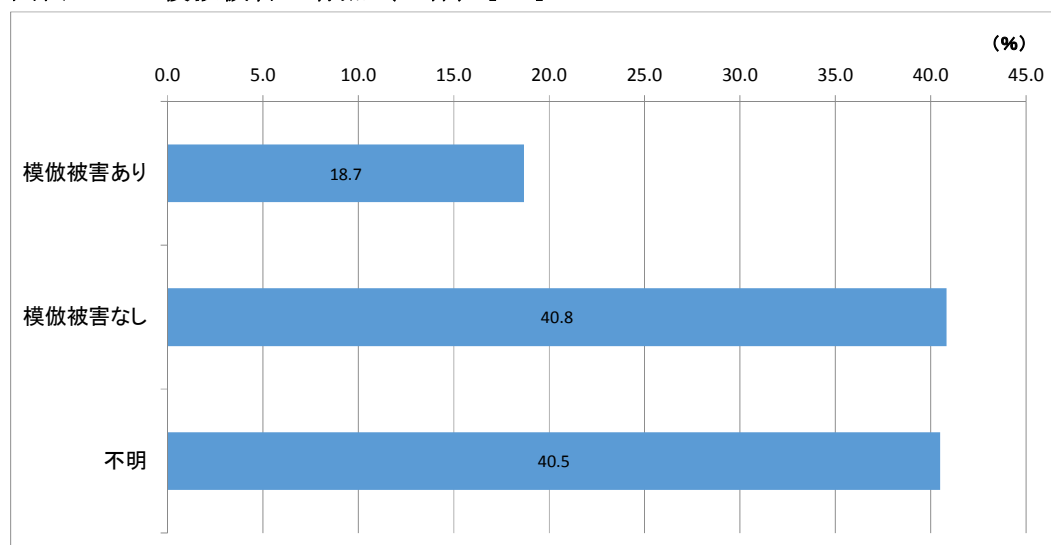
（３）模倣被害について

①模倣被害の有無

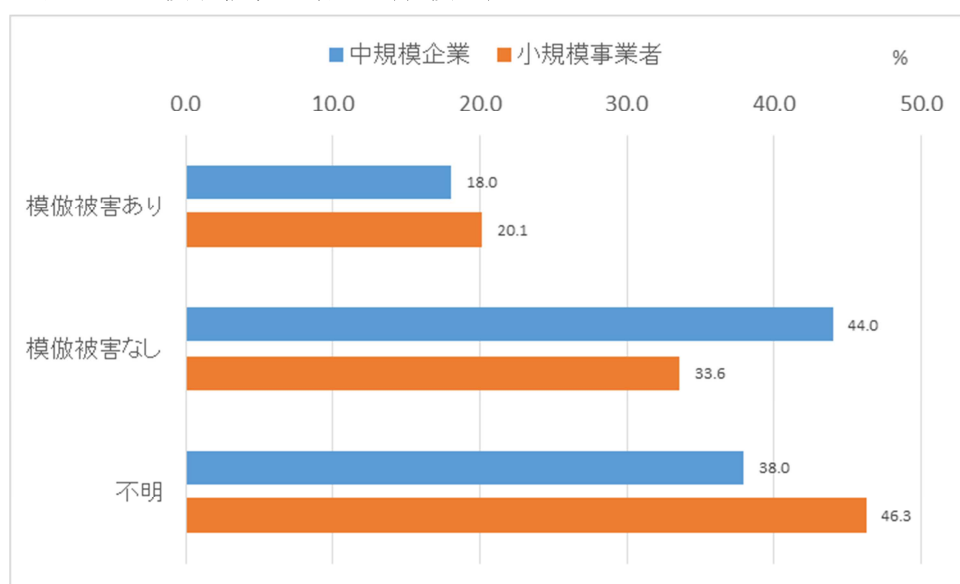
アンケート調査によると、模倣被害の有無については、「模倣被害あり」と回答した企業が18.7%を占めている。「被害なし」と回答した企業は40.8%にのぼるが、「不明」と回答した企業も40.5%と同程度存在している。

企業規模別にみると、中規模企業と小規模事業者の双方で、「模倣被害あり」と回答した割合は、約20%となっており、中規模企業の同割合は小規模事業者より若干低い。また、「模倣被害なし」と回答した割合は、小規模事業者で33.6%と低く、中規模企業で44%と高い。

図表 207 模倣被害の有無（全体）[SA]

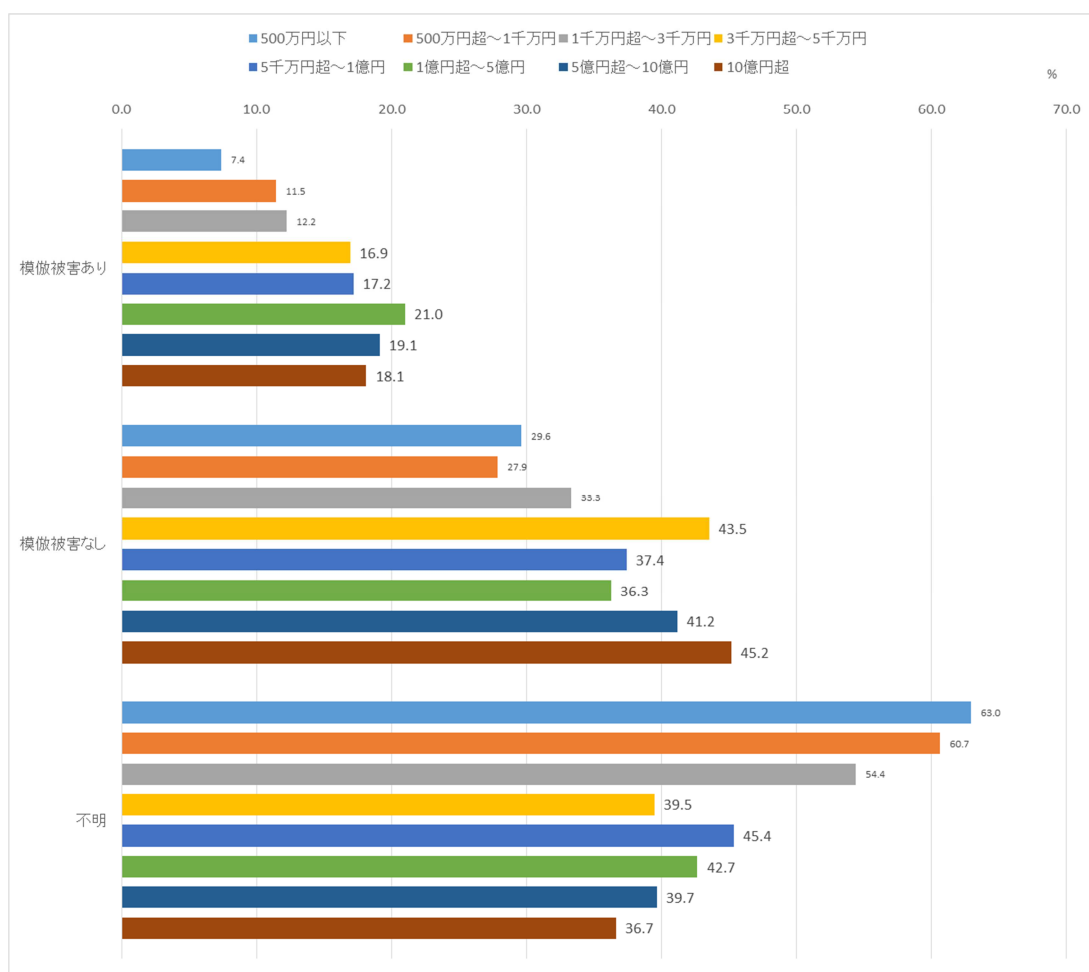


図表 208 模倣被害の有無（規模別）[SA]



売上高別の比較では、「模倣被害あり」と回答した割合は、1億円超～5億円の層で最も高い。また、「模倣被害なし」と回答した割合は、3千万円超～5千万円と10億円超の層で高い。

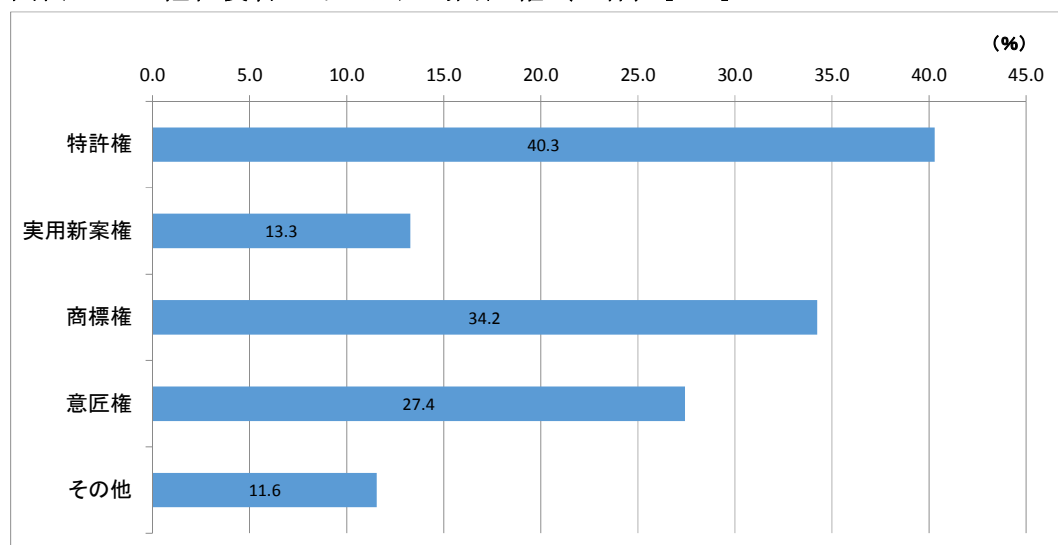
図表 209 模倣被害の有無（売上高別）[SA]



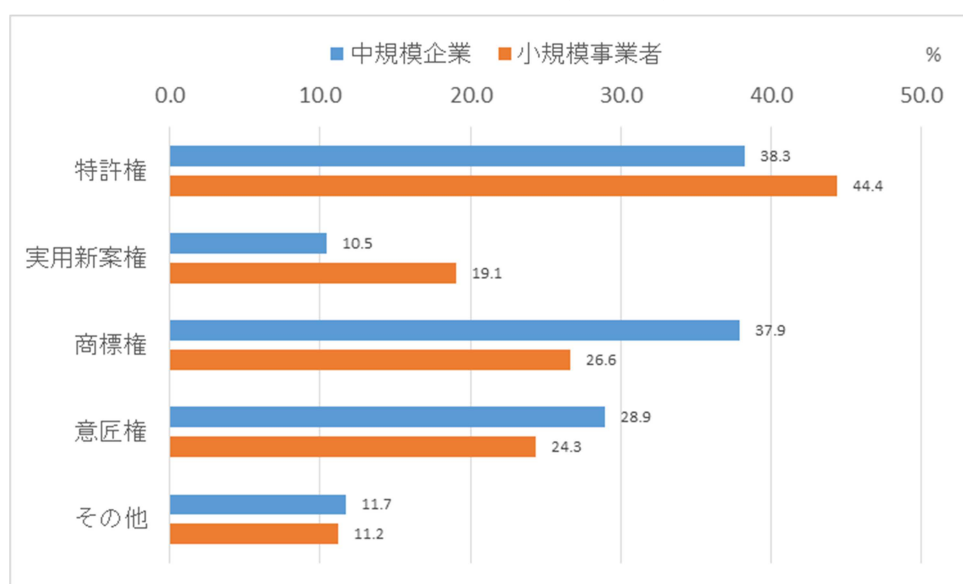
② 他社侵害のあった知的財産権

アンケート調査によると、他社侵害のあった知的財産権は、特許権、商標権、意匠権の順となっている。特許権では小規模事業者の他社被害にあった割合が高く、商標権では、中規模企業の他社被害の割合が高い。

図表 210 他社侵害のあった知的財産権（全体）[MA]

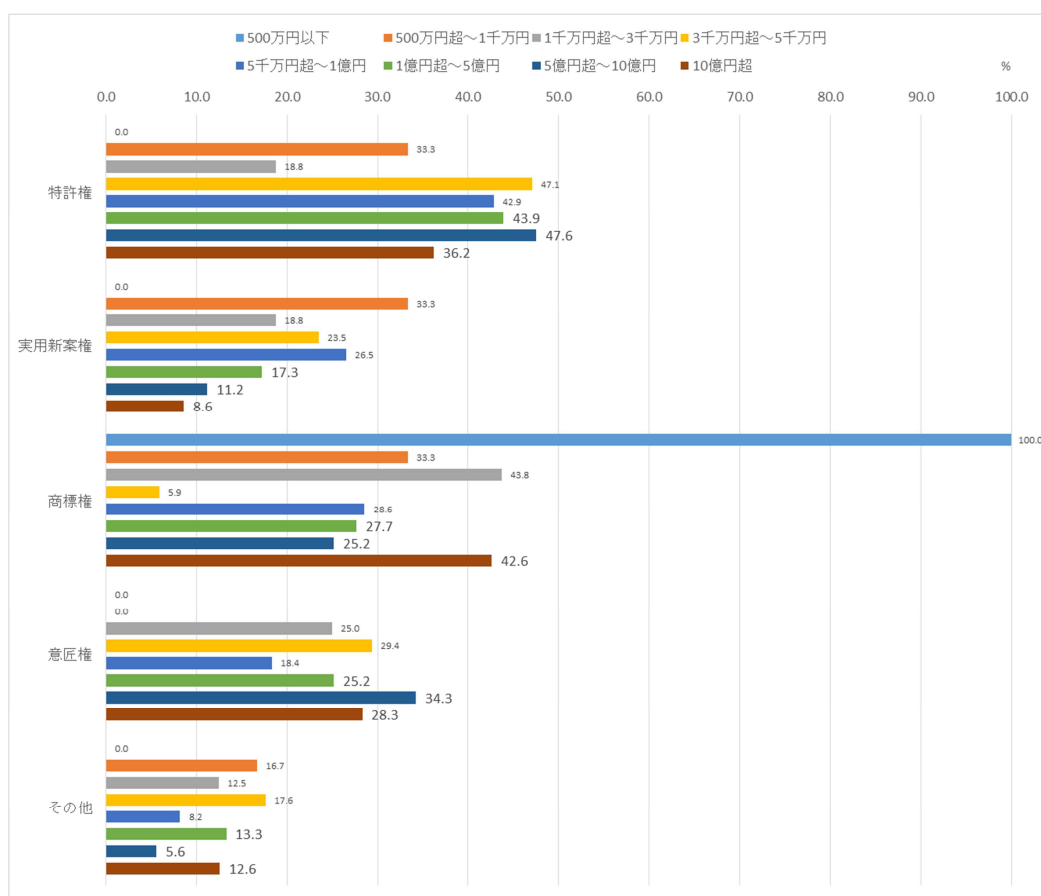


図表 211 他社侵害のあった知的財産権（規模別）[MA]



売上高別の比較では、特許権が他社侵害のあった割合が各層でほぼ同じであるのに対して、商標権では、各層でばらつきがある。

図表 212 他社侵害のあった知的財産権（売上高別）[MA]



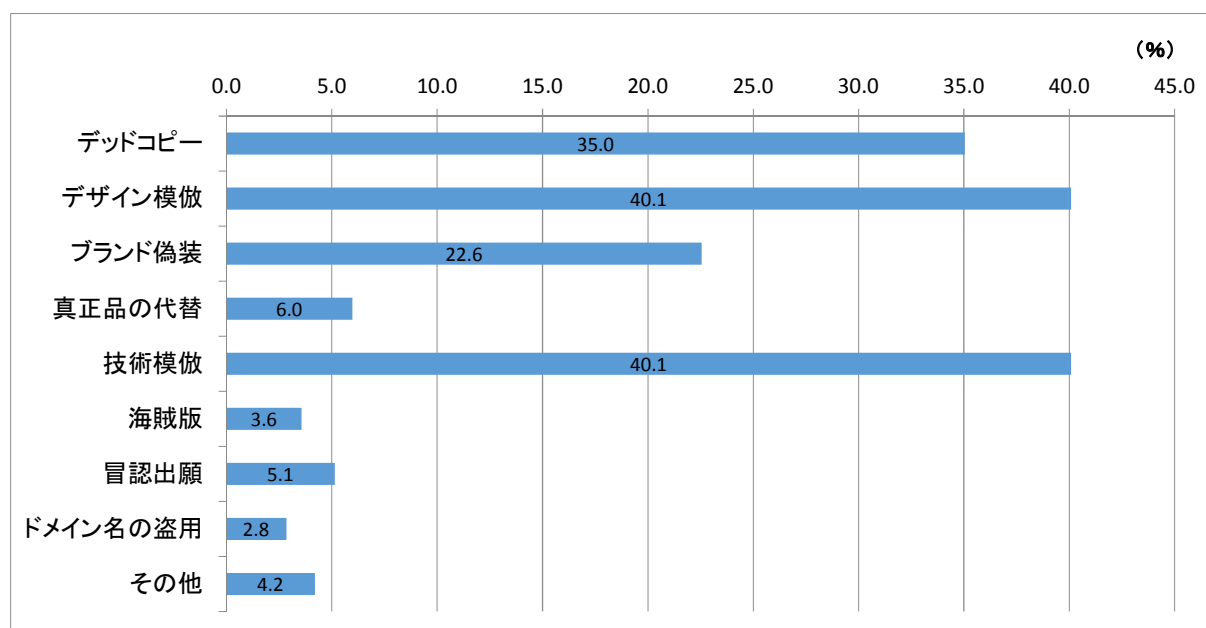
※商標権の「500 万円以下」の割合は、回答母数が少ない中で該当する回答があったため、100%となっている。

③模倣被害の内容

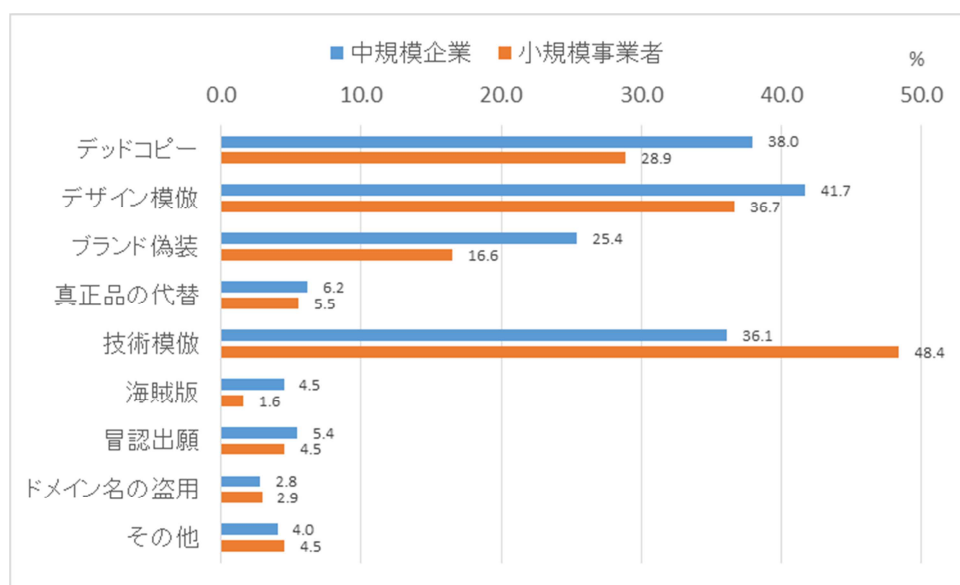
アンケート調査によると、模倣被害にあった内容はデザイン模倣と技術模倣の割合が40.1%と高い傾向にあり、デッドコピーが35.0%と続いている。

企業規模別にみると、小規模事業者の技術模倣による模倣被害の割合は、中規模企業よりも高くなっている。次いで、デザイン模倣、デッドコピーが続いている。

図表 213 模倣被害の内容（全体）[MA]

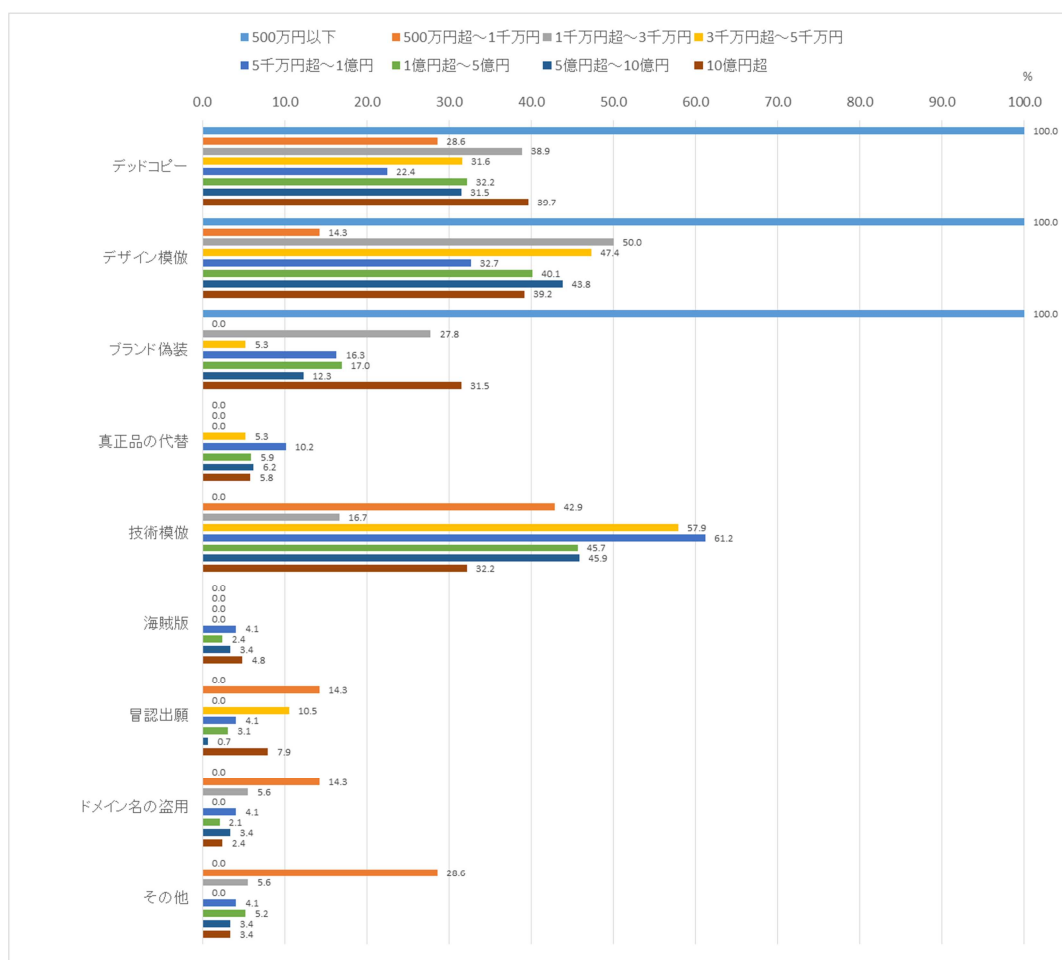


図表 214 模倣被害の内容（規模別）[MA]



売上高別の比較では、3千万円超～5千万円と5千万円超～1億円の層で技術模倣による被害の割合が高い。

図表 215 模倣被害の内容（売上高別）[MA]



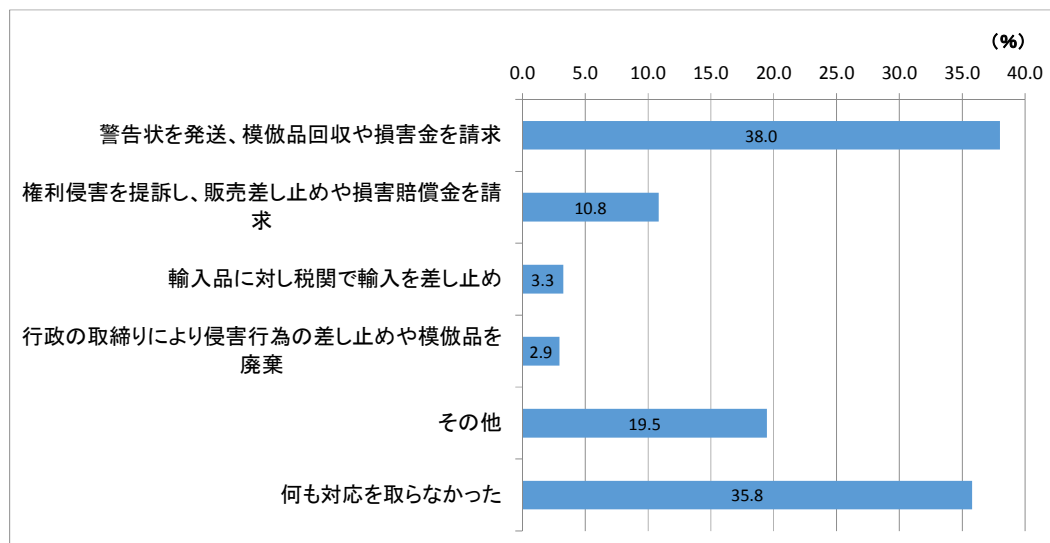
※デッドコピー、デザイン模倣、ブランド偽装の「500 万円以下」の割合は、回答母数が少ない中で該当する回答があったため、100%となっている。

④模倣被害への対応

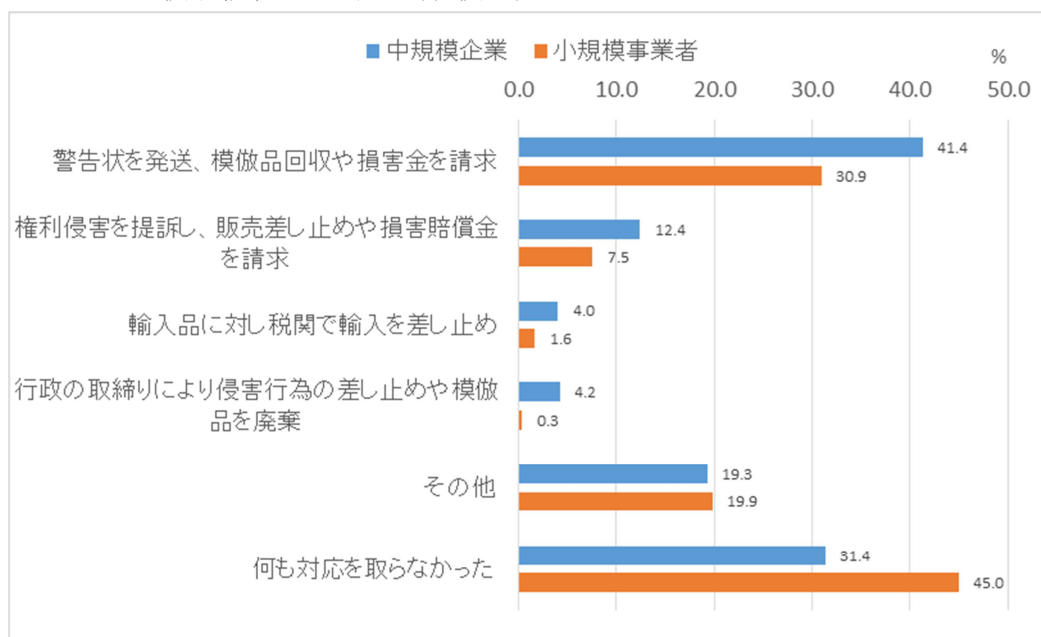
アンケート調査によると、模倣被害への対応として、「警告状を送送、模倣品回収や損害金を請求」の割合が最も高く、38.0%を占めている。一方で、「何も対応を取らなかった」企業も 35.8%いることがわかる。

企業規模別にみると、中規模企業の同割合は小規模事業者より高くなっている。また、「何も対応を取らなかった」の割合は、中規模企業よりも小規模事業者で 45%と高くなっている。

図表 216 模倣被害への対応（全体）[MA]

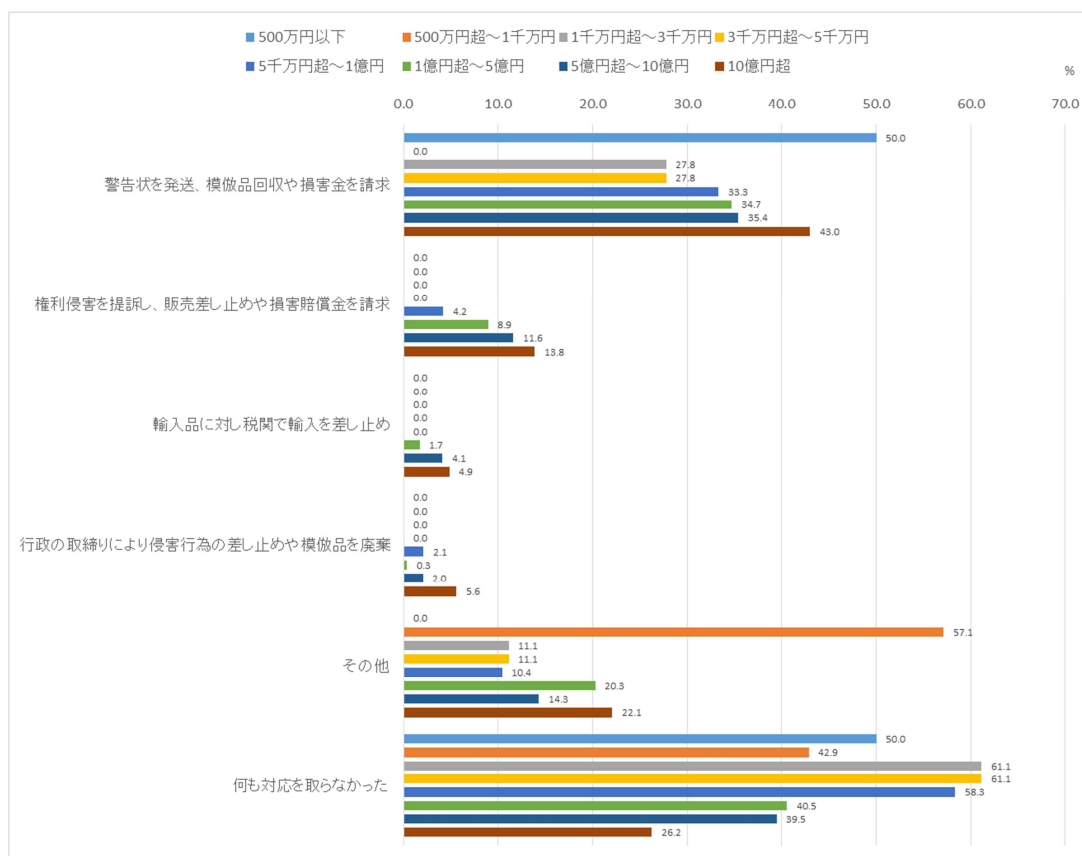


図表 217 模倣被害への対応（規模別）[MA]



売上高別の比較では、10 億円超の層で、「警告状を発送、模倣品回収や損害金を請求」の割合が最も高い。また、1 千万円超～3 千万円と 3 千万円超～5 千万円の層で「何も対応を取らなかった」の割合が高い。

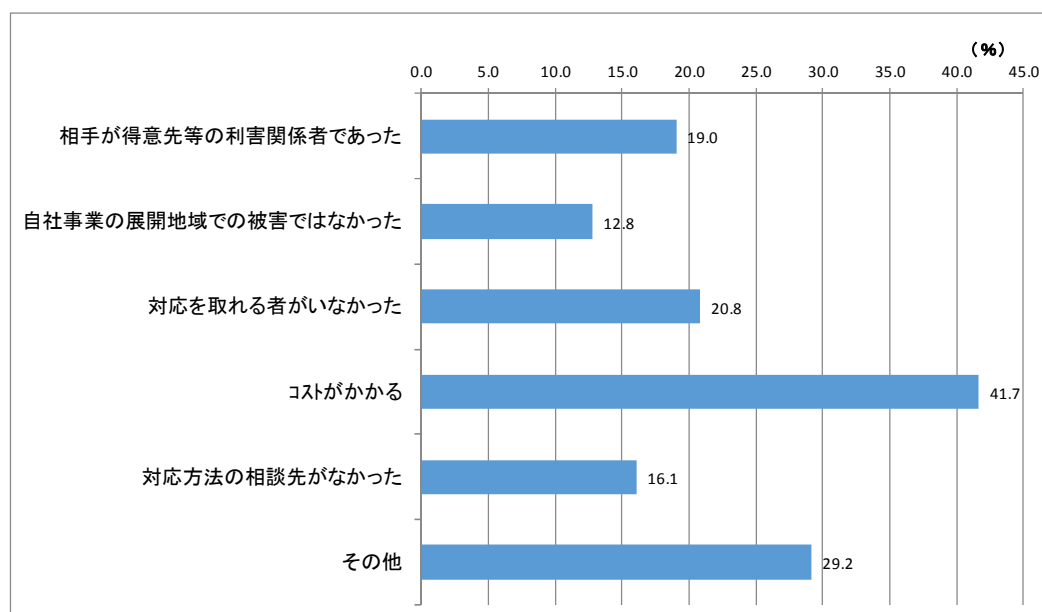
図表 218 模倣被害への対応（売上高別）[MA]



⑤ 模倣被害に対して対応を取らなかった理由

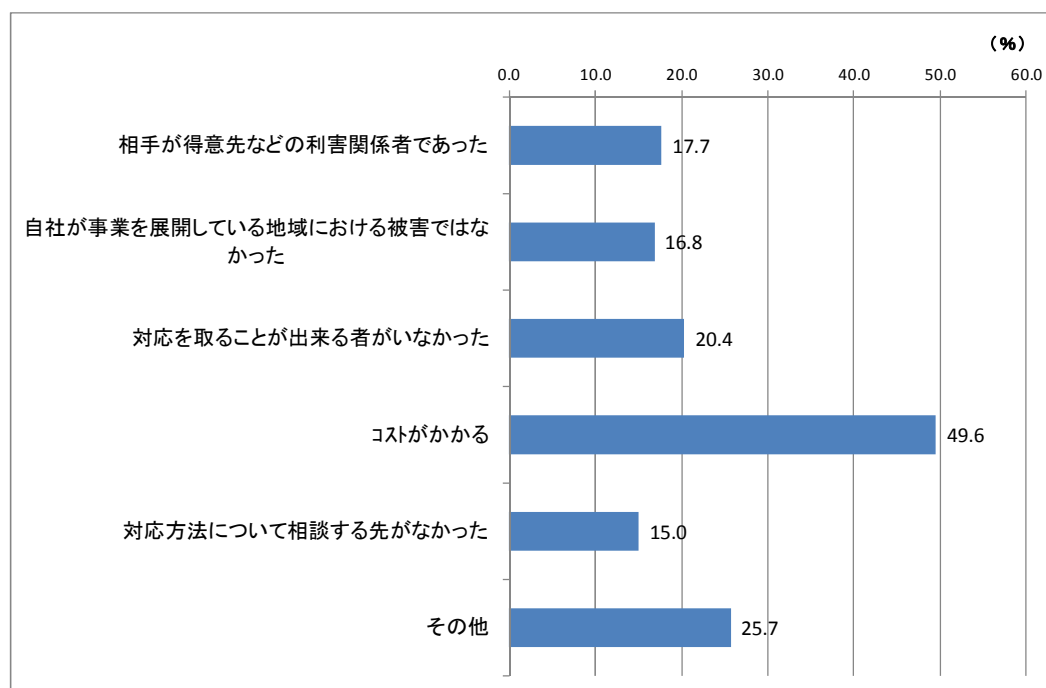
アンケート調査によると、模倣被害に対して対応を取らなかった理由として、「コストがかかる」の割合が 41.7%と最も高いことがわかる。

図表 219 模倣被害に対して対応を取らなかった理由（全体）[MA]



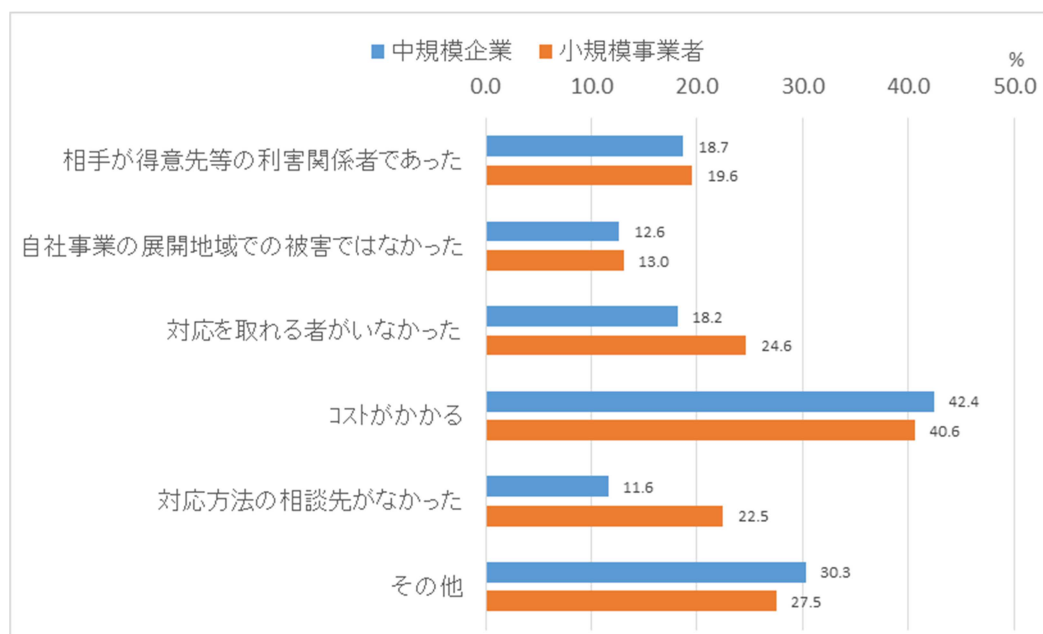
外国において特許権、意匠件、商標権を保有している企業が、模倣被害に対して対応を取らなかった理由としては、全体の回答結果と特に大きく変わることはなかったが、「自社が事業を展開している地域における被害ではなかった」という回答が、全体の回答よりも 4% 高くなっていることがわかる。

図表 220 模倣被害に対して対応を取らなかった理由（外国知財権保有）[MA]



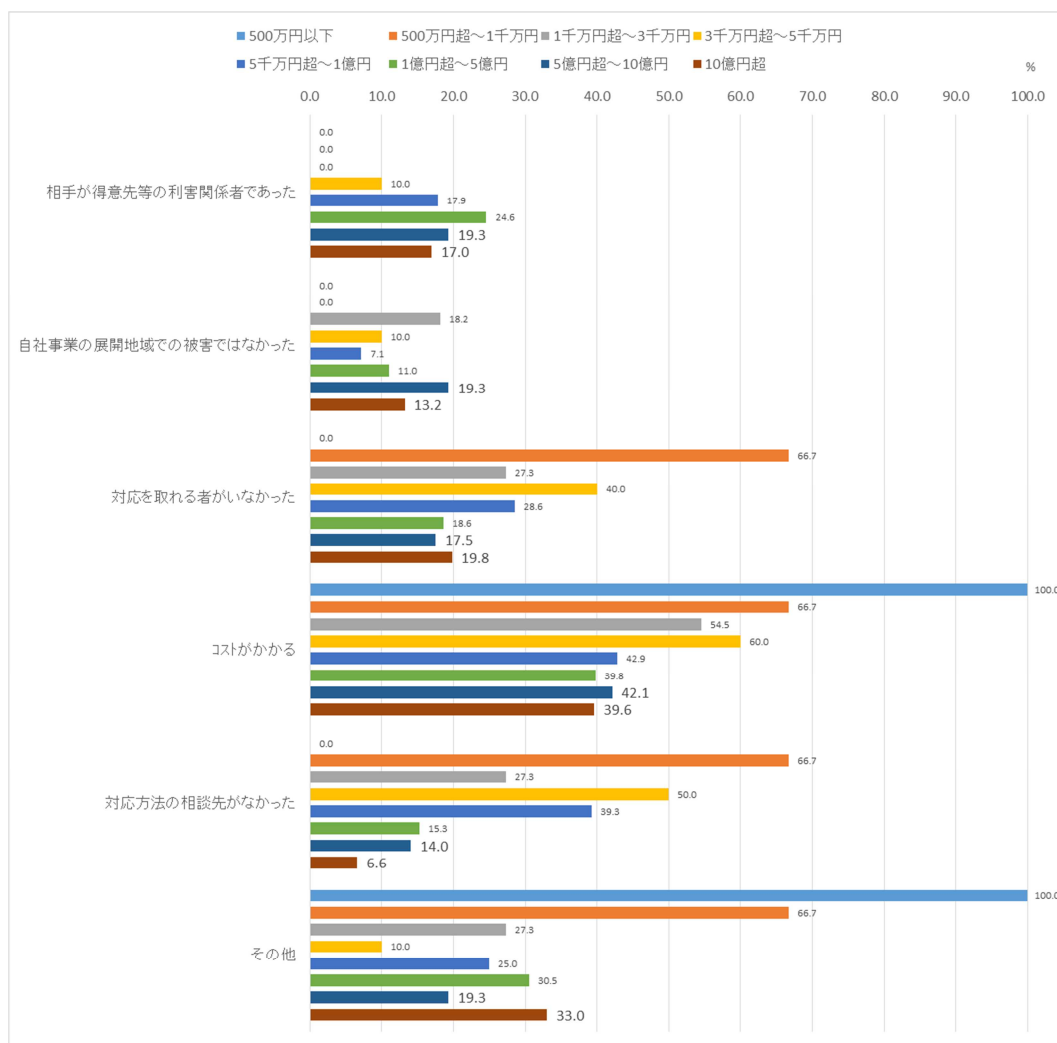
企業規模別の比較では、中規模企業の同割合は小規模事業者より高くなっている。また、「対応を取れる者がいなかった」の割合は、中規模企業よりも小規模事業者で 24.6% と高くなっている。

図表 221 模倣被害に対して対応を取らなかった理由（規模別）[MA]



売上高別の比較では、売上規模が低い層で「コストがかかる」の割合が高い。また、500万円超～1千万円の層で「対応を取れる者がいなかった」の割合が高い。

図表 222 模倣被害に対して対応を取らなかった理由（売上高別）[MA]



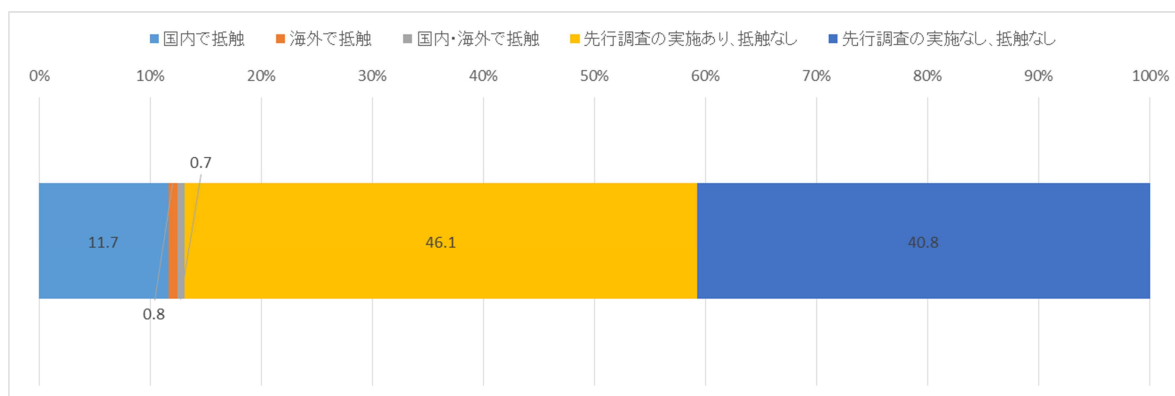
※コストがかかる及びその他の「500 万円以下」の割合は、回答母数が少ない中で該当する回答があったため、100%となっている。

（４）他社の知的財産権への抵触について

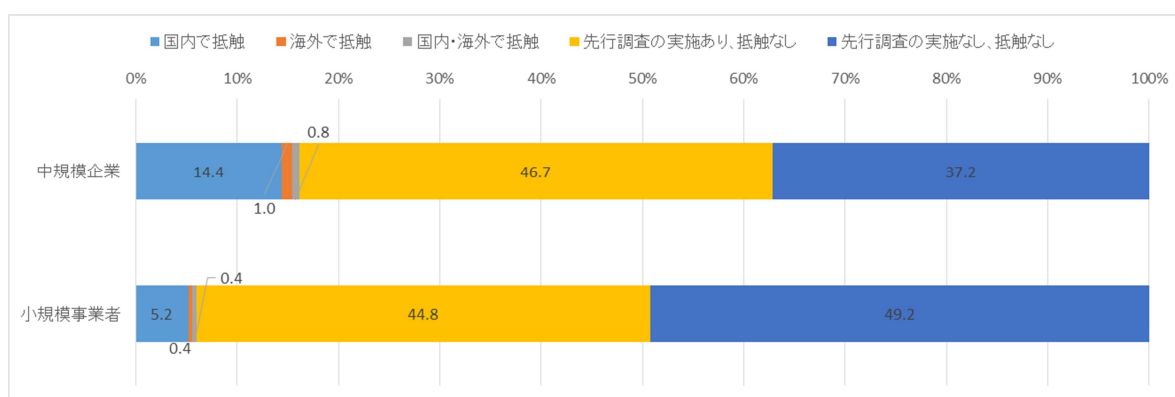
① 他社の知的財産権への抵触の有無

アンケート調査によると、他社の知的財産権に抵触しているケースは、中規模企業では、国内で 14.4%、小規模事業者では 5.2%となっている。小規模事業者では、先行技術調査を実施なしで、抵触をしていない割合が中規模企業に比して高い。

図表 223 他社の知的財産権への抵触の有無（全体）[SA]

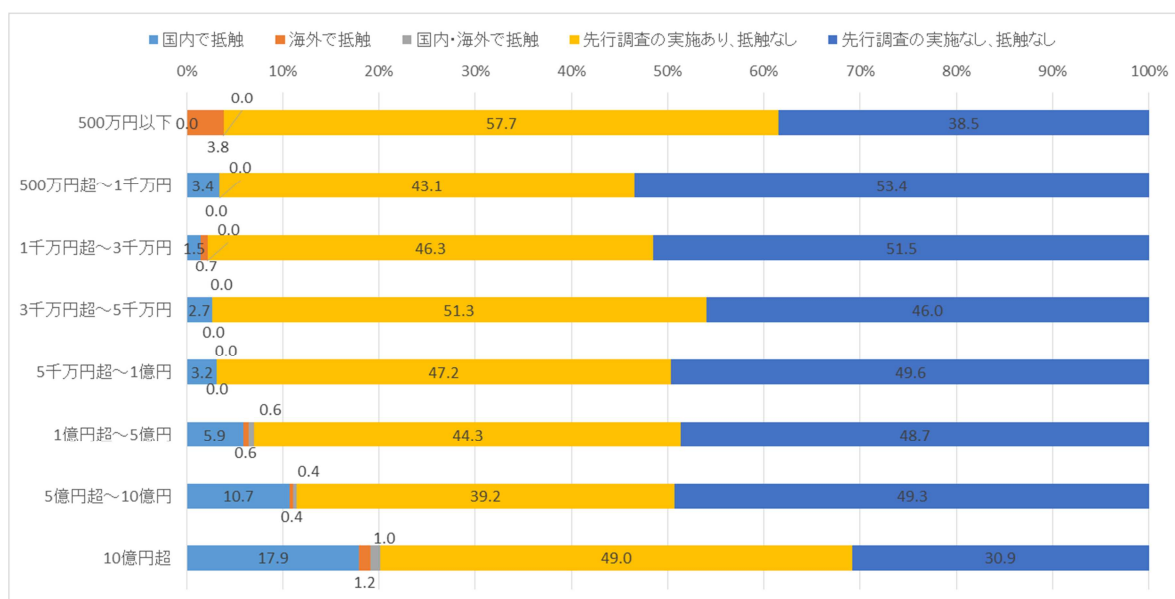


図表 224 他社の知的財産権への抵触の有無（規模別）[SA]



売上高別の比較では、売上規模が上がるにつれて、「国内」あるいは「海外」で抵触と回答した割合が高くなる傾向がある。

図表 225 他社の知的財産権への抵触の有無（売上高別）[SA]

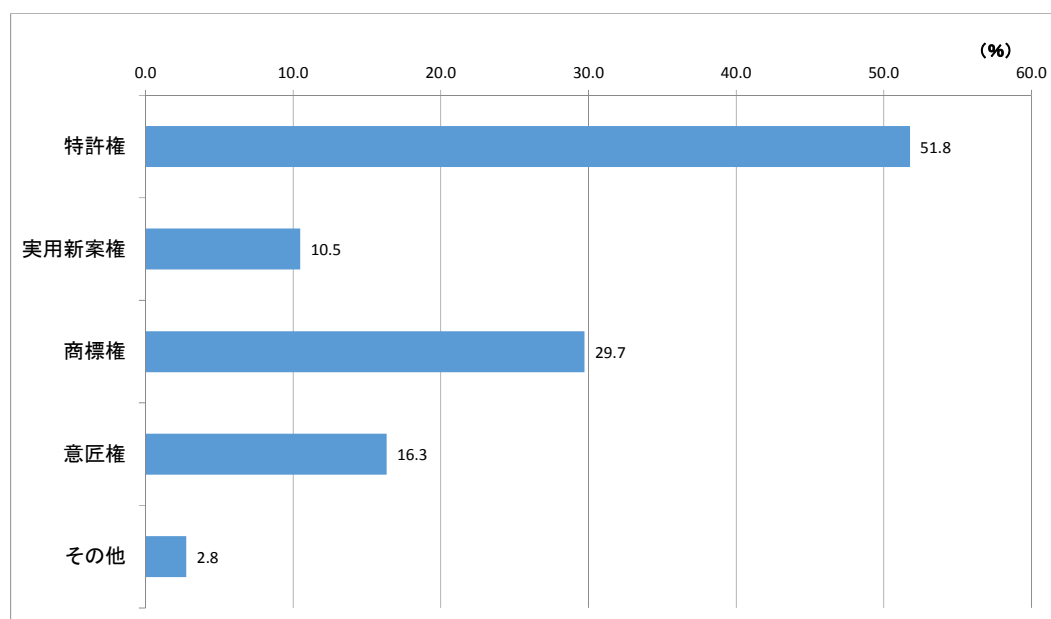


② 抵触した他社の知的財産権

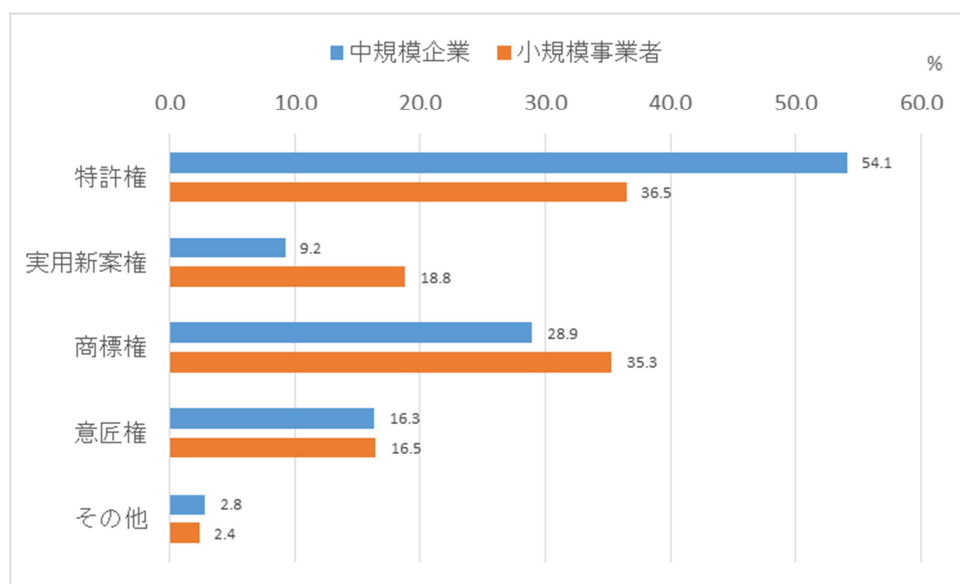
アンケート調査によると、抵触した他社の知的財産権は、特許権が 51.8%と最も高く、商標権 29.7%、意匠権 16.3%の順となっている。

企業規模別にみると、特許権では、中規模企業が抵触した割合が、小規模事業者よりも大幅に高い。商標権では、小規模事業者の割合が、中規模企業よりも若干高くなっている。

図表 226 抵触した他社の知的財産権（全体）[MA]

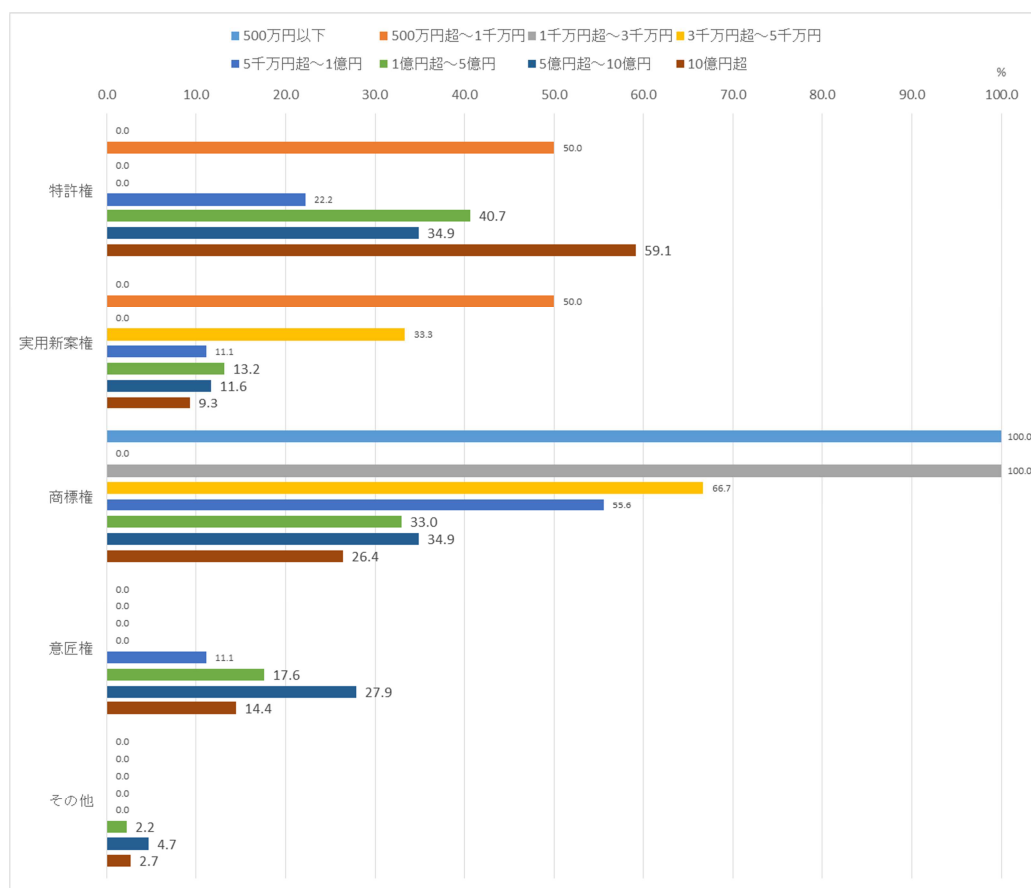


図表 227 抵触した他社の知的財産権（規模別）[MA]



売上高別の比較では、特許権において、10 億円超の層で抵触した割合が高い。

図表 228 抵触した他社の知的財産権（売上高別）[MA]



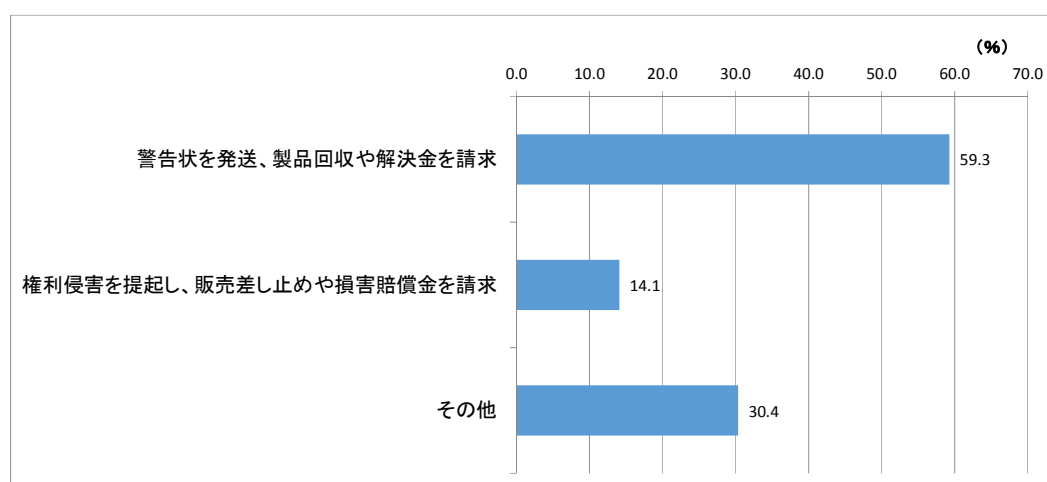
※商標権の「500 万円以下」及び「1 千万円超～3 千万円」の割合は、回答母数が少ない中で該当する回答があったため、100%となっている。

③知的財産権の抵触に対する他社の対応

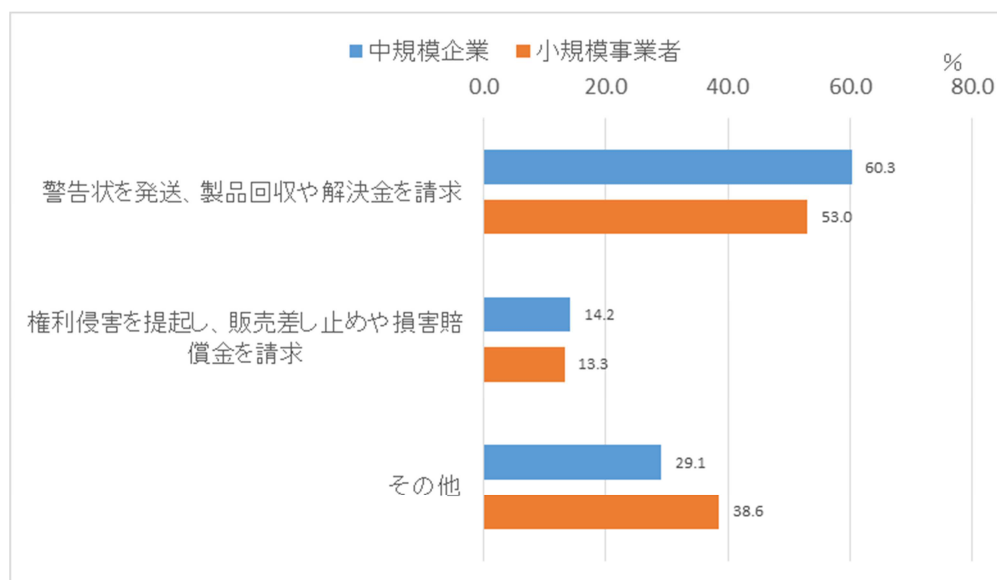
アンケート調査によると、抵触に対して他社からの対応は、「警告状を送送され、製品回収や解決金を請求された」が最も高く、59.3%を占める。

また、企業規模別にみても同様の結果となっている。

図表 229 知的財産権の抵触に対する他社の対応（全体）[MA]

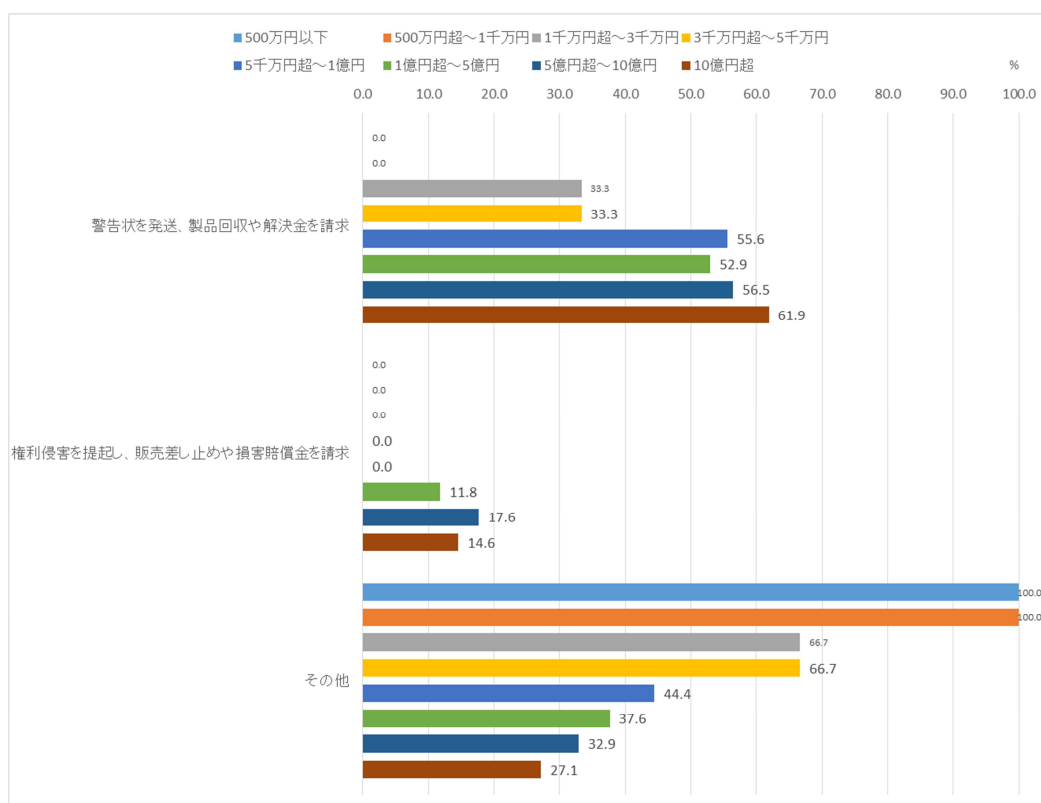


図表 230 知的財産権の抵触に対する他社の対応（規模別）[MA]



売上高別の比較では、10 億円超の層で「警告状を発送され、製品回収や解決金を請求された」と回答した割合が最も高い。

図表 231 知的財産権の抵触に対する他社の対応（売上高別）[MA]



※その他の「500 万円以下」及び「500 万円超～1 千万円」の割合は、回答母数が少ない中で該当する回答があったため、100%となっている。

5. 課題

今回の調査においては、定量的かつ定性的に中小企業の知財活動、支援策の実態及びそれらの課題を明らかにすることが目的である。

Ⅲ. 1. ～ 4. までの分析では、以下のような結果が得られたところである。

- ① 一般論として指摘されている事象が定量的に裏付けられるか
 <裏付けられた例>特許権を保有している企業の方が利益率は高い
- ② 中規模事業者と小規模事業者と分類することで、規模により段階的な傾向を顕著に示すことができるのか又は U 字傾向を示すのか
 <結果>質問項目毎に差異あり、一律の傾向は十分分析できず
- ③ その他特徴的な傾向が示された項目はあるか
 <示された例>中国進出の中小企業の知財活動は活発である

以下は、今回の調査結果のうち、「実態」「課題」「公的支援（ニーズ及び認知度）」「裾野拡大」の 4 つの視点から補足分析を加えつつ課題等を記載する。

（1）中小企業の知的財産活動の「実態」

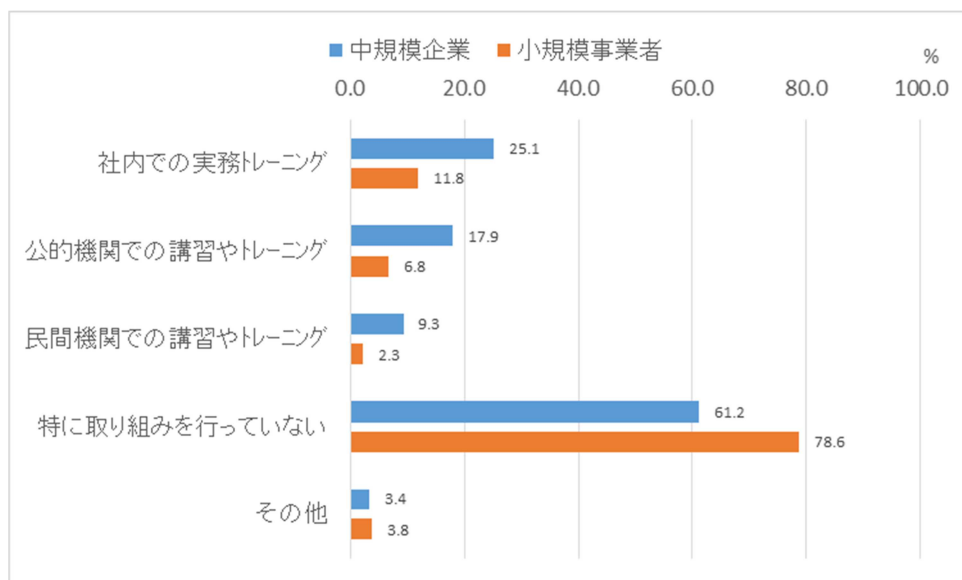
中小企業の知的財産活動が十分でないことは、出願実態等からも明らかとなったところである。その障害となっている要因としては、「人材面」「資金面」「情報面」であることは一般的に指摘されていることであるが、本調査結果で示した様々なデータからも立証可能である。

ここでは、最初に、人材育成が不十分という指摘に関し補足する。

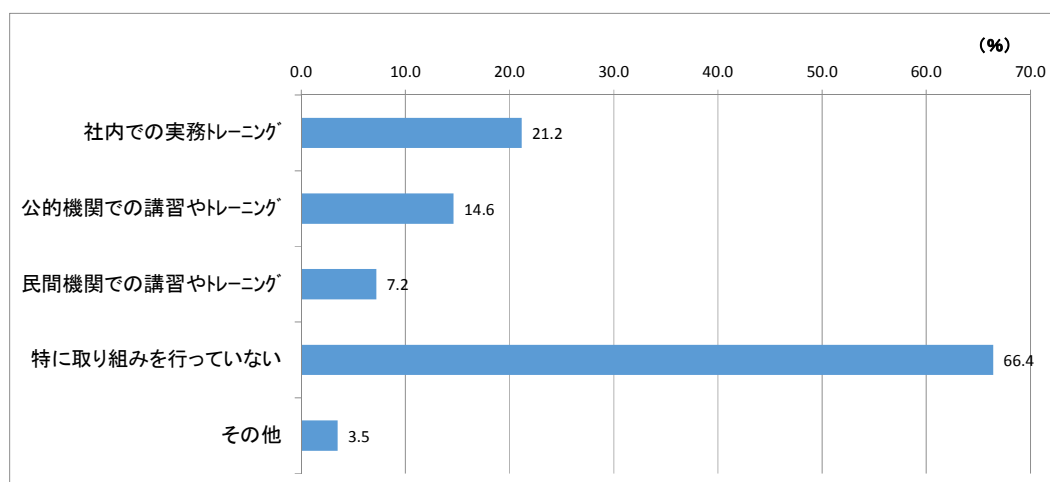
第1に、アンケート調査によると、知的財産に関わる人材育成は、中規模企業及び小規模事業者の双方で進んでいない。「特に取り組みを行っていない」と回答した割合は、中規模企業で61.2%、小規模事業者で78.6%となっており、特に小規模事業者で人材育成の取組が進んでいない。小規模事業者では、経営者が自ら知的財産活動を実施する割合が高いが、社内での知財人材の育成を実施しておらず、知的財産活動の委譲も進まない一因となっていると考えられる。

「人材面」での不足は、中小企業自身の努力で解決・改善可能な側面も少なくないが、残念ながらそのような企業は少ないのが実情である。

図表 232 知的財産に関わる人材育成の方法（規模別）[SA]

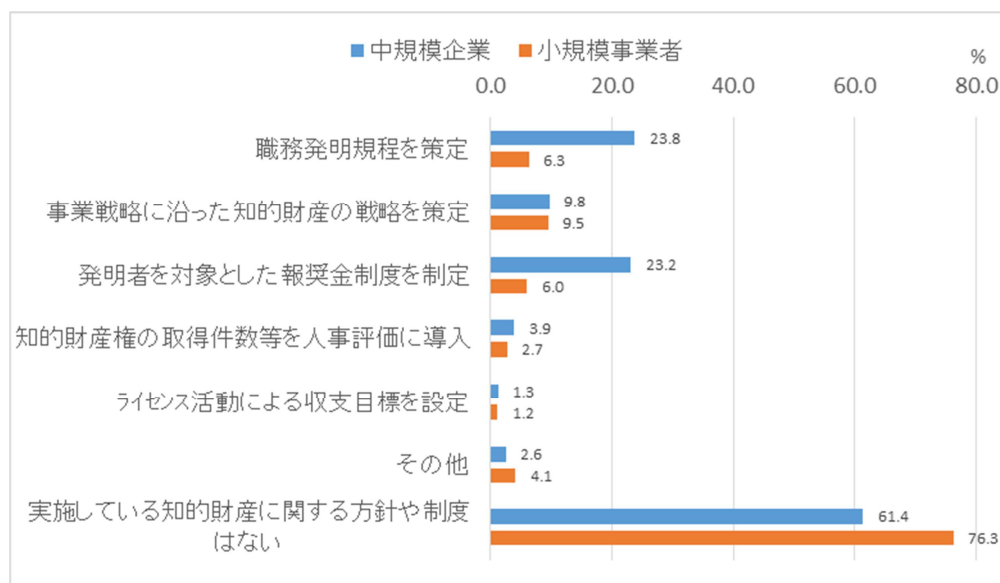


図表 233 （参考）知的財産に関わる人材育成の方法（全体）[SA]

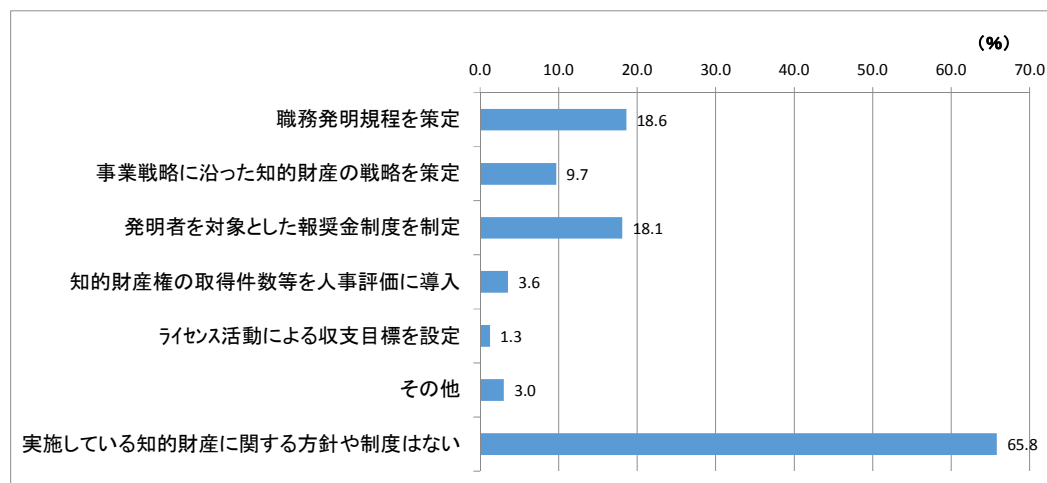


第2に、知的財産に関する方針や制度面からの整備も十分でないとの指摘について補足する。中規模企業及び小規模事業者の双方で実施していない割合が高い。「実施している知的財産に関する方針や制度はない」と回答した割合は、中規模企業で61.4%、小規模事業者で76.3%となっており、特に小規模事業者で知的財産に関する方針や制度の策定が遅れている。

図表 234 知的財産に関する方針や制度で実施しているもの（規模別）【SA】



図表 235 （参考）知的財産に関する方針や制度で実施しているもの（全体）【SA】



第3に、中小企業、特に小規模事業者の知的財産活動が進んでいないという結果が得られた点を記載する。

- 知的財産活動の実施体制

経営者自ら知的財産活動の担当者となっている割合が、特に、従業員数の少ない小規模事業者で高い。経営者自らが知的財産活動の担当者となることはトップダウンで進めることが可能となるという視点からのメリットも有する。他方で、会社の業績や知的財産活動の達成

率は、経営者以外による知的財産活動よりも低いとの結果もある（２．（２）②知的財産活動を経営者自身が実施する企業の傾向、P45～47 参照）。

- ライセンス収入の回収

ライセンスの回収において、自主回収としている割合が高く、第３者を活用して製造状況を把握し回収としている割合は少ない。また、回収できていないと回答した割合が、特に、小規模事業者で高くなっている。特許権等を取得しライセンスという活用に進んでいる場合でも、十分な利益を獲得できていないという結果がある（４．（２）④ロイヤルティ収入の回収状況、P.133～135 参照）。

- 模倣被害への対応

警告状の発送や権利被害の提訴を実施している会社もあるが、何も対応を取らなかったという割合が、特に、小規模事業者で高い。対応を取らなかった理由は、コストがかかるという経済的なものもあるが、対応を取れる者や相談先がなかったといった理由も、特に、小規模事業者で多い。ライセンスと同様に活用面での課題も浮き彫りとなっている（４．（３）④模倣被害への対応、P.140～142 参照）。

これらの結果を踏まえると、その原因が、小規模事業者の「人材面」、「資金面」、「情報面」と関係していると考えられる。小規模事業者では、人材の不足により知的財産活動の実施体制が脆弱になっており、目的に対する達成度も十分ではない。また、資金の不足により、模倣被害への対応コストを確保できておらず、模倣対策が取れていない。情報や人材の不足で、ライセンス先の情報収集や交渉ができておらず、ライセンス対価のロイヤルティを回収できていない。小規模事業者において知的財産活動が低い原因が、次の知的財産活動の取り組みにおける課題でも同様に挙げられている。

（２）知的財産活動の取り組みにおける「課題」

「人材面」「資金面」「情報面」の３つの課題のうち、中小企業自身の認識は①資金面→②人材面→③情報面となっている。

具体的には、アンケート調査によると、知的財産活動の取り組みに向けた課題として、小規模事業者では、「出願等の知的財産活動に費やす資金が不足」と回答した割合が 41.1%と最も高く、中規模企業の 19.6%の約 2 倍近くの割合をなっている。一方で、中規模企業では、「知的財産を管理する人材が不足」と回答した割合が最も高く、次いで、中規模企業と小規模事業者の双方で、「知的財産にかかる情報・知識が不足」、「知的財産にさける時間が不足」と回答した割合が高くなっている。

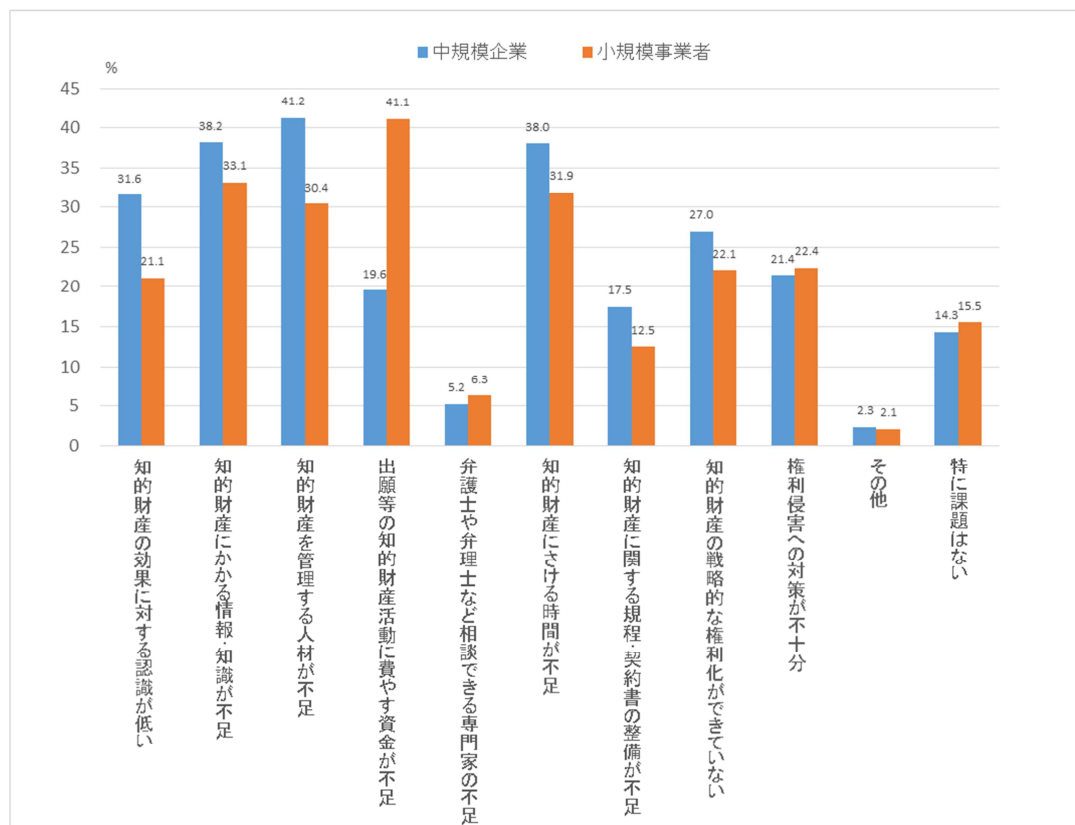
また、中小企業白書 2009 の調査によると、知的財産活動の取り組みに向けた課題として、「知的財産にかかる知識の不足」、「人材や資金が不足」の割合が高い。アンケート調査において、上位に上がっていた「出願等の知的財産活動に費やす資金が不足」や「知的財産を管理する人材が不足」といった課題と、同じ傾向を示している。

また、「資金面」と「人材面」を課題と感じる中小企業は、売上規模や従業員数により、相対的な割合に変化することも明確となった。

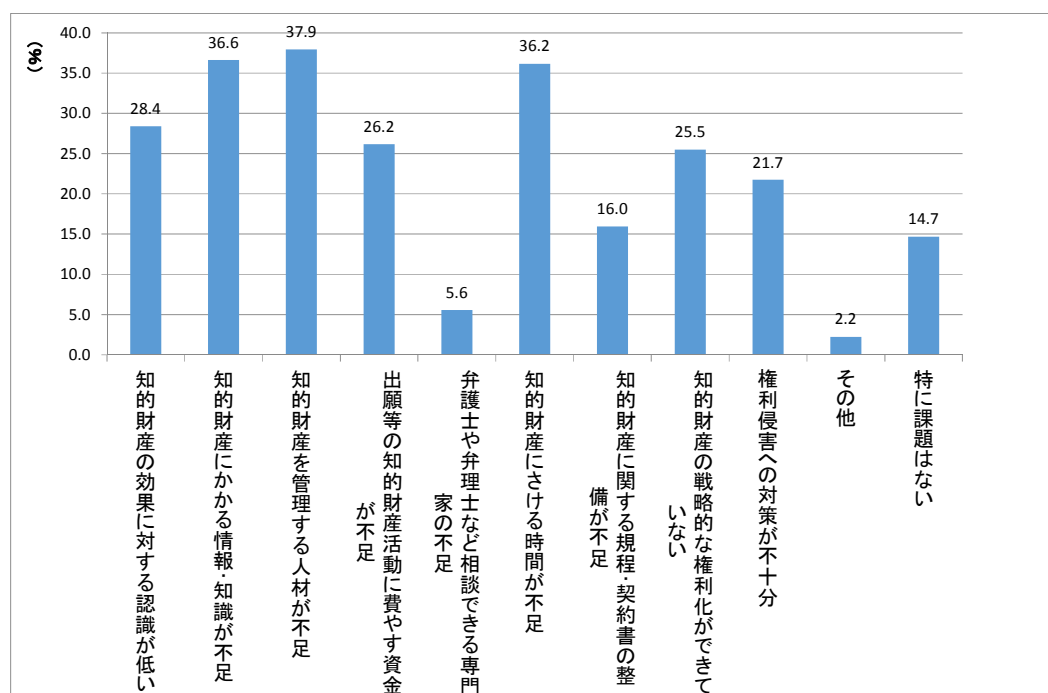
すなわち、売上高別の比較では、売上規模が大きくなるにつれて、「出願等の知的財産活動に費やす資金が不足」という課題は減少する一方で、「知的財産を管理する人材が不足」の割

合が増加する傾向にある。従業員数規模別でも、知的財産活動の取り組みに向けた課題は、売上高別と同じ傾向にある。

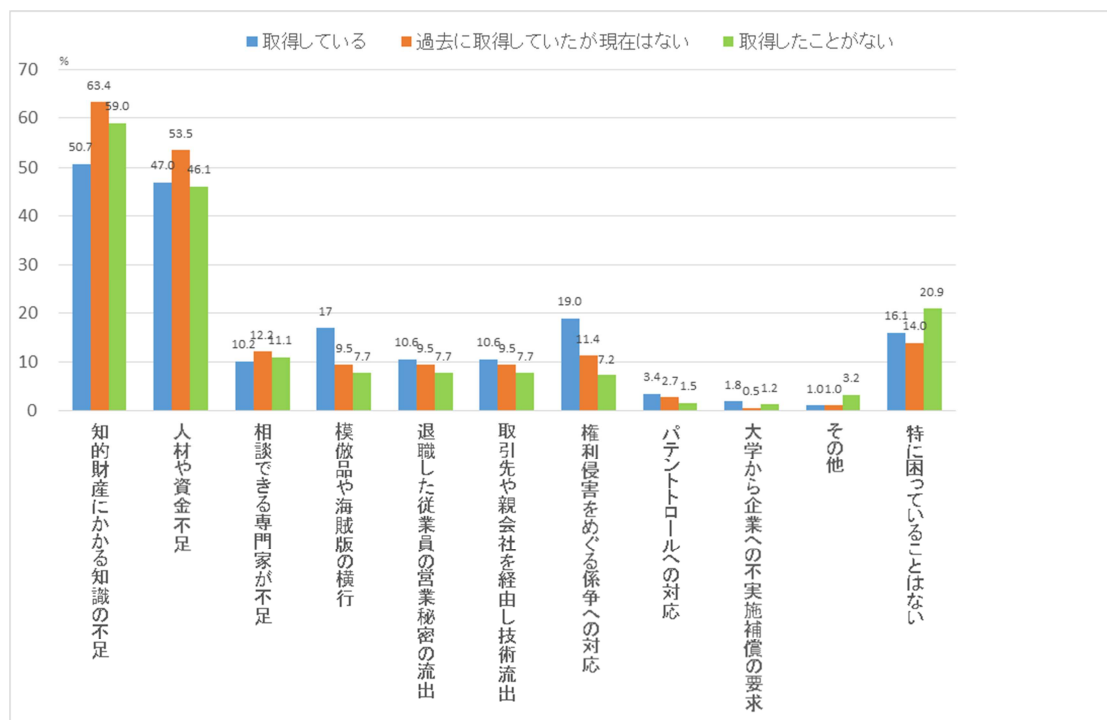
図表 236 知的財産活動の取り組みに向けた課題（規模別）[MA]



図表 237 （参考）知的財産活動の取り組みに向けた課題（全体）[MA]

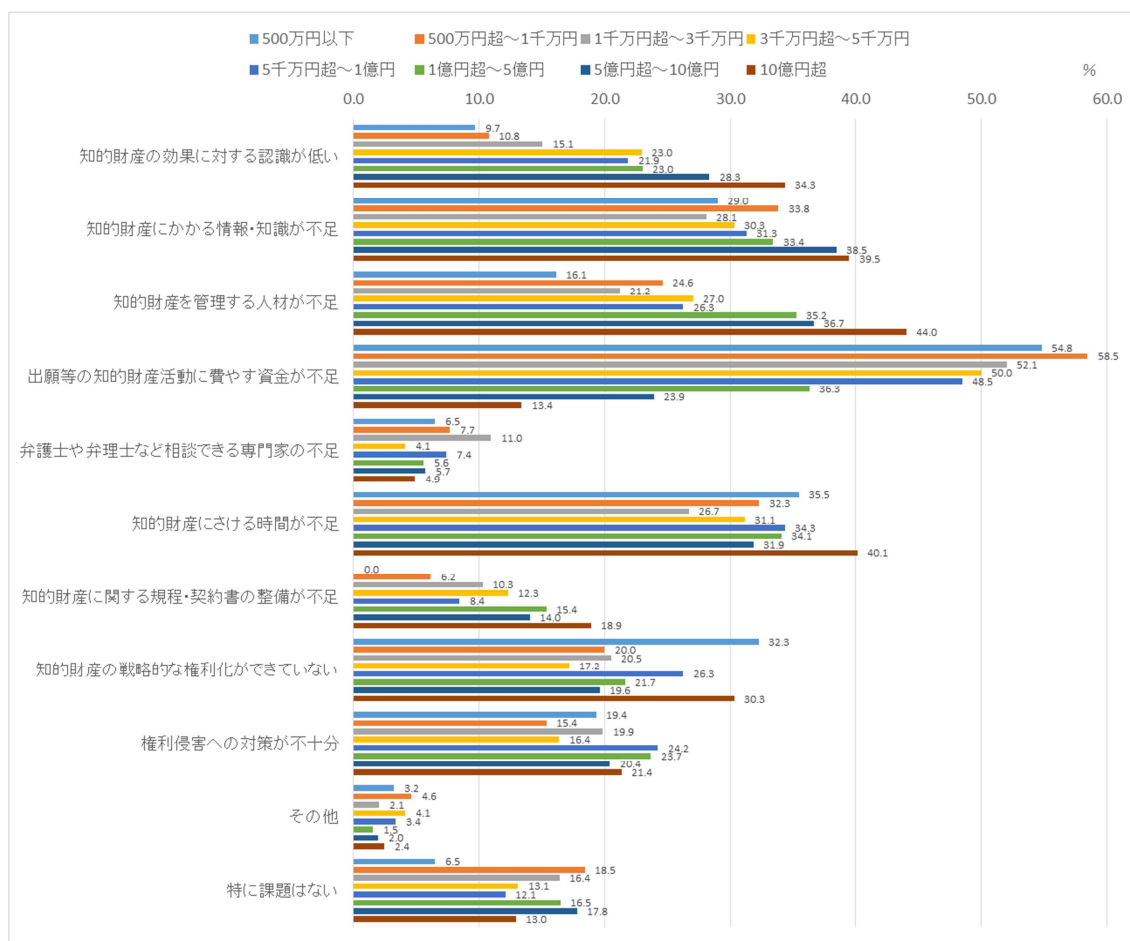


図表 238 知的財産戦略上の課題（特許取得の有無）⁶⁶

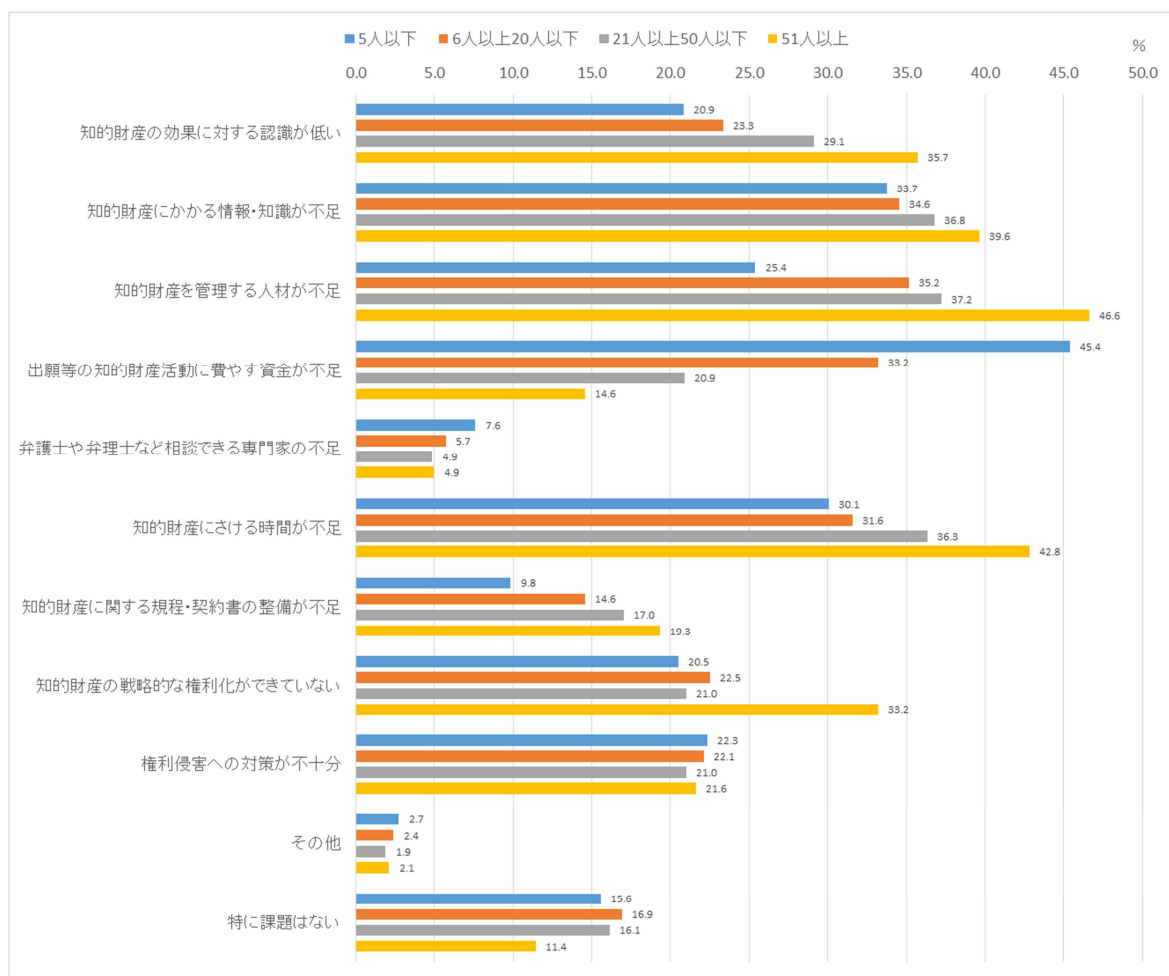


⁶⁶中小企業庁「中小企業白書 2009」（2009 年）P119 より抜粋

図表 239 知的財産活動の取り組みに向けた課題（売上高別）[MA]



図表 240 知的財産活動の取り組みに向けた課題（従業員数規模）[MA]



（３）知的財産活動のための「公的支援（ニーズ及び認知度）」

特許庁等政府においても従前より多くの知財分野での公的支援策を実施している。ここでは、①中小企業側のニーズと②現状施策の周知状況の２点から課題を抽出する。

冒頭に、結果を踏まえた今後の方向性を例示すれば、「中小企業間での知的財産活動の目的やニーズが多様であることに対応可能なきめ細か支援策の企画と普及が必要であること」があげられる。

① 公的支援「ニーズ」

前述した（２）で中小企業が認識している「課題」と「公的支援ニーズ」は対応している。すなわち、最も中小企業が望んでいる課題は、「資金面」でのニーズとなる。しかし、「人材面」「情報面」での支援ニーズも高い。

また、既に記載したデータによれば、中規模企業と小規模事業者との間で、知的財産活動の目的は異なっている。これは支援ニーズにも反映されているところである。

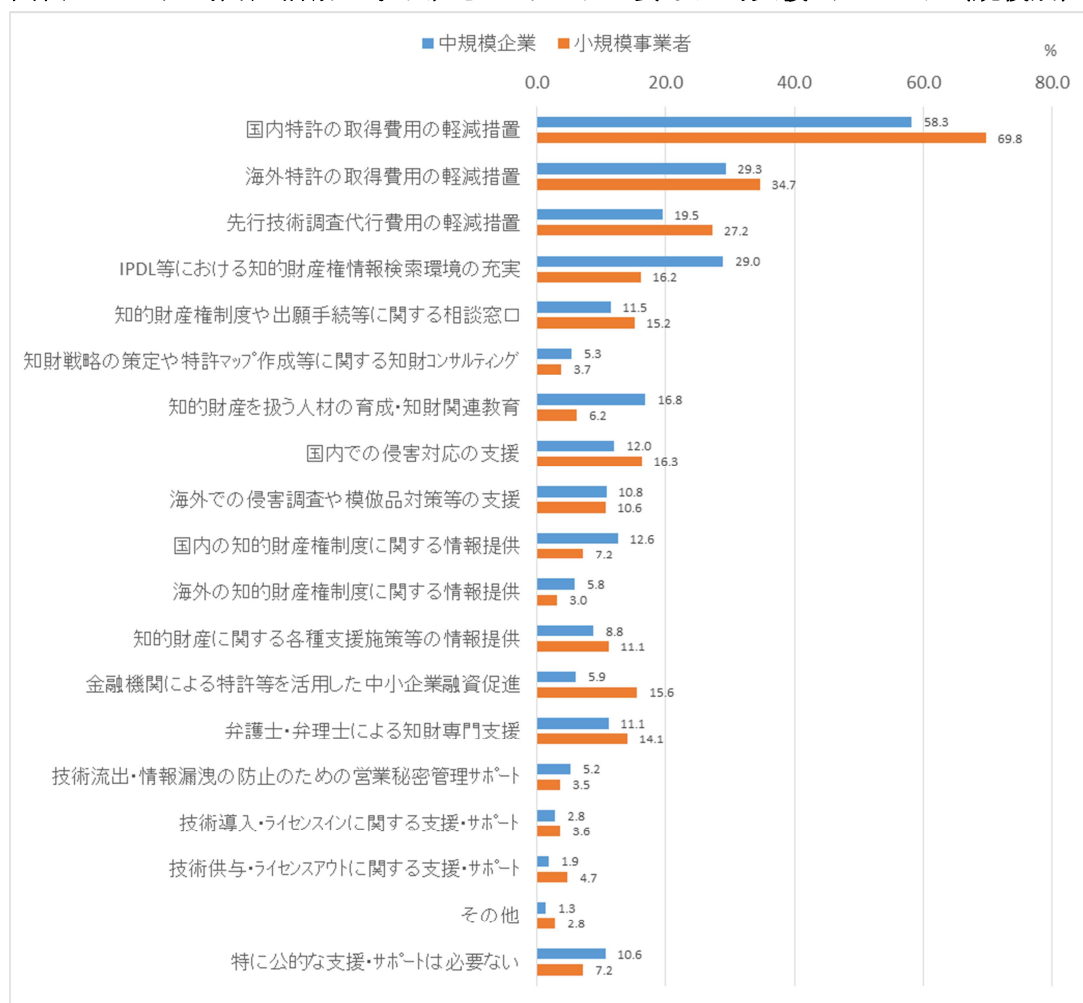
具体的には、アンケート調査によると、知的財産活動に取り組むにあたり必要な公的支援・

サポートとして、中規模企業及び小規模事業者で、「国内特許の取得費用の軽減措置」、「海外特許の取得費用の軽減措置」「先行技術調査代行費用の軽減措置」といった費用の削減に関する項目の割合が高い。特に、小規模事業者で費用に関する支援が必要と回答した割合が高くなっている。

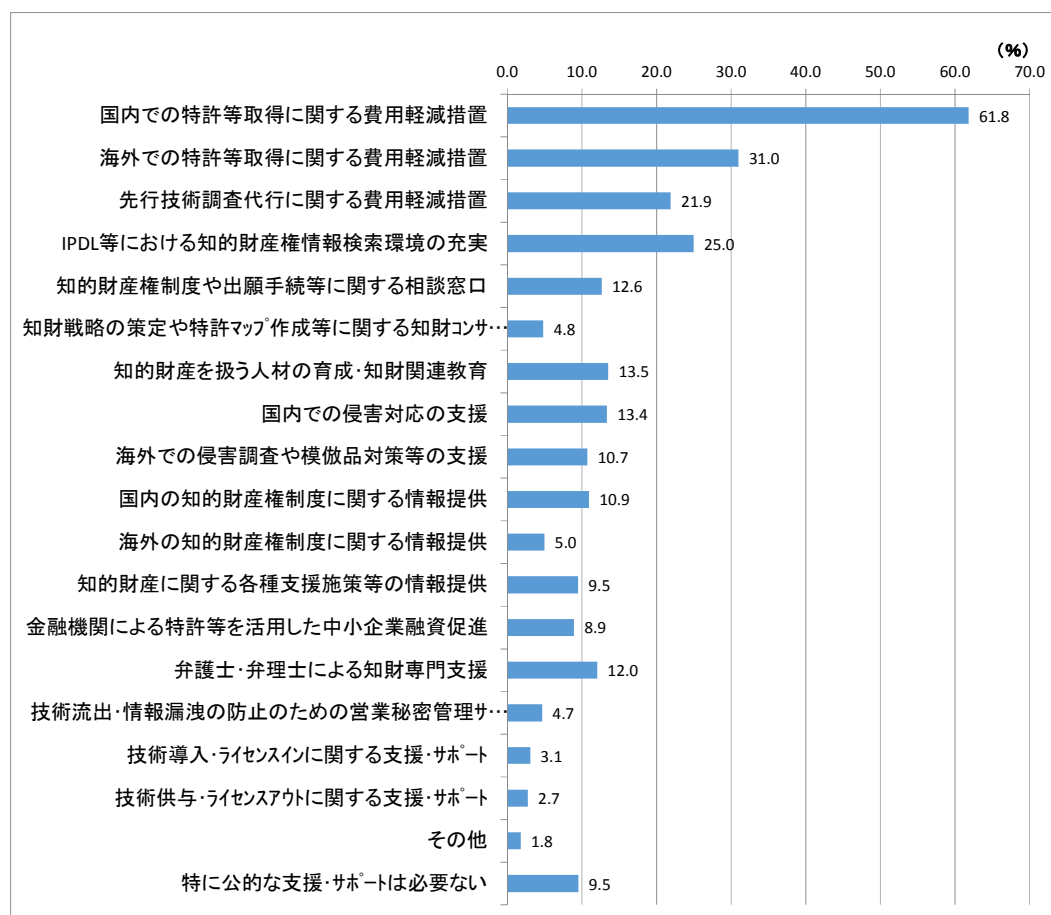
一方で、「IPDL 等における知的財産権情報検索環境の充実」、「国内の知的財産権制度に関する情報提供」、「海外の知的財産権制度に関する情報提供」、「知的財産に関する各種支援施策等の情報提供」といった情報関連の支援も、必要な公的支援として割合が高い。

加えて、「知的財産を扱う人材の育成・知財関連教育」、「国内での侵害対応の支援」、「海外での侵害調査や模倣品対策等の支援」、「弁護士・弁理士による知財専門支援」といった教育、ノウハウ等の人的支援も、同様に、必要な公的支援として割合が高くなっている。

図表 241 知的財産活動に取り組むにあたり必要な公的支援・サポート（規模別）[SA]



図表 242 (参考) 知的財産活動に取り組むにあたり必要な公的支援・サポート (全体) [SA]



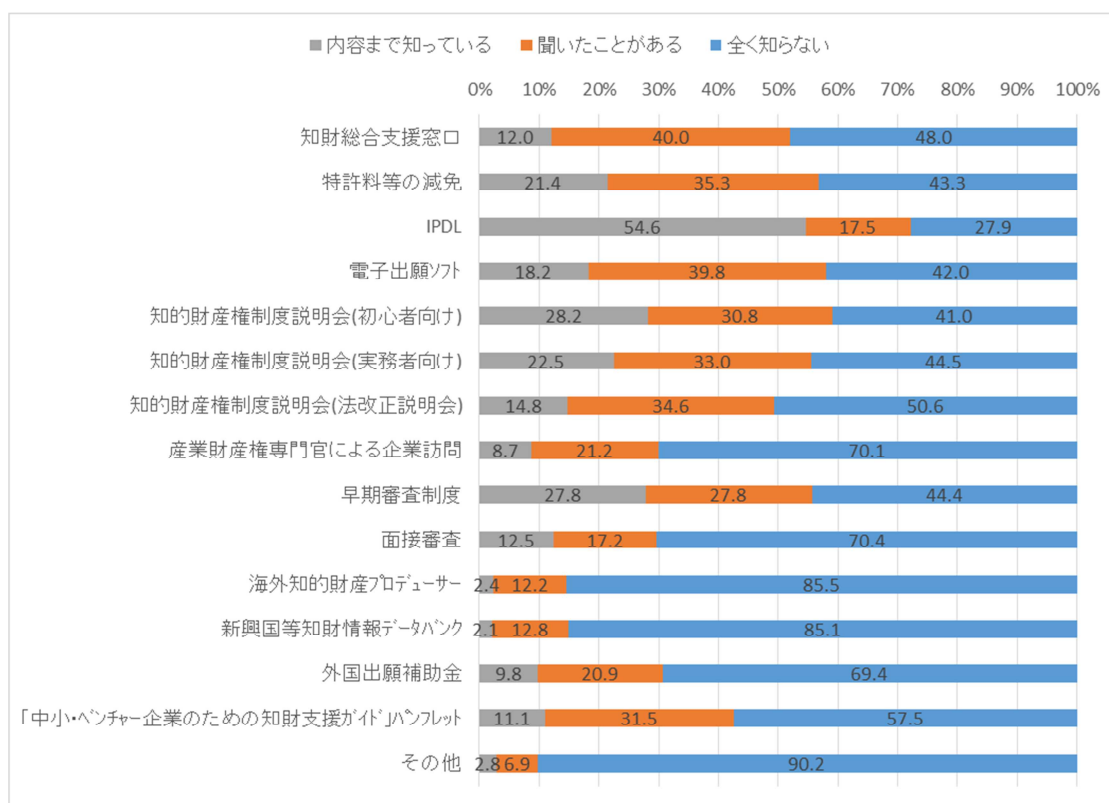
② 公的支援の「認知度」

支援策に関する認知度（聞いたことがあるレベルの段階を含む。）が全体の半数を超えている事業は、「特許料等の減免」「IPDL」「電子出願ソフト」「知的財産権制度説明会（初心者向け）（実務者向け）」「早期審査制度」である。「資金面」「人材面」「情報面」という分類での関心度というよりは、支援制度の開始時期等にも起因しているものと推察される。しかし、全体としての認知度は低く、特に、現在特許庁が施策を強化している「知財総合支援窓口」「外国出願補助金」の認知度は高くない。支援施策の普及活動の強化が必要である。

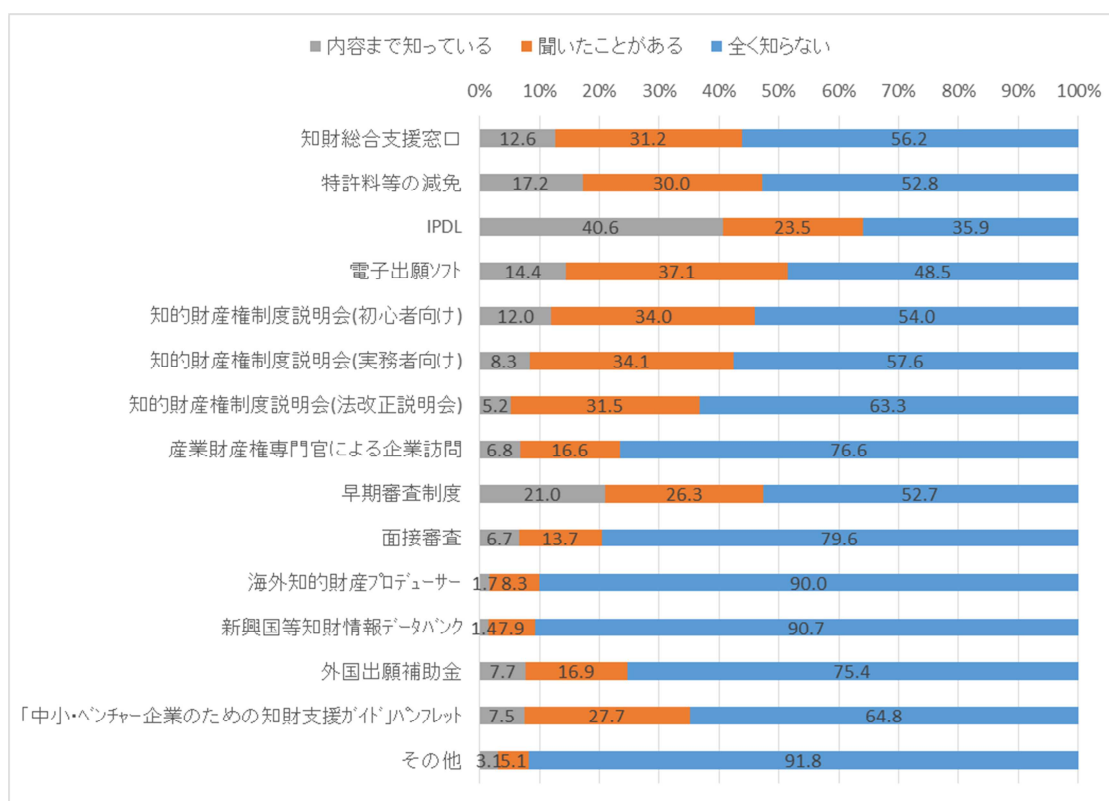
a) 認知度

アンケート調査によると、特許庁が実施している公的支援の認知度は、中規模企業及び小規模事業者で、「知財総合支援窓口」、「特許料等の減免」、「IPDL」、「電子出願ソフト」、各種「知的財産権制度説明会」、「早期審査制度」で認知の割合が高くなっている。一方で、「産業財産権専門官による企業訪問」、「面接審査」、「海外知的財産プロデューサー」、「新興国等知財情報データベース」の認知度は、特に、小規模事業者でその割合が低くなっている。

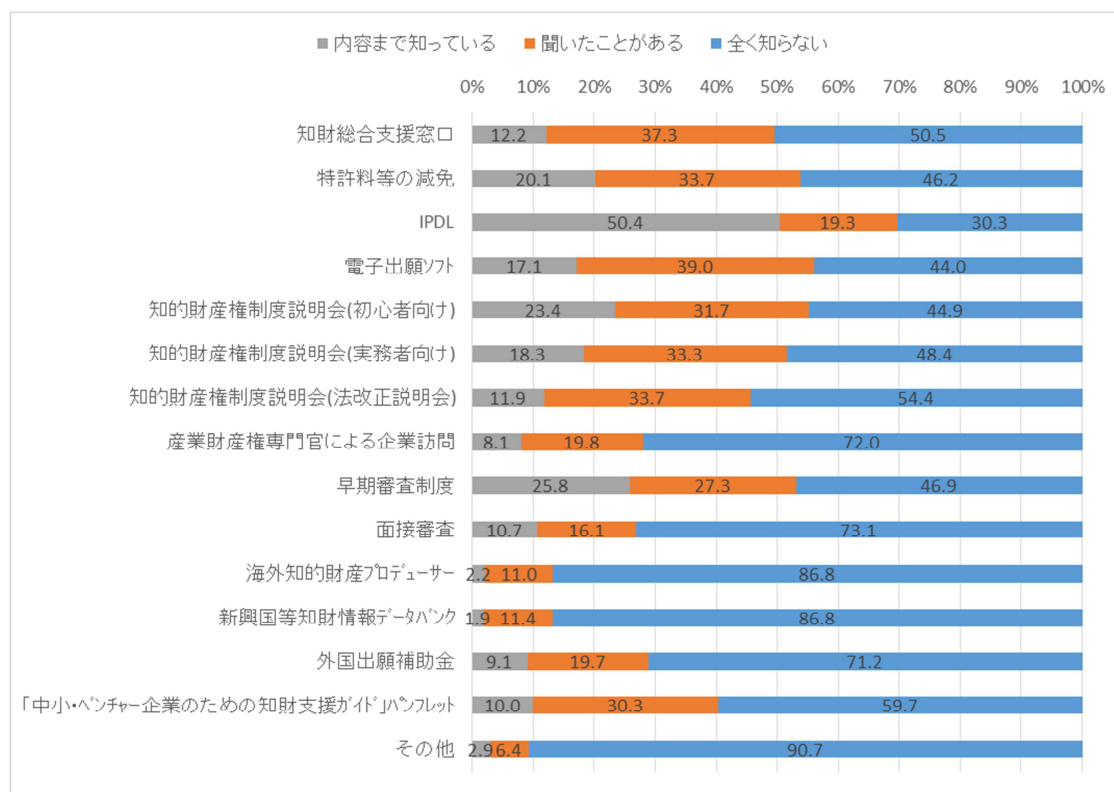
図表 243 公的支援の認知度（中規模企業）[SA]



図表 244 公的支援の認知度（小規模事業者）[SA]



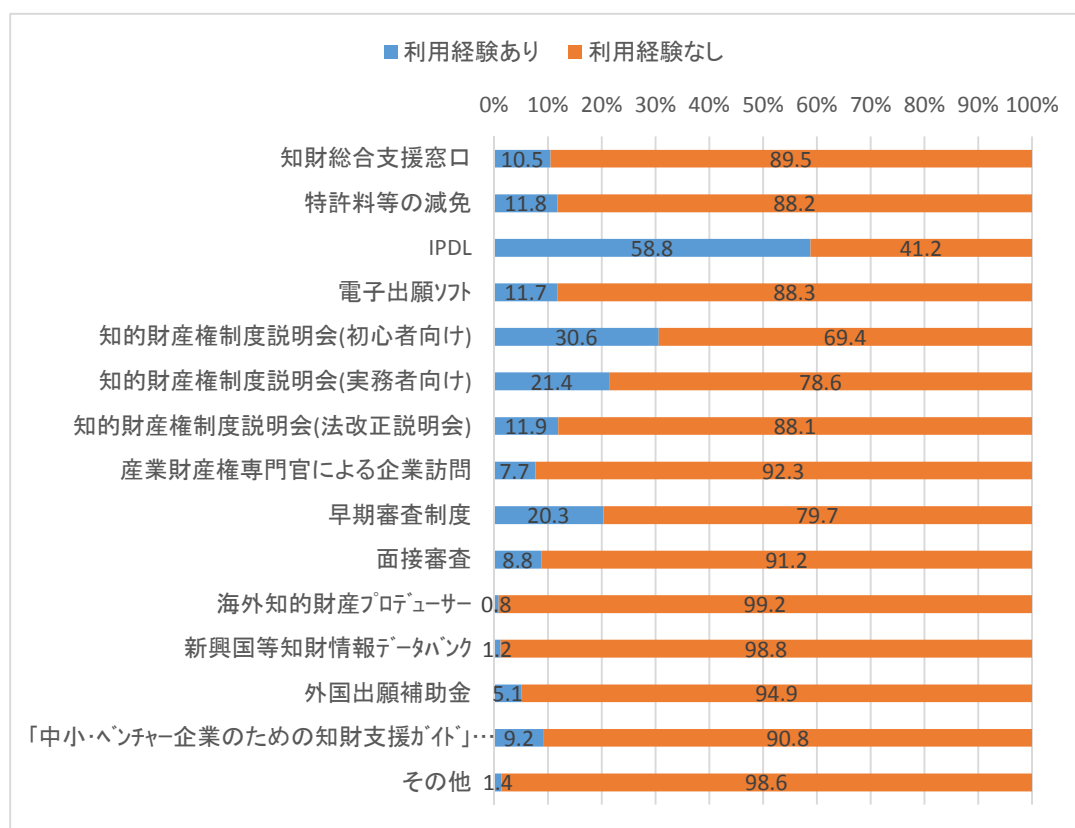
図表 245 （参考）公的支援の認知度（全体）[SA]



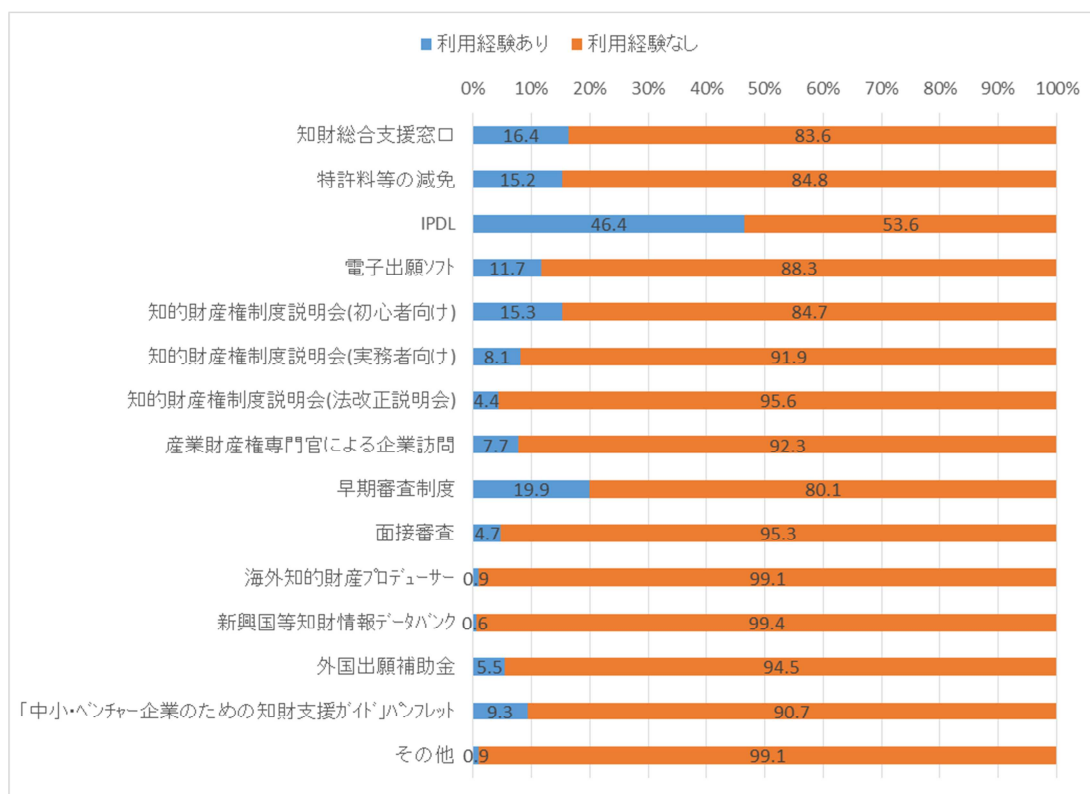
b) 利用経験関連

利用経験についても概ね同様の傾向を示している。アンケート調査によると、特許庁が実施している公的支援の利用経験は、中規模企業では、「IPDL」、「知的財産権制度説明会」の割合が高く、小規模事業者では、「IPDL」、「早期審査制度」、「知財総合支援窓口」、「特許料等の減免」の割合が高い。一方で、「産業財産権専門官による企業訪問」、「面接審査」、「海外知的財産プロデューサー」、「新興国等知財情報データベース」の利用経験は、中規模企業と小規模事業者の双方で、その割合が低い。

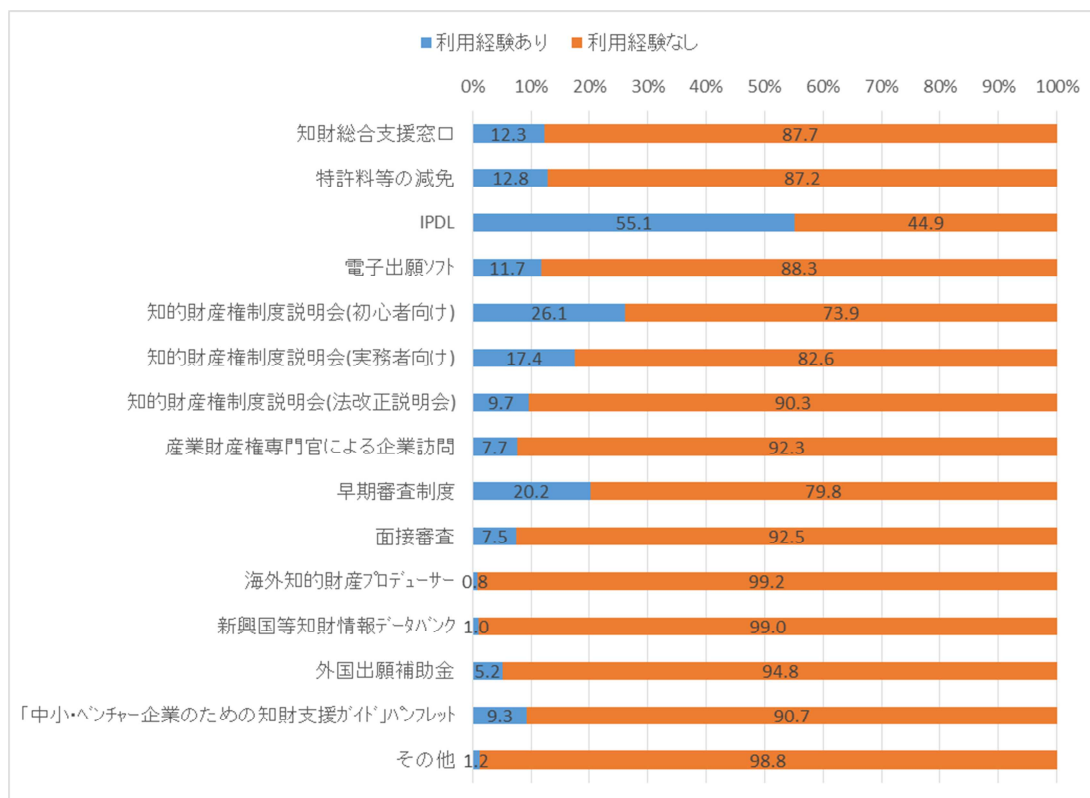
図表 246 公的支援の利用経験（中規模企業）[SA]



図表 247 公的支援の利用経験（小規模事業者）[SA]



図表 248 （参考）公的支援の利用経験（全体）[SA]



(4) 知的財産活動の「裾野拡大」

本調査において、知的財産を保有することや知的財産活動のメリットもいくつか分析された。経済的な分析から知的財産を保有する会社は、保有していない会社に比べて、売上高営業利益率や自己資本比率が高く、業績は堅調であることが分かった。知的財産の保有により、知財保有会社には、独占の利益等がもたらされていると考えられる。

同様に、知的財産活動の効果としては、知財保有会社が、「模倣品や類似品の排除が可能となった」、「信用力を得る」、「対外的なアピール効果を得る」といった効果を高く感じている。知財保有会社において、知的財産活動の効果が得られていることと、業績が堅調なこととのつながりはあると考えられる。

また、知的財産の評価による融資を受けたと回答した会社も見られた。知的財産権や知的資産経営の評価により、金融機関から融資や金利減免等の優遇措置を得られている。

以上のとおり、知的財産は、中小企業の経営に幅広く貢献するものであるとのデータが示されている。このようなメリットを中小企業に上手く伝える工夫が必要であり、そのことが結果として中小企業の知的財産活動の裾野拡大につながるものである。

今回の調査では、中規模企業と小規模事業者による規模別、売上高別、従業員数規模別、業種別に加え、下請の有無、経営者による知財管理の有無、海外展開の有無等で分析を行った。中小企業の様々な特性に対応して、知的財産権取得の有無を問わず、裾野拡大の観点から、多様な支援策の拡充や普及啓発活動の強化を行う必要がある。

前述のように、中規模企業と小規模事業者は知的財産活動の目的が異なっている（２．（１）①（ｉ）企業規模別比較）。今後、目的の違いに則して、双方のニーズにあったきめ細かな普及・支援策が必要と考えられる。また、知的財産活動が効果的に実施されている企業層、いわば、売上高規模や従業員規模が高い層や海外に進出している企業等については、知的財産や知的財産活動の重要性を更に認識し、実施してもらうためにも、知的財産権を取得しているか否かを問わず、裾野拡大の観点から重点的に知的財産制度の普及促進及び支援策の拡充が望ましいと考えられる。